

目次

人間福祉学研究

Japanese Journal of Human Welfare Studies

2021.12 Vol.14 No.1

◆巻頭言		
新型コロナウイルスと格差	武田 丈	3
◆特集		
「コロナ禍」の人間, 社会, そして福祉		
—文明と環境をめぐって—	室田 保夫	5
【特集論文】		
コロナ危機: 人間と社会, そして福祉	神野 直彦	9
新型コロナウイルスの感染拡大は女性の生活をどう変えたのか		
—さまよえる中高年女性たち—	山田 知子	25
コロナ禍に耐える地域在住高齢者		
—レジリエンスに着目した支援の可能性—	大和 三重	41
コロナ禍における死別		
—新たな遺族支援の展開を探る—	坂口 幸弘, 赤田ちづる	57
コロナ禍と福祉 (生活困窮者対策)		
—アフターコロナにおける生活困窮予防の検討—	三宅 由佳	75
体育会に所属する大学生の大学への帰属意識に関する研究		
—コロナ禍における体育会の意義について考える—	林 直也	91
コロナ禍と地域スポーツの活動: 総合型地域スポーツクラブに着目して	祐末ひとみ	105
◆投稿論文		
局所的仮説と局所的一般化可能性に関する試論		
—ソーシャルワークにおける局所的理論・モデルの定式化に向けて—	李 政元	123
◆書評		
『ソーシャルワークはマイノリティをどう捉えてきたのか		
—制度の人種差別とアメリカ社会福祉史』	陳 礼美	137
	Re: 西崎 緑	
◆編集内規・投稿規程・執筆要領・投稿原稿募集のお知らせ		143
◆編集後記		153

Contents

Japanese Journal of Human Welfare Studies

2021.12 Vol.14 No.1

◆ Foreword		
COVID-19 and Disparity	Joe Takeda	3
◆ Special issue		
Mankind, Society, and Welfare during the COVID-19 Disaster :		
Essays On Civilization and Environment	Yasuo Murota	5
【Feature articles】		
The COVID-19 Crisis, Human Community, and Welfare	Naohiko Jinno	9
How Has the COVID-19 Pandemic Impacted Women's Lives?		
Middle-aged and Older Women Being Cast Adrift	Tomoko Yamada	25
Community-dwelling older people enduring the COVID-19 disaster:		
Support focusing on resilience	Mie Ohwa	41
Bereavement during the COVID-19 Pandemic:		
Exploring the new developments of support for		
the bereaved	Yukihiro Sakaguchi, Chizuru Akata	57
The impact of COVID-19 on the welfare state (Action plans for poverty):		
Analysis for poverty prevention after the COVID-19 crisis	Yuka Miyake	75
Identification of students who belong to sports clubs with		
universities during the COVID-19 pandemic	Naoya Hayashi	91
Activity Community Sport in COVID-19:		
Focusing on Comprehensive Community Sport Clubs	Hitomi Sukesue	105
◆ Submitted article		
A Study on formalizing local hypotheses and its local generalizability:		
Toward the formulation of local theories and models in Social Work	Jung Won LEE	123
◆ Book review		
How has social work perceived minorities? ;		
Institutional Racism and history of the American Social Work	Midori Nishizaki	137
	Re : Li-Mei Chen	
◆ Submission guidelines		143
◆ Editor's comment		153

巻頭言

新型コロナウイルスと格差 COVID-19 and Disparity

関西学院大学人間福祉学部教授 武田 文

2021年度は、昨年度に続き新型コロナウイルスによって世界中が翻弄された1年だったと言っているであろう。このグローバルなパンデミックを招いた新型コロナウイルスは、中国の武漢を中心に感染が確認されてから数か月後にはアマゾンの先住民でも感染者が確認されるなど、いとも簡単に世界中に拡がり、多くの尊い命を奪った。交通機能の発達によって多くの人が簡単に国境を越えられるようになった現代では、残念ながら当然の結果なのかもしれない。国連によると、2021年11月5日現在、世界中で約2億5000万人の人が感染し、500万人以上の尊い命が奪われてしまっている。新型コロナウイルスは、単に感染した人の健康や命に大きな被害をあたえるだけでなく、感染していないすべての人間の生活を一変させ、さまざまな課題や格差を生み出している。

アメリカのトランプ前大統領や、イギリスのジョンソン首相も感染したように、これも当たり前のことであるが、ウイルスは人を選ばない。しかし、誰でも感染するリスクがあるにもかかわらず、残念ながら検査や医療、そしてワクチンへのアクセスは世界中で平等にあるとは言えない。開発途上国、貧困者、外国人、セックスワーカー、スラムの住人といった周縁化された人たちは、後回しになっている現実が存在する。社会階層が低い人たちほど劣悪な環境で健康状態が悪い傾向に

あり、抵抗力も弱いいため、新型コロナウイルスの感染の可能性や、重症化の可能性が高くなっている。アメリカでは、新型コロナウイルスの死者数に関して、ヒスパニックと黒人（アフリカ系）が、白人とアジア系よりも2倍ほど多かったと報告されている。また、現在では日本で多くの人が接種済みのワクチンに関して、国連の調べによると2021年10月28日現在、世界の中の全ワクチン投与量の71%がわずかに10か国で投与されており、低所得国では全体の25%のみ、アフリカにおいては人口のわずか3.5%にとどまってしまう。つまり、ウイルスは人を選ばないが、人間が作り出した社会構造や、私たちが持つ偏見や差別によって新型コロナウイルスに関する格差が生み出されているのである。

日本の政府や自治体の新型コロナウイルス対策においても、「休校で仕事を休んだ保護者への助成金は、風俗業は対象外」や「朝鮮学校幼稚部はマスク配布の対象外」といった差別的な運用が批判された。ステイホームによって、家庭内でのパートナーや子どもへの暴力が増えたという報告もある。教育においても、オンライン授業を受けるための設備の準備状況の違いから学力の格差が生み出されてしまうという危機感も高まっている。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、どの政府も自国民を守るのに精いっぱい、お互いに国

境を封鎖して連携が分断されてしまったり、大間でいがみ合いが起こったりしている。しかし、世界の中で、また国内において格差が可視化されている今だからこそ、世界中の人たちが国境、セクシュアリティ、経済格差などを超えて協力し合い、このパンデミックを乗り越えていく必要があるのではないだろうか。

国連は、このパンデミックが起こる以前の2015年に、「誰一人と取り残さない」という共通理念のもと、地球規模の問題を解決するための17の目標とそれを達成するための169のターゲットからなるSDGs（Sustainable Development Goals = 持続可能な開発目標）を採択している。このSDGsのもとになったのが、国連が2000年に採択した2015年までの国際社会の8つの目標と21のターゲットからなるMDGs（Millennium Development Goals = ミレニアム開発目標）である。このMDGsの8つの目標は、先進国主導で決められた途上国に対して設定された目標ばかりで、途上国の意向が反映されていないという批判があり、こうした反省の下にSDGsが2015年から2030年の開発目標として採択されたのである。したがって、SDGsでは、MDGsで達成できなかった目標の達成に取り組むとともに、気候変動への対策、雇用や労働のあり方、都市のあり方、格差是正、平和、イノベーションなどの新たな項目が追加されている。また、SDGsでは、途上国だけでなく、先進国を含めた世界全体を対象に、豊かさを追求しながら地球環境や人権を守ることに主眼が置かれるようになった。

このSDGsの17の目標とは、1. 貧困をなくそう、2. 飢餓をゼロ、3. すべての人に健康と福祉を、4. 質の高い教育をみんなに、5. ジェンダー平等を実現しよう、6. 安全な水とトイレを世界

中に、7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに、8. 働きがいも経済成長も、9. 産業と技術革新の基盤をつくろう、10. 人や国の不平等をなくそう、11. 住み続けられるまちづくりを、12. つくる責任 つかう責任、13. 気候変動に具体的な対策を、14. 海の豊かさを守ろう、15. 陸の豊かさも守ろう、16. 平和と公正をすべての人に、17. パートナースhipで目標を達成しよう、である。これらの目標は、まさに社会福祉、社会起業、人間科学を基礎とする人間福祉研究の対象そのものである。これらの目標にむかって研究・実践することが、人間の福祉の向上につながるのである。新型コロナウイルスによって世界の中の課題や格差が可視化された今だからこそ、人間福祉研究の重要性が改めて認識されているのではないだろうか。

新型コロナウイルスは、アカデミックの分野にもさまざまな弊害をもたらした。日本の多くの大学で、昨年度に続き今年度も授業や会議の多くがオンラインで開催され、学生にとっても、また教職員にとってもフラストレーションやストレスがたまる日々が続いている。しかし、やっと2021年の秋になって、明るい兆しも見え始めた。日本国内では多くの人々がワクチン接種を受け、また第5波が収束したことに伴い、まだまだ予断を許さないが、少しずつ国内の活動制限が緩和されだしている。関西学院大学でも、11月よりオンラインが中心であった授業を対面中心に切り替えるようになった。すでに実施されているワクチン接種に加え、経口治療薬の承認、またウイルス自体の弱毒化などがすすんで一日でも早くポストコロナ時代が到来し、研究者が、そして学生たちが何の制限もなく人間福祉研究に従事できるようになる日が早く訪れてくれることを願ってやまない。

特 集

「コロナ禍」の人間，社会，そして福祉 —文明と環境をめぐって

 関西学院大学名誉教授 室田 保夫

『人間福祉学研究』14巻の特集は、昨年よりパンデミックとなっているコロナ禍の問題を取り上げることとした。オリンピック、パラリンピックの開催された日本では今年、新型コロナウイルス感染者の数が著しく増加し、大阪では入院困難な状況が、またその後、同じような状況が東京や神奈川等の関東、あるいは沖縄はじめ全国的な状況となっていった。そこでは医療現場の逼迫、人間の生死にかかわる危機的状況と化した。それと共に、当然、予防や治療体制の不備のみならず、福祉施設や社会的に弱い人々、失業、貧困や自殺、格差社会の課題等々、そこにはこれまで見えていなかった福祉の課題が浮き彫りされていった。これらについては日々、マスコミや雑誌、研究誌等々でも論じられている。こうした状況下で人間と福祉、社会等をキーワードとしている『人間福祉学研究』誌において特集を組む必然性もあった。かかる点はおそらく衆目の一致するところであり、編集委員会において14巻の特集とすることにした。例年と同様、今春、各分野から執筆候補者に以下のような特集の趣旨をお送りし依頼した。その趣旨は以下のとおりである。

『人間福祉学研究』13巻（2020年12月）の「巻頭言」にも拙論を書かせていただきましたが、昨年春以来、日本にとどまらず世界

はこの新しい感染症（COVID-19）との格闘の一年でありました。この状況は現在、ワクチンが一応流布しつつある状況とはいえ新型コロナウイルス感染症（変異株）の出現もあり、まだまだ終息への道は遠いことかと思えます。また、こうしたパンデミックは近年だけの問題だけではなく、将来も起こる可能性は高く、まさに現代は気候変動や新型ウイルスを含め、様々な「リスク社会」（ウルリヒ・ベック）を背景としています。

またこのコロナ禍で我々は多くの課題に直面してきました。それは医学や看護、保健といった領域だけでなく、現実の社会問題、生活問題として、福祉は言うに及ばず経済から社会、法律政治、教育、差別、貧困、ジェンダー、人権等々多くの課題が浮上してまいりました。日本にとどまらず多くの国において経済活動と感染症予防との二者択一的発想の中で、苦慮した状況でした。そして日々、世界情勢も変化がみられます。

こうした状況下で日本だけでも関連を入れると夥しい数の研究論文や著作が発表されています。ここに「屋上屋を架す」という懸念はありますが、『人間福祉学研究』として、次号の特集は「コロナ禍の人間と社会、そし

て福祉」(仮題)を問いたいと昨年から考えておりました。ウイルスによって引き起こされた現実をみることによって、あるいはウイルスによって国家や団体、対策において人間社会の本質的な課題も逆にみえてきたように思われます。そうした視点を考慮し、この雑誌に相応しい多様な領域からの論考を掲載していくのも、この研究誌に課せられた使命の一つかと考えます。

人間、福祉、社会、ソーシャルワークといった基本的キーワードとともに、生存や生命、地球温暖化や環境、そして自然、文明といった概念も重要なものとなってきており、現実への課題と対応、そして未来に視野を据えたようなアプローチも必要であるかと思われる。

このような特集の趣旨をお送りし、各分野のご専門の7名の先生方から玉稿をいただくこととなった。お忙しい中、ご執筆していただいた先生方に衷心より感謝する次第である。

昨年の冬以来、コロナは日常の生活様式を一変させるほど、全世界に大きなインパクトを与えた。ベストやスペイン風邪、エイズ、エボラ出血熱等々、過去において人類史上、世界史の舞台にも登場してきたことは周知のとおりである。それは人間、そして社会、文化において大きなインパクトを与えてきたことは言うまでもない。言ってみればウイルスと人間との戦いの歴史のようにも言われている。今回のパンデミックの終息はいつになるか明確な時期設定は困難であるが、ワクチンや治療薬の普及によって少し明るい兆しはある。

今秋になって、諸外国に比べ日本では感染者数も落ち着き始めて、それと共に落ち込んだ経済をいかに回していくかという議論が主流となりつつある。一時の危機感は薄れてきた。しかしイギリスやドイツ、近隣の韓国等では再び感染者が増加している現況である。それに比べてこの時期、日本では大幅に減少している。ワクチンの普及が原因なのか、それとも変異株自体の変容なのか、日

本の特徴なのか、専門家からもまだ明確な答えは聞かれない。ともあれ、年末から来年春にかけての第6波を警戒しながらも、さらなるワクチンや治療薬の見通し等でwithコロナやafterコロナを視野に入れながら、少し希望の出口が見えだした状況である。

そもそも産業革命以降、地球上の人口は急上昇し70億を超え人口爆発が起きた。20世紀以後、さらなるグローバル化の中で人々が移動し、その活動は活発化していった。かくてアマゾンや東南アジア等、世界の森林の多くが失われ温暖化は加速していった。人間は文明化という生活の利便性を求めて、自然を破壊し従来の環境を一変させてきた。その結果長く地中に眠っていたウイルスが地球の表面に現れてきた。ウイルス学の山内一也はウイルスが現代社会に侵入してきたというより「人知れず存続してきたウイルスを、現代社会が新たに招き入れているのである」(『新版ウイルスの世紀』35頁)と述べ、「グローバル化した現代社会は、ウイルスにとってひとつの地球村のようになっている」(『ウイルスと人間』107頁)と喝破している。文明は常に自然との和解、共生によりなりたつものであることをウイルスは教えており、現代社会、現代文明に対して疑問を投げかけた。またコロナ禍は現代社会の多くの課題をあぶり出した。文明や環境という課題の一つがコロナの問題と関係をもっていることも事実だろう。

今年、パンデミック、コロナ禍の状況下で、世界中で自然災害、自然火災、水害等々、多様な災害が多発し、環境、気候変動の課題が論じられてきた。具体的には6月と11月の二つの重要な報告書や会議を通して、従来より違った危機感迫る指摘があった。その一つはIPCC(Intergovernmental Panel on Climate Change)の報告である。IPCCすなわち「国連気候変動に関する政府間パネル」は、6月に第6次評価報告書を提出した。この報告書は地球温暖化に関する現象を科学的に分析した部会の最新のものである。画期的であったのは、世界中で自然災害が多発しているが、その大

気、海洋、陸域に災害をもたらす原因は、「人間の影響」であると断じたことである。ここに「人間」というタームを指摘したことは、将来の人類の危機的状況へ警告することとなり、極めて大きなインパクトがあった。

もう一つは11月、イギリスのグラスゴーでもたれた国連気候変動枠組条約締約国会議(COP26)についてである。スウェーデンの環境活動家グレタ・トゥーンベリさんをはじめ、日本を含め世界中から多くの若者がここに集結し、会議を見守り問題提起した。今年はこの気候変動、二酸化炭素削減の課題が大きく取り上げられた。もちろん、ここには先進国と途上国との軋轢、政治的な意図も見え隠れする。そんな中、我が国は脱炭素への取り組みが弱く昨年に続き残念ながら「化石賞」を受賞した。地球温暖化の課題は今、地球規模の危機を如実に表している。コロナのような新しいウイルスの出現はこの環境の課題とも密接な関係を有している。今後も新しいウイルスが人類社会に登場してくる可能性は高い。環境問題は福祉のマクロの問題としても視野に入れておく必要がある。気温上昇の抑制を盛り込んだCOP26の合意文書案が先に公表され、それは具体的には2100年前までに気温上昇を1.5度以内に抑えるという提言である。この気温上昇は脱炭素社会への脱皮であり、地球の危機、その未来を考える「グレートリセット」の提唱となった。この気温上昇の課題は人類の存亡ともつながる重大な課題であることが再認識された。

しかし、その案をめぐる強固な反対論も出た。具体的には石炭による火力発電をめぐる議論となり、最終的に「排出削減対策が取られていない石炭火力発電の段階的な削減の努力を加速する」となり、「世界の平均気温の上昇を1.5度に抑える努力を追求することを決意する」とした。5年前のパリ協定から少し前進したという印象であった。この世界の国々が気温上昇に対する課題が共有され、行動が先鋭化していくというには充分ではないが、11月13日には何とか提言の趣旨に

そって各国が合意したことは僅かながらも前進したというべきであろう。そして温室効果ガスの削減に向けて国連に作業部を設置し、更新を呼びかけていき、今世紀半ばには実質ゼロにすること、石炭火力を段階的に減らしていくこと等が確認され「グラスゴー気候合意」が採択された。

この合意の裏には、地球そのものの存亡をも粗上りにのせるという極めて人類そのものの存在意義を問うという危機感がある。人間は有史以来、生活をしていくために、智慧を出し合いながら、より快適な生を営む方法を腐心してきた。そのために学問、科学も発達した。しかし人間は自然を利用し、一方で破壊し文明を築いてきた。とりわけ産業革命以降、急速にその傾向は加速していった。しかし今、我々は文明の基本的方向、近代科学への疑問、人間と自然(環境)との関係の根本的な思考への疑義、見直しが迫られている。

リチャード・ガンダーマンは「私たちは、植物、動物、真菌、原生動物、細菌、古細菌、さらにはほとんど想像もつかないような多様性と豊かさを持つウイルスさえも含む生物からなる全世界的規模の共同体である生物共同体の市民である」(野口正雄訳『感染症の歴史』199頁)、そして互いに共存しあって生きている、と指摘する。人類が減んでも彼等は地球が存在する間は生き続けていく。社会と政治の仕組みの変革、地球の未来を考えるためにも「グレートリセット」を考えていかねばならない状況に追い込まれてきたのである。もちろん今、人間の福祉を考えると、コロナ禍が教えてくれた現実の厳しい貧困の課題、医療、介護、福祉制度、身体、サポートする思念や具体的な行動、それらを考えていく重要性が存在していることは言うまでもない。人間は自然から、そしてコロナ禍からいかに学んでいくか、それは福祉の課題として明日につなげていく課題でもある。しかし、よりよき生を生きていくためにも、また未来の社会を生きていくためにも、この現実への対応と並行して、大きな転換「グレートリセット」が一刻も早く実行に移されていく必要が

ある。とりわけ、未来に生きる若者にとって、これは切実な問題なのである。

人間福祉を問うとき、人間の幸福を考えるため、その礎に人間論（学）が重なる視点をもつ。人間への飽くなき探求である。しかしV・E・フランクは「わたしたちの知るかぎり、ヒューマニズムの危機は人間がすべてとなったとき、そこに始まる。人間学主義は人間が観察の全面に立つだけでなく、また評価の中心に立つとき、つまりすべての評価の尺度になったとき、そこに始まる」（真行寺功訳『苦悩の存在論』150頁）と警告している。「人間がすべてとなったとき」こそ、ヒューマニズムに危機が訪れるのである。このフランクの言葉は重い。温暖化の課題を問うときも、人間をも相対化していく視点が問われている。もっと大きな視野と発想のラジカルな転換が必要なのである。

福祉を考えていくとき「文明と環境」との問いは必要である。それは人間がいかに相対化されていくか、すなわち「人間の条件」（ハンナ・アレント）ということでもある。イタリア人作家のパオロ・ジョルダノーも「僕は忘れたくない。今回のパンデミックのそもそもの原因が秘密の軍事実験などではなく、自然と環境に対する人間の危う

い接し方、森林破壊、僕らの軽率な消費行動にこそあることを」（飯田亮介訳『コロナの時代の僕ら』113頁）と、今後も新しい変異株の出現、新型の感染症、そしてパンデミックが起こるのであろう。この環境政策の転換と福祉の課題とは無関係ではない。その用意はあるのか。「人新世」を生きる我々、福祉に係わる我々にとって、人類と地球、自然、宇宙との関係を問い、近代文明と環境の課題を問うていくことの重要性を思う。例えば「化石賞」を受けた日本を例ととっても、古代からの自然崇拜、芭蕉の「静かさや岩にしみいる蟬の声」という自然との一体感、宮沢賢治の童話、田中正造の「真の文明ハ、山を荒らさず、川を荒さず、村を破らず、人を殺さざるべし」（『田中正造全集』第13巻、260頁）等々、自然への畏怖と共感、共存の中にその可能性は残されているように思う。COP26の合意を、各国はいかなる方法と広い視野でもって目的を成就していくか、画餅とならないよう各国の努力にかかっている。そして「コロナ禍」は、その影で「民主主義国家」と「専制国家」の対立にみられるように、世界の政治的状況を変化させる危惧もある。しっかりと足元をみていきたいと思う。

特集論文：「コロナ禍」の人間、社会、そして福祉—文明と環境をめぐる

コロナ危機：人間と社会，そして福祉

神野 直彦

東京大学名誉教授

● 要約 ●

新型コロナウイルス感染症のパンデミックが巻き起こす「危機」に煽られて、危機の本質を見誤ってはならない。パンデミックに襲われたから、「危機の時代」になったのではなく、「危機の時代」をパンデミックが襲っているのである。

第二次大戦後の重化学工業社会を前提とした福祉国家が、1973年の石油ショックを契機に行き詰まった時に、新自由主義は福祉国家を解体して、ひたすら経済成長を追求した。その結果として、自然的環境ばかりでなく、社会的環境をも破壊してしまった。そうした「危機の時代」をパンデミックが襲っているため、その逆ではない。

それは農業社会から工業社会の転換期に「黒死病」というパンデミックが襲い、軽工業から重化学工業への転換期に、スペイン風邪が襲ったのと同様である。そのため「コロナ危機」を克服するには、社会的セーフティネットを張り替えて、「社会保険国家」から「社会サービス国家」へと転換し、自然的環境と社会的環境を再創造することが必要となる。

● Key words : パンデミック, グローバリゼーション, 市場の失敗, 社会的セーフティネット, 社会サービス国家

人間福祉学研究, 14 (1) : 9-23, 2021

1. 人間の社会の明日のために

日本では令和と改元された2019（令和元）年が暮れようとする頃、中国湖北省武漢市で検知された新型コロナウイルス感染症という未知の病は、たちまちヨーロッパからアメリカへ伝播し、パンデミックとなって世界を震撼させている。しかも、その勢いは衰えるどころか、野火の如くに燃え盛るばかりで、人間の社会の未来に恐怖しながら、人類は悄然として立ち竦んでいるということができる。

本稿の目的は新型コロナウイルス感染症というパンデミックに襲われて混乱する人間の社会を、

過去からの教訓に学びながら省察し、人間がより人間的になっていく、人間の歴史を創っていくとする視座から、福祉に焦点を絞つつ、このパンデミックという迷宮から抜け出していくシナリオを模索することにある。しかし、新型コロナウイルス感染症のパンデミックが人間の社会に与える衝撃を、福祉に着目しながら分析するといっても、ドイツで誕生した財政学の伝統を継承する方法論でアプローチすることを、予め断っておきたい。つまり、政治・経済・社会という市場社会を構成する三つのサブ・システムの相補関係を総合的に分析する社会科学として、財政学を鑄直す試みとしてアプローチしていく。

新型コロナウイルス感染症のパンデミックが人間の社会を襲う衝撃を、現在では政府もメディアも「コロナ禍」と表現しているけれども、ここでは「コロナ危機」と表現している。政府も当初は、というよりも公式には「コロナ危機」と表現していたといっただけよい。実際、令和2年度版の『経済財政白書』は、その副題を「コロナ危機：日本経済変革のラストチャンス」と表記している¹⁾。

「コロナ禍」の「禍」つまり「わざわい」は、辞書を繙くと、「災害・事故・病気など、人に不幸をもたらす出来事」と説明されている。「コロナ危機」ではなく、「コロナ禍」と表現することは、単に「わざわい」つまり「不幸な出来事」と表すことで、危機意識が高まり、社会的不安が深まることを避ける意図が働いていると思われる。しかし、日本語は世界で最も、同音で異議を表す言葉が多い言語だといわれていることにも留意しておく必要がある。もちろん、それは日本語が漢字を使用するからである。

そのため「コロナ禍」と表現すると、新型コロナウイルス感染症のパンデミックの衝撃を曖昧模糊として表すことになる。「コロナ禍の大学入試」などという表現は意味が不明なのだけでも、同音で「コロナ下の大学入試」をも連想するため、何とはなしに意味が通じてしまう。

そのため本稿では、コロナ・パンデミックの衝撃を、「コロナ危機」と表現している。それはコロナ・パンデミックは人間の社会にとって「不幸な出来事」であることには間違いのないけれども、それが人間の社会に危機を生じさせていることも明白な事実だからである。

危機の「危」は「危ういこと」を、「機」とは「変化すること」を意味する。つまり、危機とは「危うく変化すること」を意味している。英語で表現すると、危機はクライシス(crisis)となる。クライシスとは「岐れ路」を意味する。医学でいえば、医師が「今晚が病の峠です」を表現した時の「病の峠」という状態が危機である。つまり、「破局」か「肯定的解決」かの「岐れ路」が、危機な

のである。

しかし、新型コロナウイルス感染症のパンデミックに煽られて、「危機の本質」を見失ってはならない。「コロナ危機」に人間の社会が襲われたから、「危機の時代」に陥ったのではなく、「危機の時代」を「コロナ危機」というパンデミックが襲っているのである。

人間の歴史を顧みれば、時代(period)と画期(epoch)を繰り返していることが理解できる。時代(period)とは人間の社会の枠組みが維持されている時期である。それに対して画期(epoch)とは古き時代が崩れ落ち、新しき時代が生まれようとする転換期である。もちろん、転換期は「岐れ路」であり、「危機の時代」となる。

私たちは画期(epoch)という「危機の時代」に生きていることを忘れてはならない。もちろん、社会の枠組みが維持されている時代(period)では、既存のルールの上を走るように生きていけばよい。時代(period)と相違して、画期(epoch)ではハンドルを右に切るか、左に切るかの選択に迫られる。というよりも、古き時代が行き詰まっている「危機の時代」では、地図を広げるようにして、現在の人間の社会の位置を確認し、目指すべき目的地を見定めなければならない。つまり、新しき時代へのヴィジョンを描く必要がある。

「危機の時代」の人間の社会では、押し寄せる様々な苦しみに耐えなければならない。未来へのヴィジョンがなければ、人間は「危機の時代」の痛みには耐えられないからである。

しかも、私たちの生きている「危機の時代」は、人間の歴史が終末を迎えるかもしれないという「根源的危機の時代」である。そうだとすると、「仮に明日、この世が終わろうとも、人間は明日のために生きなければならない」という至言を想起すべきである。つまり、「根源的危機の時代」にあったとしても、明日のために生きなければならないのである。

こうした「根源的危機の時代」を「コロナ危機」という「不幸な出来事」が襲っている。福祉の「福」

も「社」も幸せを意味する。福祉とは不幸を幸福に変えることを意味している。「根源的危機の時代」をコロナ危機が襲うことによって、危機が増幅され、人間の社会に不幸が溢れ出している。こうした不幸を幸福に変え、危機から脱出するシナリオを描くことこそ、「根源的危機の時代」に「生」を受けた者の使命なのである。

2. 「危機の時代」を襲うパンデミック

2.1. 内在的危機と外在的危機

敢えて繰り返すと、「コロナ危機」が「危機の時代」を襲い、危機を増幅しているのであって、「コロナ危機」に襲われたから「危機の時代」に陥ったわけではない。人間の社会を襲う危機は、「内在的危機」と「外在的危機」に分類することができる。

「内在的危機」とは人間の社会が創造主である危機である。つまり、人間の社会が創り出した危機である。戦争にしろ、恐慌にしろ、大不況にしろ、人間の社会が創り出した危機である。

これに対して「外在的危機」とは、人間の社会が創造主ではない危機である。大地震や大津波、巨大な風水害、火山の大爆発などの自然災害が「外在的危機」となる。新型コロナウイルス感染症のパンデミックによる人間の社会への衝撃を、「コロナ禍」つまり「わざわい」と表現したい背後には、それが危機だとしても、人間の社会が創造主ではない「外在的危機」にすぎないと唱えたい意図が働いているのかもしれない。

「危機の時代」とは、人間の社会が創造主である戦争、恐慌、大不況などの内在的危機が溢れ出ている画期である。こうした溢れ出ている「内在的危機」は、旧き時代の枠組みを改革し、新しき時代を形成しなければ克服することは困難である。しかし、それは逆に人間の社会の状況を改革し、新しき状況を形成すれば必ず解決できる危機であることを意味している。人間の社会が危機の創造主である以上、人間の社会の改革によって、

必ず解決できることは当然である。

ところが、「外在的危機」は人間の社会が創造主ではない。そのため人間の社会を改革したところで、「外在的危機」を克服できるとは限らない。外在的危機に対しては、人間の社会は適応していくしかないのである。

したがって、「内在的危機」に襲われると、それを克服するために、人間の社会に大変化が生ずるけれども、「外在的危機」に襲われても、人間の社会には必ずしも大きな構造的変化が生じるわけではない。とはいえ、人間の社会が「外在的危機」に襲われると、「内在的危機」を増幅することを忘れてはならない。さらに、重要な点は、「外在的危機」に人間の社会が襲われても、確かに人間の社会の構造変化への影響は小さいかもしれない。しかし、人間の社会の社会的行動原理には、決定的な影響力を発揮するということである。

人間の社会が「外在的危機」に襲われると、恐怖心が煽られて、二つの社会的行動原理がせめぎあいながら、急速に高まってくる。一つは、この「外在的危機」に社会の構成員が連帯して克服しようとする、協力原理という社会行動原理である。もう一つは、この「外在的危機」に利己心から「自分さえよければ」と行動する、競争原理という社会的行動原理である。

このように「外在的危機」は人間の社会の構造変化に及ぼす影響力は小さいとしても、社会的行動原理へのインパクトは大きい。しかも、いずれの社会的行動原理で「外在的危機」を乗り越えたかは、履歴効果となって危機を克服した後の社会形成を決定づけるのである。

2.2. 大転換期とパンデミック

常識的にいえば、パンデミックは「外在的危機」である。もちろん、世界的規模で流行するパンデミックにならなくとも、地域的流行のエンデミックにしろ、さらに広がったエピソードにしろ、感染症が人間の社会にとって脅威であることは間違いなくない。とはいえ、医療にとって20世紀は、

乳幼児死亡率と感染症との戦いの世紀だったといわれ、感染症との戦いを重視した結果として、WHO（世界保健機関）は1980年、天然痘撲滅を宣言したのである。

こうした感染症との戦いの輝かしい成果を背景にして、先進諸国では感染症ではなく、有病率が高まる非感染症に医療資源が投入されていく。つまり、癌、心疾患や脳血管疾患、糖尿病、呼吸器疾患などの非感染症の対応へと医療の重心が移っていく。このような医療の重点移行が、新型コロナウイルス感染症の対応に影を落としていることは間違いない。しかも、エイズやエボラ出血熱などの過去には存在しなかった新興感染症が急速に簇生するようになり、遂には新型コロナウイルス感染症がパンデミックを引き起こしてしまったのである。

歴史の女神の悪戯か、不思議なことに歴史的な大転換期の「危機の時代」には必ずといってよいほど、パンデミックに襲われている²⁾。農業社会から工業社会への転換期で、「封建時代の全般的危機」と呼ばれた画期には、「黒死病」つまりペストのパンデミックに襲われている。このパンデミックに襲われた1347年から1353年にかけて、ヨーロッパの人口の三分の一が「黒死病」によって死亡したといわれている。

工業社会となり、軽工業基軸の工業社会から重化学工業基軸の工業社会への転換期には、「スペイン風邪」のパンデミックが襲う。「スペイン風邪」のパンデミックは、第一次大戦期の1918(大正7)年に発生し、翌年の1919年までに、死者が世界で2500万人にも及んでいる。この死者数は第一次大戦の死者数と第二次大戦の死者数とを合計した死者数を上回っている。しかも、「スペイン風邪」は三次にわたって流行し、その死者数は5000万人にも上っている。

このように「スペイン風邪」のパンデミックは、夥しい死者数を出したけれども、人間の社会に与えた構造変化という点では、第一次大戦や第二次大戦、さらには戦間期に生じた世界恐慌のほう

が、圧倒的にインパクトが大きい。もちろん、それは戦争や恐慌が人間の社会にとって、「内在的危機」であるのに対して、パンデミックには「外在的危機」の性格が色濃いことを、如実に物語っているといつてよい。

二つの世界大戦と世界恐慌を経験して、第二次大戦後には重化学工業を基軸とする工業社会が定着する。第二次大戦後にも1957年に死者数が110万人のアジア風邪、1963年に死者数が100万人の香港風邪が生じるけれども、いずれも「スペイン風邪」と同様のインフルエンザウイルスだったにもかかわらず、死者数は「スペイン風邪」とは比較にならないほどの小さな規模で抑えられている。

21世紀に足を踏み入れると、コロナウイルスによるSARSが発生するけれども、これもエピソードからパンデミックへと転化しそうなところで抑えられている。死者数も1700人程度と推定されている。2002年には「新型インフルエンザ」のパンデミックが生じる。それも死者数は58万人と推定されるに止まっていた。2012年にコロナウイルスによるMERSが発生する。しかし、MERSもパンデミックに至る前で抑えられ、死者数は900人程度と推定されていたのである。

このように21世紀になり、コロナウイルスによる新たな感染症が次々に発生してはいたけれども、パンデミックに至ることなく抑えられていた。しかし、2019年に発生した「新型コロナウイルス感染症」は、遂にパンデミックと化して世界を震撼させている。このパンデミックは奇しくも、重化学工業を基軸とした工業社会からポスト工業社会への大転換期という「危機の時代」に襲いかかっているのである。

3. 「市場の失敗」のグローバル化

3.1. 「市場の失敗」と財政の使命

「コロナ危機」のパンデミックが、工業社会か

らポスト工業社会への大転換期という「内在的危機」が溢れ出している「危機の時代」を襲い、「危機の時代」の危機を増幅されているのであれば、重層構造を形成している「二重の危機」を克服しなければならないことになる。つまり、「コロナ危機」を生じさせている「新型コロナウイルス感染症」そのものを制圧するとともに、「コロナ危機」が増幅させている「危機の時代」の「内在的危機」をも克服する必要があるのである。

私たちが現在、生存している「市場社会」と呼ばれる人間の社会では、人間の社会が創り出す「内在的危機」は、「市場の失敗 (market failure)」と表現されているとよい。この「市場の失敗」の解消を担うことが、財政の使命とされ、「市場の失敗」は財政のレゾンデートル (raison d'être) と考えられてきたのである。

財政が「市場の失敗」を解消すれば、市場社会は危機に陥ることなく、人間の社会として、社会統合が可能になる「市場の失敗」とは、市場では供給できない財・サービスが存在することである。具体的にいえば、防衛や司法・警察という強制力にもとづく秩序維持サービスである。

こうした秩序維持サービスは財政であれば提供できる。というのも、政府は強制力の行政を独占しているからである。このように市場が機能しない領域で、財政が機能して財・サービスを提供しさえすれば、自己調整的な市場によって社会統合が可能となると考えられたのである。

市場社会とは要素市場の存在する社会である。生産物を取り引きする生産物市場は、人間の歴史とともに古くから存在するといってもいいわけではない。ところが、土地・労働・資本という生産要素に私的所有権を設定して、生産要素の生み出す要素サービスを取り引きする要素市場は、近代社会が成立してから登場する。というよりも、生産要素に私的所有権を設定し、要素市場が存在する近代社会を市場社会と呼んでいるのである。

要素市場で要素サービスの取り引きが実施されるということは、その裏側で生産活動が営まれて

いることを意味する。前近代社会の生産活動が、共同体的慣習と領主の指令によって遂行されていたのに対して、近代社会つまり市場社会では要素市場の取り引きという市場メカニズムによって実行されていくのである。

もちろん、いかなる社会でも、社会の構成員が生活困窮に喘ぐような事態に陥れば、社会統合は困難となる。しかし、それは市場社会では、労働市場で働かない者と見做されてしまう。そのため市場社会の生成期には、生活困窮は個人的な問題として位置づけられ、その救済は家族やコミュニティによる慣習としての相互扶助に委ねられていたのである。

もっとも、市場社会の生成期にも公式化され、制度化された生活困窮救済の福祉が存在しなかったわけではない。16世紀後半に遡ることができ、エリザベス救貧法 (Elizabeth Poor Law) の伝統が息づく、救貧事業がイギリスでは展開していたからである。とはいえ、そうした救貧事業は教会をシンボルとするコミュニティの相互扶助機能と分かち難く結びつき、1834年の救貧法改正 (Poor Law Amendment Act) をみても、救貧給付対象を障害者や高齢者などの労働能力のない者に限定し、労働能力のある者には過酷な労働を課していた。それは生活困窮が社会問題ではなく、個人的問題だと理解されていたからである。

3.2. 財政の三つの機能と福祉国家

市場社会が発展していくと、生活困窮を個人的問題として片付けるわけにはいかなくなる事態が発生する。19世紀後半になると、基軸産業が軽工業から重化学工業へと移行し始め、1873年のウィーンの株式市場の暴落を契機にして、23年間にも及ぶ大不況が生じてしまう。

ところが、軽工業では女性や年少者が家計補充的に労働市場へと進出していたのに対して、重化学工業では同質の筋肉労働を大量に必要とするため、主として男性が労働市場へと進出し、家族やコミュニティの相互扶助機能が急速に衰退してい

く、そうなると、生活困窮が家族やコミュニティの相互扶助機能に救済されずに放置されたまま、広く社会に存在するようになり、単に個人的問題として位置づけるわけにはいかなくなる。

つまり、生活困窮は市場社会の仕組みそのものに原因があるのではないかと考えられるようになる。当然のことながら、生産要素に私的所有権を設定する市場社会の枠組みへの根源的批判が生じていく。要素市場による所得分配では正義は実現できないとして、生産要素への私的所有権を否定する社会主義思想が登場してくる。

ところが、ドイツで誕生した財政学は、要素市場による所得分配は「正義」に反するけれども、財政によって修正すれば、「正義」を実現できると主張する。つまり、財政に所得再分配機能を認めたのである。

こうした財政の所得再分配機能を唱えるドイツ財政学を背後理念にしながら、ドイツで社会保険という福祉制度が誕生することになる。1881年に誕生したドイツ帝国のもとで、宰相ビスマルク(Otto von Bismarck)の手によって、1883年の疾病保険法、1884年の労働者災害補償保険法、1889年の障害老齢保険法という社会保険三法が制定されるからである。

既に述べたように、財政の担う「市場の失敗」に対応する機能とは、市場経済が機能しない領域で、市場が供給できるような財・サービスを提供する財政の機能である。これを財政の資源配分機能と呼んでいる。これに対して財政の所得再分配機能とは、要素市場に所得分配を社会が「正義」だと受け入れないので、それを財政が修正する機能である。つまり、市場経済が機能しても生じる「市場の失敗」を是正する機能である。

さらに市場経済が機能していても生じてしまう「市場の失敗」に景気変動がある。市場経済は機能をしていても、必ず好況・恐慌・不況という景気変動を繰り返す。しかも、基軸産業が軽工業から重化学工業へと移行していくと、景気変動は激しくなる。金本位制にもとづく世界経済秩序が最

終的に崩壊する、1929年の世界恐慌が勃発すると、ケインズ(J. M. Keynes)の経済学に導かれて、この世界恐慌からの脱出は財政の介入なしには不可能だという認識が広がっていく。こうして市場の景気変動を安定化させていく財政の経済安定化機能が認識されていくことになる。

第二次大戦後に先進諸国で重化学工業を基軸とする工業社会が定着すると、資源配分機能、所得再分配機能、経済安定化機能という三つの機能を備えた財政によって支えられる「福祉国家」が出現する。「福祉国家」は強制力による秩序維持だけではなく、国民の生活保障を政府責任として引き受ける政府である。

そのため財政の所得再分配機能を高めるという観点から、現金給付を基軸とした福祉が整備されていく。歴史的にみれば、救貧活動を前身とする公的扶助が早くから存在するけれども、社会保険が形成されてくると、公的扶助も社会保険がカバーしえない貧困に対応する現金給付という性格を帯びてくる。こうした現金給付を中心とする福祉を抱いた所得再分配国家としての「福祉国家」の形成を、第二次大戦後の先進諸国は挙って目指したのである。

3.3. 福祉国家の行き詰まりと財政の機能不全

第二次世界大戦後に先進諸国に定着した重化学工業を基軸産業とした工業社会は、大量生産・大量消費を可能にし、「黄金の30年」と呼ばれる高度成長を実現していく。しかし、大量生産・大量消費は、自然資源の多消費を意味し、「成長の限界」に陥ってしまう。1973年の石油ショックは自然資源多消費型の重化学工業を基軸とする工業社会の終焉を告げる晩鐘だったといえる。

ところが、経済成長の停滞を眼前にして、歴史の舵は思わぬ方向に切られていく。つまり、スタグフレーションに陥り、経済成長が停滞しているのは、所得再分配機能や経済安定化機能をも包摂した福祉国家の財政が膨張しすぎたことに原因が

あるとされたのである。

財政の所得再分配機能による手厚い生活保障や経済安定化機能による雇用保障による失業への恐怖が失われると、勤労意欲が失われ、市場経済が停滞してしまうと見做された。そのため福祉国家とは真逆の政策思想である新自由主義にもとづく「政府縮小—市場拡大 (less state-more market)」戦略が採用されていく。

そうした結果として政府は、市場経済への介入から可能な限り撤退し、市場経済が国境を越えて動き回るグローバリゼーションが推進されていく。生産物が国境を越えて自由に動き回る自由貿易であれば、19世紀中葉にも展開している。しかし、このグローバリゼーションとは、生産要素が国境を越えて自由に動き回る要素市場のグローバリゼーションである。

このことは所得再分配機能にしても経済安定化機能にしても、財政が機能不全になってしまうことを意味する。というのも、こうした財政の機能は、境界を管理しないオープン・システムの政府では、機能することが困難となってしまうからである。

土地・労働・資本という生産要素のうち、土地つまり領土は国境を越えて動き回ることはない。労働つまり領民は国境を越え動き回るけれども、境界で出入を管理することが可能であるし、言語による障壁もある。

ところが、資本は国境を越えて鳥の如くに自由に飛び回る。財政が所得再分配機能を発揮するためには高額所得に重い租税負担を求める必要がある。しかし、高額所得を形成する資本所得に重い租税負担を求めようとすると、資本はたちまち海外へとフライトし、所得再分配機能は機能不全を起こしてしまう。

そこで第二次大戦後のブレトン・ウッズ体制のもとでは、自由多角的な国際貿易と、福祉国家の所得再分配機能の両立を目指して、国民国家に資本統制の権限が容認されていた。ブレトン・ウッズ体制で固定為替相場制が採られ、金兌換の義務

を負う覇権国アメリカのドルを基軸通貨にし、日本であれば1ドル=360円というように、基軸通貨との一定レートを維持する義務があった。そのためにそれぞれの国民国家には為替割り当てなどの資本統制が容認されていた。

もちろん、固定為替相場制を維持するための資本統制は、福祉国家による所得再分配をも可能にする。そのため「経済成長と再分配との幸福な時代」といわれる「黄金の30年」と讃えられる時代が実現したのである。

ところが、石油ショックの発生した1973(昭和48年)にブレトン・ウッズ体制が最終的に崩壊し、固定為替相場制から変動為替相場制へと移行する。資本統制は次々に解除され、金融自由化が声高に叫ばれていく。こうして資本は国境を越えて自由に飛び回り、グローバリゼーションが推進されていくと、財政の所得再分配機能もさらには経済安定化機能も急速に衰えていく。

3.4. 環境破壊と「根源的危機の時代」

ブレトン・ウッズ体制のもとでは国民国家ごとに財政を有効にさせて、「市場の失敗」を解消していた。このように「市場の失敗」を国民国家が克服していくことを前提にして、国民国家間で自由多角的な貿易が可能になるような国際経済秩序が意図されていたのである。

ところが、ブレトン・ウッズ体制が崩壊すると、新自由主義の「政府縮小—市場拡大」戦略が歴史の表舞台に登場し、資本が国境を越えて自由に飛び回る市場経済のグローバル化が推進されていく。もちろん、市場経済は景気変動を繰り返すけれども、財政の経済安定化機能は弱められている。そのため景気変動への対応は、もっぱら金融政策へと委ねられてしまう。つまり、「政府縮小—市場拡大」戦略のもとでの経済政策は、金融緩和と緊縮財政の組み合わせとして現象することになる。

しかし、市場経済がグローバル化すると、「市場の失敗」のグローバル化と表現すべき現象も、

生じることを指摘しておかなければならない。もちろん、国民国家レベルでの財政の経済安定化機能が劣化してしまうと、グローバルなレベルで市場経済の景気変動は激しくなる。

しかし、より深刻な事態は、国民国家レベルで財政の所得再分配機能が劣化してしまったことである。そのためグローバルなレベルで、格差と貧困が激化してしまうことになる。しかも、そうした激化する格差と貧困が、人間の社会を基礎づける共同体の人間関係を亀裂を走らせて破壊してしまい、「市場の失敗」がグローバル化する。

こうしたグローバル化した「市場の失敗」は、「環境破壊」として噴出していると、表現することができる。環境という言葉の辞書で繙くと、環境には「自然的環境と社会的環境とがある」と説明されている。「政府縮小―市場拡大」戦略によって引き起こされた、グローバル化した「市場の失敗」とは、自然的環境と社会的環境という二つの「環境の破壊」だといってよい。もちろん、自然的環境破壊と社会的環境破壊は、相互に分ち難く結びついている。自然的環境が破壊されると、社会的環境破壊が生じ、社会的環境の破壊が生じると、自然的環境の破壊がもたらされるという連鎖が生まれてくるからである。

自然環境問題への関心の高まりは、石油ショックの年である1973年の前年に、ローマ・クラブの発表した『成長の限界』が象徴している。しかし、その環境問題への関心は、再生不能の自然資源が枯渇することへの警告にあったといってよい。

ところが、環境問題への関心が、再生可能な自然資源が、再生可能ではなくなってしまうという認識へと変化してくる。つまり、自然には自己再生力があるのに、人間の行為によって自然が自己再生力を喪失するのではないか、という危惧が高まったのである。

こうした認識から地球温暖化、異常気象、生態系の破壊など枚挙に暇がないほどに、環境問題への関心が高まっていく。しかも、自然的環境の破壊は、人間の社会が創造主であることが明らかに

なってきた。

しかし、それは現在もたらされている自然的環境の破壊による危機が、人間の社会にとって根源的な危機であることを意味している。というのも、そもそも自然的環境の危機とは、人間の社会が創造主ではない「外在的危機」である。ところが、そうした「外在的危機」が、人間の社会の創造主となる「内在的危機」となってしまう。つまり、「外在的危機」の「内在的危機」化が進行しているのであって、それはこの「危機の時代」が、人間の社会にとって、「根源的危機の時代」であることを雄弁に物語っている。

自然的環境が人間が生存していく上で必要な自然との関係性なのに対して、社会的環境は人間が生存していく上で必要な人間と人間との絆ともいえるべき関係性である。この人間と人間との関係性は、人間の社会そのものだといってもよい。

自然的環境に自己再生力があるように、人間と人間との関係性が成り立つ、人間の社会にも自己再生力がある。しかし、市場はポランニー(K. Polányi)の言葉で表現すれば、「悪魔の碾き臼」として人間の社会を磨り潰していく。グローバル化した市場経済は、格差と貧困を溢れ出させながら、画一的な生活様式を押し付け、人間の社会の関係性の破壊現象を引き起こしたのである。

もっとも、こうした人間の社会を磨り潰す「悪魔の碾き臼」から、社会を守ろうとする社会的反動も生じる。そのため世界のいたるところで、国家原理主義や宗教原理主義が抬頭し、憎悪と怒りが煽られて、戦いの太鼓が打ち鳴らされていく。

もちろん、社会的環境破壊がもたらす危機は、人間の社会にとって根源的危機である。というのも、社会的環境の破壊は、人間の社会そのものの解体に、ほかならないからである。したがって、グローバル化した「市場の失敗」として生じる、自然的環境と社会的環境という二つの環境の破壊による「危機の時代」は、「根源的危機の時代」と覚悟しなければならないのである。

しかし、グローバル化した「市場の失敗」を解

消する、世界政府という政策主体は存在しない。そのため国民国家が協力原理で、グローバル化した「市場の失敗」に対処する公共空間を創出するしかない。しかし、それには地域社会レベルでの「市場の失敗」への取り組みを、下から上へと補完性の原理で積み上げていく必要がある。

もちろん、そうした公共空間の創出とは、破壊されようとしている社会的環境を、再創造することにほかならない。というのも、人間の社会の関係性による自発的協力を、身近な地域社会から下から上へと形成し、それを基盤にした政治の強制的協力を創出しようとしているからである。換言すれば、それは民主主義の活性化により、財政を「市場の失敗」の救済者と復権させることを意味しているといってもよい。

4. 「コロナ危機」への応急的段階

4.1. 感染予防と治療などによる制圧活動

敢えて繰り返すと「コロナ危機」は、「根源的危機の時代」を襲っている。そのため「根源的危機の時代」から脱出する道筋を念頭に置きながら、「コロナ危機」への対応を図らなければならない。そうだとすると、「コロナ危機」への対応は、必ずしも明確に弁別できるわけではないけれども、「コロナ危機」への応急的対応段階と、「コロナ危機」からの本格的復興段階に区分して、省察すべきだと考えられる。

「コロナ危機」への応急的対応段階では、新型コロナウイルス感染症の感染を防止するとともに、治療などによる制圧が課題となる。こうした課題への対応は、予防や治療などにかかわる医療サービスを提供することが基本となる。それとともに、感染予防に関していえば、強制力を背景に感染者との接触を断つ、ロック・ダウンなどの「規制・統制」がある。とはいえ、いずれにしても財政の出動が必要となる³⁾。

表1で2020年9月時点までの「コロナ危機」への財政出動をみると、財政の支出増と租税優遇

などの収入減を合わせた財政出動では、GDP比で日本は、アメリカの12.3%に次いで、11.3%となっている。各国とも巨額な財政出動となっているけれども、医療向けの財政出動は思いのほか少ない。

もっとも、中国では人民解放軍が病院を即時に建設したし、スウェーデンでもICUを備えた野外病院を1カ月で倍増させる勢いで建設していく。このように防衛力を動員すれば、財政出動の規模は、小さくなるはずである。

しかし、医療提供体制には「政府縮小—市場拡大」戦略による緊縮財政も、影を落としているといわれている。イタリア・スペインでは激しい緊縮財政から、公務員を削減し、医療従事者が大幅に減少したために「コロナ危機」に対応する医療提供体制に支障をきたしたといわれている。

日本の医療提供体制は、人口当たりの病床数は国際的にみて突出して多く、人口当たりICUな

表1 財政出動の国際比較(2020年9月11日時点)

対GDP比・%	財政支出増・収入減			政府投資・融資・債務保証	合計
	計	医療向け	非医療向け		
カナダ	12.5	0.9	11.6	4.3	16.8
米国	12.3	1.5	10.8	2.6	14.9
日本	11.3	1.0	10.3	23.7	35.0
英国	9.2	1.5	7.6	16.6	25.8
ドイツ	8.3	0.7	7.7	30.8	39.1
デンマーク	5.9	0.0	5.9	9	14.9
ノルウェー	5.4	—	—	6	11.4
スイス	5.3	0.3	5.0	6.4	11.7
スウェーデン	5.3	0.3	5.0	5.4	10.7
イタリア	4.9	0.4	4.5	33	37.9
韓国	3.5	0.3	3.2	10.3	13.8
フィンランド	2.6	0.6	2.0	7	9.6

出所：IMF Fiscal Affairs Department “Fiscal Monitor Database of Country Fiscal Measures in Response to the COVID-19 Pandemic” より作成

(<https://www.imf.org/en/Topics/imf-and-covid19/Fiscal-Policies-Database-in-Response-to-COVID-19>)

※2020年9月11日時点

どの病床数もアメリカやドイツには及ばないものの、イタリア、フランス、イギリスなどよりも多い⁴⁾。さらには感染者数もヨーロッパやアメリカに比して少ない。それにもかかわらず日本は、医療崩壊の危機に遭遇してしまう。それは日本の医療機関をみると、民間医療機関が8割なのに対して、公共医療機関が2割と少なく、政府の業務命令によって医療提供体制を編成替えする機動性に欠けるからだといわれている。こうした事態も、緊縮財政の要請から、公立病院などの縮小が図られてきた影響が大きい。

もちろん、医療提供体制にはワクチンや治療方法の開発も含まれる。2009年の新型インフルエンザのパンデミックの際にワクチンの手当てが十分に実現できなかった経験から、今回はワクチンの手当てを滞りなく、準備したはずだったけれども、結局のところ後れを取ってしまった。それもワクチンの開発が進まなかった国の悲劇といえることができる。こうした事態も大学を初めとする研究機関の研究費に、緊縮財政の要請から十分な配分がなされなかったことが起因している。

感染防止に関していえば、ロック・ダウン、休業・休校、外出禁止などを実施し、権力的「規制・統制」することによって、非接触を実現する措置がある。もちろん、こうした事態に警察や軍隊を動員しても、財政支出という点では少なくともすむ。

しかし、強制力が背後に控えるのではなく、前面に登場すると、激しい反発に遭遇する。そこで「規制・統制」の受け入れや自粛の代償を、支払う措置が採られることになる。表1で日本やドイツの財政出動の規模が大きい要因は、ここにある。

4.2. 社会的セーフティネットによる生活保障

「コロナ危機」への応急的対応段階でも、感染防止や治療などによる感染症を制圧する政策対応だけでなく、感染症による生活困窮を解消する福祉、つまり社会的セーフティネットによる生活保障が必要となる。とはいえ、福祉という社会的

セーフティネットは、それが「コロナ危機」によるろうとよるまいと、生活困窮に陥れば、既存の社会的セーフティネットを機能させればよいはずである。

しかし、現在が工業社会からポスト工業社会への転換期という「危機の時代」、それも「根源的危機の時代」を「コロナ危機」が襲っていることを忘れてはならない。つまり、ポスト工業社会に対応するように、社会的セーフティネットが張り替えられていないと、既存の社会的セーフティネットでは救済できない、生活困窮が溢れ出てしまうことになる。

しかも、生活困窮の救済を生活のレベルからではなく、生産のレベルから着手しようとする、ポスト工業社会への転換が後退りをしかねない、というのも、転換すべき産業や職務を、残存させてしまうことを推進する結果となるからである。

日本では「コロナ危機」に対する生活保障を、生産レベルから実施してきたとあってよい。2020年に「コロナ危機」に襲われると日本は、ほぼ30兆円にも及ぶ巨大な補正予算を3次にわたって策定している。このうち25兆6914億円に上る第一次補正予算をみると、最大の経費支出は「雇用の維持と事業の継続」のための経費で、それが19兆4905億円となっている。しかも、「観光・消費支援」の経費が1兆8482億円も計上されていたのである⁵⁾。

このように日本では「コロナ危機」から生じる生活困窮に、生産レベルから事業活動を支援することで対処しようとしていた。そうすると、感染防止の非接触のための休業などの要請に対する協力の代償という性格と弁別できなくなってしまう。しかも、感染防止の非接触の要請と相反するような「観光・消費支援」に多額な支出が計上されたことに批判が高まってしまうのである。

もっとも、事業活動の支援には事業継続とともに雇用維持も謳われている。しかし、雇用問題への対応であれば、既存の社会的セーフティネットを機能させればよいはずである。ところが、敢え

て繰り返すと、社会的セーフティネットがポスト工業社会に対応するように張り替えられていないと、社会的セーフティネットに大きな穴が空く状態となり機能不全に陥ってしまう。

ポスト工業社会における労働形態の変化は、情報メディアの発展からネットワークで組織化されるため、フリーランスなどと呼ばれる雇用型自営業が大量に存在するようになる。「コロナ危機」に対応した生活保障が政策課題となると、日本では2020年度の第一次補正予算でも、第二次補正予算でもフリーランスの取り扱いが問題となったのである。

こうした対応が重要な理由となって、日本で「コロナ危機」への生活保障として、「全国民への10万円給付」が打ち出されていく。前述のように2020年度の第一次補正予算の最大支出項目は、19兆円4905億円の「雇用の維持と事業の継続」のための経費だった。しかし、そのうちの12兆3803億円は、「全国民への10万円給付」に向けられていたのである。

ところが、スウェーデンのように社会的セーフティネットがポスト工業社会に対応するように張り替えられていると、フリー・ランスなどの自営業も失業保険などの福祉制度に組み込まれている。そのため既存の社会的セーフティネットを機能させればよく、一律給付など臨時的措置を採る必要がない。

こうした教訓に学べば、「コロナ危機」への応急的対応段階から、本格的復興段階での課題が展望できる。それはポスト工業社会に対応した社会的セーフティネットを張り替えるデザイン的改革を構想することである。

5. 社会的セーフティネットを張り替えるデザインの改革

5.1. 雇用創出による福祉

「コロナ危機」を制圧できる目処が立てば、新しき時代の形成を目指して応急的対応段階から本

格的復興段階へと歩みを進めることになる。というよりも、多くの先進諸国や国際機関が、2021年度の予算編成に向けて、本格的復興段階でのビジョンを描き始めていた。ところが、新型コロナウイルスの変異などにより、このパンデミックは収束の見通しが立っていない。

とはいえ、「コロナ危機」によって増幅された危機から脱出していく方向性が明らかである。各国の2021年度の予算編成方針を眺めると、「より良い社会への復興 (build back better)」の方針がほぼ共通して掲げられている。つまり、もとの社会に戻るのではなく、「より良い社会」を目指して復興しようとしていることがわかる。しかも、「グリーン・リカバリー」を唱えていることもほぼ共通している。自然的環境の破壊を阻止することが、人類にとって最重要の課題だということが広く認識されつつあることを考えれば当然である。

本格的復興段階に足を踏み入れ、「コロナ危機」によって傷つけられた人間の社会を、「より良い社会」として再建しようとするのであれば、新しき雇用の創出が重視されるはずである。スウェーデンの2021年度の予算編成方針をみても、「連帯による危機脱出から雇用創出へ」と掲げられている⁶⁾。

しかも、雇用創出される産業分野は、「環境分野」と「福祉分野」の二つとなる。自然的環境と社会的環境という二つの環境の再生を意識すれば、当然の結果である。つまり、「気候変動政策によって新たな雇用を生み出す」とともに、「迅速な雇用の創造」には「国民の福祉、高齢者ケア、保健医療サービス、学校などの社会サービス事業への財源投入が必要だ」と考えられているからである。

日本でも成長戦略として環境が打ち出されている。それは国際的にも共有されている。しかし、雇用創出を重視しない日本では、福祉ではなく、デジタル化が推進政策の二本柱となる。もちろん、デジタル化は雇用創出どころか、省力化の推進を意味している。

雇用創出を重視することは、人間の社会を発展させるのは、人間の人間的能力であると確信するか否かにかかわっている。新しい雇用を生み出すには、それに必要な人間的能力を養成しなければならない。スウェーデンのロヴェーン首相は「人々が危機の時代において」必要とするのは、「人生を再調整できる可能性である」と主張する。しかも、「人生の可能性」を保障するには「課税軽減だけでは難しい」と指摘している。

もちろん、「人生を再調整できる可能性」の鍵は、「誰でもいつでもどこでもただで」を原則に学び直しが利く教育にある。つまり、雇用創出は福祉充実の鍵であり、その鍵は教育が握ることになる。

5.2. 「社会保険国家」から「社会サービス国家」へ

「コロナ危機」の応急的対応段階の経験からいっても、工業社会の社会的セーフティネットは張り替えられなければならない。工業社会それも重化学工業を基軸にした工業社会の社会的セーフティネットは、同質の筋肉労働に従事する主として男性労働者が、機械設備が配置された工場という職場で労働することを、前提にした生活保障となっている。

そのため工業社会の社会的セーフティネットは、公的扶助に補完された社会保険という現金給付が中心となっていた。それ故に「社会保険国家」とさえ呼ぶことができる。というのも、社会保険とは失業、疾病、高齢退職など正当な理由で賃金を喪失した時に、市場の外側で賃金に代替して、政府が給付する現金だからである。

重化学工業を基軸とする工業社会では、こうした賃金代替の現金給付で生活保障が可能となっていた。というのも、家庭内には児童や高齢者をケアしつつ、家事労働に無償労働に従事する主として女性が存在していたからである。したがって、賃金を喪失した時にそれに代替する現金を給付すれば、家庭内に主として女性の無償労働の担い手が存在しているので生活保障が可能となっていたのである。

ところが、大量の筋肉労働を必要とする重化学工業を基軸とする工業社会から、知識集約産業やサービス産業などのソフト産業を基軸とするポスト工業社会へ移行するようになると、女性が労働市場に大量に進出することからも理解できるように、家庭内での無償労働の担い手が姿を消していく。そうすると、賃金代替の現金給付だけでは生活保障が不可能になる。つまり、無償労働の代替のサービス給付、換言すれば現物給付が公的に提供される必要が生じてくる。

もちろん、既に述べたように、ポスト工業社会へと移行し、基軸産業が知識集約産業やサービス産業となり、しかもネットワークでの職場の組織化が進むと、フリーランスという賃金を稼得しない労働が増加する。つまり、労働市場における雇用契約ではなく、生産物市場における請け負い契約が激増する。そのため賃金代替の社会保険を、フリーランスをも組み入れた所得代替の社会保険に铸直す必要がある。

それと同時に、ポスト工業社会に移行すると、社会的セーフティネットの重心を現金給付から現物（サービス）給付へと移す必要がある。前述したように、家庭内において生活を支えるサービスを生産していた無償労働従事者が姿を消し、家族機能が著しく小さくなったからである。

社会的セーフティネットの国際比較を、図1の「公的社会支出の国際比較」で眺めると、日本のそれは、年金である「高齢・遺族（現金給付）」と、疾病保険である「医療・保健」が二本立てとなっている。ところが、フランス、ドイツというヨーロッパ大陸諸国やスウェーデンのようなスカンジナビア諸国をみれば、「高齢・遺族（現金給付）」と「医療・保健」と、それ以外とが三本柱になっている。

「高齢・遺族（現金給付）」と「医療・保健」以外に何があるかとみると、まず「家族（現金給付）」がある。これは児童の食費や衣料費などの生活費として支給される児童手当という現金給付である。日本の「家族（現金給付）」はスウェーデンのそれと比較すれば、一桁も小さいことがわかる。

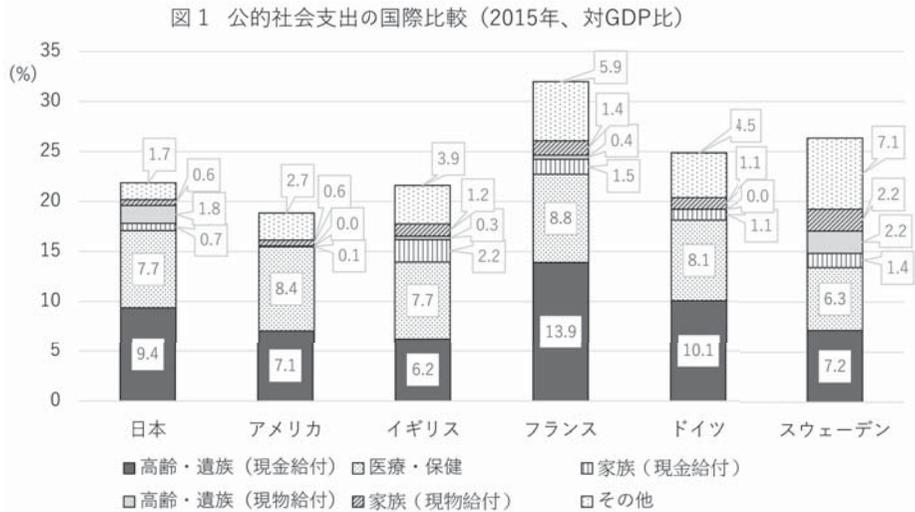


図 公的社会支出の国際比較 (2015年、対GDP比)

出所：OECD, Social Expenditure-Aggregated Data.
 埼玉大学大学院人文社会科学部研究科准教授 高端正幸氏作成

さらに「高齢・遺族 (現物給付)」がある。これは介護サービスを含む、高齢者のケアに対するサービス給付である。この高齢者現物をスウェーデンと比較してみると、日本はこれも著しく小さい。

次いで「家族 (現物給付)」がある。この家族現物は育児サービスの提供である。これもスウェーデンと比較すると、日本のそれは一桁も小さいことがわかる。最後の「その他」で重要なのは、再訓練・再教育などという積極的労働市場である。もちろん、こうした再訓練・再教育も現物給付である。

こうしてみると、「コロナ危機」に襲われる以前から、ポスト工業社会に対応した社会的セーフティネットへの張り替えが進んでいるスウェーデンでは、その軸足が現金給付から現物給付に移されていたことがわかる。このポスト工業社会へ向けての社会的セーフティネットの張り替えは、「社会保険国家」から「社会サービス国家」への転換と表現できる。ところが、日本ではこうした転換が進まなかったのである。

もちろん、「社会保険国家」から「社会サービス国家」へと転換するには、福祉分野での雇用創

出が必要となる。スウェーデンではこうした転換が進んでいるにもかかわらず、「コロナ危機」に襲われるや、福祉分野で雇用創出を図り、福祉の現物給付を充実しようとしている。

福祉のサービス給付に加えて、スウェーデンは「人生を再調整できる可能性」を高めるため、教育の充実をも図ろうとしている。つまり、雇用創出により、福祉と教育という二つのサービス給付を高め、社会的セーフティネットを社会的トランポリンへと張り替え、「強い社会」の建設を目指しているのである⁷⁾。

6. 希望の未来を描く

現金給付は全国一律の基準で給付するため中央政府が担わざるをえないのに対し、サービス給付は地域社会の生活実態に合わせて提供するため、地方自治体が担うことになる。したがって、「社会保険国家」から「社会サービス国家」へ移行するということは、中央政府が担う福祉から、地方自治体が担う福祉へと重点を移すことを意味する。つまり、「コロナ危機」からの本格的復興段

階では、社会的セーフティネットを地方自治体が担う現物給付へと重点を移す改革が必要となる。

ところが、地方財政には所得再分配機能はない。というのも、地方自治体とは境界を管理しない、入退自由な政府だからである。もっとも、地方自治体でも現物給付の無償提供などによって、現物給付による所得再分配は可能である。しかし、境界を管理しない地方自治体には、租税による所得再分配は不可能である。

それにもかかわらず「コロナ危機」からの本格的復興段階では、ポスト工業社会における財政の再分配機能を高める抜本的財政改革を断行せざるをえない。というのも、「政府縮小—市場拡大」戦略のもたらした危機が、「コロナ危機」によって増幅されるからである。それは二つの環境破壊が増幅されることを意味する。もちろん、こうした二つの環境破壊の背後には、格差と貧困の拡大があり、超富裕階層の形成がある。

このような超富裕階層の形成をともなう格差拡大は、グローバル化した「市場の失敗」の現象形態にほかならない。それは有形資産による有形財生産という工業社会から、無形資産による無形財の生産というポスト工業社会への移行にともなう「市場の失敗」が、市場経済のグローバル化によって国民国家では解決不可能となっているからである。

しかし、有形資産による有形財の生産を前提にした既存の租税制度では、ボーダレスに動き回る無形資産による無形財の生産には有効に課税できない。それ故にGAFに象徴される巨大デジタル産業は、課税されることなく超巨大化し、超富裕層を生み出していくことになる。

とはいえ、グローバルに動き回る巨大企業や超富裕層への課税は、二つの環境破壊と同様に、国民国家間の協力が必要となる。しかも、そうした課税による収入が、財政調整的に配分される仕組みなしには、地域社会レベルから二つの環境を再創造していくことも不可能となる。

そうだとすれば、この「コロナ危機」は社会行動原理としての協力原理を高揚させることで克服

することが重要となる。それは「コロナ危機」による不幸を、自発的な協力を基盤にしながら、不幸を幸福に転換する制度としての福祉を、地域社会から再創造し、社会的セーフティネットを張り替えていくことにほかならないのである。

「コロナ危機」はパンドラの箱が開けられた時のように、箱の中に詰められていた、あらゆる災いが世界中に撒き散らされているような状況を生み出している。しかし、パンドラの箱の蓋が閉められた時に、小さなものが残っていたことを忘れてはならない。それが希望である。この神話の教訓を忘れずに肯定的な未来のビジョンを描くことこそ、この「根源的危機の時代」に生を受けた者の使命なのである。

注

- 1) この点に関しては、内閣府 [2020] を参照されたい。
- 2) パンデミックの歴史については、宮坂 [2020] を参照されたい。
- 3) 「コロナ危機」の応急的対応段階については神野 [2020] を参照されたい。
- 4) 鳥集 [2021] 37 ページ参照。
- 5) 2020 年度の補正予算については、神野 [2020] 91 ページを参照されたい。
- 6) スウェーデンの 2021 年度予算編成については、訓覇法子ストックホルム大学元研究員、和田雄次朗在スウェーデン日本大使館書記官の教示にもとづいている。特に記し謝意を表したい。
- 7) 本格的復興段階における財政運営については、神野 [2021] も参照されたい。

参考文献

- 神野直彦 [2020] 「危機の時代」と財政の使命—ポスト・コロナの「新しき時代」のために—『世界』第 934 号
- 神野直彦 [2021] 「ポスト工業社会と「賢い財政」—二重の危機における明日を切り拓く—」『中央公論』第 135 巻第 4 号
- 宮坂昌之 [2020] 『新型コロナ 7 つの謎 最新免疫学からわかった病原体の正体』講談社
- 内閣府編 [2020] 『令和 2 年度版 経済財政白書』日経印刷
- 鳥集徹 [2021] 『コロナ自粛の大罪』宝島社

The COVID-19 Crisis, Human Community, and Welfare

Naohiko Jinno

Professor Emeritus, Tokyo University

The welfare state built in the wake of the Second World War was rooted in the social contract that underpinned heavy industry.

However, when this politico-economic order reached its impasse with the 1973 oil shock, neoliberalism dismantled the welfare state in a desperate pursuit of economic growth.

As a consequence, the natural and social environments have been devastated.

This *period of crisis* is being ravaged by the ongoing COVID-19 pandemic instead of the opposite.

We make this statement in light of history, as the Black Death assailed the transition of society from agricultural to industrial and as the 1918 influenza pandemic devastated the subsequent shift from a social order based on light industry to one centered on heavy industry.

Thus, the historical perspective suggests that the fraught present is not a time for further evisceration of the social safety net. Quite contrarily, the recreation of the natural and social environments in this era is the *sine qua non* of recovery from the COVID-19 crisis.

Key words: pandemic, globalization, market failure, social safety net, social service state

特集論文：「コロナ禍」の人間，社会，そして福祉—文明と環境をめぐる

新型コロナウイルスの感染拡大は 女性の生活をどう変えたのか ～さまよえる中高年女性たち～

山田 知子

放送大学教養学部教授

● 要約 ●

世界的な COVID-19 の感染拡大により各国でロックダウンなど行動制限が行われた。自粛生活で世界的に DV 相談件数は増え、女性や女の子の生命は危険にさらされている。コロナショックにより経済は打撃を受け、対面サービスなどが中心の飲食、旅館・ホテル、アパレルなどの産業は経営の危機、倒産、廃業に瀕している。それらは女性が多く働く業種である。女性不況といわれる状況が生まれ、女性の貧困が社会問題化している。わが国では、女性の貧困はコロナ前にすでにあった問題で、高齢女性とひとり親世帯の貧困がとりわけ深刻であった。1995 年以降、わが国の社会保障・社会福祉政策は男性稼ぎ主型をコアに自助努力を基調にして改変されてきた。コロナによって浮かび上がった女性の貧困を解決するためには男性稼ぎ主型を転換させ、年金や税において個人化させること、女性の就労機会の拡大、男女の賃金格差の是正、住居の安定的確保政策が必要である。

● Key words : 家庭内暴力, 女性不況, 高齢女性の貧困, 賃金のジェンダーギャップ, 女性の住宅問題

人間福祉学研究, 14 (1) : 25-39, 2021

1. 視点

2019 年秋以降、新型コロナウイルス（以下、コロナ）の感染拡大は、その後とどまることを知らず、世界的な感染爆発をひきおこし、拡大させている。未知のウイルスの登場と脅威はかねてから指摘されてはいたが、これほどまでに猛威を振るうとは想定されず、人類は不意を突かれた。ウイルスは法制度や経済活動に付度することなく、我々の生命と生活を危機にさらしている。コロナの登場によって、世界は変化せざるを得ないことは確かだ。どう変わるべきか。

エマニュエル・マクロンは 2020 年 4 月「パン

デミックは世界全体にとっての『重大な人類学的衝撃』で資本主義の枠組みをリメイクする可能性がある。世界の国々が“利益”よりも“人”を優先し、社会経済的な不平等や環境問題にもっとオープンに取り組むことになる。今までにない全く新しいやり方が求められている¹⁾といち早く指摘した。5 月には、ムハマド・ユヌスが「今まさに、全世界に重要な問いが提起されている。この世界を、新型コロナに襲われる以前の世界に戻すのか、それとも新しく設計し直すのか—という問いだ。決定は完全に我々に任されている。」とコロナによって世界は打撃を受けているがその前にあった不平等な世界に戻ることなく新しい枠組

みを作ることを提案する²⁾。さらに、ジャック・アタリは、コロナの危機によって「命の経済」の需要が高まったと言う。「直接あるいは間接に、誰もが健やかに暮らせるように尽力するすべての企業、健康、疾病予防、衛生、スポーツ文化、住宅、食料等³⁾」などをあげ、これらの部門を重視するシステムに変えていくべきであること、「命の経済」が主に関与する部門は、自宅待機令以前も自宅待機中も大部分を女性が担っている⁴⁾、と指摘している。

コロナの脅威はこれまで我々の社会の中で後回しにされてきた問題を可視化した。そして解決のために社会の構造そのものを再構築することが求められているのではないか。コロナの脅威は、「禍」として捉えるより、我々の社会がまさに「命の経済」に転換するべきであることを気づかせた。むしろ幸いである。Life（生命、人生、生活）が社会の価値の中心に位置づけられるべきであり、そういう社会を目指すべき時なのではないか。そしてそれはアタリが言うように、社会のエッセンシャルな部分を担う多くの女性の肩にかかっている。

翻って、わが国の女性が置かれた状況はどうか。2020年の春以降、わが国もコロナ対策が開始され、感染拡大抑制の努力がなされてきた。しかし、コロナの経済ショックは非製造業のうち、とりわけ「対個人サービス」や「宿泊・飲食サービス」に大きなダメージを与え、これらの業界の景気回復の見込みは立っていない⁵⁾。女性が多く働く業界である。多くの女性たちが仕事を失い生活困難に直面していることが推察される。

以上をふまえ、本稿では、コロナによってわが国の女性の生活はどのようなダメージを受けているのか、まず、暴力、自殺等から生活困難の実態をみる。さらに、住居喪失した高齢女性の事例を手掛かりに、女性と就労、住居の問題を明らかにし、コロナ以降の社会保障・社会福祉のシステムを「命の経済」にどう転換していくのか、その道筋を考察したい。

2. コロナと女性の生活困難—暴力と自殺

2.1. 女性への暴力

2020年4月の国連報告書「COVID-19（新型コロナウイルス）女性と女の子に対する暴力⁶⁾」は、コロナ下において世界で女性や女の子への暴力が深刻化していることを指摘している。報告書によれば、過去12か月中に親密なパートナーによる性的／身体的暴力を受けた15～49歳の女性と女の子の数は2.43億人にのぼる。この年代の18%近くが、被害にあっている。これは氷山の一角で、被害の実態はさらに深刻であることが推測される。さらに「生涯を通じて」という時間軸を加えるとこの数字は30%になる。しかも、殺害された女性の3分の1が、その当時、もしくは過去のパートナーによって殺害されているとのことである。報告書は「窮屈で閉塞的な住環境のなか、安全・健康・金銭面の不安が家庭内の緊張感や重圧を増幅⁷⁾」させていて、感染が抑制されなければ、今後さらに増加すると予測している。とりわけ、カナダ、ドイツ、スペイン、イギリス、アメリカなど、DVの報告件数は増加し緊急シェルターの需要が高まっている。

また、同報告書は、コロナ対応の医療現場で働く医療関係者について言及している。その70%が女性で、感染拡大は、その健康・ウェルビーイング・安全の複合的なリスクに直面している。医療現場での身体的暴力や暴言の件数の増加が報告されている。

わが国においても、DVは深刻である。内閣府は2020年4月に新たな相談窓口として「DV相談プラス」を開設した⁸⁾。2020年4月～2021年2月までに、全国の配偶者暴力相談支援センターと「DV相談プラス」に寄せられた相談件数を合わせると、前年の同時期と比べて約1.5倍、「DV相談プラス」には、緊急事態宣言中はパートナーが家にいて暴力が激しくなったという相談や、パートナーが給付金を渡してくれないという相談が寄せられている。「性犯罪・性暴力被害者のた

めのワンストップ支援センターの全国の相談件数の推移」をみると、2019年19,964件、2020年23,050件である。とくに2020年を月別にみると6月、7月、8月の相談件数が前年度に比べ多い。雇止めや失業といったコロナの経済ショックによる景気の落ち込みと収入減、生活の見通しが立たない閉塞感も暴力増加の背景にあると考えられる。

2.2. 女性と自殺（自死）

不況になれば、負債や失業を理由に自殺するのは男性で、本来、自殺（自死）数は、どの年齢層をとっても男性の方が多くことが定説である。しかし、2020年においては、異変が起きている。男性14,052人（前年-26）、女性7,025人（前年+934）と、女性の自殺数が増加している⁹⁾。2020年10月は突出して高く、男性269人、女性423人である。原因・動機を男女で比較してみると、女性の方がうつ病や統合失調症といった「病気の悩み・影響」が多い。とくに、うつ病は20代、60代以上の年齢層は男性に比して女性が多い。そのほか、交際をめぐる悩み「男女問題」について20代、30代の女性も男性に比べ多い。業種別にみると、医療・保健従事者では、男女計394人であるが、女性206人と多く、サービス業従事者（飲食店員）は、男女165人、女性82人、ホステス・ホストでは男女計42人、うち女性は35人、これらすべて理由はうつ病等の精神的疾病である。20代の女性、高齢女性、医療・保健従事者、飲食店員、ホステスなど、そういった人々がコロナ下において厳しい社会状況に耐えきれず、うつ病等に苦しみ、絶望の淵に追いやられているのであろうか。2020年の夏から秋にかけては緊急事態宣言が発出され、自粛、飲食業等のサービス業は厳しい経営にさらされた。また、医療・保健に従事する人々も、コロナ対応で過酷な労働環境に置かれ、患者からの暴言などもあり、十分な休暇を取ることもできずにいた。そういった状況が働く人々に負荷をかけたことが推察される。

自殺数は女性の場合、60歳以上に比較的多い

ことは前述のとおりである。高齢女性は人口比率が高いので、実数が多いことを考慮しなければならないが、性、年齢、賃金、年金、住宅、社会的地位などいくつもの面から差別、排除されやすく、コロナ前からわが国においては、厳しい状況に置かれていた。

次にコロナの影響が女性の生活にどのようにダメージを与えているのか、高齢女性とひとり親世帯に着目し検討する。

3. 中高齢女性の生活困難

3.1. 64歳女性試食販売員の住居喪失と路上暴行死

2020年11月、都内のバス停で路上生活者の60代の女性が男に突然殴られ、死亡するという痛ましい事件が起きた。多くの人々、とくに女性たちが反応し、ツイッター上で「これは明日の私だ」というつぶやきなどが書き込まれ同情と哀悼を捧げた。一方、女性にとって「路上生活」は「自死」に限りなく近い選択肢だ。「究極の男性から女性への暴力だ」「『表社会』から脱落した男性が最初に迫られる選択肢が『路上生活か自死か』の二択、女性は『性産業か不本意結婚か』の二択がある」など、自死や性的搾取、社会的排除など様々な視点からの書き込みもみられ、暴行事件以上の様々な議論が巻き起こった。

この事件は住居喪失の高齢女性にたいする究極の暴力事件、殺人事件であるが、女性の生活問題の「極型」として捉え検討してみたい。NHK追跡記者のノート「ひとり、都会のバス停で～彼女の死が問いかけるもの¹⁰⁾」を手掛かりに彼女の人生を振り返ってみる。

〈事例〉

- ・氏名、年齢、出身地：Oさん（当時64）、昭和31年生、広島県出身
- ・路上生活の状況：2019年の春ごろから亡くなる2020年11月まで、路上生活をしていた。近くの商業施設閉館まで滞在、その後は

バス停のベンチで寝泊まりをしていた。

- ・経済状況：所持金亡くなった時8円のみ。
- ・就業状況：離婚後、30代以降はコンピューター関連の仕事などを転々、40代～不明、50代半ばから首都圏各地でスーパーの試食販売員として働く（2009-2019の始めまで）。2020年、コロナ感染が拡大。客と対面で行う試食販売の仕事が激減。2020年春以降は、ほとんど無職状態。
- ・住宅状況と喪失の経緯：杉並区のアパートで暮らしていたが、仕事が短期契約で不安定だったこともあり、2016年ごろ、家賃を滞納して立ち退きを迫られ、住居を喪失。職場にキャリアケースを持ち込み、ネットカフェなどで寝泊まりしながら就労。現金が底を突きネットカフェに在ることができなくなり路上生活となる。

*住まいを失ってからのエピソード

仕事を増やしてもらうよう派遣元の会社と交渉したがうまくいかなかった。経済的困窮に陥る。

スーパーの同僚の話「休憩時間にほかの人が弁当を食べている間、Oさんは裏口のあたりで1人、しゃがみこんでいました。声をかけても『私はここに座っているだけでいいんです、うふふ』という感じで。今思えば、弁当を買うお金がなかったのだと思います。……1日1日必死で、60歳をすぎたOさんが東京、神奈川、千葉、埼玉と毎日違うところに行って7時間半とか8時間半、ずっと立ってお仕事をなさっていたんです。それがとても切ない……」

- ・家族親族関係：実家には母がいたが、健在かは不明。埼玉県に二つ下の弟がいた。40歳をすぎたころから、弟と直接会う機会はなくなる。電話をしても「うまくやっている」などと答えるだけで、（自らの生活について）詳しく語ろうとはしなかった。やがて電話にも出なくなり、疎遠になる。毎年12月にクリスマスカード届いていたが、2017年から

は音信途絶える。

- ・学歴等：広島県の短期大学を卒業後、20代半ばまで地元で生活。当時はアナウンサーを目指し教室に通う。結婚式場で3年ほど司会を務めていたこともある。自立心が強く、「自分で会社を作りたい」とも話していた。劇団にも所属し、ミュージカルや舞台に出演していたこともある。
- ・婚姻関係：27歳時、広島で結婚。夫とともに上京。結婚してまもなく、先に上京していた弟に「自宅に泊めてほしい」という連絡が来る。夫から暴力を受けたとあって、5日間ほど弟宅に滞在後、そのまま広島の実家へ戻る。翌年離婚、以後、結婚しなかった。

生活歴

1956（昭和31）年、広島県に生まれる。

1976年 地元の短大を卒業、アナウンサーを目指し教室に通う。劇団に所属、結婚式場で司会業など。

1983年 27歳、結婚、上京

1984年 28歳、夫の暴力で実家に戻る、離婚

1986年ごろ、30代、上京し、コンピューター関連の仕事転々

1996年ごろ、40歳ごろから、弟と直接会う機会なくなる。クリスマスカードは送りつづける。

……

2009年ごろ、53歳ごろ、首都圏各地スーパーの試食販売員として働く

2016年ごろ、60歳ごろ、家賃滞納でアパート立ち退き迫られ住居を喪失、ネットカフェで寝泊まりするようになる。

2017年ごろ、61歳ごろ、クリスマスカードを弟に送らなくなる。弟と音信不通。

2019年の春ごろから（63歳ごろ）から、路上生活、商業施設閉館まで滞在し、その後は近くのバス停のベンチで寝る。

2020年3月ごろ、携帯の契約切れる。

11月(64歳)バス停のベンチで寝ているところを男から暴力を受け、亡くなる。

以上が、Oさんの簡単な生活状況と生活歴である。生活過程において転機となるライフイベントや生活意識等を抽出してみると次のようなタームが浮かび上がる。

路上生活者への暴力、60代女性の経済的困窮、家賃滞納、住宅喪失、ネットカフェ、路上生活、試食販売員、不安定就労、低賃金、派遣社員、職場の関係希薄、DVで離婚、単身、仕事を転々、実家には頼れず(頼れない)、家族親族との関係希薄、途絶、地域社会との関係希薄、短大卒、コロナ感染拡大で仕事激減、自立心強い、プライド、他人に頼れない、頼ってはいけない、自己責任、自助の強調が自己を追い詰める、劇団員、夢を追いかけ上京。

昭和31年生まれ的女性にとって、短大を卒業し地元男性と結婚し専業主婦になるという人生は当時としては特別なことではない。が、その結婚生活が夫の暴力で継続できなくなり離婚、正規雇用の仕事に就くことなく、非正規を転々とするとなると、経済状況はかなり厳しくなったことが予想される。Oさんは離婚後、いったん実家に戻るが新しい人生を求めて上京、その後コンピューター関連の仕事を経験したとある。職場を転々としたのはなぜか、コンピューターの仕事がなじめなかったのか、仕事が見つかったのか、それはどのような雇用契約に基づく仕事であったのだろうか。非正規労働者であったことが推測されるが、厚生年金や国民年金等の社会保険に加入していたか、不明である。演劇の夢を追い求め、オーディションを受けていたのだろうか。中年期をなんとか切り抜けてきたOさんであったが、彼女の生活の大きな変化は、収入が減少し、2016年ごろ、60歳時、家賃を滞納して立ち退きを迫られ、住居を喪失したことである。60歳になって、住居を喪失するのは心身ともに大きな打撃であ

る。キャリアケースに身の回りのものをつめ、ネットカフェ暮らしが始まる。ネットカフェから出勤する。精神的にも辛い。その仕事も短期契約で不安定であった。派遣社員として仕事を続けていたが、収入は不安定、あちこちのスーパーを掛け持っていたことがわかる。賃金の増額、安定を求めて、派遣会社に交渉するも、組合に属しているわけではない。未組織のいわゆる派遣労働者であり弱い立場であったのだろう。賃金があがることはなかった。

元同僚の話「休憩時間にほかの人が弁当を食べている間、Oさんは裏口のあたりで1人、しゃがみこんでいました。声をかけても『私はここに座っているだけでいいんです、うふふ』という感じで。今思えば、弁当を買うお金がなかったのだと思います。」は、Oさんの高い自負心が読み取れる。だれにも頼らず、弱音を吐かずがんばらないといけなく、という高いプライドから自らを鼓舞するが、逆に追い詰めていったのではないか。

そもそも60代の女性がひとり家賃を払い、生計を維持していくだけの賃金が支払われていたか疑問である。正規雇用の夫のもとでの小遣い稼ぎの専業主婦が得る賃金レベルではOさんが家賃を払い生計を維持することは不可能であろう。試食販売員の仕事から得られる賃金は決して安定しているものではなく、家賃を払うこともままならなかったことが読み取れる。低くてしかも不安定な収入、家賃を滞納し、立ち退きを迫られる。こうして住居を喪失していく。

不安定な就労、生計維持ができないほどの低賃金、孤立する派遣社員、社会保険未加入の働き方、家賃滞納、住宅喪失を招くという生活困難過程がみえてくる。こういった女性たちのための低家賃ですぐ入居できる公的な住宅があれば、と思うが、現状はお粗末である。

Oさんの事例は特異なものであろうか。もちろん路上で暴力によって死亡する悲劇は二度と起こしてはならないが、この寸前の状態、家賃滞納で住居喪失直前にある人々は決して少なくないと思

われる。そういう状況に追い打ちをかけたのが2020年のコロナの感染拡大だったのではないかと、生活保護や生活困窮者自立支援法などはOさんにとって利用するには遠い存在であった。「プライドの高い」普通の女性にとって社会福祉は身近ではなかったということである。コロナの感染拡大が60代の非正規女性労働者の生活を直撃、自死に近い形で破壊していった。

わが国の女性の生活基盤は決して強固なものではない。離別や離婚、疾病・障害、失業に加え感染症の拡大などによる変化によって生活は動揺、傾いていく。わが国の社会保障・社会福祉の制度や各種の関連サービスにおいて基本とする家族モデルは、男性稼ぎ主型¹¹⁾である。第三号被保険者制度がその典型である。したがって、世帯内に男性の稼ぎ手がない場合、社会システム上、枠外となり不利益を負うことになる。不安定な雇用、低賃金など経済的基盤が脆弱であるとその生活は極めて安定性を欠くことになる。また、離別、離婚等により、住宅喪失も起きる。男性依存しない、「できない」女性の生活基盤は脆弱であるというのが現実である。この状況が生涯にわたって堆積すると高齢期において極度の生活不安に陥るといった女性の生活困難は特徴的な構造をもつのである。

3.2. コロナ前における高齢女性—最底辺に追いやられ層となる女性たち

岩田正美は1989年の「全国消費実態調査」(現、全国家計構造調査)の個票から再集計し、わが国の貧困・不平等分布における高齢世帯の位置、所得階層分布、高齢者世帯における年金制度の効果について検討している。貧困・低所得層は、「高齢単身者」と「ひとり親世帯」で出現率が高いことを実証している。また、「極貧」をみると無職高齢単身世帯で高いこと、主に女性で占められる無職高齢単身世帯はその6割強が基準より低い水準にとどまり、余裕のある層は少ないことを明らかにしている¹²⁾。

最近の「全国家計構造調査」も同様の結果が出ている。表1は、コロナ前、2019年の「全国家計構造調査」の「世帯類型別相対的貧困の指標」である。総世帯の①相対的貧困率(所得面)は11.2%、②資産面21.5%、③所得・資産の両面4.8%である。世帯主65歳未満のうち最も①が高いのは、大人一人と子どもの世帯53.4%、②も52.8%で驚異的に高い。これはいわゆる母子世帯である。世帯主65歳以上をみると単身世帯①29.9%と最も高い。男女は不明であるが、人口比率でいうとやはり女性の単身であることが推察される。

岩田の研究から30年経った現在も母子世帯と女性高齢単身世帯の経済状況は極めて厳しいことがわかる。岩田の調査時に40歳の単身世帯、あるいは母子世帯であった女性も30年後、70歳の女性高齢単身世帯に移行していることも推測される。30年間、貧困のうち社会の底にありつづけ高齢期を迎えた人々が層となっている可能性がある。

さらに、Oさんのように試食販売員としていくつかのスーパーで働くうちに雇止めになり、次の仕事を得ることもなくなり離職する労働者は、就職活動をする気力も失せる。このような状況に陥ると、Missing-workerとなり、そもそも労働力としてカウントされなくなる。社会の底に静かに堆積していく。

家賃滞納で住居を喪失しネットカフェや路上生活を送る人々は、住民票がなく、各種の行政調査、たとえば介護保険事業計画の前提となる高齢者調査等の対象とはならない。その実態を明らかにすることが困難である。女性は危険にさらされやすい。路上生活だけでなく、いろいろな面で付け込まれやすく「被害にあいやすいので危険がともなうため、困っていても公言できない¹³⁾」のである。我々の社会の中でみえない高齢女性が明らかに存在するが、可視化されぬまま放置されている。

表1 世帯類型別相対的貧困の指標

	相対的貧困の指標		
	①相対的 貧困率	②資産面	③所得・ 資産の両面
総世帯	11.2	21.5	4.8
・世帯主が65歳未満	9.1	24.8	4.7
単身世帯	<u>15.3</u>	<u>31.6</u>	<u>7.6</u>
二人以上世帯	8.1	23.7	4.3
<u>大人一人+子ども世帯</u>	<u>53.4</u>	<u>52.8</u>	<u>35.1</u>
二人以上大人の身の世帯	7.2	19.0	2.9
大人二人以上+子ども世帯	6.7	25.8	3.9
・世帯主65歳以上	15.2	15.2	4.9
<u>単身世帯</u>	<u>29.9</u>	<u>19.5</u>	<u>9.8</u>
二人以上の世帯	12.4	14.4	4.0

2019年「全国家計構造調査一年間収入・資産分布等に関する結果」総務省統計局（2021年8月31日）p.12

3.3. コロナ前の高齢女性の貧困の諸相—不安定な就労と連動する住居の不安定性

表2は、筆者が2005年に実施した養護老人ホーム女性入居者43人の年金と仕事、入居前の住居状況、婚姻歴を抽出し表したものである。この一覧から読み取れることは、第一に、住宅は仕事（年金）と強く連動し、仕事を失うことは住居を失うことに直結しているということである。第二に家族関係はほとんどが希薄で、頼れる親戚はない。いる場合でも、疾病や借金などをかかえ扶養、ケアは不可能である。第三に婚姻関係をみると、離婚、婚姻歴がない、が多いということである。第四に離婚後の仕事が極めて限定されていた、ということである。

時代的な背景から、これらの女性たちが離婚後、経済的に自立するのは極めて困難であった。住宅と仕事をどのように確保するか、死活問題であった。手取り早く仕事と住居を手に入れる手段は、住み込み家政婦、飯場の賄い婦、ホテル・旅館などで社員寮がある仕事に就くことである。これらの仕事はとりあえず、仕事と同時に住まいが確保されるという利点がある。仕事と住居が同

時に得られるものの、定年や勤務先の事情、病気やケガで仕事を失うと同時に住居も失うことになるのである。また、住み込みの仕事に就かない場合、限られた賃金から家賃を捻出するのは家計上厳しい。低家賃の民間賃貸アパートに住むことになるが、低家賃であればその多くは劣悪な居住環境であり、立て替えや高齢化に伴う心身の状況の低下に併ない退去を求められることになる。また、精神的な疾病等から体調を崩し長期に入院すると家賃を払いつづけれず、アパートを引き払う。その結果、退院しても帰る家がない。一挙に住居喪失につながるのである。

劣悪な居住環境であっても毎月の家賃は定期的に支払わなくてはならない。食費や電気代、水道代などは切り詰めることも可能だが、家賃はそれができない。低賃金の仕事を転々としてきた場合は、無年金になりやすい。国民年金であっても極めて低額である場合が多い。現役時代に経済的余力がない場合、ほとんど貯金もない。貯金が底を突くと同時に家賃滞納となる。高齢期の生活の不安定性は住宅の不安定性と極めて緊密に連動しているのである。

表2 A 養護老人ホーム女性入居者43人の年金・仕事・住居の状況・婚姻関係（2005年調査）

No.	年金	主な仕事	住居の状況	婚姻関係
1	老齢基礎	理容業	理容業閉店で店舗付き賃貸住宅退去	高齢期死別
2	無年金, 生保	料亭の仲居など, サービス業短期転々, 精神的疾病で就労不能	アパート立ち退き	40代で離婚
3	厚生障害	事務系	統合失調症の症状が悪化, 兄弟による世話が限界となる.	婚姻歴なし
4	老齢基礎	専業主婦無業	アパート住まい→老健入所→退所後行く先なし	壮年期死別
5	老齢基礎	清掃会社社員	虚弱化し, アパート契約切れ	50歳死別
6	国民障害	家政婦, 事務員	アパート住まいだったが精神的疾病で入院, 退院後, 行き先なし	30代離婚
7	老齢厚生	清掃業	民間アパート	死別後, 内縁関係の夫のDVで家出, 離別, 子どもケアを受けるも限界
8	老齢基礎	離婚後無職	虚弱化一人暮らし困難	20歳代離婚, 長女が精神的疾病で本人疲弊
9	老齢共済		同居の長男が借金を抱え家賃滞納しアパート退去, 宗教団体に身を寄せるが行き先なし	30代で死別, 同居の長男の借金
10	無年金	特になし	同居の長男リストラでローン払えず自宅売却, 長女の家を身を寄せるが限界となり行き先なし	20代離婚, 苦勞して子どもを育てる
11	老齢厚生	事務員, 家政婦など転々	火災で住居失う	40代離婚
12	老齢基礎	住み込み家政婦	老朽化したアパート取り壊しで立ち退き, 娘との関係悪く一時保護所にいた.	30代離婚, 40代再離婚
13	遺族厚生	特になし(専業主婦)	長男借金返済のためマンション売却, 本人うつ病で入院, 退院後行く先なし	40代死別
14	老齢厚生	芸者, 小料理屋, 保険外交員, 内職, 50歳ごろ病気で就労不能となる.	アパート立ち退き	内縁, 離別
15	老齢基礎	派遣社員, 60歳ごろ腰痛で就労困難となる. 貯金底をつく	取り壊し, アパート立ち退き	婚姻歴なし
16	老齢厚生	美容師, 結婚式場フロント係, 65歳まで就労, 所持金取り崩し67歳で底をつく	木造賃貸アパート	30歳死別
17	老齢基礎	離婚後, 住み込み家政婦	都営住宅, 同居する姪が精神的疾病で折り合い悪い	20代離婚
18	無年金	印刷会社パート	内夫と離別後仕事も解雇され, 経済的に行き詰まる, アパート暮らしできず	50代離婚
19	老齢厚生	離婚後, うつ病, クラブの手伝い	長女の家を身を寄せるが長居できず	30代離婚
20	老齢厚生	ウエートレス, 家政婦などを74歳ごろまで.	民間アパート, 働けなくなり所持金底をつく.	婚姻歴なし

21	老齡基礎	離婚後、実家に戻るも仕事を求めて、上京、病院手伝い65歳まで、内職70歳まで	入院で就労できず、蓄え底を突く、虚弱で民間アパートで暮らせず	30代離婚
22	遺族厚生	習字教室	老朽化した民間アパート（家賃6万5千円）取り壊しで立ち退き	50代死別
23	遺族共済	三味線の先生	民間アパート、風呂なし、4万4千円、立ち退きを迫られる	40代死別
24	老齡基礎	会社事務員	61歳まで就労したが解雇される。貯金底をつく、アパート家賃滞納で退去、兄を頼るも折り合い悪く家出、路上で倒れ入院、退院後の行く先なし	婚姻歴なし
25	無年金	紡績工場	民間アパート	離婚
26	老齡基礎	米軍基地の家政婦	家政婦失職、アパート住まい、入院、退院後行く先なし	
27	老齡厚生	家政婦	精神的疾病発症、アパート立ち退き	婚姻歴なし
28	老齡厚生	工場労働者、デパート店員、商店手伝い	アパート立ち退き	内縁の夫と死別
29	老齡厚生	家政婦	退院後行く先なし	50代離婚
30	障害基礎	家政婦	退院後行く先なし	婚姻歴なし
31	無年金	家政婦	家賃払えず退去	50代で夫行方不明
32	老齡基礎	無業主婦	子どもと折り合い悪く家出、行先なし	20代離婚、再婚、70代で死別
33	老齡基礎	旅館従業員清掃業	アパート取り壊し立ち退き	婚姻歴なし
34	老齡基礎	就業経験なし、病弱な母の介護	老朽化した木造二階建ての家の借地権を売ってしまう。	婚姻歴なし
35	無年金	家政婦、高齢で解雇	認知能力低下しアパート立ち退き	30代死別
36	老齡基礎	住み込み家政婦	家族関係不和（夫の連れ子）で行く先なし	30代離婚、再婚、50代で死別
37	老齡基礎	住み込み家政婦	退職後社員寮退去後行く先なし	婚姻歴なし
38	老齡厚生	家事手伝い	家族の事業失敗で自宅売却行く先なし	50代死別
39	障害基礎	旅館賄い、鍼灸師	障害者施設から	婚姻歴なし
40	老齡基礎	飲食住み込み店員	株投資で財産を失う、アパート家賃払えず退去	40代結婚、離婚、50歳で再婚、夫のDVで69歳離婚
41	無年金	水商売	長男家族と同居、孫が離婚、家族関係不和で住居を追われる	17歳でシングルマザー、その後30代で結婚、40代死別
42	老齡遺族	住み込み家政婦、工事現場の賄い婦、掃除婦	木造モルタルアパート、風呂なし、虚弱で住めず	70代で死別
43	老齡厚生	会社員	統合失調症で入退院繰り返す。入院、退院後行く先なし	婚姻歴なし

山田知子（2010）『大都市高齢者層の貧困・生活問題の創出過程—社会的周縁化の位相』学術出版会より筆者作成

4. コロナの感染拡大負荷が女性の生活問題を増幅させる

4.1. ひとり親世帯の住宅問題

葛西リサ「新型コロナウイルスによるひとり親の住生活実態把握のためのウェブアンケート調査¹⁴⁾」(2020年4月30日)は、コロナによってひとり親(多くは母子世帯)が住居問題と連動した生活問題をかかえていることをきわめて鮮明にしている¹⁵⁾。

- ・コロナによって収入減49.9%、収入は変化なしでもコロナ対応で支出が増加
- ・家賃支払いが苦しい56.8%、半数が、貯蓄切り崩し、滞納、借入などで支払っている。
- ・住居確保給付金の問題について

失職、減収等が対象で、支出増による困窮や世帯収入減など対象外で、収入制限が低いので対象にならない。児童扶養手当を合わせると、給付金対象から漏れるという逆転現象が起きている。

- ・住居費は、節約ができない。これを支払うために、食事の回数を減らすなどという切迫した状況
- ・そもそもリモートワークでは対応できない職種。リモートが進んでも、職場に縛られている。
- ・コロナに感染しても住宅が狭いので自宅療養は無理、ひとり親だと自分が感染して入院した場合、残された子どもをどうするか。
- ・プレシングル(マザー)¹⁶⁾、その中には、暴力や子への虐待、モラルハラスメントや悪意の遺棄など、やむを得ない事情で家を出ているケースがあり、こういった世帯はさらに厳しい生活状況にさらされている。

夫の暴力から逃がれ、子どもをかかえ、不十分な収入から狭隘な民間賃貸住宅に暮らす母親たちの生の声を読み取れる。プレシングル、離婚前の母子世帯は制度のはざまに落ち込み、本来なら受けられる手当も対象外とされ、さらに経済的に困窮している実情が読み取れる。自由記述欄に「死

や「心中」など、ネガティブなキーワードが散見されたという。緊急事態宣言下のひとり親世帯にはまさにDV、住宅、家計費、養育など重層的な生活問題にさらされ、緊急事態が起きている。

葛西は次のように指摘する。「長期的視座に立てば、やはり、地に足のついた住宅政策を国として保障していくほかない。住居確保給付金など、緊急支援について、一見有効にも思えるが、減収や失職者が対象となっており、支出増大による家計の変化など、重要な視点は見逃されている。¹⁷⁾」

住宅は生活の基礎であり、社会保障・社会福祉制度の重要な柱であるはずだが、戦後の住宅政策は持ち家政策を中心にして推進されるのみであった。それはひとり親世帯や高齢女性などで不安定な仕事、住宅喪失という生活の基盤を失う可能性をかかえている、会社の寮や劣悪な民営賃貸住宅に住むことを余儀なくされた女性たちにとって、持ち家は遠い存在であったのである。

4.2. コロナの感染拡大と「女性不況」

かつて1980年代の半ば、レーガンの福祉削減政策の強化により、アメリカの母子世帯やシングルマザーの貧困化傾向が顕著になり、貧困の女性化(Feminization of Poverty)といわれた¹⁸⁾。が、再び、今回の経済不況と雇用急減の中で、世界的に“*She-cession* (シーセッション・女性不況)¹⁹⁾”と呼ばれる現象が報告されている。周燕飛は次のように女性に傾斜する不況を説明する。

「一般的な不況の場合には、雇用減少は主に男性の側に現れることが多い。例えば、リーマンショック時には、世界同時不況の影響で外需が大きく減り、主に男性雇用者の多い製造業で雇用調整が起きた。しかし、今回のコロナショックでは、主に宿泊・飲食、生活・娯楽等のサービス業に壊滅的なダメージが生じている。これらは女性雇用者が多い産業である。このため、通常の不況時に比べて、女性の雇用減が目立っている²⁰⁾」という。確かに周が指摘するように、日本の女性の非正規雇用比率は極めて高く、不況時に雇用調

整の対象になりやすい。前述した路上生活をしていた64歳のOさんの事例でも明らかである。試食販売員という非正規、飲食等のサービス業は壊滅的ダメージを負い、減収、失職、そこで働いていたOさんの人生を狂わせたといえる。また、ひとり親世帯の母親も非正規で働く場合も多い。正規労働を求めても、DVから逃れている場合など現実的には困難である場合も多い。また、子育てと両立するためには長時間働くことが実際困難であることも葛西の報告などから明らかである。

周は、NHK・JILPT共同調査（スクリーニング調査）、2020年4月1日から11月中旬までの約7か月間に、解雇や労働時間の激減等、雇用状況に大きな変化を経験したか、について調査を実施している。「雇用状況の変化は男性が18.7%で、女性は26.3%で、とくに非正規女性は極めて高く33.1%である。これは男性の1.8倍。『解雇・雇止め』『自発的離職』『労働時間半減30日以上』『休業（が）7日以上』など、すべて女性、とりわけ非正規の女性の割合が高い²¹⁾」ことが特徴として読み取れる。

仮に解雇や雇止め、自発的離職となっても、家庭内に安定した稼ぎ手がいれば、家計補助として就業していたのであれば、家計を少し圧迫するがそれほど痛手ではないかもしれない。しかし、Oさんのような年金支給年齢前、働かなければ食べていけない、ぎりぎりの賃金で家賃もままならない非正規労働者や一人稼ぎ手の母子世帯等にとっては、コロナ経済ショックによる解雇・雇止め、自発的離職、労働時間半減、休業を余儀なくされるということは、減収に直結、人生と生活の先行きが閉ざされることと同義である。また休業が長く続くと、DVの脅威の可能性はより高くなり、被害女性にとっては逃げ場を失う。絶望しかない。

このようにコロナの経済ショックは、女性の非正規労働者の脆弱性を確かにあぶりだしたのである。が、それはコロナ前の社会の底に隠蔽された現実があったのであり、我々が気づかなかつた、だけなのではないだろうか。

4.3. 押し寄せる「女性不況」の波—多発するコロナ関連倒産

帝国データバンクの速報によれば、コロナ関連倒産²²⁾の第1号は2020年2月26日、以後、累計件数は500件(9月8日)、1500件(5月26日)、2000件(9月3日)で、時間の経過とともに倒産の発生ペースが加速している²³⁾。2021年3月には175件、7月179件と2021年3月以降、倒産が顕著になっているとのことである。都道府県別にみると、東京や大阪で全体の33%、そのほか、神奈川、兵庫、愛知と続き、大都市部に集中する傾向があった。都内では渋谷区、港区、中央区、千代田区、大阪市では中央区などである。その後2021年9月においては、大都市部のみならず地方都市にも倒産の波が広がっているという。

業種別にみると「飲食店」(居酒屋、バー、ナイトクラブ)336件で最多、全倒産(2000件)に占める割合は16.8%である。次いで、「建設・工事業」203件、「ホテル・旅館」109件、「食品卸」103件、「アパレル小売」88件と続く。観光関連事業者(ホテル・旅館、旅行代理店、観光バス、レンタカー、土産物店)は199件、娯楽関連事業者(アミューズメント施設、カラオケボックス、ゴルフ場、フィットネスクラブ)は63件発生している。

2020年1月から12月2日までの「老人福祉・介護事業」の倒産は112件(前年比0.9%増)である²⁴⁾。これまで最多だった2017年と2019年で111件であった。それを上回っている。2020年1月-10月の「休廃業・解散」は406件(前年比2.7%増)で、これも2019年通年(395件、前年同期338件)を上回っている。経営不振や人手不足、コロナでの事業意欲の消失など、経営体力のあるうちに事業を止めるケースが増えている。コロナで訪問介護、通所・短期入所介護事業が倒産や廃業となるのは深刻である。介護は多くの女性職員によって担われている。高齢社会の中でこれほど重要な仕事はないが、コロナの中で経営状況が脆弱で倒産、廃業の危機に直面している。

介護、保育、看護などは女性職である。これらのエッセンシャルワーカーはこれまで恒常的に人手不足に悩まされてきた。とりわけ、介護、保育は、だれでもできる「非専門職」といわれつづけ、低賃金に甘んじてきた。社会的評価が必ずしも高くないため、離職率も高くコロナ前においても極めて深刻な状況であった。ワクチン接種は、高齢者施設職員、居宅サービス事業者等は早い時期に優先接種の対象となったが、保育士が優先されたのは、たとえば大阪は2021年6月、東京都は8月中旬である。

5. 「女性不況」から「命の経済」へ

以上、コロナ下において、DVや自殺、路上生活、ひとり親世帯の住宅困難、「女性不況」などについてみてきた。コロナ前からわが国の女性を取り巻く状況、とりわけ、離婚、非婚などの女性は経済的にも住宅状況など、極めて厳しい生活状況に置かれていたことがわかる。離婚等により男性の庇護を受けられなくなると、むき出しのまま労働市場に放り出される。職業選択の幅は狭く、技術取得のためのチャンスも与えられず、低賃金に甘んじるしかなかったため住居を得ることさえままならなかった。我々の社会はみえにくいがかような不安定な「その日暮らし」を続ける女性たちをかかえつづけてきた。

まとめとして、コロナ前後の労働をめぐる変化と社会保障、社会福祉政策の転換についてのべておきたい。

コロナ前、高度経済成長以降、わが国の労働力は、予備労働力として期待されるいわゆる「過剰人口プール²⁵⁾」を前提に成長を遂げてきた。そのプールには多くの男性のみならず女性労働者が飲み込まれていた。低賃金、不安定就労で働いてきた女性たちが今、高齢期を迎え、厳しい生活にさらされている。

コロナ後はどうか。「過剰人口プール」はどうなったか。Oさんの路上死はどのように読み解く

べきか。地方都市に生まれ短大を卒業し学歴もあつた女性、離婚をきっかけに、少しずつ生活が不安定になっていく。仕事を転々とし、派遣社員等でなんとか生き抜くも、家賃を払えず住居を喪失、最後は一挙に路上生活になる過程をみると、「社会の底」にいた人でなくとも、いとも簡単に路上に放り出される、「普通の人々」が「社会からはじき出される現実」を見せつけられる。コロナがなければ路上生活はなかったのだろうか、確かにコロナはこれまで社会にあつた問題を白日のもとにさらし、暴露したが、それだけではない。

1980年代半ばから労働者の働く環境は変わった。1985年労働者派遣法が成立し、非正規労働者が雇用の調整弁となっていった。1993年にはパート労働法、1995年には日経連が「新時代の『日本的経営』」で、年功序列、終身雇用、企業別組合などを見直し、労働力の弾力化、流動化、人件費節約、低コスト化を打ち出す。同年、社会保障制度審議会はいわゆる95年勧告で、応分の負担を求め、無料、低廉な利用料ではなく、利用者には負担が求められることになる。また、2000年の行政改革大綱では、「国民の主体性と自己責任を尊重」することがうたわれた。2008年秋のリーマンショックでは、派遣切りによって非正規労働者を中心に職と住居を失い、社会的関係をも失い社会の中の居場所を失った多くの人々、とくに男性、を発生させた。その後、労働市場において非正規率はますます進行し、1990年には非正規労働者率は2割程度であったが、2020年には4割に達している。1995年の生活保護受給者数は100万人を切り、88万人台まで下降。「豊かな社会」の到来を予想させたが、その後上昇しつづけている。1998年には自殺数が3万人を超え、1999年はリストラ元年、「日本の平等神話は崩れた²⁶⁾」ともいわれた。コロナが浮き彫りにしたのは、「新たな過剰人口プールの形成」、そこに非正規労働者としてシステム化し組み込まれる多くの女性たちの存在である。

社会保障、社会福祉制度では、生活保護、生活

困窮者自立支援制度があるが生活困窮する女性たちにとっては、そういったセーフティーネットは遠い存在である。使いやすい制度とはいえない。どん底になってもまだ制度に届かない。女性は男性より路上で暮らすことは危険であるため表に出にくい。住民票がないので、行政調査等からも消えてしまう。DVなどで居場所を隠すうち、社会の中でみえない人々となっている。女性の貧困・生活問題の解決の難しさがある。ここを掘りおこし、光を当てる政策が必要である。

人類は感染症の時代に入ったのである。何より増して保健医療福祉制度の充実が欠かせない。そこで働く人々の労働環境を整えるべきである。とくに介護、保育で働く女性たちの待遇を劇的に改善し離職率を下げ、人手不足を解消しなければならない。低家賃で快適な住宅の保障を前提とする社会保障、社会福祉制度の再構築に取り組むべきである。加えて、女性労働者の労働環境の整備、すなわち賃金格差の是正、労働時間、リモート環境、ワークライフバランスなど（男性労働者を含む）、を整備することが重要である。倒産廃業は増加している。対面サービスなどエッセンシャルワーカーの中心は女性である。これらの女性の雇用を守る必要がある。

高齢、ひとり親となっても安定した仕事と賃金、住宅が得られる社会の構築を目指すべきである。それには社会保障、社会福祉制度が基礎としてきた男性稼ぎ主型を解き放ち、年金、税制等、個人化²⁷⁾すべきである。こういった一連の取り組みをとおして、女性のプレゼンスと暮らしやすさを高めることが生命、生活、豊かな人生を実現する、まさに「命の経済」を生み出す契機になるのではないだろうか。

注

1) 2020年4月エマニュエル・マクロン仏大統領のFTインタビュー、Better Capitalismの可能性に言及した。President Emmanuel Macron Says the Coronavirus Will Remake Capitalism

(businessinsider.com) 2020/4/30.

- 2) シリーズ・疫病と人間：「白紙から世界を作り直すチャンス」ノーベル平和賞のムハマド・ユヌス博士に真意を聞く | 毎日新聞 (mainichi.jp) 2020/5/9.
- 3) ジャック・アタリ (2020) p. 247.
- 4) 同上, P. 248.
- 5) 日銀短観 (概要) 189回全国企業短期経済観測調査によれば、中堅企業、中小企業はもとより、大企業でも景気の落ち込みは大きく、先行きの見通しが立っていないことが読み取れる。(2021年7月1日8:50分公表) とりわけ「宿泊・飲食サービス」の不況感は強い。
- 6) COVID-19 and VAW (japanese) FINAL v 13 May 2020.pdf (weps.org) 2021/7/31.
- 7) 注5と同様, p. 3.
- 8) コロナ下の女性への影響について【追加】令和3年3月15日 内閣府男女共同参画局。
- 9) 警視庁自殺数 R2kakutei-f00 (npa.go.jp) 2021/9/1.
- 10) なぜ彼女が……ホームレスの死が問いかけるもの 東京・渋谷のバス停で事件 | NHK 事件記者取材 note.
- 11) 大沢真理 (2004) 「福祉国家とジェンダー」『福祉国家とジェンダー』, p. 28.
- 12) 岩田正美 (1996) 「高齢者の『自立』と貧困・不平等の拡大」『大原社会問題研究所雑誌』No. 447, p. 19.
- 13) 室住真麻子 (2012) 「隠れる女性の見えない貧困」橋木俊詔編著『格差社会』ミネルヴァ書房, p. 31.
- 14) 葛西の調査は、SNS上で広くアンケート情報を発信し無記名。ネットリサーチ。2020年5月15日時点で、回答数は、484人。有効標473人。調査の目的は、新型コロナウイルスの蔓延による住生活の不安を即時的に明らかにすること。コロナ禍が露呈させた日本の住宅政策の脆弱性 ひとり親へのアンケート調査から (住宅会議 109号6月発行予定原稿) | 葛西リサのページ (wordpress.com) 2021/9/6.
- 15) 回答は全国から寄せられているが、首都圏からの回答が多い (東京都143件、神奈川県46件、埼玉県32件、千葉県29件)。
- 16) プレシングルマザーとは、離婚が成立する前に、別居に踏み切ったケースを指し、事実上はひとり親であるにもかかわらず、制度の対象外とされる世帯。
- 17) 注6と同様。

- 18) 杉本貴代栄『『貧困の女性化』現象とレーガン福祉政策』鉄道弘済会『社会福祉研究』(1986)年4月号.
- 19) 周 燕飛「コロナショックと女性の雇用危機」JILPT Discussion Paper 21-09 2021年3月, ここでいう“*She-cession*”とは, *リセセッション* (*recession*) に伴う雇用喪失が, 男性よりも女性 (*She*) に集中していることから生まれた造語.
- 20) 同上, p. 1.
- 21) 同上, p. 3.
- 22) 帝国データバンクによれば, 「新型コロナウイルス関連倒産」とは, 新型コロナウイルスが倒産の要因 (主因または要因) となったことを当事者または代理人 (弁護士) が認め, 法的整理または事業停止 (弁護士に事後処理を一任) となったケースを対象. 個人事業主および夫妻1000万円未満の倒産もカウント, 事業停止後に法的整理に移行した場合, 法的整理日を発生日としてカウント. 速報「新型コロナウイルス関連倒産」動向調査, <https://www.tdb.co.jp/tosan/covid19/pdf/tosan.pdf> p. 6. 2021/9/3.
- 23) 同上, p. 1.
- 24) 2020年「老人福祉・介護事業」の倒産状況: 東京商工リサーチ (tsr-net.co.jp) 2021年1月30日.
- 25) 江口英一 (1979) 『現代の「低所得層」』上, p. 253.
- 26) 橋木俊詔 (1999) 「『日本の経済格差』をめぐって」など.
- 27) 大沢真理 (2004) 「福祉国家とジェンダー」『福祉国家とジェンダー』, 明石書店, p. 35, 武川正吾 (2011) 「日本における個人化の減少」『リスク化する日本社会』岩波書店, p. 133.

参考文献

- 江口英一 (1979) 「現代の『低所得層』上—『貧困』研究の方法」未来社.
- 岩田正美 (1996) 「高齢者の『自立』と貧困・不平等の拡大」『大原社会問題研究所雑誌』447号, pp. 15-25.
- ジャック・アタリ, (2020) 『命の経済—パンデミック後, 新しい世界が始まる』林昌弘・坪子理美訳, プレジデント社.
- 大沢真理 (2004) 「福祉国家とジェンダー」『福祉国家とジェンダー』.
- 室住真麻子 (2012) 「隠れる女性の見えない貧困」橋木俊詔編著『格差社会』ミネルヴァ書房, pp. 29-51.
- 山田知子 (2010) 『大都市高齢者層の貧困・生活問題の創出過程—社会的周縁化の位相』学術出版会.

(2021年9月10日受理)

How Has the COVID-19 Pandemic Impacted Women's Lives? Middle-aged and Older Women Being Cast Adrift

Tomoko Yamada

Professor, Department of Liberal Arts, the Open University of Japan

Because of social distancing measures during the COVID-19 pandemic, the lives of women and girls are at greater risk, and the number of people seeking support against domestic violence has increased worldwide. The economy has been hit by the pandemic, and industries, such as restaurants, hospitality, and retail clothing stores, where in face-to-face services are prevalent, risk closure, and bankruptcy. These industries predominantly employ women only part-time or informally, which has created circumstances known as the “women’s recession” because, in fact, poverty among women is a social problem. However, the issue of poverty among women actually existed before the pandemic, with poverty among older women and single-parent households being particularly a serious concern in Japan. In other words, the pandemic’s economic blow has surfaced women’s already existing poverty. Japan’s social security and social welfare policies have been modified to emphasize individuals’ responsibility to support themselves but with further emphasis on the male breadwinner model. When women cannot rely on male support because of divorce or for other reasons, they may face poverty. The pandemic has brought the issue of women’s poverty to the fore. To resolve this issue, crucial actions include expanding employment opportunities for women, thereby removing the gender pay gap and ensuring stable, affordable, and high-quality housing.

Key words: domestic violence, gender pay gap, women’s housing problem, women’s poverty, women’s recession

特集論文:「コロナ禍」の人間, 社会, そして福祉—文明と環境をめぐる—

コロナ禍に耐える地域在住高齢者

——レジリエンスに着目した支援の可能性——

大和 三重

関西学院大学人間福祉学部教授

● 要約 ●

日本ではコロナ禍の影響が今も続いており、世界的にも収束の見通しは立っていない。本稿では新型コロナウイルスの感染状況を振り返り、社会における感染予防への意識や感染者の変容を概観する。発生から1年経過した時点で、地域在住高齢者にコロナ禍がどのような影響を与えたのかをレジリエンスの概念を用いて考察した。高齢者大学に通う対象者33人にコロナ禍の影響を尋ねた結果、その他の世代と同様に感染拡大に伴う不安やストレスの要因は多岐にわたることがわかった。加えて、高齢者特有のストレスとして【別居家族や友人との対面の制限】があり、同時に、〈変化への適応〉として【今できること】、【新しい生活様式】、【今後への心構え】も見られた。すなわち高齢者大学というコミュニティに帰属することでソーシャルネットワークやソーシャルサポートといった資源的レジリエンスを獲得する可能性があり、地域に暮らす高齢者への支援の可能性が示唆された。

● Key words : コロナ禍, 地域在住高齢者, レジリエンス

人間福祉学研究, 14 (1) : 41-55, 2021

1. はじめに

新型コロナウイルスが発生し、パンデミックと宣言されてからおよそ1年半が経過した。人々にとって100年に1度という世界的な問題に直面した初期の9か月間について、特に高齢者への影響を高齢者福祉の実践家や研究者の報告書および新聞報道から昨年11月に拙稿にまとめた(大和, 2021)。しかし、その後パンデミックは収束するどころかさらに拡大し、アメリカやインドにおいて多くの死者を出したことはまだ記憶に新しい。今から思えば昨年の11月時点では、第3波を迎える直前であり先の見えない不安が募っていたことは確かだが、おそらく沈静化に向かっていくものとどこか楽観的に期待していた。ワクチンの開

発も各国で進められていることが報道されていたからである。その期待どおり数種類のワクチンが開発されWHOの認めたワクチンが各国で接種され始めた。最も接種率の高いイスラエルでは2021年6月時点ですでに国民の70%が2回の接種を終えたとされる。またアメリカでも接種が一気に進み、接種を2回終えた者はマスクを着用する必要がなく、バイデン大統領もワクチンを接種すればマスクなしの元の自由な生活に戻れると強調した。しかし、現実には皆が期待したようにはうまくいかなかったのである。日本でのワクチン接種は2月17日からスタートし、医療従事者、高齢者へと段階的にワクチン接種が進む予定であったが、結局思うようには進展せず、第4波がやってきた。そして変異ウイルスの登場である。変異

ウイルスは1種類だけではないが、現時点では特にデルタ株（インド型ウイルス）と呼ばれる変異ウイルスが脅威となっている。先述のアメリカをはじめイスラエルや英国などヨーロッパの国々では新型コロナウイルスのワクチン接種が進み、国民の接種率を上げることでコロナ対策が一気に進むように見えたが、未だに感染拡大は収束していない。そのため、イスラエルやドイツでは変異ウイルスに備えてブースターと呼ばれる3回目のワクチン接種を計画していることが発表された。一方でインドではこの変異ウイルスによる感染爆発が起こり、医療用酸素の不足や医療体制の崩壊が連日報道された。コロナワクチンの接種が進む地域、ワクチンが入手できない地域、感染拡大が止まらない地域、それぞれコロナ禍の状況が異なる。新型コロナウイルスの感染拡大が従来から存在していた南北問題をより鮮明にしたともいえる。ワクチンの3回目を接種しようとする先進国とまだ1回目の接種さえできていない発展途上国の状況はその典型である。パンデミックは世界共通であるが、国によってまた地域によって感染状況やワクチン接種状況等個々の事情は異なり、コロナ禍について語るには、その時期や場所によって、さらには経済的、政治的、社会的、文化的背景によってかなりの違いがあるのがこのパンデミックへの取り組みを困難にしている要因の一つといえる。

したがって、本稿で取り上げる高齢者の声やコロナ禍の状況は、その時期や地域によって同じ日本であっても異なることを念頭においておく必要がある。あくまでも筆者が知り得た情報をもとに現在まで（2021年8月20日）のコロナ禍と高齢者について論じるものである。

本稿の目的は新型コロナウイルスの感染拡大が高齢者にどのような影響を与えたのかについて、これまであまり注目されてこなかった元気な地域在住高齢者を対象に、レジリエンスに着目して考察する。

2. 日本における新型コロナウイルス感染の経緯（再訪）

新型コロナウイルスが発生してから9か月間の経緯については拙稿に詳しいが、新規感染状況は時間の経緯とともに大きく変動し、縮小と拡大を繰り返していることは周知のとおりである。本稿ではこれまでの経緯を再訪し、主に緊急事態宣言の発令時期とその後の経過を振り返ってみたい（NHK 特設サイト、2021）。

2020年4月7日に東京都をはじめ7都道府県に1回目の緊急事態宣言が発出され、その後は全国に対象が拡がり、首都圏では5月25日に解除されるまで続いた。緊急事態宣言という聞きなれない宣言が発出されたことで、前代未聞の異常事態が発生したのだという危機意識を持つには十分であった。その後、3密（密閉、密集、密接）を避けたり、手洗い・うがいをしたりするなど新型コロナへの感染予防対策を徹底することで第2波と呼ばれる感染者数のピークが7月末に見られたものの、増減を繰り返しながらその後7か月が経過した。しかし、冬季になり再度の感染拡大によって2回目の緊急事態宣言を発出するに至った。首都圏では2021年1月8日から3月21日まで、その他の地域でも関西や中部地方に宣言が出され2月末までの期間が設定された。そして4月25日には前回の緊急事態宣言解除から僅か1か月余りで3回目の緊急事態宣言が東京・京都・大阪・兵庫に出され、その後北海道や中国地方等にも拡大した。3回目の緊急事態宣言の解除も地域によって異なるが、東京や大阪など9都道府県は6月20日まで延長された。一方沖縄は、5月21日に追加され、そのまま8月31日まで緊急事態が延長されることとなった。そして、今回の4回目である。7月12日からの緊急事態はオリンピック開催中も引き続き対象期間となり、首都圏と大阪は当初8月31日までの予定であったが、続いて9月12日まで延長が重ねられた。緊急事態宣言は、残る関東地方および関西地方等の地域にも

拡大され、その他多くの地域には緊急事態に準ずるまん延防止等重点措置がとられることになった。

さて、4回目となると人々はもう緊急事態に慣れてしまったといわれる。それは、何度も繰り返して出される宣言に1回目のような緊張感がなくなってきたからだという。不要の外出自粛といわれてもオリンピックの開催で海外から大勢日本にやって来るのであれば、自分たちが少しぐらい外出したところで問題はないだろうと考える人もいたと思われる。長い間の断続的な禁止で家の外での仲間との会食や飲酒ができず我慢しきれない人や馴染みの店でも少しぐらいは許されるだろうと楽観的に考える人、あるいは店内がダメなら屋外で飲酒するという人たちもいたといわれる。自分の周りには誰もコロナにかかった人はいないため、マスコミの大げさな報道や政府の慎重な政策に従う必要はないと考える人もいたとされる。このように自分たちの判断で自由勝手に行動する背景には、感染拡大当初の比較的緩い政策が影響しているのではないかとと思われる。政府や都道府県知事からの感染対策は要請や指示であって違反しても罰則規定はなく強制力はなかった。1年後の2021年2月ようやく改正特別措置法および改正感染症法が成立して、違反者には法律に基づく罰則が科せられることになった。例えば、店舗が営業時間の短縮に従わない場合や新型コロナウイルスの患者が入院を拒否する場合に過料を科すことができる。これらの法律は新型コロナウイルス対策強化のためのものであるが、実際にはその効果はどこまであるのか疑問である。なぜなら2月に罰則が設けられて以降、緊急事態宣言下で休業・時短営業の命令に対し、3月に違反した都内の飲食店4軒に過料を科すべきとの通知を東京都が裁判所に提出したのが全国で初めてという程度である(朝日新聞デジタル2021/3/29)。飲食店での飲酒が特に問題とされていることに不満を持つ者も多くおり、たとえ過料を払ってでも営業を続けるという店もある。そもそも新型コロナウイルスの感染拡大に対して、日本の対応は海外の

国々に比べて厳しい手段をとらず、あくまでも国民の主體的な協力を期待するところが大きかった(Wake et al. 2020)。いわゆるロックダウンのような都市封鎖ではなく比較的緩やかな日本政府の政策は医学的合理性と経済的合理性を両立するためのものであったといわれる(中村, 2020)。事実、昨年7月にはGo To Travel、10月にはGo To Eatキャンペーンがそれぞれ実施され、コロナ禍で特に打撃を受けた観光業界や食品業界への支援を目的とした政策が打ち出されている。ただ、現在はこれらのキャンペーンは終了もしくは停止している。日本ではマスクを着用することは他の国に比べてさほど抵抗はなかったかもしれないが、長期にわたる外出自粛や店舗の営業時間制限、病院や各種入所施設の面会制限等々、我慢することに疲れてきた者も多い。他方、ワクチン接種は進み、1回目接種率は全国で高齢者の86.8%、2回目接種率も78.2%に達した(政府CIOポータル2021/8/3現在)。高齢者のほとんどが少なくとも1回目の接種を終えているが、全ての世代でみるとまだ1回目の接種率は35.7%と進んでおらず、若年層の大半はまだ接種できていない。当初は新型コロナウイルスの被害を最も受けるのは高齢者と基礎疾患のある者とされた。事実、各国でも高齢者が死者の多くを占めていた(Wake, et al., 2020)。高齢者の入所する施設での集団感染も原因の一つであったが、高齢者が持つ基礎疾患も状態を悪化させる要因であったからだ。そのため、医療従事者の次に高齢者を優先的にワクチン接種の対象とした。ただ、このところの様子は一変した。7月31日には全国で1日の新規感染者数が過去最高の12,000人を超え、東京でも初めて4,000人を超えた。東京では、30代以下が7割に達し、20代の感染者が1,000人以上を占めている。重症化リスクの最も高いとされた高齢者の感染割合は大きく減少し、重症者数の割合も低い(首相官邸, 2021/8/2)。全国でもこのところの感染者は20代が最も多く、次いで30代、40代といった年齢層であり、高齢者の感染率は一気に減

少している。感染状況を見ると、当初と様相が異なり、高齢者が新型コロナウイルスの影響を最も受けたとする状況は、感染に限って言えば変化してきたといえるだろう。冒頭で述べたとおり、コロナ禍を語る場合、その時期と場所によって大きく事情が異なるのはここからもわかる。東京オリンピックが開催され、因果関係は明らかではないが、東京では開催と並行して感染者数が増加し、全国の感染者数も増加の一途をたどっている。医療現場は再び逼迫し、感染しても軽度であれば自宅療養をすることが求められるようになった。一方でニュース等で知る街の声は同様の緊張感が見えない。クラスターが発生したデパートは当該売り場のある階は休業するが、その他の階は営業を続けていたり、街中には普段どおり人がいて不要不急の外出を控えているようには見えない。緊急事態宣言が出されてもお店でお酒が飲めない程度と捉えている人が多いのではないだろうか。アメリカやヨーロッパではマスクを着用せずイベントに参加したりスポーツ観戦をしたり自由に外食を楽しんでいる様子が報道される。他方、ワクチン接種は進んでいるのに、世界中で再び感染が拡大していることから、何をどうすれば良いのか、外出自粛や3密の回避で新型コロナウイルスの感染を抑え込むことができるのか、もうわからなくなってきているのではないだろうか。緊急事態宣言によって人々の行動がどれほど制限でき、その結果どれほどの効果があるのか、誰もその答えを持ち合わせていない。そこで、この先の見えない閉塞感に包まれたなかで地域に住む高齢者について、レジリエンスに着目して、コロナ禍でどのように影響を受けたのかを知り今後の方向性を探りたい。

3. 新型コロナウイルスの影響について、これまでの研究成果

WHOが新型コロナウイルスをパンデミックといえると発表したのは2020年3月11日であり、

現在まで1年半が経過した。高齢者に関しては、要介護高齢者が暮らす特別養護老人ホーム等の介護施設における感染対策の実態や、コロナ禍のなかで苦悩する現場の厳しい状況が報告されている(前田, 2020; 西岡, 2020)。また、このような介護施設や病院等において発生したクラスター(集団感染)の事例も数多く新聞等で報告されている(大和, 2021)。一方、調査研究面ではコロナ禍による社会への影響について、特に一般の高齢者に与える影響についての研究が報告され始めた。まず、早期に感染拡大が見られた北海道で1回目の緊急事態宣言が発出された2020年4月の時点とそれ以前の状態を比較した研究がある。大内他(2021)は質問紙を用いた調査で2019年3月と2020年4月の地域在住高齢者の外出頻度とその目的および主観的健康感(身体的、精神的、社会的健康)を比較した。その結果2020年には文化活動と社会活動を目的とした外出が減少し、社会的健康得点(役割や社会的側面のスコアを集計)が有意に低下したことから、北海道における第1波に対する政策が地域に暮らす高齢者の活動や社会的健康に影響を与えたと述べている。市戸他(2021)は同じく北海道において地域在住の自立した高齢者175人を対象に外出自粛要請を受けて健康を維持するために行った健康行動や生活上の困りごとについて自由記述による回答を分析した。その結果、健康行動では〈身体活動〉〈健康管理活動〉〈認知機能トレーニング〉〈趣味活動〉〈ストレス解消や気分転換〉〈感染対策の実施〉、生活上の困りごとでは〈趣味・娯楽活動が実施できない〉〈身体活動量の減少〉〈日常生活が制限されている〉〈社会活動が実施できない〉〈衛生材料が入手できない〉〈受診や見舞いができない〉と、それぞれ6つのカテゴリーが生成された。それにより地域在住の自立した高齢者は身体活動や感染予防などの健康行動に取り組んでいること、生活の困りごとは公共施設の閉鎖などにより社会活動への参加ができないことが明らかになったと述べている。佐藤他(2020)も感染初期の北海道にお

いて地域に住む高齢者の健康関連 QOL を年齢階級別に流行前と比較した。60代では「身体機能」、70代では「社会生活機能」と「心の健康」に影響が見られたが、80代では有意な差は見られず、非常時には高齢者に対して年齢階級別での対応が必要だと述べている。次に Yamada, M et al. (2020) は、地域に住む高齢者 1,600 人を対象にオンライン調査を行い、新型コロナウイルスが身体的活動に影響を与えたかどうかについて 2020 年 1 月と 4 月の活動時間を比較した。その結果、1 月と比較して 4 月には高齢者の身体的活動は有意に減少していることが明らかになり、今後このような状況が続くとさらに身体活動が減少すると予測している。吹野・片岡 (2021) は鳥根県松江市の 18 歳以上の市民の意識調査(回答数 467 人)で新型コロナウイルスによるパンデミックがどのような生活の変化をもたらしたかを尋ねた。その結果、感染への不安や日常生活への変化が人々に家族を意識させ、家族による自助努力をより認識させる契機になったことがわかった。特に 65 歳以上の高齢であるほど地元で家族と一緒に暮らしたいという気持ちが強まる傾向が見られた。

さらに新しい手法による調査も見られる。新型コロナウイルスの感染拡大状況のなかではインタビューだけでなく紙面による調査も難しい。従来の調査は、質問紙調査や対面調査等が可能であったが、コロナ禍で対面による調査はできなかつたり、非常事態に近い現場の職員や利用者および地域に暮らす高齢者に調査協力を依頼すること自体が憚られるといった実施面での障壁がある。そこで採用された手法が SNS の活用である。峰滝 (2020) は Twitter のデータを利用して新型コロナウイルスの関連語句から 1 回目の緊急事態宣言の解除がもたらした影響を分析した。鳥海他 (2020) は 2020 年 1 月 17 日から 4 月 30 日までに新型コロナウイルスに関連して Twitter に投稿されたツイートとリツイートデータを収集した。新型コロナウイルスによって人々の関心と感情がどのように変化したのかを分析した。その

結果、人々の関心は北海道で緊急事態宣言が発出された 2 月 28 日以降はユーザーの偏りが見られず、社会の一般的な関心となったことがわかった。また感情の変化については、兼ねてから指摘されていた 3 月の三連休が「気の緩み」を生んだのではないかという推論を示唆する現象が観測された。同じように Twitter 投稿内容を分析した四方田 (2020) は、2020 年 1 月 15 日から 3 月 17 日まで「コロナ AND (不安 OR ストレス OR 疲れ OR 鬱)」を検索条件として投稿内容を収集し、計量テキスト分析を行った。共起ネットワーク分析の結果、4 つのカテゴリー：1)〈感染への不安、予防〉, 2)〈生活への影響〉, 3)〈政治、経済への不安〉, 4)〈情報による影響〉と 12 のコード：1)【感染への不安】、【体調への不安】、【免疫・体力への関心】、2)【日常生活の制限】、【余暇活動の制限】、【休校による影響】、【仕事・働き方への影響】、【先行きへの不安】、3)【政府の対応】、【経済への影響】、4)【報道による不安】、【デマの拡散】に分類している。

以上の研究は新型コロナウイルスの発生直後から 1 回目の緊急事態宣言が発令された初期に行われている。北海道では全国に先駆けて独自の緊急事態宣言が出されたが、調査時期はその 1 か月後であり高齢者への影響は感染初期段階に限定される。鳥根県では他の地域ほど感染拡大は見られず、現在でも最も感染者数の少ない県である。その他 SNS を用いた調査は Twitter への投稿内容を分析対象としており、回答者は若い世代が多く高齢者への影響を見ているわけではない。これらは、それぞれの地域、時期、対象者におけるコロナ禍の影響を理解するには貴重な研究である。ただ、現在も感染拡大が収まらず新しい変異株の出現によって長期化の様相を見せる状況にあり、さらに多くの知見の蓄積が求められている。そこで本稿では地域に暮らす元気な高齢者を対象としてコロナ禍がどのような影響を与えたのかを調べることにする。

4. 地域在住の元気な高齢者への影響

本節では、高齢者のなかでも8割を占める介護や支援の必要のない高齢者について、コロナ禍が彼らの生活にどのような影響をもたらしたのかを探ることとした。その際、地域に暮らす元気な高齢者のなかでも、特に普段から社会参加をしている高齢者に焦点を当てる。

1回目の緊急事態宣言では全国が対象となり不要の外出自粛への要請があった。学校の休校や多くの人が集まる百貨店や映画館などの施設の使用制限、各種行事やイベントの開催も中止または延期された。高齢者が通う生涯学習施設も多くが不開講となった。

調査は2021年2月19日A市の高齢者大学に通う60代から70代の受講者47人に「コロナ禍で自分の生活に何か変わったことがあるか」を自由記述で尋ねたところ33人から回答があった。なお、アンケートに際しては、日本社会福祉学会研究倫理規定を遵守した。

分析には、新型コロナウイルス感染拡大に伴う不安やストレスについて四方田(2020)が行った分析の枠組みを用いる。その理由は新型コロナウイルス感染による影響を分析した先行研究をレビューした結果、コロナ禍による影響を自由記述から分析する際、四方田の分析枠組みと共通するカテゴリーが多いこと、さらに、対象者の多くは20歳代を中心とした若い世代で60歳代以上は非常に少ないことから本稿の対象とする高齢者とは異なる層に与えた影響との違いを見ることができからである。

自由記述の結果、コロナ禍で日常生活に変化はないという人は一人もいなかった。

ここでは四方田の分析結果に従い、記述内容をコード化し、4つのカテゴリー〈 〉と12のコード【 】に分け、その典型的な内容を表1にまとめた。

以上、四方田の分析枠組みを用いて整理した。それぞれのコードについて詳細を見ると、次のよ

うに説明することができる。

〈生活への影響〉

【日常生活の制限】高齢者の場合は、外出自粛のため外出の頻度が減り、買い物や病院へ出かける頻度も減っている。夫婦だけで長く家の中にいることにより互いにストレスがたまったり、閉塞感を感じている。【余暇活動の制限】では、高齢者大学に通い、余暇や社会参加活動を活発に行っている対象者にとって、旅行や外での食事、映画や各種イベントへの参加など、それまで楽しんでいた余暇活動ができなくなったことによるストレスや不満が多く見られる。【休校による影響】四方田の調査の場合、対象者は若者が多く、学校や大学に通う者がいる。高齢者の場合は当てはまらないと思われるが、今回の調査対象は講義に加えクラブ活動等で少なくとも週2回以上定期的に高齢者大学に通学しているため、休校による影響が見られた。当該施設では日頃から受講生のクラブ活動が盛んに行われていることから、休校になったことで外出の頻度が一気に減少し、日常の過ごし方にも大きく影響したと考えられる。【先行きへの不安】「コロナが後どれくらい続くのかと先が見えない日々気分も落ち込む」という記述が見られたものの、先行きへの不安は多く述べられてはいない。それは調査した時期が新型コロナウイルスの感染拡大からすでに1年が経過し、2回目の緊急事態宣言も経験しており、政府の報道や連日のメディア、医療関係者等からの情報を入手し、全くの未知の感染症であった状態から感染防止への一定の知識と対策を獲得できているためではないと思われる。なお【仕事・働き方への影響】は記述が見られなかった。

〈感染への不安、予防〉

【感染への不安】では、調査の時期による違いが見られた。四方田の調査は感染拡大当初であり、当時はマスクや消毒アルコールが入手できないといった内容が見られるが、1年を経過した今回の調査時にはそれらの心配は解消されており、それよりも基礎疾患を抱えていることや人と接す

表1 調査結果1

カテゴリー	コード	典型事例
〈生活への影響〉	【日常生活の制限】	外出の機会が減った。 病院に行くのをためらった（定期検診に行けない）。 買い物は3日に1回のペース。 友達を誘いにくくなった。 友人と会うことが減った。 家庭内の日常生活に閉塞感がある。 家では主人と二人の時間が増え、お互いにストレスが溜まっていると思う。 旅行もキャンセルした。
	【余暇活動の制限】	スポーツクラブがコロナで休止になった。 演奏会などのイベントが中止になり楽しみがなくなった。 旅行、食事、映画等のための外出が極端に少なくなった。 食べ歩きが好きだったが、できなくなった。 余暇時間の活用が限定される。
	【休校による影響】	（高齢者大学が）休校になり外出も控えたことから体重が増加した。 クラブ活動も休みになった。
	【先行きへの不安】	人との交流、会話が減った。 コロナが後どれくらい続くのかと先の見えない日々にも気分も落ち込む。 自分の存在感が薄れている。 人との関係性が希薄になった。
〈感染への不安、予防〉	【感染への不安】	健康診断も控えている。 病気で孫を預かる時、人と出会うとき、コロナの不安がつきまとう。 基礎疾患を抱えているので、コロナにかからないか気が重い。 バスや電車もコロナが移るのではと思い心配だった。 いつ自分がコロナに感染し、ある日ある時点で動けなくなるかもしれないと思った。
	【体調への不安】	健康面では少し体重の増加あり。 酒の量が増えた。 テレビを見て座っていることが多いので気持ちが晴れない。 テレビやパソコンの前に座る時間が長くなり運動不足や認知症が心配。
	【免疫、体力への関心】	マスク、手洗いの習慣が付き、病気を避けることができている。 外から帰ったとき手洗いをよくするようになった。 昔から習慣はあったが、コロナ禍が目立つようになってからは今まで以上に念入りに手洗い、うがい、消毒などに気を遣うようになった。 食事も昼が簡易になり少々栄養面で不安。 部屋を換気したり、手で触ったところをよく除菌するようになった。 ワクチン接種をするべきか、やめるべきか？ 毎日ウォーキングを1万2千歩に増やしている。筋トレもするようになった。
〈政治、経済への不安〉	【政府の対応】	飲食関係の方々への補助金についてももっと考えるべきではないか。 全て同じ内容にするには無理があると思う。 消費税を減税するかゼロにすべき。 コロナにより病院関係者が多忙となりまた失業者が多く出ていることから対策が急がれるにもかかわらず不要なマスクに予算をかけるなど、実態とかけ離れた感覚に失望した。 早くワクチンが普及して自由な外出（旅行、温泉、カラオケ、食事会など）ができるようにしてほしい。 医療に関わってくださっている方への配慮をもっとしてほしい。
	【経済への影響】	今後の社会へ与える影響が心配。 このままでは景気は悪くなるばかり。 社会で多くの人（特に若い人々）が影響を強く受けるのが心配。 国が財政負担をあまりにも続けており借金増大によって将来の我が国の財政が不安である。
〈情報による影響〉	【報道による不安】	マスコミのコロナ対策に対するネガティブキャンペーンにはうんざりしている。 テレビのニュースを見ると新型コロナウイルスにかかり重症で亡くなり、死に際でも家族に看取られず孤独な状態で死んでいくということを知り、切ない気持ちでいっぱい。もし自分がそのようなことになったらどうしようと不安だ。 コロナに関するマスコミのあおり情報が多いと感じる。

（筆者作成）

表2 調査結果2

カテゴリー	コード	典型事例
〈生活への影響〉	【別居家族や友人との対面の制限】	<p>遠くに住む娘家族と会えなくなり淋しい。 昨年長男に第2子が誕生したが、長男とは会えない状況である。 孫と会えなくなった（正月のリモートのみ）。 兄弟等との集まりができなくなった。 家族との交流が大幅減少、遠距離家族との訪問ゼロになる。 孫の行事なども参加できない。 友達と会えなくなったことが一番淋しい。 友人、同窓会などの会合を開催することができなくなった。 友人との距離が遠くなった。 友人家族との楽しい夕食を取り戻したい。</p>
	【社会参加の制限】	<p>ボランティア活動もなくなっている。 地域の活動もほとんど中止になり、近隣の人とも共に活動できない。 高齢者大学も卓球も休みだった。 ボランティアの活動では集会やイベントが減った。 高齢者大学での部活もなく、年齢的な生きがいが減ってしまったが、 昨年11月ごろから少しずつ元に戻りつつあり運動をする喜びを改めて感じるし、仲間意識が以前より強くなったような気がする。</p>
〈変化への適応〉	【今できること】	<p>何かできることはと思い衣類の不要なものをまとめ処分した。 マスクを手作りした。 巣ごもり生活から庭の整理をしようと鉢植えの菊づくりを始めた。 出かけられない、会わないを基本として電話でおしゃべりしている。 読書、公園の散歩をする機会が増えた。 一人暮らしの友人に電話する。 自分のこれからの生活設計について考える時間が増えた（終活、墓じまい、時間の使い方）。</p>
	【新しい生活様式】	<p>コロナの初期のころ（中略）社会参加のチャンスを自分から閉ざすことがあった、今は考えて様子をみたりできる。 新聞等で高齢者の「うつ」や「認知症」の増加を知ることで同世代の者として何かできないのか気になっている。 オンライン飲み会をした。 正しい情報を探そう心がけるようになった。 LINEなどで家族、友人とつながれるのは有難い。 会わない代わりにLINEをする友人とのLINEを通じての交際が復活した。 出かけないことに慣れた。</p>
	【今後への心構え】	<p>研究会等は会議がリモート（Zoom）にて参加するよう変わった。 オンラインをもっと活用しようと思う。 アナログから電子へ移行しようと思う。 エンディングノート。 コロナが落ち着いたらやりたいことを先延ばしせず即実行したい。 健康について詳細にネット等で調べるようになった（自分の体とつきあっていく）。</p>

（筆者作成）

るときの感染への不安が見られる。【体調への不安】では、外出しないことによる体重増加や運動不足、さらには長時間テレビを見ていることで気持ちが晴れないことや認知症になるのではないかという心配も見られる。【免疫、体力への関心】では、主に感染予防対策について心がけていることが多く述べられている。これまでも習慣として手洗い、うがい等を行ってきているが、コロナ禍への対策として励行されているため今まで以上に取り組んでいる様子が見られる。食事が簡易になり栄養面での不安があったり、ワクチン接種による免疫をつけるべきか悩んでいたり、毎日のウォーキングを増やし、筋トレをするなど健康維持への関心が高いことがわかる。

〈政治、経済への不安〉

【政府の対応】は、四方田の典型的な内容と異なる。というのも1年経過した時点では多くの医療従事者がコロナ禍に孤軍奮闘している様子や特に打撃を受けた特定の産業などの逼迫した状況が一般に知られており、こうした人々への対応を求める記述が多く見られる。また、政府の実態にそぐわない施策についても批判的な意見が見られる。

【経済への影響】高齢者から見ると今後の社会への影響が心配なだけでなく、特に若い世代の多くの人々がコロナ禍によって強く影響を受けることを心配している。また国の借金の増大による財政に対する不安も見られる。

〈情報による影響〉

【報道による不安】では、四方田の結果と同じくマスコミの情報が不安をあおるものが多いと感じており、コロナ対策に対するネガティブな報道に閉口している様子が見られる。なお【デマの拡散】に関する記述はなかった。

以上、四方田の研究を参考に記述内容を分析した結果、【仕事・働き方への影響】と【デマの拡散】に関する記述はなく、調査時期による差異が見られるものの内容については特に異なるものより共通する事柄の方が多く見られた。しかし、一方で〈生活への影響〉のカテゴリーでは、今回の高齢

者の場合【別居家族や友人との対面の制限】【社会参加の制限】が特徴として見られた。高齢者大学に通う地域に暮らす元気な高齢者に見られた結果は表2に示すとおりである。

以上の結果から、四方田の考察にあるように「新型コロナウイルスの感染拡大に伴う不安やストレスの要因は多岐に渡る」(2020:768)ことが読み取れる。世代の違いに関わらず新型コロナウイルスによって様々な不安とストレスを抱えていることが示唆された。ただ、〈日常生活の変化〉のなかでも高齢者の場合に見られた【別居家族や友人との対面の制限】によるストレスは、高齢期特有の課題が背景にあるとも考えられる。次節では高齢者に見られた今回の特徴をレジリエンスの概念から考察する。

5. レジリエンス

レジリエンス(resilience)の研究は1970年代から行われるようになったといわれる(齊藤・岡安, 2009)。戦争や自然災害による外傷体験を経験したにもかかわらず、予想以上に適応し、抑うつ症状やPTSD(心的外傷後ストレス障害)を発症しない人たちについて、どのような要因が働いているのかを研究することから始まったとされる。元々は物理学の分野で使われていた用語を心理学で用いるようになってからは「弾力性・回復力」などと訳されることが多い(齊藤・岡安, 2009)。心理学における初期の研究では、個人の性格特性や能力などをレジリエンスと捉え、子どもたちを対象とした研究が多くなされてきた。日本でもレジリエンス尺度が開発され、代表的な尺度として小塩他(2002)の精神的回復力尺度がある。レジリエンスを「困難で脅威的な状態にさらされることで一時的に心理的不健康の状態に陥っても、それを乗り越え、精神的病理を示さず、よく適応している」状態と定義し、大学生を対象として調査し、「新奇性追求」「感情調整」「肯定的な未来志向」の3つを下位尺度とした21項目か

らなる尺度である。ただ、レジリエンスの定義や概念は統一されておらず、レジリエンス要因についても見解が分かれるため、尺度も欧米および日本で多数開発され併存している（平野，2010；平野・梅原，2018）。近年では社会福祉学や看護学等においても概念の整理や尺度開発などが盛んに行われるようになった。個人が持つ力や自らが困難を乗り越えようとする力に注目し、本人を主体として支援するというレジリエンスの考え方はソーシャルワーク分野に親和性がある（得津，2015）。病理的な発想からストレンクス視点の汎用へと変化するなかでレジリエンスに関心が寄せられるようになってきたのはその流れによるものと考えられる。心理学分野では特に子どもや家族のレジリエンス研究が多くなされているが、次第に高齢者や中高年者を対象としたレジリエンス研究も進められるようになった（Luthar, et al., 2000；Ong, et al., 2009；山口，2013；石盛他，2016；川口他，2018；小林他，2018；小林他，2019）。それは、高齢者が身体的な衰えや病気、家族や友人などとの離別体験といったリスクを多く抱えていることから、不幸な状況を経験しやすい老年期こそレジリエンスがどのような要因から獲得されるのかを研究することが重要であり、超高齢社会を迎えた日本では特に意義があると考えられるからである。石盛他（2016）は、高齢者のレジリエンスを、個人内のレジリエンス：「楽天的思考・行動」「社交性」「生活での積極性」「状況分析行動」と資源的レジリエンス：「友達・近隣資源」「家族資源」「専門家資源（医師）」に分けて尺度を作成した。小林他（2018）は、地域在住高齢者を対象とした調査でレジリエンスの構成概念を「活発化」（新奇性への興味、直観の重視、持続力、活力）、「自然体」（コントロール、楽観性、自然の流れを選択）、「人生の目的」（これからどう生きるか、肯定的受容、過去の克服の成功感、現実に合わせて再構築）、「関係志向」（サポート希求、貢献の欲求、関係の基盤）、「マネジメントスキル」（情報への敏感さ、残存能力の活

用、勤勉さ、評価）の5つからなることを示し、構成概念の3つの類型「本来的要因・獲得された要因・環境要因」に適合すると述べている。

一方 Harrop, et al. (2006) は研究に用いられるレジリエンスの定義や概念について先行研究をレビューした。先述のとおり、レジリエンスには多様な定義が存在するが、最も共通して見られる定義は「社会的に不利な状況や厳しい条件の中で、生活課題にうまく適応していること」だと述べ、レジリエンスの概念化に必要な構成要素はポジティブな適応とリスクであるとしている。定義には特性、プロセス、または結果が用いられているが、近年ではレジリエンスをプロセスと捉えることについて共通理解が得られつつあるとの見方を示した。また、レジリエンスは「多次元的で時間の経過や状況および文脈によって変化するものである」ことについてもコンセンサスが得られているようだ述べている。レジリエンスは個人を対象としたものが中心であったが、家族は勿論のこと、コミュニティのレベルにも適応できる。例えば、Carlson, et al. (2012) は、コミュニティ／地域レベルでのレジリエンスの評価を開発、実施するための研究を行い、レジリエンスを「資産、組織、コミュニティ、地域などの実体が外乱を予測し、抵抗し、吸収し、対応し、適応し回復する能力」と定義している。そして、コミュニティ／地域レベルのレジリエンスは「重要なインフラ、経済、市民社会、ガバナンス（緊急サービスを含む）、サプライチェーン／依存関係など、そのサブシステムのレジリエンスの関数」だと述べている。

次節では、コロナ禍における高齢者への影響を Harrop et al. (2006) が整理したレジリエンスの概念を用いて検討してみたい。

6. レジリエンスへの期待

今回、高齢者大学に通う地域に暮らす元気な高齢者にコロナ禍による影響を聞いた結果、先行研

究と同じように多岐にわたる変化が起こっていた。負の影響として、【日常生活の制限】、【余暇活動の制限】、【休校による影響】、【先行きへの不安】等の〈生活への影響〉、【感染への不安】、【体調への不安】等の〈感染への不安、予防〉、および【報道による不安】の〈情報による影響〉に見ることができる。加えて、今回は【別居家族や友人との対面の制限】というコードが作成された。それは、コロナ禍によって別居する家族や友人に会えなくなり、その不満や寂しさを多く訴えるものである。一人暮らしや夫婦のみ世帯が多い高齢者にとって別居する家族や孫、親しい友人に会えなくなることは喪失や孤独感を生み、生きる張り合いさえ無くしかねない。換言すると、レジリエンスの構成要素となるリスクがそこに存在する。そして、もう一つの構成要素であるポジティブな適応を〈変化への適応〉に見出すことができる(Harrop, et. al 2006)。すなわち、今回の結果から【今できること】として「何かできることはと思え衣類の不要なものをまとめ処分した」「巣ごもり生活から庭の整理をしよう鉢植えの菊づくりを始めた」といった制限された現状のなかでもできること、新しいことに着手するポジティブな態度が見られる。また「一人暮らしの友人に電話する」といった行為は互助の精神から安否確認も兼ねるものである。現に「新聞等で高齢者の『うつ』や『認知症』の増加を知ることと同世代の者として何かできないのか気になっている」、「オリンピック、経済、個人個人の問題、子どもたち、孫たちの今後のために何をすべきなのだろう」、「高齢者にできることとは？」といった援助の手を差し伸べる担い手としての視点で考えようとしている姿勢がうかがえる。さらに【新しい生活様式】では、制限された現状でも新しい方法を見出し「オンライン飲み会をした」「LINEなどで家族、友人とつながれるのは有難い」といったネットを利用して遠方の家族や友人とつながる方法を身に付け実行し、これまで会わなかった友人とLINEによって交際を復活させたり、研究会等に

Zoomなどを活用して参加するといった新しい生活様式を取り入れていることが読み取れる。これらはコロナ禍によって様々な制限を強いられ、それによって外出等ができなくなり人とのつながりも従来の方法ではできなくなったことで、心身ともにリスクに直面している高齢者が辛い経験に耐えながらも変化にうまく適応し、現在の生活を何とか維持しようとしている、すなわち高齢者のレジリエンスを見出すことができる。これは、コロナ禍のため外出自粛要請を受けた地域在住の高齢者が、身体的活動や感染予防活動等の健康行動に取り組んでいるという市戸他(2021)の先行研究の結果と一致する。さらに、現在の生活だけでなく、【今後への心構え】として「オンラインをもっと活用しようと思う」「アナログから電子へ移行しようと思う」といった今後求められるIT等を使いこなし、社会に適応しようとする心構えが見られる。またコロナ禍によって自分の考え方や行動のとり方を見直し、「コロナが落ち着いたらやりたいことを先延ばしせず即実行したい」といった決意表明や、これまではしていなかったが「健康について詳細にネット等で調べるようになった(自分の体とつきあっていく)」にあるように、自らの健康について他人任せにせず、自分で詳しく調べるようになったという行動変容が見られる。

では、このような高齢者が暮らすコミュニティについてレジリエンスの概念を用いることはできないだろうか。Harrop et al. (2006)の先行研究レビューによれば、コミュニティの要因として、ソーシャルネットワークやソーシャルサポートの存在が不利益によってもたらされる結果との関係を緩和する効果があり、コミュニティ効果の媒介について、より具体的な証拠が得られたとしている。すなわち、「心理社会的効果」(社会的支援の実感/協調性、帰属意識)、「集団的効力」(インフォーマルな支援、集団行動)、「文化的規範」である。ここでいうコミュニティとは地域のことであり、高齢者大学に通う受講生が作るコミュニティとも考えられる。つまり、そこに生まれるソー

シャルネットワークやソーシャルサポートがコロナ禍によってもたらされる負の影響を、結果としてさらに悪化させるのではなく緩和させる働きがあるのではないかということである。石盛他(2016)や小林他(2018)のレジリエンスの構成概念においても「友達・近隣資源」や「関係志向」といったソーシャルネットワークやソーシャルサポートに関わるレジリエンスの要素が示されている。

今回の調査結果からも高齢者大学に「通学し、話をすることで精神的には落ち込むことなく、私自身は過ごせている」、高齢者大学の部活動について、「昨年11月ごろから少しずつ元に戻りつつあり運動をする喜びを改めて感じるし、仲間意識が以前より強くなったような気がする」といった高齢者大学に所属することによって集団行動やインフォーマルな支援、つながりが実感できている様子がうかがえる。また、「最近はコロナでも工夫して活動や会社を動かしているニュースも多くなってきているので、みんな頑張ってるほしい」であったり、「(来年度は)グループ学習でグループの人との交流が増えるのが楽しみ」といったコロナ禍を乗り越えて、前向きになろうとする姿勢が見られる。

そうであるならば、レジリエンスを念頭においたソーシャルサポートやソーシャルネットワークをとおした地域づくりの可能性を探ることはできないだろうか。

地域に暮らす高齢者が何らかの形で様々なコミュニティに帰属することで生まれるソーシャルネットワークやソーシャルサポートがコロナ禍のようなパンデミックにおいては通常以上に必要なことが示唆されたと思われる。

7. おわりに

本稿ではレジリエンスの概念によってコロナ禍による高齢者への影響を見てきた。ただ、レジリエンスの定義そのものが多様であることやレジリ

エンスは多次元的であり、時間の経過や状況および文脈によって変化するとするならば、先述のとおりコロナ禍の影響自体が時間や場所によって大きく変化するため、非常に限定的な結果であることは否めない。また分析枠組みに使用した四方田(2020)の研究は新型コロナウイルスの発生当初における不安やストレス等についてのツイッター内容を分析したものであるため、それ以外の内容を分析していない。したがって、先行研究における結果とも比較することはできないし、今後のコロナ感染の推移によってレジリエンスの概念がどれほど適応できるのか未知数である。要介護や要支援高齢者にとってコロナ禍が大きなダメージになることはすでに様々な調査結果から明らかにされているとおりである。外出や面会制限等によって身体機能の低下や認知症の進行などが見られ、コロナ感染が収束まで時間がかかればかかるほど状態は悪化すると予想される。一方で、高齢者の8割は介護保険を受給せずに地域で自立して暮らしている。そして高齢者は日本の人口のおよそ3割を占めている。元気であっても他の世代に比べて高齢期における心身の課題は多い。これらの人々へのコロナ禍の影響を明らかにし、どのような対策をとることが必要なかを考えることは超高齢社会を迎えた日本において今後の経済・社会・文化的な面での国民生活に大に関連する重要な事柄である。したがって要介護高齢者やフレイルな高齢者のみに焦点を当てるのではなく、大多数の地域に住む元気な高齢者もコロナ禍によって様々なリスクを負っていることを理解する必要がある。

今回の調査時点では4回目の緊急事態宣言が発令された直後であり、今後さらに状況は悪化する可能性もある。したがって、高齢者大学に参加している調査対象の高齢者にとって、再度の休校等の処置がとられた場合にはまた異なる結果が予想される。ただ、高齢者大学に定期的に通うことによってコミュニティが形成され、集団への帰属意識やインフォーマルな支え、つながり等のソー

シャルネットワークが形成され、ソーシャルサポートが得られる可能性が生まれることが予想される。新型コロナウイルス感染の拡大が続く有事においてこのようなつながりがレジリエンスに影響を与える可能性があることが示唆されたといえる。本稿における調査はあくまでも特定の場所における参加者を対象としており、時期や場所、環境等の条件が異なればコロナ禍の影響が異なること、レジリエンスの構成要素にも影響を与えることから地域に住む高齢者全般について語れるものではない。今後はレジリエンス研究において求められる対象者の変化を長期にわたって捉える手法を用いてコロナ禍での高齢者やコミュニティのレジリエンスを明らかにすることが必要である。

謝辞：

調査にご協力いただいた回答者の皆様および関係者の皆様にお礼申し上げます。

参考文献

- 朝日新聞「東京都、時短報じない4店に過料手続き 特措法、全国初」[新型コロナウイルス] 朝日新聞デジタル (asahi.com) 2021/3/29.
- Carlson, J.L.; Haffenden, R.A.; Bassett, G.W.; Buehring, W.A.; Collins, III, M.J.; Folga, S.M.; Petit, F.D.; Phillips, J.A.; Verner, D.R. & Whitfield, R.G. (2012) Resilience: Theory and Applications. *Technical Report*, ANL/DIS-12-1,1-60. (<http://www.osti.gov/bridge>) 2021/8/1.
- 吹野卓・片岡佳美 (2021) 「コロナ禍と家族実践—島根県松江市で実施した意識調査の結果から—」『社会文化論集』17, 1-10.
- Harrop, E.; Addis, S.; Elliott, E. & Williams, G. (2006) Resilience, Coping and Salutogenic Approaches to Maintaining and Generating Health: A review. *Cardiff Institute of Society Health and Ethics* (CISHE), 1-215.
- 平野真理 (2010) 「レジリエンスの資質的要因・獲得的要因の分類の試み—二次元レジリエンス要因尺度 (BRS) の作成」『パーソナリティ研究』19 (2), 94-106.
- 平野真理・梅原沙衣加 (2018) 「レジリエンスの資質的・獲得的側面の理解にむけた系統的レビュー」『東京家政大学研究紀要』58 (1), 61-69.
- 市戸優人・大内潤子・林裕子・福良篤・松原三智子・宮田久美子・山本道代 (2021) 「北海道における COVID-19 感染拡大防止策が高齢者に与えた生活への影響：外出自粛要請下における高齢者の健康行動と生活の困りごと」『日本看護研究学会雑誌』44 (2), 185-192.
- 石盛真徳・岡本民夫・三村浩史・長田侃士・小國英夫・小久保望・宮本三恵子・田上優佳 (2016) 「高齢者向けレジリエンス尺度作成の試み：生態学的アプローチ」『追手門経済・経営研究』23, 1-16.
- 川口めぐみ・東間正人・田中悠二・水上喜美子 (2018) 「地域で生活する高齢者の家族レジリエンス」『福井大学医学部研究雑誌』18, 21-30.
- 小林由美子・杉澤秀博・刈谷亮太・長田久雄 (2018) 「地域在住高齢者における健康関連の逆境に対するレジリエンスの構成概念」『老年社会科学』40 (1), 32-41.
- 小林由美子・杉澤秀博・長田久雄・刈谷亮太・殿原慶三・石原房子 (2019) 「地域在住高齢者の健康関連の逆境に対するレジリエンスの分析枠組みに関する質的検討」『老年学雑誌』10, 55-71.
- Luthar, S. S.; Cecchetti, D. & Becker, B. (2000) The Construct of Resilience: A critical evaluation and guidelines for future work. *Child Development*, 71, 543-562.
- 前田潔 (2020) 「介護施設など社会福祉施設における新型コロナウイルス感染症関連死」『老年精神医学雑誌 (7月号)』31 (7), 767-774.
- 峰滝和典 (2020) 「Twitter データを利用した『新型コロナウイルス』関連語句の分析」『商経学雑誌』67 (1), 195-219.
- 中村努 (2020) 「コロナ禍における地域包括ケアシステムの空間的変容」2020 年度日本地理学会秋季学術大会要旨集 (https://doi.org/10.14866/ajg.2020a.0_24) 2021/8/3.
- NHK 特設サイト新型コロナウイルス時系列ニュース：コロナ関連記事全記録 (<https://www.nhk.or.jp/news/special/coronavirus>) 2021/8/1.
- 西岡修 (2020) 「高齢者福祉施設 東京都での経過と現状から」『福祉のひろば』243, 24-27.
- Ong, A. D.; Bergeman, C. S. & Boker, S. M. (2009) Resilience Comes of Age: Defining features in later adulthood. *Journal of Personality*, 77,1777-

- 1804.
- 大内潤子・林裕子・松原三智子・宮田久美子・山本道代・市戸優人・真田博文 (2021) 「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策が地域在住高齢者の活動および主観的な健康に与えた影響：北海道の感染第1波における検討」『日本看護研究学会雑誌』オンライン先行出版 (<https://doi.org/10.15065/jjsnr.20210322114>) 2021/8/1.
- 大和三重 (2021) 「新型コロナウイルスと高齢者—グローバル・ソーシャルワークの視点から—」『Human Welfare』13 (1), 139-149.
- 小塩真司・中谷素之・金子一史・長峰伸治 (2002) 「ネガティブな出来事からの立ち直りを導く心理的特性—精神的回復力尺度の作成—」『カウンセリング研究』35, 57-65.
- 齊藤和貴・岡安孝弘 (2009) 「最近のレジリエンス研究の動向と課題」『明治大学心理社会学研究』4, 72-84.
- 佐藤洋一郎・大内潤子・林裕子・松原三智子・山本道代・真田博文・和田直史 (2020) 「新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 流行初期における地域高齢者の健康関連 QOL」『理学療法科学』35 (6), 813-818.
- 政府 CIO ポータル (2021) 「新型コロナワクチンの接種状況 (一般接種 (高齢者含む))」 (https://cio.go.jp/cl9vaccine_dashboard) 2021/8/3.
- 首相官邸新型コロナウイルスの感染症の医療提供体制に関する関係閣僚会議 令和3年8月2日 首相官邸ホームページ (kantei.go.jp) 2021/8/2.
- 鳥海不二夫・榊剛士・吉田光男 (2020) 「ソーシャルメディアを用いた新型コロナ禍における感情変化の分析」『人工知能学会論文誌』35(4号F), 1-7.
- 得津慎子 (2015) 「『全体としての家族』主体のソーシャルワーク実践における家族レジリエンス概念導入の有用性」『総合福祉科学研究』6, 1-11.
- Wake, J.; Ohwa, M.; Matsuo, K. & Virag, V. Country Report: Japan. Lena Dominelli and others eds. COVID-19 AND SOCIAL WORK: A COLLECTION OF COUNTRY REPORT (2020) COVID-19 Social Work Research Forum. 82-92. 2020/7 (和気・大和・松尾・ヴィラーク監訳『新型コロナウイルスとソーシャルワーク：国別報告集2020年11月』).
- Yamada, M.; Kimura, Y.; Ishiyama, D.; Otobe, Y.; Suzuki, M.; Koyama, S.; Kikuchi, T.; Kusumi, H. & Arai, H. (2020) Effect of the COVID-19 Epidemic on Physical Activity in Community-dwelling Older Adults in Japan: A cross-sectional online survey. *J Nutrition Health Aging*. 24 (9), 948-950.
- 山口一 (2013) 「中高年者レジリエンス尺度 (MORS) 作成の試み—精神障がい者の家族を対象に—」『桜美林大学心理学研究』4, 1-13.
- 四方田健二 (2020) 「新型コロナウイルス感染拡大に伴う不安やストレスの実態：Twitter 投稿内容の計量テキスト分析から」『体育学研究』65, 757-774.

Community-dwelling older people enduring the COVID-19 disaster: Support focusing on resilience

Mie Ohwa

Professor, School of Human Welfare Studies, Kwansai Gakuin University

One year and six months have passed since the start of the COVID-19 infection in February 2020, and the effects of the pandemic are continuing, with no immediate prospect of global containment. In this paper, we review the history of the transmission of COVID-19 in Japan as well as the changes in awareness of infection prevention measures in society and changes in the number of infected people. In the context of the changing infection situation over time, we used the concept of resilience to examine the impact of the COVID-19 disaster on healthy older people living in the community, one year after the outbreak in Japan. Thirty-three subjects who regularly attended a university for older people were asked to describe the impact of the COVID-19 disaster in their own words, the results showed that, as with other generations, there was a wide range of factors causing anxiety and stress associated with the spread of COVID-19. Furthermore, “restriction of face-to-face contact with separated family members and friends” was found to be uniquely stressful to these older people. At the same time, discourse around the idea of “adapting to change” included “what I can do now,” “new lifestyle,” and “preparation for the future.” In other words, belonging to a community such as a university for older people may help them acquire resilience in terms of resources, such as social networks and social support, thereby suggesting the prospect of future support for older people living in the community.

Key words: COVID-19, community-dwelling older people, resilience

コロナ禍における死別

—新たな遺族支援の展開を探る—

坂口 幸弘^{*1}，赤田 ちづる^{*2}

関西学院大学人間福祉学部教授^{*1}，関西学院大学大学院奨励研究員^{*2}

● 要約 ●

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）のパンデミックによって、多くの命が失われ、その死を悲しむ多くの人がいる。本稿では、コロナ禍における死別の諸相を整理し、遺族支援の実態を把握するとともに、遺族支援の新たな展開について検討する。COVID-19による死別は、突然の予期せぬ死であり、対面での面会や葬儀も制限され、遷延性悲嘆症のリスクが高いと指摘されている。差別や偏見を恐れて、周囲にその事実を伏せている遺族も多く、社会的な孤立が懸念される。コロナ禍での遺族支援を考えるにあたっては、COVID-19の遺族だけでなく、それ以外の遺族にも目を向ける必要がある。対面での遺族支援の活動が制限されるなか、オンラインツールを活用した遠隔での遺族支援が注目されている。コロナ禍を通じて、従来の遺族支援活動の価値を再確認するとともに、新たな遺族支援のあり方を模索することが望まれる。

Key words：コロナ禍，死別，悲嘆，葬儀，遺族支援

人間福祉学研究，14（1）：57-73，2021

1. はじめに

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）のパンデミックによって、多くの人々が命を落としている。厚生労働省の発表資料（令和3年8月25日版）によると、全世界においてCOVID-19関連の肺炎と診断された症例は約2億人に達し、445万人以上が亡くなっている。国内では、感染者数は133万9115人、死者数は1万5693人と発表されている。国内での感染が最初に確認されてから1年半以上が経過したが、2021年8月末現在において、いまだ収束の兆しは見え、感染者及び死者は増え続けている。死者数の増加に伴い、亡き人の傍らで、その死を嘆き悲しむ人たちも多く存在することになる。

2020年春に志村けんさんや岡江久美子さんがCOVID-19で急逝された際、遺族が遺体と対面することなく、葬儀もできぬまま火葬されたことや、葬儀業者を介して遺骨を受け取った様子が報じられ、社会に大きな衝撃を与えた。COVID-19による死別は、特異的な様相を呈しており、遺族の心身に深刻な影響を及ぼす可能性がある（Carr, et al., 2020; Wallace, et al., 2020）。他方、今般のCOVID-19の感染拡大によって、COVID-19以外での死や死別を取り巻く状況も劇変し、遺族支援の活動にも支障が生じている。COVID-19の感染者や死者が増加するなか、“silent epidemic of grief”（静かな悲嘆の流行）（Pearce, et al., 2021）が進行しつつあるかもしれない。

本稿では、COVID-19の流行下、いわゆる「コ

「コロナ禍」における死別の諸相を整理し、遺族支援の実態を把握するとともに、遺族支援の新たな展開について検討する。

2. 死別による悲嘆と遺族支援

2.1. 死別による悲嘆

悲嘆 (grief) とは、喪失 (loss) に対するさまざまな心理的・身体的症状を含む、情動的反応であり、重要他者 (significant other) の死によって経験される悲嘆は、一時的な反応であり、誰しも経験しうる正常な反応である (坂口, 2010)。通常の悲嘆は、感情的、認知的、行動的、生理的・身体的反応の4つに分類され、その種類や強さに関しては、個人差が極めて大きく、個人内でも時間とともに変化する (坂口, 2010)。

通常の悲嘆に対して、通常ではない悲嘆、いわゆる複雑性悲嘆 (complicated grief) がみられることもある。一般人口での有病率はおよそ2.4%～4.8%とされている (米国精神医学会, 2014)。複雑性悲嘆は従来、精神疾患とは認められていなかったが、2019年に承認された世界保健機関 (WHO) のICD-11では、遷延性悲嘆症 (Prolonged grief disorder) という疾患名にて、新たな精神障害としてストレス関連障害の1つに位置づけられている。遷延性悲嘆症の症状の中核は故人を嘆き求めることと、故人に対する持続的なとらわれであり、悲しみ、罪悪感、怒り、否認、非難、死を受け入れることの困難、自分の一部が失われたような感覚、肯定的感情の体験ができない、情動麻痺、社会やその他の活動に参加することの困難等の強い情動的苦痛が伴うとされる (中島, 2020)。これらの症状が喪失から最低6カ月以上持続しており、その文化やコミュニティで想定される基準よりも明らかに過度で、家庭や仕事、学校等、重要な側面での機能障害をきたしていることが診断基準として提示されている (中島, 2020)。

2.2. 求められる遺族支援

遺族への支援は、日本ではグリーフケアと呼ばれることも多く、グリーフサポート、遺族ケア、ビリーブメントケアといった用語も同義的に用いられている (坂口, 2010)。これらの用語に関する厳密な定義は必ずしも定まっていないが、死別後の心理的な過程を促進するとともに、死別に伴う諸々の負担や困難を軽減するために行われる包括的な支援と捉えられている (坂口, 2012)。

死別による悲嘆は基本的に正常な反応であるものの、ときに悲嘆の遷延化や、精神疾患や身体疾患への罹患、自殺、死亡につながる危険性を孕んでいる (坂口, 2010)。予防医学的な観点から、元の正常な心身の機能を回復させ、こうしたリスクの低減を図ることが遺族支援の目標となる。他方、必要に応じて、生活上の困難に対する問題解決的な支援も求められる。大切な人の死そのものをどう受けとめるのかという心の問題だけではなく、現実生活の困難や今後の人生設計など、故人亡き後の生活や人生をどう立て直していくかという課題にも遺族は直面する。

遺族のニーズやリスクは均一ではない。Aoun, et al. (2015) によると、遺族全体のうち半数以上は、家族や友人以外の支援がなくても対処できる一方、ピアサポートなど第三者からの支援が望まれる遺族や、複雑性悲嘆や他の精神疾患のリスクが高く、精神保健の専門家からの援助を必要とする遺族も一定の割合で存在するとされる。遺族支援の効果に関しても、すべての遺族に一律に効果があるのではなく、不適応のリスクが高い遺族に対象を絞った場合に、効果が認められる (Currier, et al., 2008)。したがって、遺族のニーズやリスクを適切にアセスメントし、それらに応じた多層的な支援を提供することが重要となる。遺族支援の主たる取り組みとして、電話相談や個別相談に加え、サポートグループ (当事者組織であるセルフヘルプグループを含む) が挙げられる。サポートグループは、参加した遺族同士が体験や思いを分かち合うことを通して、悲嘆のプロセス

を進めることを目的としており、遺族の精神症状の軽減に一定の効果があるとの研究報告もみられる (Lieberman and Videka-Sherman, 1986). 遺族のサポートグループは、民間の任意団体をはじめ、医療機関や保健所、葬儀社等によって各地で実施されている。なお遷延性悲嘆症に対しては、薬物療法の有効性は確認されておらず、認知行動療法を応用した治療が有効であると報告されている (Shear, et al., 2014; 2016)。

3. コロナ禍での死別の様相

3.1. 突然の予期せぬ死

COVID-19では、重症化のスピードが速く、突然の予期せぬ別れになる場合も多い (Stroebe and Schut, 2021)。特に変異型ウイルスでは、より速くなっているとの指摘もあり、無症状で自宅待機していた人が、容体が急変し、病院に搬送された3日後には人工呼吸器での管理が必要なほど重篤化したケースも報じられている (読売新聞, 2021.4.20 朝刊)。不慮の事故や災害、自殺等、突然の予期せぬ死は、遺族に大きな衝撃と強い悲嘆を与えがちであり、複雑性悲嘆の主要な危険因子の1つに挙げられている (Burke and Neimeyer, 2013)。

COVID-19による死亡者の多くは70歳以上の高齢者であるが、40～60歳代での死亡者数も1500人と、全体の約11%を占めている (厚生労働省, 2021年8月18日現在)。若い年代でのCOVID-19による予期せぬ死は、遺族に深刻な心理的影響を及ぼしかねない (Chen and Tang, 2021)。国内での事例は少ないかもしれないが、感染拡大が著しい地域では、短期間のうちに複数の家族や知人を亡くすという事態に直面する可能性もある (Fernández and González-González, 2020)。COVID-19によって、親や祖父母等、身近な人との予期せぬ別れを経験した幼少期や思春期の子どもたちの存在も見逃ごせない (Weinstock, et al., 2021; Rapa, et al., 2021)。

3.2. 通常とは異なる看取り

COVID-19感染者の場合、家族といえども対面での面会は難しく、臨終に立ち会うことすらできないことも多い (Wakam, et al., 2020)。終末期の患者のそばに付き添えず、独りにしてしまったことや、別れの言葉を伝えられなかったことは、遺族の罪責感となり、悲嘆の遷延化につながりかねない (Goveas and Shear, 2020)。一方で、COVID-19の重症化に伴う深刻な呼吸器症状等、患者の苦しむ姿を目の当たりにすることは、家族や遺族に苦痛を感じさせるかもしれない (Selman, et al., 2020)。死亡後には納体袋に収容し、密閉されるため、遺体に直接触れることができない。遺体への対面が許されない場合には、死の現実を受け入れるのが難しくなりかねない (Hernández-Fernández and Meneses-Falcón, 2021)。

COVID-19以外の患者に関しても、感染予防対策として、面会の禁止や制限を定めている医療機関は多い。日本緩和医療学会 (2020) が全国の緩和ケア病棟を対象に、2020年5月に実施した調査によると、2親等以内の家族の面会について、回答した295施設のうち98%が何らかの面会制限を設けていた。患者の予測される予後が短くなると面会制限が緩和される傾向にあるものの、1週間以上の予後が見込まれる時点では、18%の施設は「面会禁止」であった。臨終には立ち会えたとしても、死を迎えるまでの貴重な家族の時間が制限される事態が生じていることがうかがわれる。

3.3. 防げたかもしれない死

COVID-19による死は、感染さえしなければ、避けられた死である。感染を完全に回避することは困難かもしれないが、COVID-19による死に直面したとき、なぜ感染を防げなかったのかと考える遺族や関係者は少なくないであろう。故人への感染経路が明らかな場合は、その感染源や、感染を阻止できなかった関係者等に対する怒

りの感情が遺族に生じやすいと考えられる。家庭内感染では、自分が感染させてしまったと考え、自責感に苛まれかねない(重村ら, 2020)。感染経路にかかわらず、結果的に感染から故人を守り切れなかったことに対して、後悔の念や無力感に苦しむかもしれない。感染対策を怠ったとして、故人への怒りを感じることもある(Stroebe and Schut, 2021)。COVID-19の感染拡大が進行し、医療が逼迫するなかで死を迎えた場合には、適切な医療が受けられなかったことに対する見捨てられ感(Testoni, et al., 2021)や、そうした事態を招いた国や自治体に対する怒り(Selman, et al., 2021)を感じる人もいるだろう。

コロナ禍においては、COVID-19感染者への治療対応によって、通常の医療への影響も懸念されている。受療行動の遅れや、診察や手術の延期は、病状の深刻化につながりかねない。COVID-19以外の死因による死別の場合においても、コロナ禍による不利益を想定し、遺族が割り切れない思いを抱えることがあるだろう。

3.4. 葬送儀礼の制限

COVID-19で亡くなった方の葬儀の施行に関して、厚生労働省・経済産業省のガイドライン(令和2年7月29日)では、遺体を非透過性納体袋に収容し、直接接触することは控えるなど、感染対策を適切に行うことを前提に、遺族の意向等を踏まえて検討するように求めており、一律に禁じているわけではない。しかし実際には、2次感染や風評被害への懸念から、遺体が病院から直接、火葬場に運ばれ、遺体と対面できぬまま荼毘に付されることは多い(長島・角野, 2021.5.31)。火葬した遺骨からの感染リスクはないが、参列者同士や職員の感染リスクを不安視する葬儀社や火葬場の意向で、収骨に立ち会えないケースも多く報告されている(姫野・市野, 2021.4.27)。遺族によっては、火葬後に遺骨を供養の対象として葬儀を行う「骨葬」が営まれる場合もある。

COVID-19以外の死因で亡くなった場合で

も、感染予防の観点から、葬儀や法事・法要の規模を縮小する傾向にある。寺院関係者を対象とした調査では、コロナ禍での会葬者の減少や、一日葬などの葬儀の簡素化が示され、法事・法要に関しても、延期や中止、参列者や会食の減少が報告されている(高瀬, 2021)。葬送儀礼の縮小化や簡略化は社会の趨勢であるが、コロナ禍によって、その公共的な色合いはますます薄れ、私的化や個別化が加速するとの指摘もある(Lowe, et al., 2020)。

葬送儀礼が遺族の悲嘆に及ぼす影響に関しては、必ずしも一貫した研究結果が得られていないものの(Burrell and Selman, 2020)、こうした儀式が故人に別れを告げる機会になるとの報告(Chan, et al., 2005)もあり、非日常的な儀式を通して、死を現実のものとして受け入れる手助けになりうると考えられる。遺族や関係者の意に沿わぬ形での一連の儀式の制限は、遺族の心理過程に負の影響を及ぼしかねないと思われる。

3.5. 社会的スティグマ

COVID-19がもたらす第3の感染症は「嫌悪・偏見・差別」であるといわれる(日本赤十字社, 2020)。欧米では、アジア系の人々に対する公共の場での嫌がらせや暴力が報じられ、国内でも、感染者やその関係者、医療従事者等に対する誹謗中傷や差別的な言動がみられる。日本医師会(2021)の調査では、2020年10～12月の約3カ月間で、COVID-19にまつわる医療従事者等への差別や風評被害が698件確認されたという。新しい未知の感染症に対する人々の不安や恐怖、混乱が、特定の人や集団に対する社会的スティグマにつながっており、こうした偏見や差別は社会的結束を弱め、感染制御を困難なものにしかねない(WHO, 2020)。

COVID-19による死の場合、偏見や差別を恐れて、周囲にその事実を伏せている遺族が少なくないと思われる。院内感染で母親を亡くした女性は、近親者のみで葬儀を行い、親しい知人にさえ

母の死を打ち明けられずにいるという(飯田, 2020.5.10). このようなCOVID-19による死に直面した遺族の状況は、公認されない悲嘆(disenfranchised grief)と捉えることができる(Albuquerque, et al., 2021). 自殺やエイズによる死の場合と同様、死の事実が周囲に伝えられていない場合には、遺族は孤立し、サポートが得られにくく、気持ちの表出や共有の機会も乏しいため、悲嘆が複雑化する危険性がある(Doka, 2002).

3.6. 人との接触の回避

COVID-19の感染制御の観点から、特に緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が出されている地域においては、人との接触を減らすため、不要不急の外出・移動の自粛が求められている。会食や旅行などが控えられる一方で、在宅勤務(テレワーク)が推奨され、オンライン授業が継続されるなど、自宅で過ごす時間が増える傾向にある。こうした状況は、遺族がポジティブな感情を抱く機会を減少させ、悲しむ場からの切り替えを困難にし、悲嘆プロセスの進行を妨げかねないと指摘されている(中島, 2020).

人との接触を制限する施策により、周囲の人と顔を合わせる機会が減少し、社会的に孤立する遺族の存在が懸念される(Goveas and Shear, 2020). ソーシャルサポートの不足は、複雑性悲嘆の主たるリスク要因として示されている(Burke and Neimeyer, 2013). 若い世代を中心にSNS等を通じたオンライン上での人との交流が広がっているが、高齢者では浸透しているとはいえない。また、遺族が支援を必要とするのは、情緒的な側面ばかりではない。食事の世話や身の回りの困りごとの手伝いなど、直接的な支援を行うことは外出・移動の自粛が求められるなかでは難しい。COVID-19の感染が拡大している地域では、遺族支援の活動も制限せざるを得ない状況にある(Pearce, et al., 2021).

4. コロナ禍での遺族支援活動の実態

4.1. 調査の概要

本調査の目的は、遺族支援団体を対象に調査を実施し、コロナ禍での活動状況と、オンラインツールを活用した遠隔での遺族支援の可能性について探索的に検討することである。

調査対象は、全国の犯罪被害者団体が集う日本で唯一のネットワークある「犯罪被害者団体ネットワーク(ハートバンド)」に所属する遺族支援団体の代表者である。当該ネットワークの代表者を通して各団体代表者に調査依頼を行い、15団体より協力を得ることができた。各団体の所在地は、東京都が3団体、大阪府・北海道・大分県が各2団体、兵庫県・京都府・奈良県・三重県・山口県・群馬県が各1団体であった。13団体が任意団体で、2団体がNPO法人であった。

調査方法は、Google formを用いたオンライン調査である。調査日は、2020年9月26日から10月19日であった。調査にあたっては、研究の目的・意義、個人情報保護、研究の参加・協力の自由意志と拒否権についての説明を文書で伝え、調査内容に関する理解を得たうえで、調査フォームへの入力・送信をもって調査への同意とみなした。なお本研究は、関西学院大学人を対象とする行動学系研究倫理委員会(受付番号2020-47)の承認を得て、実施した。

4.2. 調査結果

4.2.1. コロナ禍初期の活動状況

コロナ禍での初の緊急事態宣言が2020年4月7日に発出され、5月25日に解除されるまでの期間(当初は7都府県であったが、4月16日に対象を全国に拡大)、及び解除直後の活動状況について尋ねたところ、表1のとおり、緊急事態宣言発令中は15団体のうち13団体において通常通りの活動ができなかったと回答し、解除後から調査日までの4カ月程度の期間も11団体では通常通りの活動には戻っていなかった。

表1 コロナ禍での初回の緊急事態宣言発令期間及び解除直後の活動状況 (N = 15)

	通常通り活動を実施した	一部の活動を実施した	全く活動できなかった
緊急事態宣言発令期間 (2020年4月7日～5月25日)	2団体 (13%)	7団体 (47%)	6団体 (40%)
緊急事態宣言解除後 (2020年5月26日～調査日)	4団体 (26%)	9団体 (60%)	2団体 (13%)

4.2.2. コロナ禍での各種遺族支援活動の状況

「サポートグループ」の活動については、コロナ禍以前に実施していた8団体すべてが一時休止し、調査時において3団体は対面のみで再開し、3団体は対面とオンラインを併用して再開していたが、残りの2団体は休止したままであった。対面で再開するにあたっては、広めの会場を用意、会場の換気とアルコール消毒、参加者のマスク着用と手指消毒、検温・体調の確認、アクリル板の設置、利用者名簿の作成等の対策がとられていた。

「対面での個別相談」に関しては、以前に実施していた9団体のうち5団体が休止した一方、4団体は活動を休止せずに継続していた。調査時において休止していた5団体のうち、3団体は対面のみで、1団体は対面とオンラインを併用して再開し、1団体は休止したままであった。「電話・メールでの支援」に関しては、コロナ禍以前から実施していた13団体のすべてが、特に休止はしていなかった。

4.2.3. オンラインでの遺族支援の可否

「遺族支援にオンラインは利用できると思いますか」との設問に対して、「そう思う」との回答が4団体、「どちらかといえばそう思う」が1団体であった。他方、「そう思わない」との回答は2団体、「どちらかといえばそう思わない」が3団体であった。「わからない」は5団体であった。

オンライン上で「サポートグループ」を実施していた2団体の意見として、一方は「対面と同等の効果があると感じた」「今後も積極的に取り入れたい」と回答した。もう一方は「対面ほどの効果はないと感じた」「積極的に取り入れたいとは

思わないが、やらないよりはやったほうがいい」と回答した。COVID-19収束後の活動として、コロナ禍以前にサポートグループを実施していた8団体のうち、5団体は「以前のような実施形態に戻し、対面を基本とする」と回答し、2団体は「対面とオンラインを併用する」、1団体は「未定」であった。

4.2.4. 遺族支援をオンラインで行う際の参加遺族側のメリット・デメリット(図1・図2)

参加遺族に想定されるメリットとして、最も多く選択されたのは「遠方からでも参加しやすいこと」で、15団体のうち14団体が回答した。次いで、「交通費がかからないこと」「家から出かける必要がないこと」「身体上の問題があっても参加しやすいこと」が半数以上の団体によって選ばれた。

参加遺族に想定されるデメリットとして、最も多く選択されたのは「情報機器を使い慣れていない人は参加へのハードルが高いこと」で、15団体のうち12団体が回答した。次いで、「情報機器や環境整備のための費用がかかること」との選択が多くみられた。

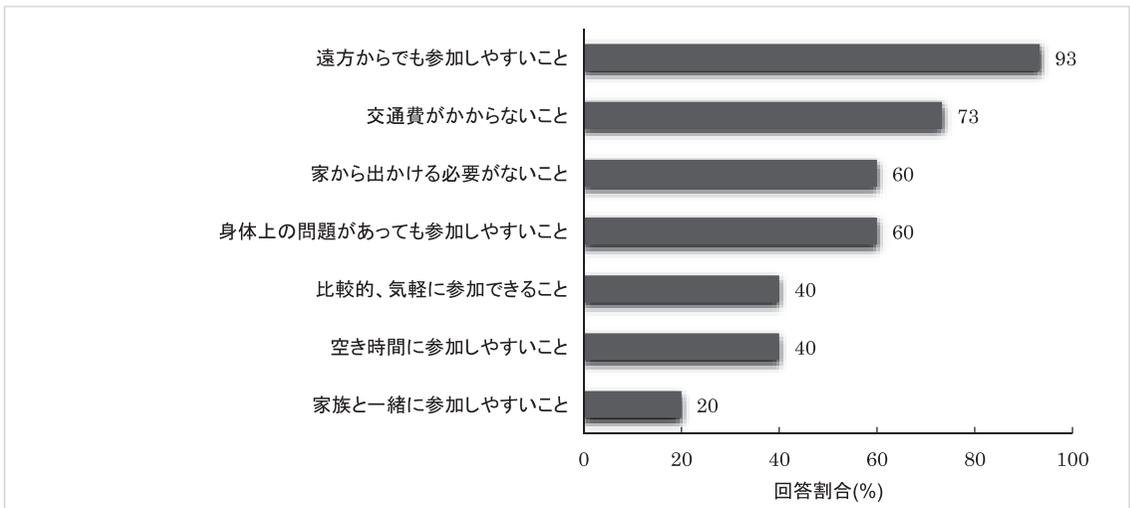


図1 参加遺族側のメリットに関する認識 (N = 15)

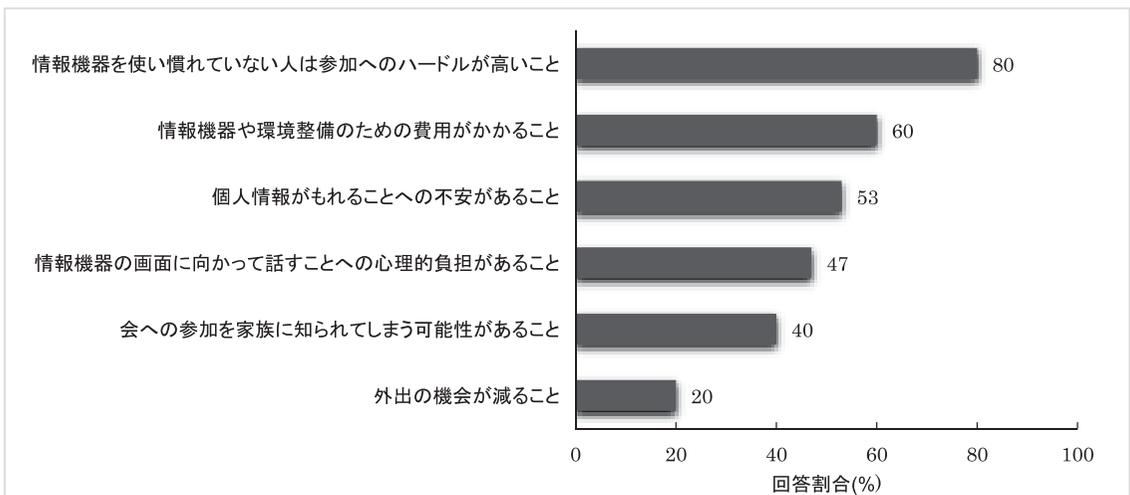


図2 参加遺族側のデメリットに関する認識 (N = 15)

4.2.5. 遺族支援をオンラインで行う際の支援者側のメリット・デメリット (図3・図4)

支援者に想定されるメリットとして、最も多く選択されたのは「開催する場所を確保する必要がないこと」で、15団体のうち13団体が回答した。半数以上の団体が、スタッフの交通費や移動時間、会場費がかからないことを選択した。

支援者に想定されるデメリットとして、最も多く選択されたのは「情報機器や情報環境の問題で支援が難しい人があること」で、15団体のう

ち14団体が回答した。次いで、「悲嘆の強い人への配慮が難しいこと」「参加者の状況がつかみにくい場合があること」「初めて参加する人への配慮がしにくいこと」が7割以上の団体によって選択された。

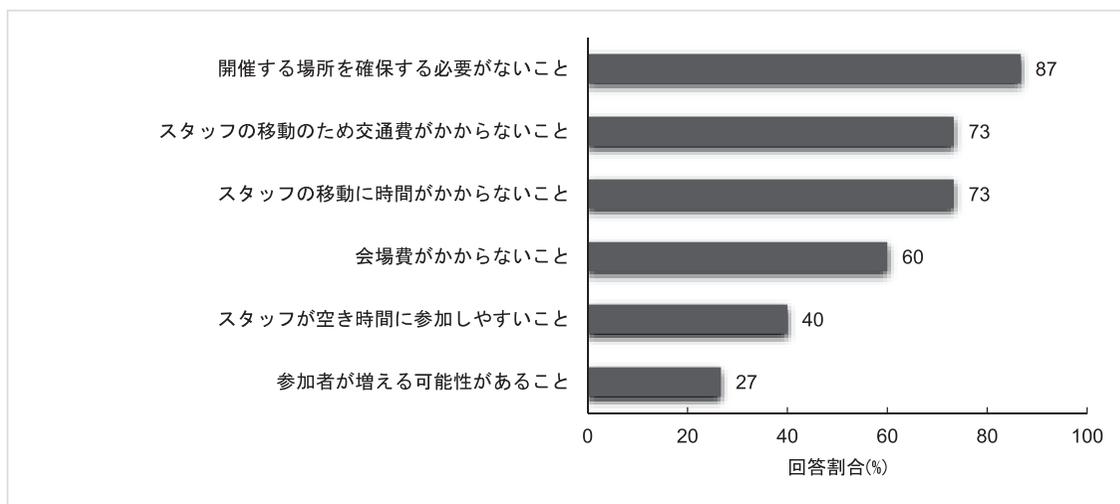


図3 支援者側のメリットに関する認識 (N = 15)

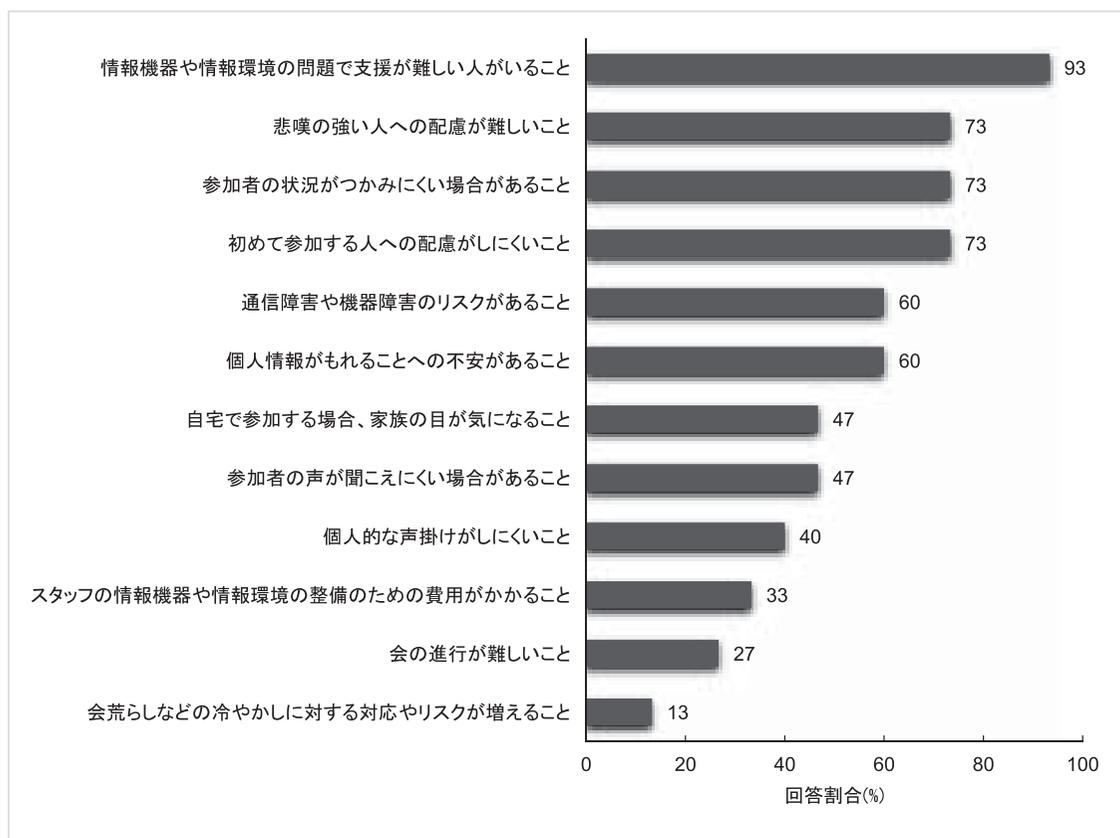


図4 支援者側のデメリットに関する認識 (N = 15)

4.3. 考察

今回の調査では、コロナ禍での遺族支援団体の活動状況と、オンラインツールを活用した遠隔での遺族支援に対する意識について明らかにした。本調査の限界として、犯罪被害者遺族への支援を行う団体に対象が限定されており、遺族支援団体全般の活動動向や意見を反映できていない。それゆえ結果の解釈は慎重であるべきだが、コロナ禍の渦中にある遺族支援団体の実情をうかがい知るうえでの貴重な資料であるといえる。

コロナ禍初期の活動状況については、電話・メールでの支援は継続されていたものの、約9割の支援団体が通常通りの活動ができなかったと回答しており、特にサポートグループに関しては、実施していた8団体すべてにおいて一時休止に追い込まれていた。サポートグループは、3密（密閉・密集・密接）になりやすいため、やむを得ない判断であるといえる。緊急事態宣言の解除後には、万全の感染予防対策のもと、対面でのサポートグループを再開した団体がある一方で、休止したままの団体もみられた。高齢の参加者の多い団体等では、感染リスクへの懸念が強く、再開に踏み切れないでいるものと推察される。対面で再開する場合、参加者同士が一定の距離をとるために、広い開催場所を確保するか、参加者の人数を制限する必要があるだろう。マスクの着用やアクリル板の設置等の対策によって、参加者の声が聞こえにくいといった問題も生じかねない。対面で行うとしても、従来通りに実施するのは難しい状況にあると考えられる。

オンラインでの遺族支援の是非については、意見にばらつきがみられた。従来の遺族支援においては、対面での交流を重要視してきた傾向があり、オンライン上での遠隔実施に対する支援者側の懸念や抵抗感は根強くあるように思われる。なお回答者によって、オンラインでの遺族支援として想定したものが異なっていた可能性は否定できず、その点を踏まえたさらなる検討が必要である。

オンラインでの遺族支援の参加遺族側のメリッ

トとして、「参加しやすさ」が挙げられる。本調査でも、遠方の人や身体上の問題がある人にとってメリットは大きいと捉えられていた。今回の対象は被害者遺族への支援団体であり、全国的に数が少なく、各団体に遠方から参加する遺族も多いため、このような結果になったと思われる。介護や子育てのために時間的な制約が大きい人にも参加できる機会が提供され、学校やアルバイトで忙しい思春期の若者にとっても有用であろうと指摘されている（Gibson, et al., 2020）。ただ今回の調査では、自宅に参加する場合には、家族に参加が知られてしまうかもしれないという懸念も示されている。支援者側のメリットとしては、場所の確保や会場費、スタッフの移動の時間や交通費において有利であると認識されていた。遺族のニーズに応じたグループ分けも容易であると思われる。

他方、オンラインでの遺族支援を検討するにあたっては、デメリットを十分に把握しておく必要がある。まず根本的な課題として、情報機器や情報環境の問題がある。今回の結果でも示されたとおり、情報機器に不慣れな人や、情報環境が整っていない人に対して、どう対応するのかは大きな課題である。支援者側として、通信障害や危機トラブルへの懸念もある。個人情報の保護も重要な課題であり、本調査でも約半数の団体がこの点に対する不安を回答している。Gibson, et al. (2020) は、オンラインでの遺族サポートグループにおける機密保持のため、参加遺族に「録画や録音をしないように伝える」「他に人がいないプライベートな場所で参加する」「初参加では事前にスタッフと身元確認をし合う」などが有用であると述べている。また、「悲嘆の強い人への配慮が難しいこと」「初めて参加する人への配慮が難しいこと」「参加者の状況がつかみにくい場合があること」などが懸念として今回示された。こうした事態は対面であっても想定されるが、オンラインでの支援の質にかかわる問題であり、今後対応を検討すべき課題である。

今回の調査対象は、特定の遺族支援団体に限定

したものであるため、他の各種遺族支援団体の活動状況についても把握し、その傾向や差異を検討する必要がある。また、今回の調査協力団体の多くはオンラインでの遺族支援の活動実績がないため、得られた回答は必ずしも実践経験に基づくものではない。活動実績のある団体を対象に詳細な調査を行うことで、オンラインでの遺族支援の利点や課題がより明確になるものと考えられる。

5. 新たな遺族支援の模索

5.1. コロナ禍での遺族支援のニーズ

COVID-19による死別の場合、遷延性悲嘆症の危険性が高く、適切な遺族支援が必要であることが、感染拡大の初期の段階から、多くの専門家によって指摘されている (Gesi, et al., 2020; Johns, et al., 2020; Lichtenthal, et al., 2020; Kokou-Kpolou, et al., 2020; Mayland, et al., 2020; Diolaiuti, et al., 2021)。実証的な研究知見はまだ少ないが、Eisma, et al. (2021) の調査研究では、COVID-19による遺族における遷延性悲嘆症の症状のレベルに関して、自殺や事故、殺人等の自然死ではない遺族との差異は認められなかったものの、他の自然死の遺族に比べて高いことが報告されている。Tang and Xiang (2021) によると、COVID-19で6カ月前に親しい人を亡くした中国人遺族 188名のうち、37.8%が遷延性悲嘆症の基準を満たしていた。Wang, et al. (2021) は、欧州 27カ国での高齢者を対象とした調査の結果として、COVID-19による家族や友人との死別とうつ症状との関連性を報告している。Chen and Tang (2021) は、2020年9～10月の調査時点で、COVID-19による死別の場合、死からの経過期間による悲嘆の軽減が見いだされなかったことを報告し、さまざまなメディアを通じてCOVID-19に関連した情報に遺族が曝され続けていることの影響を指摘している。

他方、COVID-19以外の死因での死別に関して、Eisma and Tamminga (2020) は、コロナ禍

で死別を経験した遺族は、コロナ禍以前に死別した遺族に比べ、悲嘆症状が重篤であることを示した。しかし Ham, et al. (2021) は、コロナ禍にがんで亡くなった患者の遺族と、コロナ禍以前の遺族を比較した結果、QOLやサポート状況について有意な差は認められなかったと報告している。Goveas and Shear (2020) は、コロナ禍での死に関連した遷延性悲嘆症の危険因子として、①死の状況 (突然の予期せぬ死、防げたと思える死、死に逝く患者が独りであったこと、危篤時の家族の面会制限)、②死の背景 (葬儀や埋葬、儀式、遺族支援の制限等)、③死の結果 (孤立、感染の恐怖、他の人の介護、経済的不安等) の3つのカテゴリーを示している。これらの危険因子は、COVID-19による死に限らず、コロナ禍でのそれ以外の死因による死別や、コロナ禍以前に死別を経験した遺族においても該当するものを含んでいる。したがって、COVID-19による死別以外の遺族への影響に関しては必ずしも明確ではないものの、決して軽視できないと考えられる。

5.2. COVID-19感染者の遺族への支援

COVID-19による死別における支援として、まずは患者の生前から看取り時までの家族・遺族への配慮が重要となる (Morris, et al., 2020)。たとえば対面での面会が厳しく制限されるなか、オンラインツールを活用して感謝の気持ちを伝えることや、手紙や写真を枕元に置くことなどが考えられる (瀬藤ら, 2020a)。また、子どもたちにも年齢に応じたわかりやすい言葉で、故人の死を正しく伝えることが大切である (瀬藤ら, 2020a)。コロナ禍では、葬儀や収骨など一連の儀式的意義があらためて見直された。濃厚接触者に該当するなど、参列が難しい場合には、オンラインでの配信や、動画に撮るなどの対応が考えられる (瀬藤ら, 2020a)。故人の身体に触れることはできずとも顔を見てのお別れや、収骨の機会を設けるなど、遺族の意向が尊重された配慮が望まれる。

COVID-19による死に直面した遺族への対応

に関して、中島（2020）は基本的には一般の遺族支援と大きく異なる点はないが、一般の人よりCOVID-19に罹患する不安が強い可能性があり、対面によらないケアの活用が望ましいと述べている。加えて、社会的な偏見や差別への遺族の不安を踏まえ、体験を共有できるCOVID-19の遺族同士の交流が重要であるという（中島，2020）。Selman, et al. (2020) は、COVID-19の遺族への支援方法として、悲嘆に関する心理教育的な内容や、電話やオンラインでの相談窓口等の情報を含んだリーフレットの作成を提案している。瀬藤ら（2020b, 2020c, 2020d）は、COVID-19の遺族への支援のためのツールとして、「家族や遺族の助けになること」「遺族の方へのメッセージ」「死別を体験した子どもたちを支えるために」という3種類のリーフレットを作成した。これらは海外の遺族支援団体が公開している資料を参考に、日本の現状を踏まえて精査し、作られたものである。「遺族の方へのメッセージ」では、遺族に知っておいてほしい事柄や自分自身で実践できる具体的な方法等がわかりやすく簡潔にまとめられており、家族や遺族にそのまま渡せる形になっている。これらのリーフレットは、JDGSプロジェクト（Japan Disaster Grief Support Project）のホームページ（<https://jdgs.jp/>）から入手することができる。

5.3. オンラインでの遺族支援

コロナ禍において対面での遺族支援の活動が制限されるなか、遠隔での遺族支援が注目されている。遺族への電話相談は以前から行われており、Borghi, et al. (2021) は、コロナ禍における病院での電話による遺族への初期段階の心理学的介入の実践について報告している。SNS等によるオンライン上での遺族支援もコロナ禍以前から存在し、遺族同士の交流を目的としたネット上のコミュニティの治療的意義に関する報告もある（Hartig and Viola, 2016）。ウェブを介した遠隔での遺族への心理療法も開発されており（Wagner,

et al., 2020）、筆記を用いた複雑性悲嘆への認知行動療法に関する検討が日本でも進められている（白井ら，2018；2020）。

ZoomやMicrosoft TeamsといったWeb会議システムの職場や教育現場等での利用が、コロナ禍で急速に広がりつつあるが、こうしたオンラインサービスを活用した遠隔での新たな遺族支援を模索する動きがある。大手葬儀社である（株）公益社では、遺族支援活動の一環として、2003年12月に「ひだまりの会」を設立し、遺族のサポートグループ（月例会）を毎月開催してきた（古内・坂口，2011）。COVID-19の感染拡大を受けて、2020年3月から月例会の中止を余儀なくされたが、一日でも早く再開してほしいという会員の要望が強く、同年7月からZoomを使ったオンライン月例会を始めている（三上，2021.2.8）。コロナ禍以前は、毎月25人程度の参加者であったが、オンライン実施になってからも10人前後が参加している。記事のなかで、コロナ禍の前から参加している遺族の1人は「毎月の例会は心のよりどころ。次回はあれを話そう、これを話そうと考えながら日々の生活を送っています。オンラインでも会員のみなさんにつながることができ、とても嬉しい」と語っている。

オンライン上での遺族のサポートグループの実施にあたっては、参加遺族の安全性を確保することが最も優先すべき課題である（Lubas and Leo, 2014）。機密の保持や、自殺リスクの把握等、個々の遺族に応じた細やかな対応が求められ、参加遺族だけでなく支援者や組織を守るために、プライバシーやセキュリティに関する規約を作成しておくことは重要である（Gibson, et al., 2020）。また、グループを円滑に進めるためには、カメラはオンでマイクはミュートにする、質問するときは手を挙げるなどの明確なルールが必要であり、ファシリテーションスキルを洗練することも大切である。参加遺族にもファシリテーターにも少なからず「慣れ」を要するかもしれない。オンラインでの遺族のサポートグループの有効性については必

ずしも検証されていないが、一定の効果は見込まれる。ソーシャルワーカーやカウンセラー等、遺族支援に携わる専門家を対象としたLubas and Leo (2014) の調査では、オンラインよりも対面のほうが望ましいと回答する傾向にあったものの、回答者の62%はオンライン上でのグループを紹介しても構わないと答えたと報告されている。

対面での遺族支援の一時的な代替手段として、オンラインツールの活用への期待が高まっているが、対面式と同等の機能や効果を求めるのは過大な期待かもしれない。前節の調査結果で示されたように、オンラインでの遺族支援には種々の懸念があり、導入をためらう支援者の声があるのは事実である。とはいえ、参加遺族と支援者双方に看過できないメリットもある。ポストコロナ時代を見据えて、オンラインでのプログラムも含め、遺族への柔軟な支援が求められている (Matsuda, et al., 2021)。オンラインツールを活用した遠隔での遺族支援の方法論や効果の検証については今後の課題であり、実施に伴うリスクも含め、慎重な検討が必要である。対面式とは異なる強みを有する新規の遺族支援として、その可能性を探求する価値はあるだろう。

5.4. 持続可能な支援体制の構築

COVID-19は、これまでの対面式を中心とした遺族支援活動の限界を露呈させ、今回の調査で示されたように、支援活動の中止や縮小を余儀なくされた団体も多い。しかしコロナ禍が長期化するなか、置かれた状況で、どのような遺族支援を実施できるのかを模索し、オンラインツールの活用も含め、創意工夫しながら支援活動を継続する動きもみられる。関西圏の約50の遺族支援団体が加盟する関西遺族会ネットワーク (<http://izoku-net.com/>) では、各団体の運営者がコロナ禍でのサポートグループの運営について検討を行い、対面もしくはオンラインで実施する場合の知恵を共有している。また、COVID-19による遺族に向けて、受け入れ可能な支援団体の情報の提

供や、同組織が主催する分かち合いの会なども行っている。コロナ禍での遺族支援という大きな共通の命題に対して、支援者同士の連携や、各団体が協働した取り組みが加速することは歓迎すべき前進である。逆境のなかではあるが、支援者のネットワークの新たな広がりや、協力体制が模索され、結果的に、コロナ禍が望ましい遺族支援のあり方や体制を考える契機となることを期待したい。

付言するならば、遺族支援の質の向上や、持続可能な支援体制の整備のためには、支援者の養成やスキルアップ、支援者へのサポートも急務である。強い悲嘆を抱えた人々にかかわることは、豊富な知識や経験を持った支援者にとっても容易ではなく、大きな精神的疲労をもたらすことがある (米虫, 2020)。支援団体の組織運営に関しては、人材の確保や育成、予算や開催場所の確保や、リスクマネジメント等の課題もある。筆者らは2021年4月に関西学院大学「悲嘆と死別の研究センター」を設立し、遺族支援に関心のある支援者や一般の方などを対象に、オンラインでの研修会を開始した。今後、支援者に対する継続的なフォローアップや、支援者同士が自由に意見交換のできる場としてオンラインサロンも定期的で開催する予定である。当センターの活動を通じて、遺族支援に携わる専門職や非専門職、各種関係機関や団体、研究者の連携を図り、遺族支援のネットワークが構築されることを望んでいる。

6. おわりに

コロナ禍において、死別は重大な懸念事項であり、COVID-19で亡くなった患者の遺族だけでなく、それ以外の死因も含め、すべての遺族に少なからず影響があると想定される。感染の流行が長期化するなか、遺族への支援の必要性は高まりつつある。わが国での遺族支援は、近年、着実な広がりを見せており、病院での遺族外来や、当事者遺族によるセルフヘルプグループ、各自治体で

の自死遺族支援, 葬儀社による支援活動等, 多方面で展開されてきた。COVID-19の感染拡大によって, 従来の支援活動が制限され, 遺族支援は大きな試練を迎えている。コロナ禍での死や死別を取り巻く状況の劇的な変化は, 関係者に大きな混乱と負担を強いることとなったが, 看取りや葬送儀礼の意義を再認識する機会にもなったといえる。遺族支援に関しても, コロナ禍を通じて, 従来の支援活動の価値をあらためて考え, 再確認するとともに, 新たな遺族支援のあり方を模索する好機とすべきである。新しい生活様式が求められる今, 利用できるオンラインツールを活用するなど, 今までの価値観に縛られることなく, 遺族のニーズに応じた遺族支援の方法を探求していくことが, 遺族支援のさらなる発展につながるものと期待される。

参考文献

- Albuquerque, Sara; Teixeira, Ana M. and Rocha, José C. (2021) COVID-19 and disenfranchised grief. *Frontiers in Psychiatry*, Retrieved from <https://doi.org/10.3389/fpsy.2021.638874>
- American Psychiatric Association (2013) *Diagnostic & Statistical Manual of Mental Disorders: Fifth Edition* (米国精神医学会, 高橋三郎・大野裕監訳 (2014) 『DSM-5 精神疾患の診断・統計マニュアル』医学書院)
- Aoun, Samar M.; Breen, Lauren J.; Howting, Denise A.; Rumbold, Bruce; McNamara, Beverley and Hegney, Desley (2015) Who needs bereavement support? A population based survey of bereavement risk and support need. *PLoS ONE*, **10** (3), e0121101.
- Borghi, Lidia; Menichetti, Julia; Vegni, Elena and Early Bereavement Psychological Intervention working group (2021) A phone-based early psychological intervention for supporting bereaved families in the time of COVID-19. *Frontiers in Public Health*. Retrieved from <https://doi.org/10.3389/fpubh.2021.625691>.
- Burke, Laurie A. and Neimeyer, Robert A. (2013) Prospective risk factor for complicated grief. In Stroebe, Margaret; Schut, Henk and van den Bout, Jan (eds.) *Complicated Grief*. (pp. 145-161) Routledge.
- Burrell, Alexander and Selman, Lucy E. (2020) How do funeral practices impact bereaved relatives' mental health, grief and bereavement? A mixed methods review with implications for COVID-19. *Omega*, 0030222820941296, 1-39.
- Carr, Deborah; Boerner, Kathrin and Moorman, Sara P. (2020) Bereavement in the time of coronavirus: Unprecedented challenges demand novel interventions. *Journal of Aging & Social Policy*, **18**, 1-7.
- Chan, Cecilia L. W.; Chow, Amy Y. M.; Ho, Samuel M. Y.; Tsui, Yenny K. Y.; Tin Agnes F.; Koo, Brenda W. K. and Koo, Elaine W. K. (2005) The experience of Chinese bereaved persons: A preliminary study of meaning making and continuing bonds. *Death Studies*, **29** (10), 923-947.
- Chen, Chuqian and Tang, Suqin (2021) Profiles of grief, post-traumatic stress, and post-traumatic growth among people bereaved due to COVID-19. *European Journal of Psychotraumatology*, **12** (1), 194756.
- Currier, Joseph M.; Neimeyer, Robert A. and Berman, Jeffrey S. (2008) The effectiveness of psychotherapeutic interventions for bereaved persons: A comprehensive quantitative review. *Psychological Bulletin*, **134** (5), 648-661.
- Diolaiuti, Francesca; Marazziti, Donatella; Beatino, Maria F.; Mucci, Federico and Pozza, Andrea (2021) Impact and consequences of COVID-19 pandemic on complicated grief and persistent complex bereavement disorder. *Psychiatry Research*, **300**. Retrieved from <https://doi.org/10.1016/j.psychres.2021.113916>.
- Doka, Kenneth J. (ed.) (2002) *Disenfranchised Grief: New Directions, Challenges, and Strategies for Practice*. Research Press.
- Eisma, Maarten C. and Tamminga, Aerjen (2020) Grief before and during the COVID-19 pandemic: Multiple group comparisons. *Journal of Pain & Symptom Management*, **60** (6), e1-e4.
- Eisma, Maarten C.; Tamminga, Aerjen; Smid, Geert E. and Boelen, Paul A. (2021) Acute grief after deaths due to COVID-19, natural causes and unnatural causes: An empirical comparison. *Journal of Affective Disorders*, **278**, 54-56.
- Fernández, Óscar and González-González, Miguel

- (2020) The dead with no wake, grieving with no closure: Illness and death in the days of coronavirus in Spain. *Journal of Religion and Health*, **20**, 1–19.
- 古内耕太郎・坂口幸弘 (2011) 『グリーンケア—見送る人の悲しみを癒す～「ひだまりの会」の軌跡～』毎日新聞社.
- Gesi, Camilla; Carmassi, Claudia; Cerveri, Giancarlo and Carpita, Barbara (2020) Complicated grief: What to expect after the coronavirus pandemic. *Frontiers in Psychiatry*. Retrieved from <https://doi.org/10.3389/fpsyt.2020.00489>.
- Gibson, Allison; Wladkowski, Stephanie P.; Wallace, Cara L. and Anderson, Keith A. (2020) Considerations for developing online bereavement support groups. *Journal of Social Work in End-of-Life & Palliative Care*, **16** (2), 99–115.
- Goveas, Joseph S. and Shear, Katherine M. (2020) Grief and the COVID-19 pandemic in older adults. *The American Journal of Geriatric Psychiatry*, **28** (10), 1119–1125.
- Ham, Laurien; Franssen, Heidi P.; van den Borne, Ben; Hendriks, Mathijs P.; van Laarhoven, Hanneke W. M.; van der Padt-Pruijsten, Annemieke; Raijmakers, Natasja; van Roij, Janneke; Sommeijer, Dirkje W.; Vriens, Birgit E.P.J.; van Zuylen, Lia and van de Poll-Franse, Lonneke (2021) Bereaved relatives' quality of life before and during the COVID-19 pandemic: Results of the prospective, multicenter, observational eQuiPe study. *Palliative Medicine*. Retrieved from <https://doi.org/10.1177/026921632111034120>.
- Hartig, Jeanne and Viola, Judah (2016) Online grief support communities: Therapeutic benefits of membership. *Omega*, **73** (1), 29–41.
- Hernández-Fernández, Carlos and Meneses-Falcón, Carmen (2021) I can't believe they are dead: Death and mourning in the absence of goodbyes during the COVID-19 pandemic. *Health and Social Care in the Community*. Retrieved from <https://doi.org/10.1111/hsc.13530>.
- 「変異型『重症化速い』搬送3日後 人工呼吸」(2021.4.20)『読売新聞』31.
- 姫野直之・市野塊 (2021.4.27) 「コロナで死別 か なわぬ取骨」『朝日新聞』25.
- 飯田憲 (2020.5.10) 「中傷怖く、母の死話せない『敵はウイルスなのに』」『毎日新聞』21.
- Johns, Lise; Blackburn, Pippa and McAuliffe, Donna (2020) COVID-19, prolonged grief disorder and the role of social work. *International Social Work*, **63** (5), 660–664.
- Kokou-Kpolou, Cyrille K.; Fernández-Alcántara, Manuel and Cénat, Jude M. (2020) Prolonged grief related to COVID-19 deaths: Do we have to fear a steep rise in traumatic and disenfranchised griefs? *Psychological Trauma Theory Research Practice and Policy*, **12** (S1), S94–S95.
- 米虫圭子 (2020) 「ケアを提供する人へのケア：対人援助職にも起こる喪失と悲嘆」『訪問看護と介護』**25** (5), 370–375.
- 厚生労働省 (2021.8.18) 『新型コロナウイルス感染症の国内発生動向 (速報値)』 (<https://www.mhlw.go.jp/content/000820629.pdf>) 2021/8/20.
- 厚生労働省・経済産業省 (2020) 『新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン』 (<https://www.mhlw.go.jp/content/000653472.pdf>) 2021/8/11.
- Lichtenthal, Wendy G.; Roberts, Kailey E. and Prigerson, Holly G. (2020) Bereavement care in the wake of COVID-19: Offering condolences and referrals. *Annals of Internal Medicine*, **173** (10), 833–835.
- Lieberman, Morton A. and Videka-Sherman, Lynn (1986) The impact of self-help groups on the mental health of widows and widowers. *American Journal of Orthopsychiatry*, **56** (3), 435–449.
- Lowe, Jennifer; Rumbold, Bruce and Aoun, Samar M. (2020) Memorialisation during COVID-19: Implications for the bereaved, service providers and policy makers. *Palliative Care and Social Practice*. Retrieved from <https://doi.org/10.1177/2632352420980456>.
- Lubas, Margaret and De Leo, Gianluca (2014) Online grief support groups: Facilitators' attitudes. *Death Studies*, **38** (6–10), 517–521.
- Matsuda, Yoko; Takebayashi, Yoshitake; Nakajima, Satomi and Ito, Masaya (2021) Managing grief

- of bereavement families during the COVID-19 Pandemic in Japan. *Frontiers in Psychiatry*. Retrieved from <https://doi.org/10.3389/fpsy.2021.637237>.
- Mayland, Catriona R.; Harding, Andrew J. E.; Preston, Nancy and Payne, Sheila (2020) Supporting adults bereaved through COVID-19: A rapid review of the impact of previous pandemics on grief and bereavement. *Journal of Pain and Symptom Management*, **60** (2), e33-e39.
- 三上直行 (2021.2.8) 「家族の死後に孤立, コロナ禍で変わる「遺族会」: オンライン化はコロナ時代に広がるか」『東洋経済オンライン』 (<https://toyokeizai.net/articles/-/409448>) 2021/8/12
- Morris, Sue E.; Moment, Amanda and deLima Thomas, Jane (2020) Caring for bereaved family members during the COVID-19 pandemic: Before and after the death of a patient. *Journal of Pain and Symptom Management*, **60** (2), e70-e74.
- 長島一浩・角野貴之 (2021.5.31) 「触れてさよなら言いたくて コロナ禍での弔い」『朝日新聞』1.
- 中島聡美 (2020) 「新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) と悲嘆, 遺族ケア」『トラウマティック・ストレス』 **18** (2), 66-76.
- 日本医師会 (2021) 『新型コロナウイルス感染症に関する風評被害の緊急調査』 (https://www.med.or.jp/dl-med/teireikaiken/20210203_4.pdf) 2021/8/10.
- 日本緩和医療学会 (2020) 『第1回 COVID-19 調査速報』 (<https://www.jspm-covid19.com/wp-content/uploads/2020/05/第1回COVID-19調査速報20200523.pdf>) 2021/8/12.
- 日本赤十字社 (2020) 『新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう! ~負のスパイラルを断ち切るために~』 (<https://www.jrc.or.jp/saigai/news/pdf/211841aef10ec4c3614a0f659d2f1e2037c5268c.pdf>) 2020/8/10.
- Pearce, Caroline; Honey, Jonathan R.; Lovick, Roberta; Creamer, Nicola Z.; Henry, Claire; Langford, Andy; Stobert, Mark and Barclay, Stephen (2021) 'A silent epidemic of grief': A survey of bereavement care provision in the UK and Ireland during the COVID-19 pandemic. *BMJ Open*, **11** (3), e046872.
- Rapa, Elizabeth; Hanna, Jeffrey R.; Mayland, Catriona R.; Mason, Stephen; Moltrecht, Bettina and Dalton, Louise J. (2021) Experiences of preparing children for a death of an important adult during the COVID-19 pandemic: A mixed methods study. *BMJ Open*, **11** (8), e053099.
- 坂口幸弘 (2010) 『悲嘆学入門—死別の悲しみを学ぶ』昭和堂.
- 坂口幸弘 (2012) 『死別の悲しみに向き合う—グリーフケアとは何か』講談社現代新書.
- Selman, Lucy E.; Chamberlain, Charlotte; Sowden, Ryann; Chao, Davina; Selman, Daniel; Taubert, Mark and Braude, Philip (2021) Sadness, despair and anger when a patient dies alone from COVID-19: A thematic content analysis of Twitter data from bereaved family members and friends. *Palliative Medicine*, **35** (7), 1267-1276.
- Selman, Lucy E.; Chao, Davina; Sowden, Ryann; Marshall, Steve; Chamberlain, Charlotte and Koffman, Jonathan (2020) Bereavement support on the frontline of COVID-19: Recommendations for hospital clinicians. *Journal of Pain and Symptom Management*, **60** (2), e81-e86.
- 瀬藤乃理子・坂口幸弘・村上典子・前田正治 (2020a) 「新型コロナウイルス感染症パンデミック下における死別の支援」『グリーフ&ビリーブメント研究』 **1**, 3-11.
- 瀬藤乃理子・坂口幸弘・村上典子 (2020b) 『新型コロナウイルス感染症流行下の遺族支援リーフレット①家族や遺族の助けになること』 (<https://jdgs.jp/wp-content/uploads/2020/06/70681bce9d0f5eb3afd733f2af78e47a.pdf>) 2021/8/5
- 瀬藤乃理子・坂口幸弘・村上典子 (2020c) 『新型コロナウイルス感染症流行下の遺族支援リーフレット②遺族の方へのメッセージ』 (<https://jdgs.jp/wp-content/uploads/2020/05/d94d0b940dfab6031cbdc2446c8e8e01.pdf>) 2021/8/5
- 瀬藤乃理子・坂口幸弘・村上典子 (2020d) 『新型コロナウイルス感染症流行下の遺族支援リーフレット③死別を体験したこどもたちを支えるために』 (<https://jdgs.jp/wp-content/uploads/2020/05/>

- c6ec2d9fb8054c5e3fe540552a496e05.pdf)
2021/8/5
- Shear, Katherine M.; Wang, Yuanjia; Skritskaya, Natalia; Duan, Naihua; Mauro, Christine and Ghesquiere, Angela (2014) Treatment of complicated grief in elderly persons: A randomized clinical trial. *JAMA Psychiatry*, **71** (11), 1287–1295.
- Shear, Katherine M.; Reynolds III, Charles F.; Simon, Naomi M.; Zisook, Sidne; Wang, Yuanjia; Mauro, Christine; Duan, Naihua; Lebowitz, Barry and Skritskaya, Natalia (2016) Optimizing treatment of complicated grief: A randomized clinical trial. *JAMA Psychiatry*, **73** (7), 685–694.
- 重村 淳・高橋 晶・大江美佐里・黒澤美枝 (2020) 「COVID-19 (新型コロナウイルス感染症) が及ぼす心理社会的影響の理解に向けて」『トラウマティック・ストレス』 **18** (1), 71–79.
- 白井明美・中島聡美・Wagner, Birgit (2018) 「電子メールを用いた複雑性悲嘆の認知行動療法」『トラウマティック・ストレス』 **16** (1), 11–16.
- 白井明美・中島聡美・Wagner, Birgit (2020) 「複雑性悲嘆の筆記療法—筆記表現の変化を中心に—」『グリーフ&ビリーブメント研究』 **1**, 37–42.
- Stroebe, Margaret and Schut, Henk (2021) Bereavement in times of COVID-19: A review and theoretical framework. *Omega*, **82** (3), 500–522.
- 高瀬顕功 (2021) 「新型コロナウイルスがもたらした寺院活動への影響：寺院向けウェブ調査より」『宗教と社会貢献』 **11** (1), 31–52.
- Tang, Suqin and Xiang, Zhendong (2021) Who suffered most after deaths due to COVID-19? Prevalence and correlates of prolonged grief disorder in COVID-19 related bereaved adults. *Global Health*, **17**. Retrieved from <https://doi.org/10.1186/s12992-021-00669-5>.
- Testoni, Ines; Azzola, Claudia; Tribbia, Noemi; Biancalani, Gianmarco; Iacona, Erika; Orkibi, Hod and Azoulay, Bracha (2021) The COVID-19 disappeared: From traumatic to ambiguous loss and the role of the internet for the bereaved in Italy. *Frontiers in Psychiatry*. Retrieved from <https://doi.org/10.3389/fpsy.2021.620583>.
- Wagner, Birgit; Rosenberg, Nicole; Hofmann, Laura and Maass, Ulrike (2020) Web-based bereavement care: A systematic review and meta-analysis. *Frontiers in Psychiatry*. Retrieved from <https://doi.org/10.3389/fpsy.2020.00525>.
- Wakam, Glenn K.; Montgomery, John R.; Biesterveld, Ben E. and Brown, Craig S. (2020) Not dying alone-Modern compassionate care in the Covid-19 pandemic. *The New England Journal of Medicine*, **382** (24), e88.
- Wallace, Cara L.; Wladkowski, Stephanie; Gibson, Allison and White, Patrick (2020) Grief during the COVID-19 pandemic: Considerations for palliative care providers. *Journal of Pain and Symptom Management*, **60** (1), e70–e76.
- Wang, Haowei; Verdery, Ashton M.; Margolis, Rachel and Smith-Greenaway, Emily (2021) Bereavement from COVID-19, gender, and reports of depression among older adults in Europe. *The Journals of Gerontology, Series B*. Retrieved from <https://doi.org/10.1093/geronb/gbab132>.
- Weinstock, Louis; Dunda, Dunja; Harrington, Hannah and Nelson, Hannah (2021) It's complicated-Adolescent grief in the time of Covid-19. *Frontiers in Psychiatry*. Retrieved from <https://doi.org/10.3389/fpsy.2021.638940>.
- WHO (2020) Social stigma associated with COVID-19. (<https://www.who.int/docs/default-source/coronaviruse/covid19-stigma-guide.pdf>) 2020/8/10.

Bereavement during the COVID-19 Pandemic: Exploring the new developments of support for the bereaved

Yukihiro Sakaguchi^{*1}, Chizuru Akata^{*2}

Professor, School of Human Welfare Studies, Kwansai Gakuin University^{*1}

Research Fellow, Graduate School of Kwansai Gakuin University^{*2}

Many lives were lost owing to the new coronavirus infectious disease (COVID-19), and numerous people have been grieving for the dead. The present study aimed to elucidate the diverse aspects of bereavement during the COVID-19 pandemic and the actual situation of bereavement support, and explore new avenues of development of bereavement support. Deaths related to COVID-19 are typically sudden and unexpected, and family members are prevented from remaining in the vicinity of the deceased and seeing them face-to-face even after death. Notably, it is likely that COVID-19-related deaths elevate the rates of prolonged grief disorder. The bereaved families might hide their relatives' death caused by COVID-19 to avoid the associated social stigma; consequently, opportunities to obtain expressions of compassion and support are diminished. It is to focus on individuals bereaved due to deaths not caused by COVID-19, owing to the fact that they may have been adversely affected by restrictions related to visiting dying patients and social isolation. Although remotely delivered bereavement services using online tools are garnering attention, they can be assumed to have their strengths and weaknesses. Through the COVID-19 pandemic, it is imperative to reevaluate the importance of conventional support for the bereaved; furthermore, elucidation of new means of providing bereavement support is warranted in the future.

Key words: COVID-19 Pandemic, bereavement, grief, funeral, bereavement support

特集論文：「コロナ禍」の人間，社会，そして福祉—文明と環境をめぐって

コロナ禍と福祉（生活困窮者対策）

—アフターコロナにおける生活困窮予防の検討—

三宅 由佳

関西学院大学人間福祉学部非常勤講師

● 要約 ●

本稿の目的は、コロナ禍において顕在化した生活困窮者層が生活困窮に陥ることとなった要因を分析し、生活困窮予防支援のあり方を就労支援から検討することである。分析により、新たな生活困窮者層が生活困窮に陥った要因の一つは、主たる所得を補足する所得が減少したことであった。これからの就労支援にはライフステージに合わせた働き方を可能にする、支援の多様な出口開拓が肝要である。近年、福祉の分野と雇用・労働の分野とは、協働による就労支援を進めている。さらに出口開拓を地域力の底上げと捉えると、福祉の分野や雇用・労働の分野に限らず、他の政策分野において抱える問題解決にも繋がる可能性がある。

結論として、生活困窮予防を就労支援による地域づくりの実践と捉え、生活困窮者自立支援制度の枠組みや財源を、庁内連携や地域社会との連携強化に活用する有効性を提示した。

● Key words : 生活困窮者, コロナ禍, 就労支援, 非正規雇用, 庁内連携

人間福祉学研究, 14 (1) : 75-90, 2021

1. 本稿の目的および研究方法

新型コロナウイルス感染症の拡大による影響は広く市民の雇用環境、生活環境に影響をおよぼし、経済的、社会的、時間的に多くのものが奪われた。その影響は高齢者やひとり親、障害者等の種別に拘わらず、市民全般におよんでいる。中でも所得¹⁾の減少による影響は、新たな生活困窮者層の存在を浮き彫りにしている。

生活困窮者に対しては、生活保護に至る前、あるいは保護脱却の段階での自立支援の強化を図るため、2015年4月より福祉事務所設置自治体に生活困窮者自立支援法（平成25年12月13日法律第105号）に基づく自立相談支援窓口が設置され、総合相談支援が実施されている。また生活困

窮者自立支援制度においては、任意事業ではあるが、一般就労に向けた準備が整っていない者を対象に、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を計画的かつ一貫して支援する就労準備支援事業が設定されている。

生活困窮者自立支援制度では金銭的支援は設定されていないため（住居確保給付金支給を除く）、感染症拡大前より生活福祉資金貸付制度におけるコロナ特例貸付²⁾やフードバンク等の食料現物支援との組み合わせ支援が実施されてきた。これらの支援が、コロナ禍において役割を大きくしている。特に所得の減少に対する経済的支援が限定される中、コロナ特例貸付に関しては、本来福祉としての継続支援を必要としない者までも生活困窮者自立支援制度の利用を原則とし、利用者の増

大により生活困窮者支援の現場での本来の支援に支障が生じている。

徐々に経済活動が動き出したとはいえ、日本商工会議所の早期景気観測によれば2021年7月現在、行政からの活動制約要請の長期化に伴う受注・売上減少による業績悪化の継続や、資源・原材料価格の上昇などを要因とする採算悪化を懸念する企業が多い。先行き見通しDI（景況判断指数³⁾）は△27.2と厳しい見方となっており（日本商工会議所、2021）、従前の雇用状況に完全回帰するには時間を要すると予測される。さらに、コロナ禍において明らかになった非正規雇用労働者等の生活基盤の脆弱性を鑑みると、現状の生活困窮者支援のあり方が最適か、問い直す必要がある。そこで、コロナ禍において顕在化した生活困窮者層が困窮に陥ることとなった要素が何かを統計データを用いて分析し、主に就労支援政策の役割につきインタビュー調査結果を用いて検討する。アフターコロナを見据え、生活困窮予防に寄与する支援のあり方を考察することを本稿の目的とする。

2. コロナ禍において顕在化した生活困窮者層

2.1. 生活満足度の低下

コロナ禍における、雇用・所得環境の悪化による生活満足度の低下は指摘するまでもなく、市民全般に実感されている（図1参照）。2020年2月の時点から、2020年12月の時点においても満足度は低下しているが、コロナ禍の長期化に伴い、2021年4-5月の時点ではさらにポイントを下げている。特に20歳代、60歳代以上の下げ方は顕著であるが、その理由となる不安要素に着目すると（表1参照）、20歳代の最も大きな不安要素は「生活の維持、収入（29.2%）」や「仕事（28.1%）」であり、60歳代以上に関しては「健康（60歳代43.7%、70歳代以上47.7%）」、および「将来全般（60歳代33.9%、70歳代以上36.9%）」が大きい。

なお「健康」や「将来全般」への不安は全世代におよぶが、稼働年齢層にとっての不安は「生活の維持、収入」「仕事」が大きいことが確認できる。2008年リーマン・ショック時に稼働年齢層の生

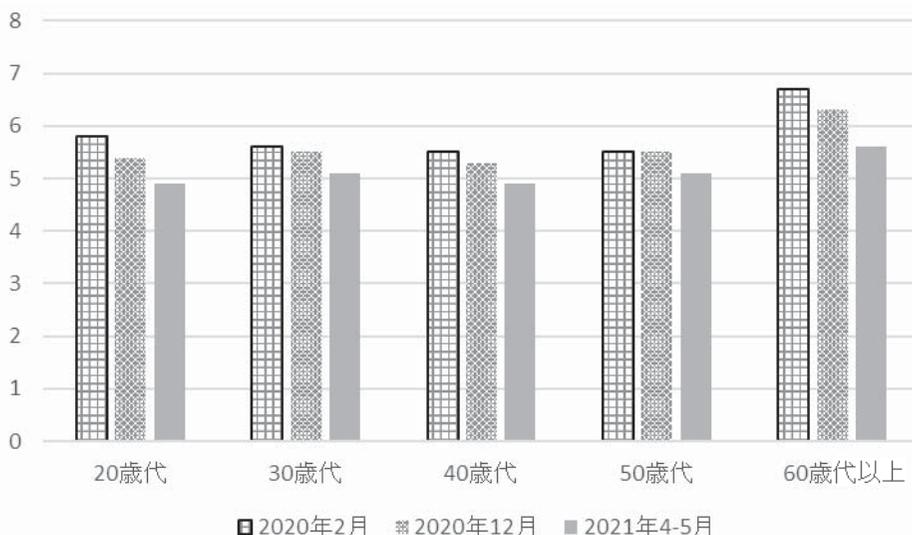


図1 生活全体の満足度（年代別）

※「非常に満足している」を10点「全く満足していない」を0点としたときの現在の満足度を点数化
内閣府（2021）より筆者作成

表1 2019年12月（感染症拡大前）に比べて増している不安

(回答者数/回答対象者数)	全体	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代以上
健康	32.7%	22.6%	22.7%	28.3%	30.6%	35.7%	43.7%	47.7%
将来全般	29.8%	36.9%	27.2%	24.8%	28.1%	30.7%	33.9%	36.9%
生活の維持, 収入	28.0%	15.8%	29.2%	32.8%	36.3%	29.7%	20.0%	15.0%
仕事	21.0%	16.1%	28.1%	24.4%	28.0%	21.5%	10.6%	3.4%
人間関係, 社会との交流	15.3%	20.8%	17.0%	15.8%	13.6%	12.4%	15.3%	18.1%
親などの生活の維持, 支援	12.4%	8.0%	8.7%	13.5%	16.1%	17.5%	12.0%	3.2%
子どもの育児, 教育	10.2%	2.1%	8.0%	22.4%	18.3%	6.2%	1.8%	1.3%
地球環境, 地球規模の課題	9.5%	8.3%	5.3%	5.6%	7.5%	9.2%	16.1%	20.3%
結婚, 家庭	7.7%	5.1%	15.3%	13.1%	6.8%	3.2%	1.8%	0.9%
不安はあるが増してはいない	17.8%	15.2%	13.6%	15.8%	18.5%	19.3%	21.8%	21.0%
不安はない	6.2%	7.4%	6.9%	5.8%	5.4%	6.6%	5.9%	6.5%
わからない	7.7%	12.5%	10.5%	8.9%	7.3%	6.8%	5.1%	3.6%

出典：内閣府（2021）

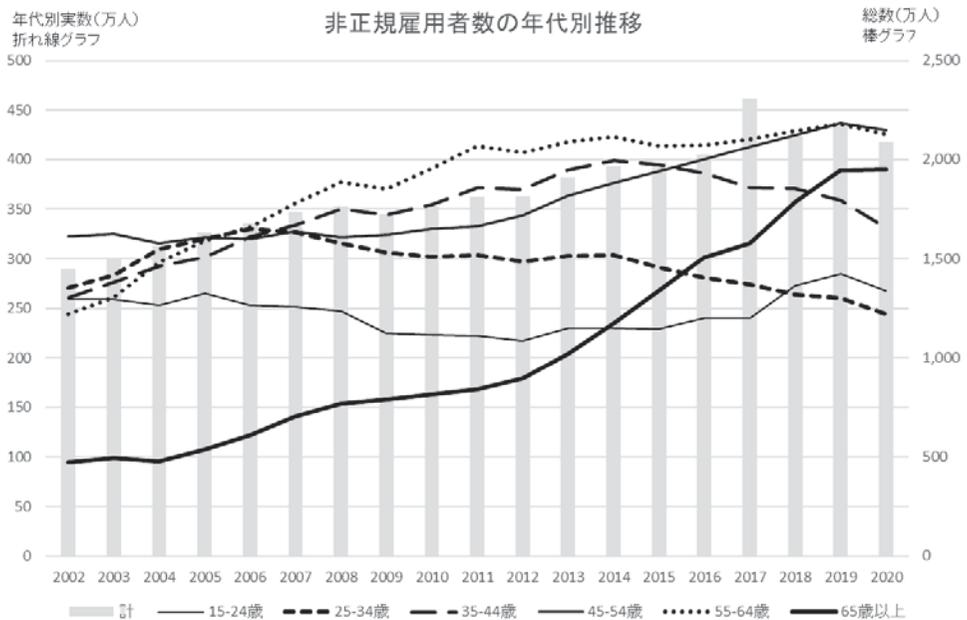


図2 非正規雇用労働者数の年代別推移

厚生労働省（2021b）より筆者作成

活保護申請が増加したことにも共通するが、これらの不安に対する対策としては、社会保障として雇用・労働政策を機能させることが求められる。

我が国においては、非正規雇用労働者が1994年以降増加しており、現在はその数が労働者全数の半数以上となっている。また、世帯所得を複数の世帯構成員で支えるのは珍しくはない。44歳以下の世代につき、非正規雇用労働者数は減少しているものの、45歳以上は増加傾向にあり、特に65歳以上の実数が顕著に増加しており（図2）、定年後も雇用形態を変えて就労し続ける傾向が確認できる。

コロナ禍における、雇用形態の違い等による処遇格差は確認されている。例えば周（2020）によると、2020年5月の就業状況調査による失業・休業した者の割合は、男女間格差、正規・非正規間格差および収入階層間の格差が顕著であり、低収入層が高収入層より16倍もの高い休業率で

あったことや、非正規雇用労働者と低収入層の6人に1人は月収が3割以上減少したことが明らかになっている。日本労働組合総連合会（2021）が2021年5月にインターネット調査にて実施した「コロナ禍における非正規雇用で働く人の実態と意識に関する調査2021⁴⁾」では、休業手当の支給状況として「支給されなかった」者の割合は、勤め先が休業・時間短縮していた者の51.7%にのぼったことが示されている。コロナ禍が長期化する現状において、非正規雇用労働者の就労状況や所得水準に着目すると、正規雇用労働者と比して休業率が高く、就労先からの休業補償が不十分な状況であり、所得が業種や年齢層を問わず幅広い範囲で減少し、生活満足度の低下へも影響をおよぼしている。

2.2. 生活保護への影響

厚生労働省（2021a）による被保護者調査によ

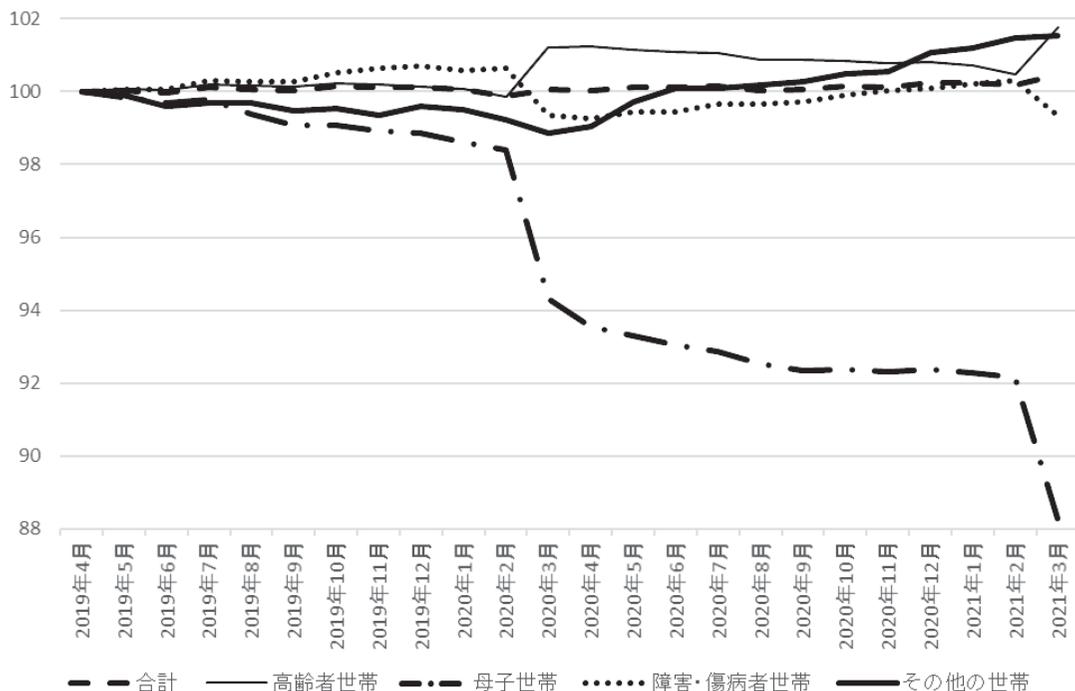


図3 世帯類型別現に保護を受けた世帯の推移

厚生労働省（2021a）を基に筆者作成

ると、2020年度の生活保護制度の利用申請件数は、前年度に比べて2.3%増加し、利用開始世帯数は同2.1%増となった。申請件数と利用開始世帯数はともにリーマン・ショック直後の2009年度に増加し、それ以降は減少が続いていたが、11年ぶりに増加に転じている。

ただし、保護世帯の世帯類型別の推移を見ると、母子世帯のみ他の世帯と傾向が異なる。図3は新型コロナウイルス感染症拡大前の2019年4月の被保護世帯数を100%とし、世帯類型別の被保護世帯数が2019年4月の実数と比して何%となるかを算出したものであるが、母子世帯のみ、2020年3月以降減少している。子育てと仕事を1人で担う低所得のひとり親世帯については、子育てに対する負担の増加や収入の減少などにより特に大きな困難が心身等に生じていることを踏まえ、2020年度には臨時特別給付金の支給が実施され⁵⁾、2021年度にも低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給（ひとり親世帯以外の世帯を含む）が実施されることになった⁶⁾。また金銭給付以外の施策では、母子父子寡婦福祉資金貸付金制度における生活資金（生活安定貸付期間および失業貸付期間に係る貸付）が利用可能である。

図3からは、特にコロナ禍における「その他の世帯」の生活保護利用増加が著しい。既存の縦割りの福祉制度に当てはまらない世帯に対するユニバーサルな経済的支援は、上記子育て世帯に対する経済的支援を除き、金銭の支給は国民1人当たり10万円の特別定額給付金と生活福祉資金貸付制度のみである。自助での再就労等による生活変化、あるいは就労支援、経済的支援がない限り、生活困窮に陥る者が今後も増加することが予測される。

2.3. 生活福祉資金貸付制度

次に、生活福祉資金貸付制度の利用傾向から新たな生活困窮者層について検討する。コロナ禍においては特例貸付が設定され、相談窓口である市

町村社会福祉協議会には今まで支援の対象とはなかったことのない多くの市民が訪れている。

2.3.1. 従来の制度概要

生活福祉資金貸付制度は、他制度⁷⁾の利用が困難な低所得者世帯や障害者・高齢者世帯の一時的な経済的ニーズに応えるとともに、その在宅福祉および社会参加の促進を図ることを目的とした制度である。この制度はその時代の社会問題に対応し、属性毎の支援を実施してきた。2001年に失業者世帯を対象とした支援（離職者支援資金）、2002年に低所得の高齢者世帯を対象とした不動産担保による資金貸付（長期生活支援資金）、2007年には被保護世帯向けにも長期生活支援資金を設定し、これらの支援資金は現在まで継続している。さらに2009年には、リーマン・ショックを契機とした世界的な経済危機への対応策の一つとして、総合支援資金が設定され、設定当初は大幅に件数を伸ばしたが、今回のコロナ特例貸付開始前まで、その貸付実績は減少傾向にあった⁸⁾。

上述の通り、総合支援資金が設定された目的はリーマン・ショック対応であり、利用者は失業直前まで就労経験を有することが多く、主に生活再建までのつなぎ資金としての利用であった。しかし、2015年以降、生活困窮者自立支援制度における自立相談支援の利用を原則として求めるようになるなど、就労経験が少ない相談者が増加し、償還能力に関する判断により貸付が不相当と判断されることから、最近の貸付実績については全国的に利用件数が少なくなっていた。

2.3.2. 新型コロナウイルス感染症拡大による特例貸付

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯に対し、生活福祉資金の緊急小口資金および総合支援資金の特例貸付が2020年3月25日に受付開始された。これまでも自然災害等の発生に伴う特例貸付が実施されてきたが、今回は貸付要件等の緩和・拡大が図られたこと、貸付

開始後も提出書類の省略や申請書類の統一化、郵送手続きの導入、労働金庫や一部郵便局での受付業務の実施等、度重なる制度変更が実施され、利便性向上が図られた。

このコロナ特例貸付により、制度利用者の属性は多様化し、リーマン・ショック時の実績をも上回っている。例えば、兵庫県による受付開始から2020年6月30日までの貸付決定件数は、緊急小口資金が28,753件、総合支援資金が10,046件であり、リーマン・ショック時の総合支援資金及び臨時つなぎ資金の6ヶ月実績が4,188件だったことと比較してもいかに利用されているかがわかる(三宅, 2020)。ユニバーサルな経済的支援が限定されたために、多くの人々が他制度では充足することができない金銭的ニーズの充足を当制度に求めているのである。

コロナ特例貸付の意義については、このコロナ禍が終息した後に様々な分析が必要だと考えるが、貸付相談をきっかけに、生活環境の変化への対応力が脆弱な層を新たに把握することになった。ただし、個人事業主やフリーランス、外国留学生や外国人、年金所得に給与所得をプラスして生活してきた高齢者等への生活困窮者支援が単発の貸付であったことには疑問がある。従来、生活福祉資金貸付制度は雇用・労働対策が機能した上でそれを補填する、生活再建までのつなぎ資金を提供するものであるが、新たな生活困窮者層に沿った雇用・労働対策がないままに貸付のみを実行することには問題があると考えられる。

2.4. 新たな生活困窮者層

これまで生活満足度の低下、非正規雇用労働者の状況、生活保護への影響、および生活福祉資金貸付制度に着目して新たな生活困窮者層を検討した。コロナ禍における生活困窮者の属性は多様であるため、必要生活費相当額をどのように確保するかという視点から類型整理を試みたのが図4である。

給与、事業、年金による所得と生活保護受給を

実線で表し、貯蓄や現物による補給を点線で示している。コロナ禍において、非正規雇用労働者の収入減、個人事業主等の休業要請による収入減、そしてコロナ禍の長期化に伴う貯蓄の枯渇等が影響し(図4の斜線部分)、必要生活費を確保することが困難となったことが新たな生活困窮者を生み出した。上記2.3.のコロナ特例貸付の利用者の傾向として、制度開始から半年経過した2020年9月以降、預貯金を取り崩してきた者からの相談が増加(兵庫県社会福祉協議会, 2021)したことから、所得格差だけではなく貯蓄格差が生活環境の変化への耐性に違いを生み出していることがわかる。無貯蓄世帯は失業や重い病気等が生ずると、たちまち生活困窮に陥るリスクが高く、その世帯は単身世帯、低所得者世帯に多いが、中等所得世帯にも一定程度存在している(小関, 2020: 31)。また、高齢者世帯や障害者世帯等が、年金所得では不足する部分を給与所得等により補填していた場合も、生活困窮へ陥るリスクが高い。

個人事業主の資金繰りに対しては、これまで継続的な経営を実施してきたことを確定申告実績等で証明することができれば持続化給付金、一時支援金、月次支援金(経済産業省が管轄)などの金銭給付、および借入に係る支援(コロナ貸付枠、実質無利子、リスケジュールなど)がある。さらに事業形態の変更など、戦略的投資に対する各種補助金も用意されている。ただし、これらの申請には帳簿書類を整えていること、これまで申告義務等を怠っていないことが前提であり、申請時に商工会議所や税理士等の事前確認を必要とすることも多く、事業規模が小さく経営が安定していない個人事業主にとっては制度にアクセスできない問題が生じている。また、個人事業主への資金繰り支援策のうち実質無利子期間は3年間であるため、期間経過後の状況は懸念されるが、これらは経営支援体制等に係る問題になるため、本稿では扱わない。

顕在化した新たな生活困窮者層へはそのニーズに沿った就労支援策を創出することで、世帯の主

な所得（世帯主の所得、年金所得等）を補足する所得を安定させることが肝要である。2021年4月30日から5月11日の調査において（表2参照）、非正規雇用労働者の17.1%は不本意非正規に該当するが、自分の都合の良い時間で働きたい（39.7%）という理由の他、生活環境に合わせて非正規雇用を選択している者が一定数存在するこ

とを鑑みると、非正規雇用労働者のニーズは必ずしも正規雇用にあるわけではない。ただし、短時間正社員や地域限定正社員の仕事があれば、正規雇用を希望する者が29.9%存在する。就労支援において、市民の生活に沿った就労先開拓には、短期間や地域限定の仕事、家事・育児・介護等の時間が確保できる仕事求められる。コロナ禍に

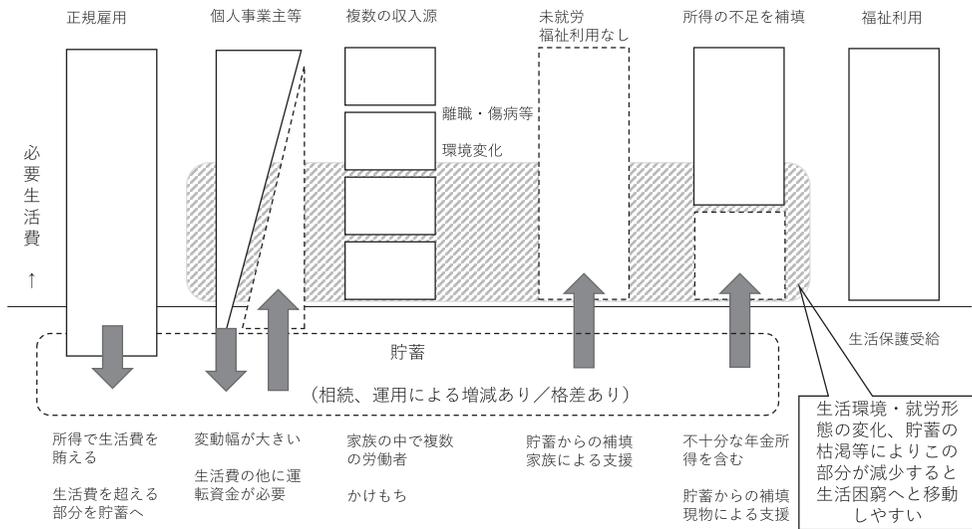


図4 必要生活費と所得資本（給与、事業、年金等）との関係イメージ

筆者作成

表2 非正規雇用労働者の非正規で働く主な理由と正規化の希望

非正規で働く主な理由	正規化の希望	正規希望	短時間、地域限定	非正規希望	その他	わからない	計
不本意非正規		2.9	7.8	2.5	1.3	2.7	17.1
自分の都合の良い時間で働きたいから		1.0	11.3	20.5	1.2	5.8	39.7
家計の補助・学費等を得たいから		0.3	3.3	4.5	0.5	1.2	9.8
家事・育児・介護等と両立しやすいから		0.2	4.3	3.4	0.5	1.0	9.4
通勤時間が短いから		0.1	1.6	2.4	0.4	1.3	5.8
専門的な技能等をいかせるから		0.5	1.5	3.1	0.3	0.8	6.2
その他						11.9	11.9
計		4.9	29.9	36.4	4.1	24.7	100.0

正規希望：全国転勤があったり、時間拘束や責任が重くなっても、正規雇用で働きたい
 短時間、地域限定：短時間正社員や地域限定正社員の仕事があれば、正規雇用で働きたい
 非正規希望：正規雇用で働きたいとは思わない

内閣府（2021：17）を参照し筆者作成

における女性の非労働力化の増加につき、井上(2021)は雇用調整されやすいパートタイム労働の縮小や外出制限による家庭内無償労働負担の増加等を原因に挙げているが、家庭の事情を考慮した就労先の選択肢を多様化することは喫緊の課題と考える。

これらの就労先開拓は、生活困窮者自立支援制度において、就労経験の乏しい支援対象者に対する就労準備支援事業においても出口開拓として取り組まれている。就労希望者の年齢層の多様性、就労環境や就労経験等により就労までの支援方法は異なるが、出口開拓の重要性は就労支援全般に共通するところであり、行政の福祉部署や福祉に関心が高い民間企業だけではなく、様々な市民に関わる行政各部署や地域社会全体で多様な就労先の開拓を検討することが、全ての市民を包括する

生活困窮予防へと繋がる可能性を有している。

3. 就労支援

3.1. 公共職業安定所による就労支援

公共職業安定所（ハローワーク）の役割としては、一般職業紹介や職業能力開発等だけではなく、事業主指導・支援を伴う雇用対策を一体的に実施し、雇用のセーフティーネットとしての中核的な役割を果たすことが目指されている。ただし、ハローワークによる就労支援は福祉の分野とは異なる雇用・労働の分野で行われ、完全失業者の定義⁹⁾に当てはまらない人を積極的に支援対象とは認識していないとの指摘がある（生活困窮者自立支援研究会，2017：41）。

しかし近年では、生活困窮者の就労による自立

表3 公共職業安定所（ハローワーク）における非正規雇用労働者に対する就労支援

<p>《全てのハローワークで実施》</p> <p>正社員就職・正社員転換の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハローワークにおける正社員向けの求人開拓，きめ細かな職業相談や職業紹介を中心とした就職支援 ・トライアル雇用をはじめとした各種助成金の活用 <p>キャリア形成支援の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・きめ細かなキャリア・コンサルティング，実践的な職業訓練への誘導，訓練修了後の職業能力評価や職務経歴等のジョブ・カードへの取りまとめの支援等 <p>セーフティーネットの強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非正規雇用の労働者に対する失業給付および求職者支援制度による職業訓練や給付金の支給等を通じた就職支援，住居・生活に関する相談支援および自治体等の支援機関への誘導 ・地方自治体とハローワークの協定による生活保護受給者等をはじめとする就職困難者に対する就労支援 <p>《わかものハローワーク》</p> <p>担当者制によるマンツーマンでの個別支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初回利用時に，一人ひとりの状況に合わせ，正社員就職に向けた支援プランを作成 ・きめ細かな職業相談や職業紹介，アドバイス等を実施 ・インターネットサービスでは公開していない求人情報，UIJ ターン就職の希望や悩み対応 ・応募の仕方，仕事の探し方，仕事への不安など，仕事探しに当たった疑問や悩みが生じた場合の相談対応 ・履歴書や職務経歴書等の作成相談や添削，面接指導就職後のフォロー ・就職後の定着支援や若者の「使い捨て」が疑われる企業などに関する相談を実施職業訓練の紹介 ・職業訓練への誘導，職業訓練受講給付金の支給，就職支援までのワンストップ実施
--

厚生労働省ウェブサイトを参照し，筆者作成

を促進するため、自治体にハローワークの常設窓口を増設する等、両機関が一体となって就労支援を行っている。ハローワーク単独でも就職する希望を持つ全ての人（フリーター等の若者、障害者、母子家庭の母、生活保護受給者、高齢者等）への支援を進めることを掲げ、求職者各々の置かれた状況に応じた取り組みを積極的に実施している（厚生労働省、2017）。例えば正社員を目指す若者（概ね35歳未満）には「わかものハローワーク」（2021年4月現在、全国25か所）を設置し、担当者制によるマンツーマンでの個別支援を実施する等、重点的な取り組みも行っている（表3参照）。

3.2. 生活困窮者自立支援制度における就労支援

福祉事務所設置自治体には2015年から生活困窮者自立支援法の下に自立相談支援機関が設置さ

れ、生活に困りごとや不安を抱えている場合において、支援員が相談を受け、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援が実施されている。当制度では任意事業として就労準備支援事業が設定されており、「社会との関わりに不安がある」、「他の人とコミュニケーションがうまくとれない」など、直ちに就労が困難な方に6ヶ月から1年の間、プログラムに沿って、一般就労に向け、基礎能力を養いながら就労に向けた支援や就労機会の提供が行われる。制度開始当初（2015年度）は244自治体（全体の27%）の実施であったが徐々に増加し、2020年度には542自治体（全体の60%）が実施している。なお、就労準備支援事業未実施自治体においても自立相談支援機関において就労支援員が配置され、就労支援を実施している。

表4 2019年度就労準備支援事業の実施／未実施による就労支援の内容と取り組み割合

	対象者を問わず常に実施～実施頻度高			実施したいが未実施の施策		
	実施自治体	未実施自治体	差	実施自治体	未実施自治体	差
生活面（身だしなみや規則正しい生活等）	63.7%	53.5%	10.2%	0.4%	6.4%	6.0%
コミュニケーション面の配慮	77.8%	60.6%	17.2%	0.4%	6.4%	6.0%
就労意欲喚起や自己理解の促進等、就労に向けた支援	81.7%	69.2%	12.5%	0.8%	7.1%	6.3%
ボランティアや職場見学の企画調整（単発利用）	15.7%	7.1%	8.6%	11.3%	36.9%	25.6%
ボランティアや職場見学の企画調整（定期的・長期的な利用）	9.3%	3.9%	5.4%	20.2%	45.7%	25.5%
就労体験や職場実習の企画調整（単発利用）	14.5%	3.4%	11.1%	13.3%	43.3%	30.0%
就労体験や職場実習の企画調整（定期的・長期的な利用）	10.7%	2.2%	8.5%	21.4%	50.1%	28.7%
ビジネスマナーや面接、応募書類作成等の講座開催	13.9%	4.2%	9.7%	22.2%	37.9%	15.7%
ビジネスマナーや面接、応募書類作成等の個別支援	47.2%	27.1%	20.1%	4.6%	19.6%	15.0%
ハローワークや企業面接等への同行支援	65.1%	58.9%	6.2%	1.4%	6.6%	5.2%
就労後の定着支援	51.6%	29.8%	21.8%	9.1%	25.4%	16.3%
定期的で頻度の高い通所や面談等の関わりを長時間継続するような支援	33.9%	23.0%	10.9%	11.1%	23.2%	12.1%
支援対象者同士のコミュニケーションを促すような取り組み	9.5%	2.4%	7.1%	18.1%	30.3%	12.2%
合宿型のような宿泊を伴う支援	0.0%	0.0%	0.0%	12.1%	20.0%	7.9%
臨床心理士等の専門職種の見知を要する支援	4.6%	2.9%	1.7%	26.0%	30.8%	4.8%

厚生労働省（2021c）より筆者作成

就労準備支援事業の実施未実施を問わず、自立相談支援機関においては、相談者に対する就労意欲喚起や自己理解の促進等の就労に向けた支援、コミュニケーション面の配慮が図られている。就労準備支援事業の実施自治体では未実施自治体による就労支援と比較し、ビジネスマナーや面接、応募書類作成等の個別支援や就労後の定着支援など、支援対象者のニーズに沿った実践的な継続的支援に顕著な違いが見られる(表4参照)。しかし、ボランティアや職場見学、さらに進んで就労体験や職場実習となると、実施自治体においてもその取り組みは2割に満たず、就労に近い体験に取り組みたいとは考えているが、実施には地域社会との連携や調整等に課題があることが推測される。

これまで継続的な就労が困難であった就労希望者の就労支援では、就労に結びついても短期間で離職してしまい、再び生活困窮状態に陥るケースもあるため、丁寧できめ細かな定着支援が必要とされる。また、就労準備支援事業の利用期間は最長1年間であるが、期間満了となっても就労準備が整わないケースも多くあり、必ずしも一般就労がゴールとはならないことも考慮しなければならない。その場合、支援対象者のエンプロイアビリティに合わせた就労先の開拓、就労先の理解が求められ、個々の支援対象者と就労先との間の雇用条件等の調整が、就労準備支援事業の役割になると考える。

3.3. 共通事項—ユニバーサルな就労支援に求められること

ハローワークによる就労支援、および生活困窮者自立支援制度による就労支援を概観すると、明確な支援対象とはならない曖昧な位置に存する対象者につき、両制度が範囲を拡大して包摂しようとしている。さらに、生活困窮者自立支援制度を通し、これまで支援に結びついてこなかった対象者へもアウトリーチにより支援の入り口に導く施策が実施されている。

また両制度に共通するのは、多様な対象者に

とっての支援終了が正規雇用とは限らないことである。非正規雇用労働者にとって、非正規であることを希望する明確な理由が存在することがある。その者についてはライフステージ毎に、非正規を希望する時期と正規を希望する時期、地域限定の有無等、変化することもある。対象者の年齢、生活環境、必要とする所得水準、エンプロイアビリティ等、様々な要素により就労先の選択肢を広げる出口開拓が求められる。そのためには現在はコロナ禍において様々な機会が制限されているが、今後、短時間、地域限定、福祉的配慮のある就労という観点からの出口開拓について、支援関係者間での情報共有も求められるだろう。

このように福祉の分野と雇用・労働の分野とは範囲を拡充しながら、協働による支援が進みつつある。さらに就労支援政策における出口開拓を社会資源の掘り起こし、地域力の底上げと捉えると、就労支援は、他の政策分野において各々が抱える問題解決にも繋がる可能性がある。自治体内の部署は、①就労支援の強化が問われる福祉部門、②企業等の人材確保を応援する産業部門、③雇用対策の事業を行う雇用・労働部門、④今注目される人口減少対策に関わって移住や定住促進を進める企画・政策部門、そして⑤不登校やニート・引きこもりなどの問題を気にしながら、「学校から仕事へ」のわたりを見通したいと悩む学校教育部門など、それぞれの役割や事業の中で、人材・労働力の課題にアプローチしている(西岡, 2017: 59)。生活困窮者への支援という看板を掲げずとも、自治体および地域社会全体で就労の選択肢の多様化を検討することが今後の生活困窮予防に繋がる。自治体には既存の制度に留まらない、部門や制度をまたぐ新たな事業の創出が求められる。

4. 自治体による就労支援

既存の制度に留まらない取り組みは自治体単独で生まれるのではなく、地域社会との公私協働が

欠かせない。次に、自治体による就労支援の取り組みについて実施したインタビュー調査結果を提示し、福祉分野に留まらない庁内連携、地域社会との連携実践から、就労支援を通じたこれからの生活困窮予防のあり方を検討する。

4.1. 三重県鳥羽市の事例（庁内連携）

鳥羽市役所健康福祉課の担当者に対し、質的インタビュー調査を実施した（インタビュー日時：2021年6月30日11時～12時）。

4.1.1. 概要

三重県鳥羽市は観光業が主な産業であり、他地域出身で、旅館等に住み込みで働く就労者が多いという特徴がある。その就労者が退職後（60歳代後半～80歳代）に生活困窮に陥る事例が増加してきたことから、観光業における労働力の確保と地元雇用の増大、雇用環境の改善に向け、庁内の観光部門、労働部門、人口対策部門、福祉部門による横断的な事業の創出を目指した。

2018年に鳥羽市とばびと活躍プロジェクトアクションプランを策定。「働く」をテーマに3つの基本方針として「多様な形での働き手の増加（働きたい人と職場のマッチング）」「働きやすさのサポートによる仕事の付加価値向上」「地域の魅力向上（魅力ある地域、コミュニティ作り）」を掲げ、展開している。

4.1.2. 具体的な展開（生活困窮者支援との関連）

フルタイム労働は困難、望まないという市民が多い中で、シニア層や子育て世代の就労を支援する「プチ勤務」を提案している。具体的にはホテル・旅館の業務を2～5時間／日に分解し、プチ勤務カタログを作成している。また求職者だけではなく、就労支援施設担当者や民生委員も参加する職場見学ツアーを実施している。

高齢者の生活困窮が増加する一方、人口減少・少子高齢化の加速による働き手の急速な減少が予測されるため、生活困窮者自立支援制度（財源含

む）を最大限に活用し、庁内横断的な施策を展開している。「生活困窮者自立支援・生活保護による支援だけでは根本的な対処ができない」という気づき、「福祉の分野以外の力が今後の福祉を支える」という思考が庁内連携によるインフォーマルな対応を可能にしている。また、予防政策の展開により福祉を必要とする状況を回避することを目指しているが、生活保障が必要となる場合には、その対象者の状況をなるべく早期に把握し、支援することが重要と認識している。

4.1.3. 新型コロナウイルス感染症拡大の影響

新型コロナウイルス感染症拡大の影響として、自立相談支援機関の新規相談件数（2020年度）は前年度実績から2倍ほどの増加となった（68件から133件）。緊急フードバンク配布を実施したが（延べ配布人数113名）、職業別ではホテル・旅館業が利用全体の65%を占め、基幹産業への影響が大きい。

鳥羽市とばびと活躍プロジェクトの下、民間企業の業務分解により短時間、地域限定の仕事の切り出しには進歩があり、マッチングが進むものの、2020年度以降は移動自粛による基幹産業の業績悪化や職場見学等の実施に制限が生じている。

4.2. 大阪府豊中市の事例（地域社会との連携）

豊中市市民協働部くらし支援課の担当者に対し、質的インタビュー調査を実施した（インタビュー日時：2021年7月21日13時～14時）。

4.2.1. 概要

大阪府豊中市は大阪経済の中心である大阪市の北側に隣接し、その交通の利便性の高さなどを背景に、教育・文化、福祉が充実した住宅都市として発展してきた。くらし支援課は、旧消費生活課（消費者相談、多重債務相談等）と旧雇用労働課（就労支援事業、無料職業紹介事業、生活困窮者自立支援事業、労働相談等）に若者支援事業を合わせた部署であり、福祉の分野と雇用・労働の分

野とが一体となっている。

従来の就労支援は基礎能力、職業体験、経験に基づく職務遂行能力にアプローチするが、同市の就労支援の基本的な方針として、継続的な生活安定の阻害要因となる支援対象者の心身の状況、意欲、障害の有無、自分との向き合い方、他者との繋がり、自身の生活課題へのアプローチを重視している。さらにその背景にある家族の生活課題や経済の状況にも着目した支援を実施している。

4.2.2. 具体的な展開

同市では就労支援を中心とした生活困窮者支援（くらし再建パーソナルサポート事業）を展開している。支援対象者の生活を整える手段として就労の重要性を捉え、就労した状態を持続させることを目指したソーシャルワークによる支援である。

就労支援の流れとしては、緊急度や阻害要因の多少等を確認し、その個別課題に応じて豊中市社会福祉協議会や専門機関へのリファーを行う。そして、くらし支援課の支援対象者については、早期に就労可能な者（マッチングチーム）と時間を要する者（見守りチーム）とに分けて支援を実施する。見守りチームには個々の状況に応じた段階的支援を実施する。生活再建や軽作業（室内、屋外）への取り組みを経て、事業所内体験実習を経験する。そこでどのような指示が必要か、困った時に意思表示ができるか、得手不得手は何か、配慮が必要か等を見極め、次の段階へ支援を進める。事業所内体験実習については2018年度41名、2019年度49名の利用があったが、2020年度は実習を行うことができなかった。

また、自治体において無料職業紹介事業を実施することにより、支援対象者の適性を見極めたマッチングを実施している。支援対象者に代わって雇用条件を調整したり、配慮事項を企業側に伝えたり、就労後の定着支援を3ヶ月（困難ケースの場合は6ヶ月）実施することで定着率は80%を確保し、企業側のリピート率も高くなっている。

4.2.3. 新型コロナウイルス感染症拡大の影響

通常時には生活困窮者自立支援制度を利用せず、自力で非正規雇用を転々としている者がコロナ禍において同制度に繋がった。ただしコロナ禍において、飲食業やタクシー業を除き、求人数自体は落ちていない。これらの者の生活環境は不安定であり、本来ならばキャリアデザインと一緒に検討したかったが、非常時でもあり支援にかかる時間がなく、即仕事を得て支援終了となったことに無力感を覚えられている。上記4.2.2.の見守りチームに対する支援に関しても、実習を通した配慮事項の検討に制限が生じている。

なお、支援の後押しになる国の特例もある。新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、休業を余儀なくされている者やシフトが減少した者などが、働きながら訓練を受講しやすくするため、2021年9月30日までの時限措置として、職業訓練受講給付金（厚生労働省）の収入要件と出席要件に特例措置が設けられた。スキルアップ、転職のための職業訓練やキャリアデザイン構築には意義があるが、訓練期間の所得保障は課題となるため、時限措置ではなく恒久的な対応とすることの有効性についても確認した。

4.3. インタビュー調査からの知見

インタビュー調査を実施した2市に共通するのは、生活困窮に陥った状況に対する対症療法としての支援ではなく、継続的な就労への阻害要因に対する早期支援、経済的な困窮に対する予防としての就労支援を重視していることにある。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響として、活動制限や相談件数の増加により、就労への阻害要因を見直し、配慮事項を洗い出し、見学や体験等、段階を追った就労支援を丁寧できない状況に危機感を持たれている。継続的な生活改善には、ライフステージに合った働き方を将来にわたってどう変化させていくか、本人が理解し、考え、選択しなければならず、それを支援するのが生活困窮予防となる就労支援のあり方という示唆を得

た。そして予防は全ての市民に関わり、地域資源を総動員することが求められるが、そのための庁内連携や地域社会との連携は、自治体が主体となるからこそ財源確保や関係者間調整が促進しやすく、上記3.3.にて検討した通り、新たな事業創出における自治体の役割は大きいと考える。

また豊中市の調査において、長期的な支援を必要とする見守りチーム対象者が多くなり、マッチングチームへの支援員配置が少なくなる傾向についても確認している。福祉の分野と雇用・労働の分野とのボーダーレス対応は、支援対象者を包摂することを可能にするが、複数の部署や分野、政策が協働する際の留意点として、一方にすべきことが集中し過ぎないこと、現状できている支援水準が後退しないことについても考慮しなければならないと考える。

5. 結言

本稿ではコロナ禍において顕在化した新たな生活困窮者層につき、世帯にとって、主たる所得を補足する所得が減少したことが直接的な要因の一つであると分析した。コロナ禍が長期化する現在、非正規雇用労働者の所得水準は業種や年齢層を問わず幅広い範囲で減少し、生活満足度の低下へも影響をおよぼしている。

しかし生活環境や主たる所得の充足度により、全ての非正規雇用労働者が正規化を希望しているわけではなく、就労支援によるユニバーサルな生活困窮予防を検討するにはライフステージに合わせた働き方を可能にする、多様な就労先の開拓、調整が肝要である。なおこの出口開拓は、一般就労には時間を要する支援対象者にとっても体験先となる可能性がある。近年、福祉の分野による就労支援と雇用・労働の分野による就労支援とは夫々範囲を拡充しながら、協働による支援を進めている。さらに出口開拓を社会資源の掘り起こし、地域力の底上げと捉えて協働する施策を追求していくと、福祉の分野や雇用・労働の分野に限

らず、他の政策分野において抱える問題解決にも繋がる可能性がある。「地域社会が抱える問題解決に寄与する生活困窮予防」であれば、生活困窮者自立支援制度の枠組みや財源を、庁内連携や地域社会との連携に活用することも可能だと考える。就労準備支援事業の国の補助率は2/3であり、自治体負担が生じるが、福祉の分野のみに係る事業ではなく、就労支援を通じた地域づくりとの捉え方が有効である。

なお、主たる所得が環境変化等により失われ、自助での充足が困難である場合には、国による何らかの生活保障が必要であり、その場合の最適な支援は将来の生活費支出を圧迫させる貸付ではない。コロナ禍において、国による金銭的支援が不足したために生活福祉資金貸付制度への相談が増加したが、「自助」の名のもとに生活に苦しむ人々に債務を押し付け、本来国が果たすべき公的責任を後退させてはならず（関西社協コミュニティワーカー協会、2021）、生活保護制度の弾力的運用についても検討すべきである。このコロナ禍における経済的困窮を、アフターコロナにおいても負債として生活困窮者に背負い続けさせる政策はあってはならない。コロナ禍における新たな知見を活かし、「地域の問題解決に寄与する生活困窮予防」と「国による適切な生活保障」とが両立する制度の確立が求められる。

注

- 1) 所得は、就労等により経常的に得られる所得を示している。賞与等、単発で発生する所得を含むが、原則として経常所得とする。事業主の場合は事業所得が、年金受給者の場合は年金所得が該当する。所得は金銭的アプローチによる貧困把握に用いられる主要素である。
- 2) 生活福祉資金貸付制度については三宅（2020）参照。従来の制度とコロナ特例貸付制度との分析を実施している。
- 3) $DI = (\text{増加・好転などの回答割合}) - (\text{減少・悪化などの回答割合})$
- 4) 2021年5月17日～5月19日の3日間でインターネットリサーチにより実施し、全国の18

歳～65歳の非正規雇用で働く人1,000名の有効サンプルを集計している。

- 5) 児童扶養手当を受給しているひとり親世帯等への給付であり、①2020年6月分の児童扶養手当の支給を受けている方、②公的年金等を受給しており、2020年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方、③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方、が対象となった。なお、①②に該当する者に対しては、追加給付も実施された。
- 6) ひとり親世帯につき、次のいずれかに該当する方が対象となる。①2021年4月分の児童扶養手当の支給を受けている方、②公的年金等を受給していることにより、2021年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方、③2021年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準になっている方。さらに、2021年8月4日にはひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯に対する給付も公表された。支給対象となるのは、①2021年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の支給を受けている方であって、2021年度分の住民税均等割が非課税である方、②2021年度分の住民税均等割が非課税であるか、2021年1月以降に家計が急変し、2021年度分の住民税均等割が非課税相当の収入となった方。
- 7) 生活福祉資金貸付制度以外の貸付制度としては、各種奨学金制度（日本学生支援機構による大学等奨学金、日本政策金融公庫の教育ローン、私立高等学校入学金貸付など）、母子父子寡婦福祉資金貸付金制度、離職者生活安定資金融資制度などが挙げられる。
- 8) 兵庫県において、総合支援資金が開始したリーマン・ショック対応の総合支援資金及び臨時つなぎ資金の6ヶ月実績は4,118件（22億7,900万円）であった。それに対し、コロナ特例貸付開始から2020年6月30日までの決定件数は、緊急小口資金が28,753件（48億7,888万円）、総合支援資金が10,046件（53億6,047万円）となり、総額100億円を超えている（三宅，2020）。
- 9) 「完全失業者」とは労働力調査等で用いられている定義であり、この定義にしたがえば、①明確な就労希望がある、②仕事があればすぐにでも就くことができる状況である、③求職活動をしている（いた）、という条件に当てはまる人を示す。

参考文献

- 兵庫県社会福祉協議会（2021）『兵庫県社協 新型コロナウイルス感染拡大に伴う生活福祉資金特例貸付レポート2020』
- 井上恵理菜（2021）「コロナ禍の雇用・所得環境—女性に偏る悪影響とその背景—」『日本総研 JRI レビュー』7（91），50-70。
- 関西社協コミュニティワーカー協会・社協現場の声をつむぐ1000人プロジェクト（2021）『新型コロナウイルス感染症特例貸付に関する社協職員アンケート報告書2021』
- 小関隆志（2020）「日本の金融排除・金融包摂の動向」『生活困窮と金融排除』明石書店，14-33。
- 厚生労働省（2017）「公共職業安定所（ハローワーク）の主な取組と実績」
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000067861.pdf>, 2021/6/19。
- 厚生労働省（2021a）「被保護者調査（令和3年3月分概数）」
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/hihogosya/m2021/dl/03-01.pdf>, 2021/7/16。
- 厚生労働省（2021b）「非正規雇用の現状と課題」
<https://www.mhlw.go.jp/content/000679689.pdf>, 2021/8/4。
- 厚生労働省（2021c）「生活困窮者自立支援法等に基づく各事業の令和元年度事業実績調査集計結果」
<https://www.mhlw.go.jp/content/000765007.pdf>, 2021/7/14。
- 三宅由佳（2020）「生活福祉資金貸付制度に係るコロナ特例貸付の意義」『賃金と社会保障』1768，旬報社，24-36。
- 内閣府（2021）「新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」
https://www5.cao.go.jp/keizai2/manzoku/pdf/result3_covid.pdf, 2021/7/20。
- 日本労働組合総連合会（2021）「コロナ禍における非正規雇用で働く人の実態と意識に関する調査2021」
<https://www.jtuc-rengo.or.jp/info/chousa/data/20210617.pdf?32>, 2021/8/6。
- 日本商工会議所（2021）「商工会議所 LOBO（早期景気観測）2021年7月調査結果」
<https://cci-lobo.jcci.or.jp/wp-content/uploads/2021/07/LOBO202107.pdf>, 2021/7/19。
- 西岡正次（2017）「生活困窮者自立支援制度の可能

性と課題—自治体の地域政策へのインパクト—」『生活困窮者自立支援と地域・自治体の課題—福祉政策だけに留まらない自立支援—』全労済協会, 48-67.

生活困窮者自立支援研究会 (2017) 「生活困窮者自立支援と地域・自治体の課題—福祉サービスの

パラダイム転換を—」『生活困窮者自立支援と地域・自治体の課題—福祉政策だけに留まらない自立支援—』全労済協会, 18-46.

周燕飛 (2020) 「コロナ禍の格差拡大と困窮者支援—女性, 非正規労働者, 低収入層に着目して—」『貧困研究』25, 明石書店, 4-13.

The impact of COVID-19 on the welfare state (Action plans for poverty): Analysis for poverty prevention after the COVID-19 crisis

Yuka Miyake

Part-time lecturer, School of Human Welfare Studies, Kwansai Gakuin University

This article analyzes the factors that created additional poverty during the COVID-19 crisis and examines how support for jobseekers could reduce poverty. According to the analysis, one of the factors that caused additional poverty was income decline due to the loss of any supplementary income. For future employment support, it is necessary to develop various collaborators that enable working styles that match jobseekers' life stages. In recent years, the welfare and the labor and employment sectors have been working collaboratively to reduce unemployment. Creating new jobs that allow flexible ways of working can be considered a contribution to the local community. It also leads to solving various problems in local government in addition to addressing issues in welfare and employment.

The study concludes that poverty prevention through job creation supports community development and a framework for self-reliance, and the funding mechanism for poverty prevention will enhance collaboration across departmental and other public bodies in local government and with the local community.

Key words: Poverty, COVID-19 crisis, Support for jobseekers, Temporary employment, Collaborative linkage between related departments within local government

特集論文：「コロナ禍」の人間，社会，そして福祉—文明と環境をめぐる—

体育会に所属する大学生の 大学への帰属意識に関する研究

—コロナ禍における体育会の意義について考える—

林 直也

関西学院大学人間福祉学部教授

● 要約 ●

本研究の目的は、大学生を対象に体育会学生と非体育会学生において、大学への帰属意識、大学満足、就学意欲、大学不適応について比較し、両者の違いを検証することである。そのことで、コロナ禍における体育会の意義について考察する。有効回答標本数は572である。

分析の結果、大学への帰属意識は体育会学生の方が非体育会学生よりも有意に高いことが明らかとなった。他にも、「大学志望度が第一志望の学生において、体育会学生の方が帰属意識は有意に高い」「一般入試による入学者において、体育会学生の方が帰属意識は有意に高い」「新型コロナウイルスの影響を強く受ける大学1、2年生において、体育会学生の方が帰属意識は有意に高い。また、3、4年生も同様に、体育会学生の方が帰属意識は有意に高い」ことが明らかになった。

これらのことより、体育会へ所属することは大学への帰属意識を高める一手段となり得ることが示唆された。

● Key words : 大学への帰属意識, 居場所, 体育会, 新型コロナウイルス感染症

人間福祉学研究, 14 (1) : 91-103, 2021

1. 緒言と目的

2020年、世界は新型コロナウイルス感染症(COVID-19以下、新型コロナ)の影響により混乱を極めた。消費や企業活動は滞り、経済はまひ。リーマン・ショックを超える戦後最悪の不況が企業に襲いかかった(日経クロステック, 2020)。スポーツ界では、世界的なスポーツイベントが同一国にて3年連続で開催されることが史上初であったことを称し、日本における2019年から2021年までの3年間の「ゴールデン・スポーツ

イヤーズ」(間野, 2015)と呼んだ。しかし、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会は2021年へ延期、ワールドマスターズゲームズ2021関西もそれに合わせる形で2022年へ延期されるなど、まったく違うものとなってしまった。

厚生労働省の自殺統計に基づき文部科学省がまとめた児童生徒の自殺者数の推移(文部科学省 a, website)によると、2020年は479人で過去最多、小中高校生いずれの年代でも過去最多だったという(図1)。時期については新型コロナによる長期休校が明けた6月や8月に多くなっている。

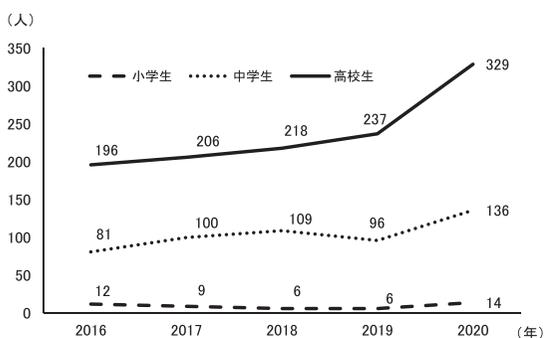


図1 児童生徒の自殺者数の推移（文部科学省 a website をもとに筆者作成）

新型コロナの影響は、大学教育にも例外なく押し寄せた。2020年、数多くの大学で卒業式・入学式は中止され、緊急事態宣言解除後もキャンパスは閉鎖、授業の多くはオンライン化された。2021年現在もオンライン授業は継続中である。学生たちは大学へ行くことができず、友達もできない。夢見てきた海外留学の道も閉ざされ、研鑽の集大成の場である各種大会、コンクール、イベントも軒並み中止。「本当に大学生になったのだろうか」「自分の居場所はどこにあるのか」。そんな気持ちに苛まれるが、拡大抑止のため自由に外へ出ることもできない。感染者に占める30歳代までの割合が高い（2020年4月時点）ことから、「東京都は感染しても症状が出にくいとされる若者が自覚のないまま外出を続け、重症化リスクが高い高齢者らの感染拡大を招くのを危惧している」と報道されたり（『「3密」危険SNSで』、2020）、吉村洋文大阪府知事がSNSを通し、「現時点での感染拡大の傾向ポイントは、「若者」と「夜の街」です」と発信されたりした（吉村洋文 Twitter, 2020.7.12）。若者は批判にさらされ、大学生の自由はますます奪われていった。

ウィズコロナ時代を迎え、テレワークやオンライン授業という新たな生活様式が生み出され、地理的、時間的な制約から解放される社会が確立されつつある。しかしながら、このような非接触型、非対面型社会は集団や組織に対する帰属意識を薄弱化させる恐れがある。これまで、大学では、不

本意入学による自校理解や帰属意識の低さを原因とした中途退学者の増加が問題視されてきた。新型コロナによる影響はこれらの問題をさらに加速させるのではなかろうか。通学できず、閉塞感や孤独感は日増しに高まり、特に2020年度、2021年度入学生は新たな友人もできない。大学入学直後の教育に関して、安原ら（2021）は、「この期間の教育は、新入生の大学への印象を大きく左右する。自らの大学への帰属意識や満足感を持つかどうかは、この時期に提供される教育の質に大きな影響を受ける」と指摘する。通学が制限され、対人コミュニケーションの機会もままならない状況では、自校理解や帰属意識は醸成されず、自らのアイデンティティとして育っていくはずもない。

文部科学省 b (website) によると、2020年4月から10月までの中途退学者率は前年よりも若干下がった（前年度比0.84%）ようだが、これは「経済的困窮」による中途退学者を抑えるための授業料の納付猶予や減免などの効果だとみられている。その反面、「学生生活不適応・修学意欲低下」による退学者の割合は拡大している（2012年度比12.9%増、前年度比0.7%増）。松井ら（2010）は、大学不適応に影響を及ぼす要因として、友人関係の希薄さ、授業理解の困難さ、入学目的の曖昧さを示し、高木（2006）は、大学・アルバイト先・部活動といった組織へのコミットメントが大学生の充実感に影響することを明らかにしている。中村・松田（2013；2014）は、大学への帰属意識は、大学不適応に直接的な負の影響を与える要因であり、大学への帰属意識には友人関係、教員への好感、施設設備充実、入学目的の明確さが正の影響を与えることを示している。

ウィズコロナの今、対面（リアル）授業がない、慣れないオンライン授業により授業が理解できない、友達ができない、教員とのコミュニケーションがとれない、施設・設備が自由に使えない、部活動ができない、アルバイトができない、結果として大学生になった実感がないなど、大学不適応や充実感、大学への帰属意識にポジティブな影響

を与える要因がことごとく機能不全に陥っている。一方で、「大学は高校までに比べ人間関係が総じて薄い。だが企業、家族関係が薄くなる中、帰属する場として大学がその受け皿として再注目されている」(中村, 2020)と言われるように、大学の存在意義は大きい。そのため、新型コロナに直面している今こそ、「大学は大切な居場所の一つ」だと感じる事が、自らのアイデンティティの強化や閉塞感、孤独感の緩和につながると考える。このことは「学生生活不適応・就学意欲低下」による中途退学者を減少させる一助にもなり得ると信じる。

本研究では、学生が「大学を居場所として感じる度合い」について、大学への帰属意識に着目したい。帰属意識は「集団への満足感や信頼感、一員である誇りや支持など」とされる(尾高, 1963)。諸星・山口(2020)は、帰属意識について、「人は集団に入り、様々な個性を持ったメンバーとかわる中で互いに影響し合い学ぶことがあり、援助関係を含む友情が確立し、加えて互いに安心感が出現し、自分を出すことができ、その結果、その集団に対する帰属意識が生まれ、その集団が心の居場所となる」と述べている。これが、帰属意識を居場所としての度合いと捉えた根拠である。

そして、本研究では大学体育会に所属する学生の帰属意識について検証する。体育会とは、大学の運動部が連合して組織する学生自治会のことである。そのため、学生それぞれ所属する集団は違えども、大学に帰属し、その名を背負うこととなる。ゆえに、所属集団への帰属意識を通して大学への帰属意識も醸成されるのではなかろうか。これを検証するため、体育会に所属する学生(以下、体育会学生)と所属しない学生(以下、非体育会学生)とで大学への帰属意識の比較を試みたい。

これまで、大学生における運動・スポーツの効果に着目した研究は数多く行われ(阿知波・山田, 2012; 都筑ら, 2009; 藤原・堺, 2010; 伊藤ら,

2016)、体育会学生に着目した研究も行われている。体育会に所属する学生は生活全体に対する満足度が高く、中でも人間関係やスポーツ活動に対する満足度が高い(河合ら, 2007)、運動部や運動系サークル加入者の方が生活への満足度が高い(岩田, 2015)、部活動で活動する学生は愛校心が高い(大石ら, 2007)などである。しかしながら、河合ら(2007)の研究は、体育会学生と同好会や医学支部所属学生間での比較であり、非体育会学生との比較ではない。岩田(2015)の研究は、日頃の生活に対する満足度が対象となっており、大学への帰属意識や満足度には着目していない。大石ら(2007)の研究は、部活動所属の有無による愛校心の違いに着目しているものの、対象が女子大学生に限定されている。また、金(2013)は大学への愛着と部活動・サークル活動との間に相関関係は認められないと述べているものの、ここでの部活動・サークル活動は体育会に限定したものではない。

新型コロナの影響を受け、通学は制限され、授業の大半がオンライン化された中、大学への帰属意識を抱く機会は限られている。その中で、体育会は活動人数や時間の制限があるものの、活動を継続していると聞く。目標・規範・価値観などを共有し合っている集団であれば、人間関係を構築しやすく、コロナ禍の中でも貴重な学生の居場所として機能するのではなかろうか。そのことが間接的に大学への帰属意識へ影響を及ぼす、これが本研究における仮説である。仮説が採択されるなら、体育会に所属することの意義を示すデータとなる。

加えて、本研究では大学満足、就学意欲、大学不適応にも着目する。糸原・社浦(2011)が、「大学において居場所感を有していない学生は、大学に居場所感を有している学生よりも、大学生生活における不安を高く感じている」と述べていることから、体育会という存在が物理的・精神的な居場所となるのであれば、そのことが大学不適応を低下させ、大学満足度や就学意欲を高めると予測す

る。

以上のことから、本研究の目的は、大学生を対象に体育会学生と非体育会学生において、大学への帰属意識、大学満足、就学意欲、大学不適應について比較し、両者の違いを検証することである。そのことで大学における体育会の意義について考察したい。

2. 研究方法

2.1. データ収集

調査対象者は、K 学院大学の学生とし、質問紙を用いて調査を実施した。648 人へ配布し、回収

した質問紙から欠損値のあるものを除外したところ、572 人の有効回答を得ることができた（有効回答率 88.3 %）。なお、調査期間は 2021 年 6 月 17 日から 8 月 13 日までである。

2.2. 調査項目

大学への帰属意識の測定には、中村・松田 (2014) で使用されている尺度（8 項目で構成）を使用し、6 件法で回答を求めた。大学満足、就学意欲、大学不適應については中村ら (2016) で使用されている尺度を使用した。本尺度は 14 項目（6 件法）で構成されている（具体的な項目については表 1 参照）。ただし、大学満足を構成す

表 1 各尺度を構成する項目と信頼性係数（ α 係数）

	項目	α
大学への 帰属意識	1 K 学院大学（以下、K 学大）を気に入っている	.879
	2 自分にとって K 学大は居心地がよくて、落ち着くことができる	
	3 K 学大は、自分にとって大切な居場所である	
	4 K 学大が好きである	
	5 私は、K 学大の雰囲気になじめていない	
	6 私は、K 学大に愛着がある	
	7 私は、K 学大に受け入れられていると思う	
	8 K 学大の学生であることを誇りに思う	
大学満足	9 この大学に入って正解だったと思う	.871
	10 大学生活に満足している	
	11 大学の勉強に満足している	
	12 大学にくるのが楽しい	
就学意欲	13 大学で学ぶことによって、自分の学力をさらに向上させたい	.883
	14 大学でさまざまなことを学んで知識や教養を増やしたい	
	15 大学で一生懸命学ぶことは、将来の仕事や人生に必ずプラスになると思う	
	16 勉強していろいろなことを学ぶのは楽しい	
大学不適應	17 授業がある日なのに大学を休みたくなることがある	.798
	18 まだ授業があるのに、意欲がわかなくて大学から早めに帰宅したいと思うことがある	
	19 大学生活がつらいと感じることがある	
	20 大学を卒業できないかもしれないと思ったことがある	
	21 大学をやめようかと思ったことがある	

る5項目のうち、「この学科に入って正解だったと思う」は削除した。これは、調査対象者が所属する学部学科が設置されているとは限らず、本項目に回答できない者が多数存在すると考えたからである。

その他の項目として、性別、学年、体育会所属の有無、受験形態、大学の志望度を尋ねた。受験形態を尋ねた理由は、一般入試による入学者は進学意向を持つ割合が高いことが報告されており(ベネッセ教育総合研究所, website)、これは、一般入試入学生の方が学ぶ目的を持ちながらそれが実現しなかったケース(不本意入学)が多いと考えられるためである。一方で、指定校推薦入試など、早期に確実に合格できるという「入学しやすさ」で進学先を決定した学生は、大学の教育内容や校風などが後回しにされる傾向があり、そのような決め方で大学を選んだ学生は、進学後も愛校心を持ちにくい(大石ら, 2007)。このことから、受験形態別に帰属意識などの違いについて検証を行うこととした。大学志望度を尋ねた理由も同様で、志望度による帰属意識の違いについて検証するためである。さらには、藤井(1998)が女子学生の方が男子学生よりも大学生活への不安を強く感じていることを示し、清宮ら(2015)も体育系大学生において、女子学生の不安が強いことを明らかにするなど、性別による違いが報告されている。このことから、男女ごとの比較を行い、性別による違いの有無についても検証する。

2.3. 測定尺度における信頼性

各尺度における信頼性検討のため、Cronbach α 係数を算出した。その結果、大学への帰属意識(.879)、大学満足(.871)、就学意欲(.883)、大学不適応(.798)となり、信頼性担保に必要な基準値(.70以上)(小塩, 2004)をすべて上回った(表1)。

このことから、本研究ではすべての項目を採用し、分析を進めることとした。

2.4. 分析方法

最初に、収集された全データを対象に、体育会学生と非体育会学生の間で大学への帰属意識、大学満足、就学意欲、大学不適応について比較分析(独立したサンプルのt検定)を行い、有意な差の有無について検証する。その後、大学志望度、受験形態、学年、性別ごとに体育会学生と非体育会学生間で比較を行う。

なお、分析使用ソフトはSPSS Statistics27、有意水準は5%とした。

3. 結果と考察

本研究では、体育会学生と非体育会学生の違いについて検証するため、体育会・文化総部の「どちらでもない」学生を非体育会学生とし、分析を進める。よって、文化総部所属学生を分析から除外した。その結果、分析に用いる標本数は544となった。

3.1. 調査対象者の個人的属性

表2に調査対象者の個人的属性を示した。性別は男性58.6%、女性41.2%で男性の方が多い。学年は1年生から順に37.3%、42.8%、14.9%、5.0%となり、約80%が1,2年生となった。1,2年生は入学以来ほとんど大学に通うことができず、新型コロナの影響が特に大きい世代だといえる。コロナ禍における体育会の意義を考えるうえで、1,2年生のデータは貴重な存在である。体育会所属の有無については、体育会学生が40.8%、非体育会学生が59.2%となった。受験形態では、「その他」が過半数を占めている。「その他」とは指定校推薦、協定校推薦などの推薦入試が考えられる。一般入試比率は25.7%であった。大学への志望度は「第一志望」が75%を超え、不本意入学生は少ないと思われる。

表2 個人的属性 (n = 544)

		%
性別	男性	58.6
	女性	41.2
	答えたくない	0.2
学年	1年生	37.3
	2年生	42.8
	3年生	14.9
	4年生	5.0
体育会所属の有無	体育会学生	40.8
	非体育会学生	59.2
受験形態	一般入試	25.7
	AO入試	8.6
	スポーツ入試	13.6
	その他	52.0
大学志望度	第一志望	76.8
	第二志望	11.6
	第三志望	11.6

体育会学生は対外試合時、大学名や校章の入ったユニフォームを身にまとい、大学の代表選手として出場する。いわゆるインターカレッジ(intercollegiate)とは大学による対校戦であり、大学として勝ち負けが決する。出場機会に恵まれない学生であっても、代表選手になることを目指し練習を重ね、試合時はチームの勝利を願う。次こそは自分が、という思いを持ちつつ、チームの公式ジャージ姿で部旗などを掲げながら応援やサポートを行う。このように、体育会学生は正選手、控え選手関係なく、大学を意識する機会が多く、大学への帰属意識が醸成されやすい環境にあるといえる。単純に大学での滞在時間の長さの影響もあるかもしれないが、たとえ滞在時間が長くとも、大学を意識する状況や環境がなければ帰属意識が高まることはないだろう。

また、体育会学生は大学満足も有意に高く、大学不適応は低いことが示された。これは中村ら(2016)の「大学への帰属意識が高い群は大学満足度、就学意欲が高く、大学不適応は低い」という報告をおおむね支持する結果となった。体育会学生は日々の活動の中で大学を意識する機会が多い。次第に大学への帰属意識が高まり、大学を自らの居場所と感じ始める。そして、その中で様々な学び、経験を重ねることで成長していく。それが大学満足を高め、不安を抑える働きを持つのだろう。

一方で、就学意欲には差が認められなかった。これにはいくつかの要因が考えられる。まず、大学志望度の影響である。中村・松田(2013)が、就学意欲は「入学目的の明確さ」に影響を受けることを明らかにしているが、本研究の対象者は、およそ75%が第一志望での入学者である。そのため、多くの学生が明確な入学目的を持っていると考えられる。加えて、見館ら(2008)は、「教員とのコミュニケーション」が学習意欲に影響を及ぼすことを明らかにし、作田(2007)も、「授業」「授業以外」両方において教員とのコミュニケーションが学習意欲に影響することを示している。

3.2. 体育会学生と非体育会学生における比較

3.2.1. 全データでの比較

図2に全データでの比較結果を示した。大学への帰属意識 ($t = 4.09$ $p < .001$)、大学満足 ($t = 5.57$ $p < .001$) において体育会学生の方が有意に高く、大学不適応 ($t = -3.13$ $p < .01$) については有意に低いことが明らかとなった。

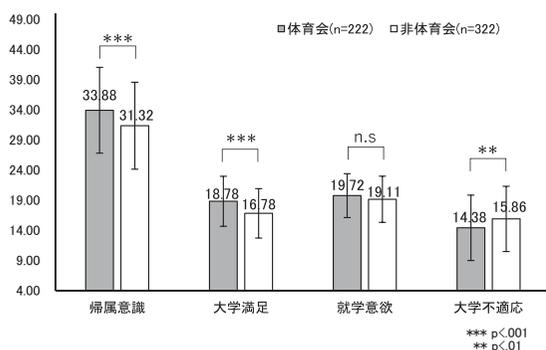


図2 全データでの比較結果 (筆者作成)

本研究の約80%が1,2年生である。1,2年生は対面授業が制限され、同時に教員とのコミュニケーションもままならないまま現在に至っている。これらのことが影響し、差が生じなかったと推察する。

3.2.2. 志望度・受験形態ごとの比較

前項にて、体育会学生は大学への帰属意識が有意に高いことを示した。しかし、体育会学生は一般入試での受験割合が低く、さらには受験時の志望度が高いことが予想される。つまり、不本意入学者が少なく、そのことが帰属意識に影響している可能性がある。体育会に所属することで高くなったわけではなく、受験時・入学時から当該大学にあこがれや好意を持ち、それが高い帰属意識へとつながるケースである。

この部分を検証するため、志望度ごとに分析を行った。結果、第一志望群では、体育会学生の方が大学への帰属意識 ($t = 2.38$ $p < .05$)、大学満足 ($t = 4.10$ $p < .001$) が有意に高く、大学不適応 ($t = -2.25$ $p < .05$) が有意に低い結果となった(図3)。第二・第三志望を合わせた群においても同様の結果となった(図4、大学への帰属意識 $t = 2.55$ $p < .05$ 、大学満足 $t = 2.25$ $p < .05$ 、大学不適応 $t = -2.27$ $p < .05$)。この結果より、志望度が同じ学生同士であっても体育会学生の方が帰属意識や大学満足が高いことが明らかとなった。諸星・山口(2020)は、「学生同士や地域との交流機会が増える集団活動を奨励し、集団への帰属意識を高めるように働きかけることが、個人の自尊感情や他者受容を高め、結果的に集団への適応力が高まり、大学の中途退学や休学を減少させることにつながる」と述べている。本研究の結果は、体育会が自尊感情や他者受容を高める場として活用できることを示唆している。不本意入学であっても、体育会に所属し、志を共にする仲間とともに活動することで、自尊感情や他者受容が高まり、それが所属集団への帰属意識、ひいては大学への帰属意識へとつながっていくと

考えられる。

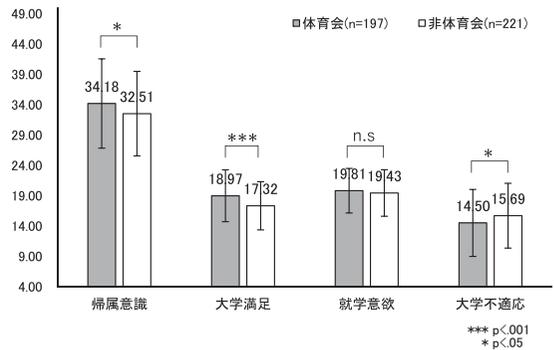


図3 第一志望群での比較結果(筆者作成)

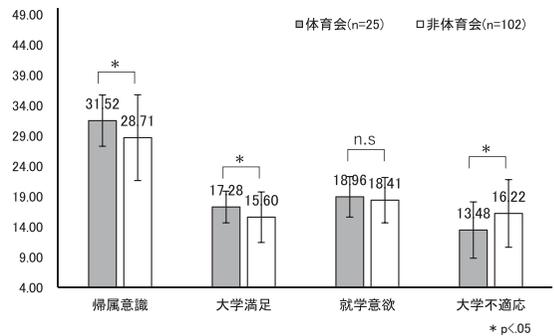


図4 第二・三志望群での比較結果(筆者作成)

なお、受験形態ごと、特に一般入試群を対象に分析した結果、ここまで同様、体育会学生の方が大学への帰属意識 ($t = 2.79$ $p < .01$)、大学満足 ($t = 2.74$ $p < .01$) が有意に高く、大学不適応は有意に低い ($t = -2.11$ $p < .05$) ことが示された(図5)。一般入試による入学者は不本意であるケースも多く、退学意向を持ちやすいとされるが、体育会学生は帰属意識などが高く、大学不適応も低い結果となった。

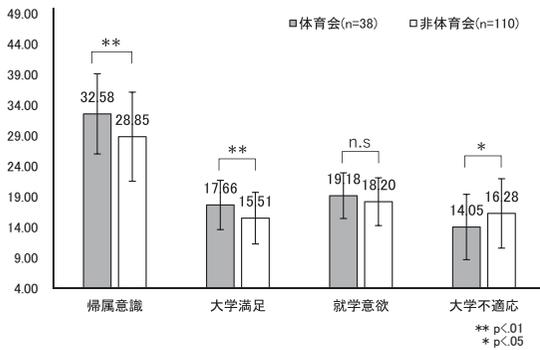


図5 一般入試群での比較結果（筆者作成）

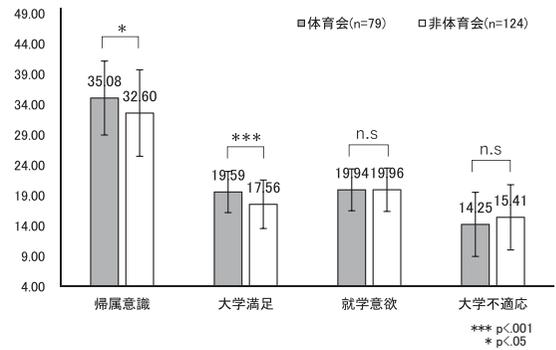


図6 1年生の比較結果（筆者作成）

3.2.3. 学年ごとの比較

2020年2月、国内での新型コロナウイルスが増え始めたことをきっかけに、現在（2021年8月時点）に至るまで、多くの大学で対面（リアル）授業が消え、オンライン授業へと移行された。本研究で対象とした大学も一部の授業（演習科目、教職科目の一部、実験・実習・実技科目など）を除き、オンライン授業となっている。すなわち、現1、2年生は入学以降、対面での授業機会がほぼなく、新型コロナウイルスの影響が特に大きい世代である。

そこで、1、2年生ごとに比較を試みた。その結果、1年生では、体育会学生の方が大学への帰属意識 ($t = 2.55$ $p < .05$)、大学満足 ($t = 3.74$ $p < .001$) が有意に高く（図6）、2年生も同様の結果（大学への帰属意識 $t = 2.25$ $p < .05$ 、大学満足 $t = 3.02$ $p < .01$ ）となった（図7）。新型コロナウイルスの影響が特に大きい1、2年生であっても体育会に所属することで、大学への帰属意識を抱き、大学満足も高くなることが示された。オンライン授業が主流の中、体育会の活動は1、2年生にとって大学へ足を運ぶ貴重な機会、大学生であることの実感を得る時間となっている。そのことが今回の結果につながっていると考える。また、3、4年生群でも体育会学生の方が大学への帰属意識 ($t = 2.03$ $p < .05$)、大学満足 ($t = 2.41$ $p < .05$) が有意に高く、大学不適応 ($t = -2.18$ $p < .05$) は低いことが明らかとなった（図8）。

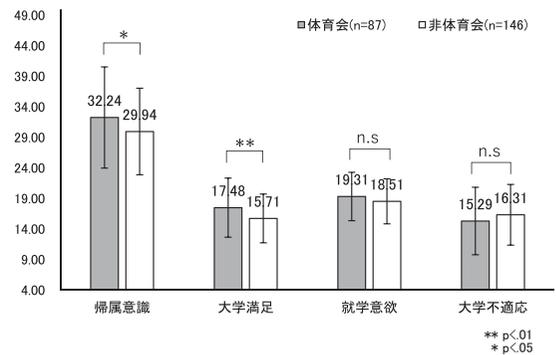


図7 2年生の比較結果（筆者作成）

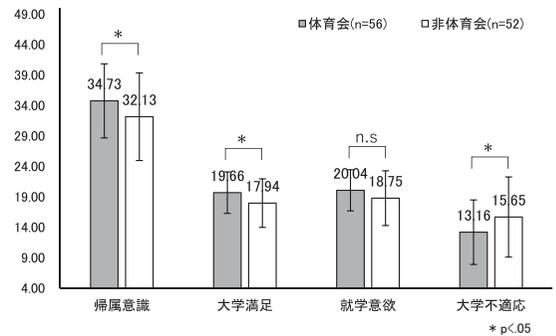


図8 3、4年生群の比較結果（筆者作成）

一方で、それは単に大学を訪れる回数や時間の影響とも考えられ、「体育会であるが故」の影響とは言い切れない。この点については今後の課題としたいが、本研究では通常の大学生活を知る3、4年生（1～2年間は対面授業等を経験している）でも差が認められたこと、たとえ来学回数が多くとも、大学を意識する環境や状況に乏しけれ

ば帰属意識が高まることはないと考えことから、体育会の意義を主張したい。

3.2.4. 性別ごとの比較

最後に、性別ごとの結果を示す。男性の結果をみてみると、大学への帰属意識 ($t = 3.90$ $p < .001$)、大学満足 ($t = 4.37$ $p < .001$)、就学意欲 ($t = 2.17$ $p < .05$) すべてにおいて体育会学生の方が有意に高く、大学不適応 ($t = -2.04$ $p < .05$) は低いことが明らかとなった(図9)。女性では、就学意欲を除く3項目で有意な差が認められた(図10、大学への帰属意識 $t = 2.08$ $p < .05$ 、大学満足 $t = 3.64$ $p < .001$ 、大学不適応 $t = -2.58$ $p < .05$)。就学意欲では差が認められなかったものの、おおむね男女ともに同じ結果を得ることができた。このことから、性別関係なく体育会学生の方が帰属意識や満足を感じ、不適

応も低いといえる。

4. まとめ

本研究の目的は、大学生を対象に体育会学生と非体育会学生において、大学への帰属意識、大学満足、就学意欲、大学不適応について比較し、両者の違いを検証することであった。分析の結果、特に大学への帰属意識について、以下のことが示された。

- ・体育会学生の方が非体育会学生よりも大学への帰属意識は高い。
- ・大学志望度に関係なく、体育会学生の方が帰属意識は高い。
- ・一般入試による入学者において、体育会学生の方が帰属意識は高い。
- ・新型コロナウイルスの影響を強く受ける1, 2年生において、体育会学生の方が帰属意識は高い。また、3, 4年生も同様に、体育会学生の方が帰属意識は高い。
- ・性別関係なく、体育会学生の方が帰属意識は高い。
- ・体育会へ所属することは大学への帰属意識を高める一手段となり得る。

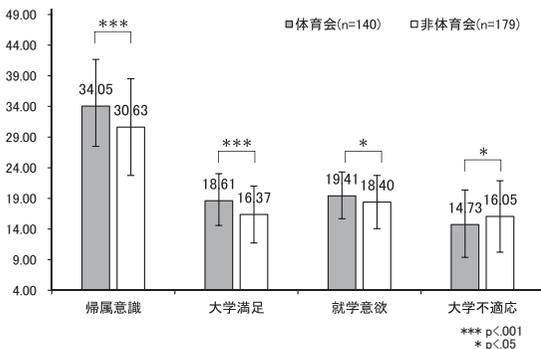


図9 男性の比較結果 (筆者作成)

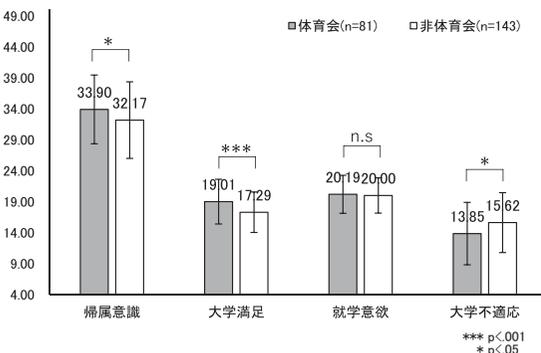


図10 女性の比較結果 (筆者作成)

上記の通り、体育会学生は大学への帰属意識が高いことが明らかとなった。大学への帰属意識は大学適応を促す強力な要因(中村・松田, 2014)であるため、体育会の新たな意義を示すことができたといえよう。

諸星・山口(2020)は、大学のような他の集団と比べて規模が大きい集団は愛着が生まれにくく、帰属意識が低くなると述べ、今後の課題として、学生同士の交流機会が多い集団活動を推奨し、集団への帰属意識を高めることが中途退学の減少につながると指摘している。本研究で着目した体育会は、まさに「学生同士の交流機会が多い集団活動」である。日々の活動を通し、自らが所

属するチーム、集団への帰属意識が高まる。そして、その集団が自らの居場所となり、結果として大学への帰属意識の醸成へとつながっていく。これはコロナ禍の中、また中途退学者が社会問題化される中で大学が体育会を保持する理由、ならびに学生が体育会に所属することの意義を表しているといえる。

さらに、杉本（2020）によると、スポーツ全般に対する関心の高さが体育会の活動に対する関心を導き、そして体育会の活躍によって大学に対する愛着や帰属意識が醸成され、入学に対する満足度が高まるという。つまり、体育会学生の活躍は、スポーツに関心を持つ非体育会学生の大学への帰属意識や大学満足をも高めるのである。そこではさらに、活躍している体育会の認知や体育会学生とのコミュニケーション頻度（接触）が密になることにより、非体育会学生の中で体育会の存在感が高まり、自らの自慢となっていくことも指摘されている。

すなわち、体育会という存在は所属学生だけに価値をもたらすのではなく、非体育会学生にとっても価値ある存在になり得るのだ。今後、大学は体育会の意義を発信し、所属率向上に向けた取り組みの推進のみならず、非体育会学生との接点強化にも取り組むべきだろう。例えば、教育学部学生とコラボした子供向けスポーツ教室の企画・実践、理系学部学生とコラボしたスポーツ用品開発、芸術系学部学生とコラボしたチームのロゴマーク開発、商学系学部学生とコラボした試合観戦者増加に向けたマーケティング戦略立案、福祉系学部学生とコラボした高齢者施設慰問企画の提案、社会系学部学生とコラボした社会問題解決型スポーツイベントの企画・実践、それら活動情報をSNS等で発信する学生主体団体の設立など、できることは発想次第でいくらでも広がる。重要なことは「互いが互いを他人事と思わない工夫」である。非体育会学生が持つ強み、専門性と体育会（スポーツ）を掛け合わせ、社会や地域に貢献していく。これが体育会に求められる新たな意義

や役割だと強く感じる。

一方で、運動部所属者は日常生活での不安が有意に高いという指摘もある（大石ら、2007）。無論、そもそもスポーツに興味・関心がない、体育会に所属したいが経済的に難しい、大学4年間という限られた時間の中で自らが優先すべき活動は体育会活動ではない、そんな学生は必ず、それも多数存在するだろう。我々体育・スポーツの研究者は、体育・スポーツが持つポジティブな部分や体育会に所属する学生のみにも焦点を当てることが多い。しかしながら、ネガティブな部分や非体育会学生にも目を向け、すべての学生に対する体育・スポーツ分野からの適切な教育、支援、サポートを意識する必要がある。そのための研究活動も然りである。

また、コロナ禍の中、居場所を確認できない学生も相当数存在するだろう。阿部（2011）は居場所について、人が生きていくための「いのちづな」と指摘する。居場所の欠如は生死にもかかわるのだ。「本人が退学の意思を大学に伝える時点で大学側が説得をはじめても本人の意思はすでに固まっていることが多かった」と川崎ら（2014）が言うように、潜在的に悩みを抱えている学生を見極め、早い段階での支援やサポートがこれまで以上に大学に求められる。

今後、大学が体育会を正課外教育の場として位置付けていくのであれば、繰り返すが所属学生だけに着目するのではなく、非体育会学生にも目を向け、両者の接点を強化すべきである。そして、体育会を使って何かを成し遂げる、体育会とともに何か問題を解決していく、スポーツを使って社会や地域に貢献する。そのための取り組みを共に考え、実践する場を構築していく。そのことが両者にとっての新たな居場所につながる。そんな「体育会の使い方」に期待したい。

参考文献

阿部真大（2011）『居場所の社会学—生きづらさを超えて—』日本経済新聞出版社。

- 阿知波君恵・山田浩平 (2012) 「女子大学生の運動行動変容の段階と健康度・生活習慣および生きがい感との関わり」『Iris health: the bulletin of Center for Campus Health and Environment, Aichi University of Education』**11**, 17-22.
- ベネッセ教育総合研究所「大学生の中退防止に向けて入学時退学意向の要因は何か」(<https://berd.benesse.jp/koutou/topics/index2.php?pid=4131>) 2021/3/7.
- 藤井義久 (1998) 「大学生生活不安尺度の作成および信頼性・妥当性の検討」『心理学研究』**68** (6), 441-448.
- 藤原誠・堺賢治 (2010) 「大学生のスポーツ活動に関する研究—高等学校におけるスポーツ経験との関係—」『愛媛大学教育学部保健体育紀要』第7号, 21-30.
- 伊藤克広・大西彩希・岡野葉月・東森翔・森幹太 (2016) 「大学生の運動・スポーツ活動と生活満足度の関連に関する質的研究 (1) 『継続』と『再社会化』の視点から」『人文論集』**51**, 43-52.
- 岩田考 (2015) 「『大学生』に関する総合的研究 (2) 大学生の生活満足度の規定要因：全国26大学調査から」『桃山学院大学総合研究所紀要』**40** (2), 67-85.
- 河合季信・平川武仁・大高敏弘・安藤真太郎・平山素子・吹田真士・坂本道人・仙石泰雄・成瀬和弥・萩原武久 (2007) 「大学体育会参加者の所属・性別・学年と生活満足度の関係」『大学体育研究』**29**, 13-20.
- 川崎孝明・中嶋弘二・川嶋健太郎・川口恵子 (2014) 「大学における寄り添い型学生支援体制の構築—中途退学防止の観点からの実践的アプローチ—」『尚綱大学研究紀要人文・社会科学編』**46**, 76.
- 金政芸 (2013) 「大学および学部への愛着の規定要因」『第4回社会学部卒業時調査報告書』59-72.
- 清宮孝文・依田充代・門屋貴久 (2015) 「体育系大学生の大学生活不安に関する研究」『日本体育大学紀要』**45** (1), 27-37.
- 糸原民子・社浦竜太 (2011) 「大学生における居場所感と大学生活不安に関する研究—学生相談室の利用の有無に注目して—」『ものづくり大学紀要』第2号, 60-65.
- 間野義之 (2015) 『奇跡の3年 2019・2020・2021 ゴールデン・スポーツイヤーズが地方を変える』(p. 1) 徳間書店.
- 松井洋・中村真・田中裕 (2010) 「大学生の大学適応に関する研究」『川村学園女子大学研究紀要』**21**, 第1号, 121-133.
- 見館好隆・永井正洋・北澤武・上野淳 (2008) 「大学生の学習意欲, 大学生生活の満足度を規定する要因について」『日本教育工学会論文誌』**32** (2), 189-196.
- 文部科学省 a 「令和2年児童生徒の自殺者数に関する基礎資料集」(https://www.mext.go.jp/content/20210216-mxt_jidou01-000012837_009.pdf) 2021/8/20.
- 文部科学省 b 「新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けた学生などに対する追加を含む経済的な支援及び学びの継続への取組に関する留意点について」(https://www.mext.go.jp/content/20201218-mxt_kouhou01-000004520_01.pdf) 2021/3/3.
- 諸星眞子・山口一 (2020) 「集団(家族・友人・大学・アルバイト先)に対する帰属意識と自尊感情および他者受容との関連」『心理学研究：健康心理学専攻・臨床心理学専攻』第10号, 44-58.
- 中村直文「忘れ得ぬ『部活』や『同期』—シニア, ウェブで再体験(ヒットのクスリ)」『日本経済新聞』2020/09/18.
- 中村真・松田英子 (2013) 「大学生の学校適応に影響する要因の検討—大学不適応, 大学満足, 就学意欲に着目して—」『江戸川大学紀要』**23**, 151-160.
- 中村真・松田英子 (2014) 「大学への帰属意識が大学不適応に及ぼす影響—帰属意識の媒介効果における性差および適応感を高める友人関係機能—」『江戸川大学紀要』**24**, 13-19.
- 中村真・松田英子・薊理津子 (2016) 「大学への帰属意識が大学不適応に及ぼす影響 (3) 帰属意識に基づいて分類した大学生のタイプと大学不適応との関連」『江戸川大学紀要』**26**, 23-31.
- 日経クロステック (2020) 『見えてきた7つのメガトレンド アフターコロナ』(p. 14) 日経BP.
- 尾高邦雄 (1963) 『改訂版産業社会学』(p. 398) ダイアモンド社.
- 大石千歳・浅見美弥子・奥野知加・渡辺博之・若山章信・今丸好一郎・中本哲 (2007) 「東京女子体育大学学生のライフスタイルと健康に関する調査報告その2—精神的健康に関する基礎調査—」『東京女子体育大学女子体育研究所所報』**1**, 23-48.
- 小塩真司 (2004) 『SPSSとAMOSによる心理・調査データ解析—因子分析・共分散構造分析まで—』東京図書.
- 作田良三 (2007) 「教職履修学生の『社会人として

- の資質能力』『大学教育学会誌』**29** (1), 146-154.
- 「『3密』危険 SNS で」(2020.4.4)『読売新聞東京朝刊』27.
- 杉本龍勇 (2020) 「在校生の大学スポーツに対する評価が大学への帰属意識に与える影響」『法政大学スポーツ研究センター紀要』**38**, 55-67.
- 高木浩人 (2006) 「大学生の組織帰属意識と充実感の関係」『愛知学院大学心身科学部紀要』2 増刊号, 61-67.
- 都筑学・舟橋一郎・八島健司・早川宏子・村井剛・早川みどり・半澤礼之 (2009) 「大学生の運動・スポーツ経験が身体・健康意識に及ぼす影響」『中央大学保健体育研究所紀要』**27**, 1-18.
- 安原智久・串畑太郎・上田昌宏・栗尾和佐子・曾根知道 (2021) 「2020 年度薬学部新入学生へのオンライン教育—学部への信頼と帰属意識をどう育てるか?」『薬学教育』**5**, 1-7.
- 吉村洋文 Twitter 2020.7.12
(<https://twitter.com/hiroyoshimura/status/1282279712866185218>).

Identification of students who belong to sports clubs with universities during the COVID-19 pandemic

Naoya Hayashi

Professor, School of Human Welfare Studies, Kwansei Gakuin University

The purpose of this study was to compare students who were members of sports clubs with those who were not in relation to their identification and satisfaction with universities, ambition to study, and maladjustment to university life. In particular, the significance of sports clubs amid the COVID-19 pandemic was examined. The results of the analysis of the 572 valid responses revealed students who were members of sports clubs had significant higher identification with universities than their counterparts who did not belong to sports clubs. Furthermore, there was significant higher identification among students in sports clubs who were attending the university of their first choice, those who enrolled at universities as a result of general entrance examinations, and among students who belonged to sports clubs and were significantly affected during the pandemic. One may deduce that belonging to sports clubs may be instrumental in heightening one's identification with universities.

Key words: Identification of students with university, Ibasho, College sports, COVID-19

特集論文：「コロナ禍」の人間，社会，そして福祉—文明と環境をめぐる

コロナ禍と地域スポーツの活動： 総合型地域スポーツクラブに着目して

祐末 ひとみ

びわこ学院大学講師

● 要約 ●

本研究では、新型コロナウイルス感染症（以下、COVID-19と表記）による1度目の緊急事態宣言発出（2020年4月）からスポーツ活動再開支援スタート直前、その直後の総合型地域スポーツクラブの実態を縦断的に把握することでコロナ禍における地域スポーツの活動を検証した。調査結果として、緊急事態宣言下では9割を超えるクラブが活動休止、さらにはそこから4か月連続で活動の休止を余儀なくされたクラブが3割強存在した。これらの活動休止によるクラブへの影響はスポーツ活動再開初期には大きく見受けられなかった。しかし、自由記述や時系列的に結果を見るとクラブの存続に繋がるような影響は時間差をもって出てくることが示唆された。

本研究のような実態調査は、経験のない非常時における地域スポーツの活動実態の記録的要素及びポストコロナ社会に向けて基礎的な知見を得ることに寄与する。

● Key words：新型コロナウイルス感染症，地域のスポーツ活動，総合型地域スポーツクラブ

人間福祉学研究，14（1）：105-122，2021

1. はじめに

1.1. コロナ禍の混乱

わが国においてCOVID-19の感染拡大によりあたり前の日常が奪われ約1年半（2021年4月7日1度目の緊急事態宣言発出）が過ぎようとしており、その間に「新しい生活様式¹⁾」や「3密（密閉・密集・密接）回避²⁾」，「マスク会食³⁾」「テレワーク⁴⁾」など次々に求められる自制・自粛の対策が続いている。国内初の緊急事態宣言が発出され、国民に不要不急の外出自粛が要請された2020年4月から現在に至っても自粛の基準となる「不要不急」の概念はあいまいで、状況に応じて判断（例 厚生労働省はパンフレットを作成し「子どもの予防接種は、決して『不要不急』では

ありません。」と周知)をしているのが現状である。これにより、中止・自粛や実施の判断を委ねられる機関や組織には規模による程度差はあれ、経験や前例がないものに対する決断への重責や対応による批判など負の影響を及ぼしていることは言うまでもない。大井ら（2020）によると日常生活を大きく変えるほどのパンデミックの影響ですら、時間の経過とともに忘れ去られてしまい、影響を記録することの重要性を指摘している。

1.2. スポーツ活動の重要性

スポーツ庁は、新型コロナウイルス感染拡大による活動自粛によっておこる運動不足や筋力低下、ストレスによる心身への悪影響などの健康二次被害を危惧し「スポーツを通じた高齢者向け健

「健康二次被害予防ガイドライン」を皮切りにターゲット別に運動・スポーツ実施の啓発に取り組んでいる。その中で、適度な身体活動による感染予防への効果、地域のコミュニティに参加することによる閉鎖生活による気分転換や認知機能の低下などの防止に繋がるとし、スポーツ教室などのサークル活動やスポーツクラブなどのスポーツ施設等への積極的参加を促している（スポーツ庁 Website：長村（2021）も COVID-19 感染や重症化予防として日常生活での健康の維持管理には適度な身体活動が重要であることを指摘している。しかし、人々がスポーツ活動を実施するための受け入れ先である地域におけるスポーツ組織や団体においては前述したとおり実施可否の判断や感染症対策など最終的に各自で求められているのが常態化し、全国的にスポーツ活動を実施するための良好な環境が整っているとは言い難い。

1.3. 研究の目的

本研究では COVID-19 拡大期における地域スポーツの活動実態を把握する上で、地域においてスポーツの振興やスポーツを通じた地域づくりなどに向けた多様な活動を展開し、地域スポーツの担い手としての役割や地域コミュニティの核としての役割を果たしている総合型地域スポーツクラブ（スポーツ庁：Website）の実態を把握し、ポストコロナ社会における地域のスポーツ環境整備及びスポーツ活動の促進に寄与する基礎的な知見を得ることを目的とする。

1.4. 研究調査時期の概観

本論に入る前に本研究の調査時期の社会的な状況把握として COVID-19 によって生活に大きく影響が及んだ国内外の主な出来事、COVID-19 拡大に伴いスポーツ活動に影響した動向、さらには地域のスポーツ活動を主管する公益財団法人日本スポーツ協会（以下、JSPO と表記）の動きを表 1 新型コロナウイルス感染症に係る国内外及びスポーツに関連する動向としてまとめた。

まず、国内外の主な出来事では内閣官房ホームページや厚生労働省の新型コロナウイルス感染症情報特設ページを参考に 1 年半を通じた感染拡大状況の指標となる自粛制限がかかった緊急事態宣言等を中心に記載した。次に国内のスポーツ動向には、スポーツ庁ホームページ及び地域スポーツクラブへの対策まで言及している兵庫県西宮市「新型コロナウイルス感染症対策 時系列表」（兵庫県西宮市 Website）を基にスポーツ事業や活動に関する概ねの判断に関する動向、最後に地域のスポーツ活動の指針を示す組織である JSPO の取り組みを時系列でまとめている。

日本において COVID-19 が現実味を帯びはじめたのが表中 2020 年 2 月中旬以降の各種イベントや事業等の中止決定時期であり、JSPO でもこの時期以降ホームページ上の「お知らせ」一覧には事業中止決定が列挙されるようになる。2 月末の 2020 年 2 月 28 日には全国すべての小・中・高校と特別支援学校の臨時休校要請が発出され、学校を主な活動拠点としているスポーツ団体や地域のスポーツ活動環境が急変した。スポーツ活動における中止や延期の流れは 1 度目の緊急事態宣言が解除（2020 年 5 月 25 日）されるまで続き、スポーツ活動の再開に向けての本格的な動きは 7 月初旬のスポーツ庁による「令和 2 年度第 2 次補正予算事業 スポーツ活動継続サポート事業（主管団体：JSPO）」がスタートといえる。

本研究では、1 度目の緊急事態宣言発出からスポーツ活動再開支援スタート直前、その直後の総合型地域スポーツクラブの実態を把握することでコロナ禍における地域スポーツの活動を検証していく。

1.5. 先行研究

1.5.1. COVID-19 とスポーツ

佃（2020）は、COVID-19 拡大の影響はこれまで経験のない世界規模の出来事であり、これまで「スポーツには『人を元気にする力がある』』といった通念的な感覚が見事に覆され、さらには

表1 新型コロナウイルス感染症に係る国内外及びスポーツに関連する動向

発表日	国内外の主な出来事	国内のスポーツ動向	公益財団法人日本スポーツ協会に関わる動き (主に地域スポーツ中心)
2020.1.16	日本国で初めての感染者確認		
2020.2.3	乗客感染が確認されたクルーズ船が横浜港に入港		
2020.2.11	WHO 新型コロナウイルスを確認「COVID-19」と名付ける		
2020.2.17	大阪府主催イベント～1か月原則中止	東京マラソン規模縮小決定 ※一般ランナー参加不可	
2020.2.18			
2020.2.20	⇒イベント・事業等の中止が相次ぐ		第18回日韓青少年冬季スポーツ交流(受入)の中止について
2020.2.26			公認スポーツ指導者資格の更新研修が開催中止 全国スポーツ少年団交流大会中止(剣道・バレーボール)
2020.2.27			全国のスポーツ少年団に対し活動における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について【依頼】
2020.2.28	全国すべての小中高校と特別支援学校について臨時休校するよう要請	⇒小・中・高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休校により地域スポーツ環境が急変	
2020.3.11	WHO「パンデミックと言える」宣言	センバツ高校野球初の中止決定	
2020.3.26			新型コロナウイルス感染症拡大に伴う事務局の閉鎖
2020.3.24		東京五輪・パラリンピック1年程度延期	
2020.4.7	7都府県に「緊急事態宣言(初)」発出	地域スポーツ組織「スポーツクラブ21」を西宮市が活動全面休止要請	⇒地域スポーツ組織の全面活動休止が加速 ※1
2020.4.16	「緊急事態宣言」全国に拡大(～5月25日)		
2020.4.24	「全国の小中学校高校の9割が休校」文科省調査		
2020.4.26		全国高校総体(8月)の中止決定	
2020.5.14			スポーツイベント再開に向けた感染拡大予防ガイドライン(通知) ※5月29日改正
2020.5.20		夏の全国高校野球戦後初の中止決定	
2020.5.25	緊急事態の解除宣言 約1か月半ぶりに全国で解除	プロ野球6月19日開幕を決定	⇒各機関・組織が活動再開に向けたガイドラインを公表
2020.5.29		サッカーJ17月4日再開を決定(当面は無観客試合)	
2020.6.1		地域スポーツクラブ組織「スポーツクラブ21」を西宮市が一部再開	
2020.6.16			スポーツ少年団各種事業(8月～10月)の中止決定 ※2
2020.7.8	⇒地域スポーツ活動再開に向け事業支援がスタート		「スポーツ活動継続サポート事業(スポーツ庁令和2年度第2次補正予算事業)」の実施 ※3
2021.1.7	「緊急事態宣言(2度目)」首都圏へ発出、のち拡大(1月8日～3月21日)		
2021.4.23	「緊急事態宣言(3度目)」首都圏・関西圏へ発出、のちに拡大(4月25日～6月20日)		
2021.6.21	「緊急事態宣言(4度目)」沖縄へ発出、のちに拡大(6月21日～現在に至る)		

内閣官房「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の概要(Website)」, 公益財団法人日本スポーツ協会HP 2020年2月以降の「お知らせ」一覧, スポーツ庁「新型コロナウイルス経済対策 スポーツ団体・個人向け支援策・お問合せ一覧(Website)」, 兵庫県西宮市「新型コロナウイルス感染症対策 時系列表(Website)」をもとに筆者作成

- ※1 2020/4/20～4/21(公財)大阪府スポーツ協会による調査 対象:大阪府内の総合型地域スポーツクラブ
- ※2 2020/6/13～6/22 総合型地域スポーツクラブ有志ネットワーク 対象:全国の総合型地域スポーツクラブ
- ※3 2020/10/9～10/23 大阪府総合型地域スポーツクラブ連絡協議会 対象:大阪府内の総合型地域スポーツクラブ

社会的な混乱下においては「スポーツは無力」となり、スポーツの文化的価値への再考に直面した出来事として捉えている。しかし、それは永続的なものではなく混乱した社会情勢の中でもやはり「スポーツ」が必要不可欠になりうると確信へと転じている。

永谷ら(2020)は、大学内に併設している総合型地域スポーツクラブの活動再開までの対策の事例を報告している。COVID-19拡大により『「スポーツジムは感染の恐れのある3密で危険な環境」という報道が一気に拡散」されたことをあげ、人々のスポーツをする場を提供しているスポーツジムをはじめ、地域のスポーツクラブ、スポーツ施設が社会風潮的な雰囲気により自主的な休業を余儀なくされ、さらには本研究でも問題提起としている「再開」という大きな判断をまさに各組織や団体に委ねている現状を把握できる。

長村(2021)は、自粛が求められた新型コロナウイルス感染症拡大期における大学生のスポーツ実施状況、さらにはスポーツを実施している「空間」に着目して、ポストコロナ社会や自粛が求められる状況における空間(スポーツをする場)づくりについて言及している。自粛期の学生のスポーツ実施状況は、笹川スポーツ財団(以下、SSFと表記)による「新型コロナウイルスによる運動・スポーツへの影響に関する全国調査(2021年2月調査)」と同様にエクササイズ系⁵⁾種目において実施率が向上している傾向にあった。しかし、相違点として同じエクササイズ系の中でも自宅や屋内空間といった個人でおこなうスポーツ種目に限定されており、SSF調査で上位を占める「ウォーキング」「サイクリング」など屋外や職場、学校の周辺、活気のある空間での活動は自粛が報告されている。

吉田(2021)は、スポーツの中でも大学生アスリートを支援・統括しているUNIVAS⁶⁾に焦点をあてコロナ禍におけるスポーツ界の活動状況からこれからの大学スポーツの新たな価値について言及している。活動状況としては前述した研究と

同様に感染症拡大期及び自粛が求められる期間は活動自粛(大会等中止)が報告され、表1に示した2020年5月25日のプロ野球開幕決定の流れから各機関・組織が再開に向けた感染拡大防止ガイドラインを公表しはじめた時期にUNIVASも独自ガイドラインを作成、公表(2020年6月22日)し大学スポーツへの再開を後押ししている。しかし、現状では競技種目を統括する組織・団体や所属機関である大学の判断によって活動状況は異なっていたことが報告されており、スポーツ活動を「再開」させる判断に現場が混乱していたことが窺える。

1.5.2. 新型コロナウイルス地域コミュニティ

有馬(2021)は、災害時の相互扶助的な地域コミュニティの必要性を問い、東日本大震災をはじめ様々な災害時に「人の集う場」「地域外との結節点」「地域の自治的役割」などを担ってきた商店街を例に非常時のコミュニティの動態を明らかにした。今回のコロナ禍による非常時では、これまでの復興を願うような『「危機を乗り越える』という一体感だけでは成立しないことも確認された」と述べているように既存のコミュニティが結節点となり、課題回避や地域コミュニティを超えたネットワークに支えられている動きを報告している。また、このような動きは非常時に自然発生的に作られるものではなく、平常時に地域コミュニティが機能していることが重要であることも示唆している。

三宅(2021)は、コロナ禍の混乱は現在進行形であることを前提に「不要不急」、地域におけるコミュニケーションの休止もしくは判断、徹底した非接触など対策や決断に対する社会科学的な検証・評価をすることは現時点では困難であると指摘している。その中で、今回のようにすべてを一斉に遮断する判断やリモートや物理的距離は保ちつつ社会的距離を縮める(例 スマートフォンを利用した非接触によるコミュニケーション)行政的にいう「新しい日常」への取り組みは、一見ブ

ラス面が上回っているようで、地域コミュニティにおいては社会的弱者を対象とした支援までもが「自粛」による同調圧力の雰囲気によって自発的な制限が求められ、「新しい」という表現に社会的弱者が取り残される現状について課題を提起している。

2. 研究方法

本研究は、COVID-19によって自粛や行動制限や活動休止が求められる社会情勢の中で地域スポーツの活動実態を縦断的に分析し、ポストコロナ社会における地域のスポーツ環境整備及びスポーツ活動の促進に寄与する基礎的な知見を得ることを目的とし、COVID-19拡大期の異なる期間に実施されローデータの提供を得られた3つの調査結果を分析した。

2.1. 調査主体と期間

(1) 初めての緊急事態宣言が発出された時期

調査期間	2020年4月2日～21日
調査主体	公益財団法人大阪府スポーツ協会
調査方法	登録のE-mailにて配信・回収
対象	大阪府内の総合型クラブ 53クラブ 回答27クラブ (回収率50.9%)
備考	設立64クラブ中、連絡先にメールアドレスを提出しているクラブのみ

(2) スポーツ活動再開の兆し時期

調査期間	2020年6月13日～22日
調査主体	全国の総合型クラブ関係者有志「総合型地域スポーツクラブ有志ネットワーク」
調査方法	Googleフォームによるアンケート調査
周知方法	①総合型地域スポーツクラブの

有志が管理するクラブ関係のSNSを周知・調査依頼の場として活用

②各都道府県スポーツ協会等が公表している総合型地域スポーツクラブのリストに基づき、メールアドレスの公表されている各クラブにメールにて依頼調査の周知方法が拡散型のため調査母数は不明、全国から409クラブ回答
調査主体による調査結果報告書あり

備考

(3) スポーツ活動再開時期

調査期間	2020年10月9日～23日
調査主体	NPO法人大阪府総合型地域スポーツクラブ連絡協議会
調査方法	登録のE-mailにて配信・回収
対象	主体団体に加盟している大阪府内の27クラブ 回答27クラブ (回収率100%)

2.2. 分析

時期の異なる調査を大きく①COVID-19拡大期の総合型クラブの活動状況、②COVID-19拡大期の総合型クラブへの影響、③活動再開を後押しする支援の活用状況、に分けて比較した。②のクラブへの影響に関してNPO法人格所有の有無やクラブ(財源)規模による比較分析をし、統計処理には、IBM SPSS Statistics Ver. 26を用いて、Pearsonの χ^2 乗検定を実施した。有意水準は5%未満とした。自由記述には、UserLocalテキストマイニングツール(<https://textmining.userlocal.jp/>)にてテキストデータを分析。TF-IDF法によって単語の重要度を算出し、可視化できるワードクラウドの作成を試みた。

3. 調査の結果

3.1. 初めての緊急事態宣言下（調査期間 2020年4月2日～21日）の大阪府内クラブの現状

3.1.1. クラブの活動状況

調査対象者は大阪府内の総合型クラブ（E-mailを持っている53クラブ）であり、回答率は50.9%（27クラブ）であった。COVID-19に関する動きとして小・中・高校の一斉休校や東京オリンピック・パラリンピックの延期決定、調査期間初期に緊急事態宣言が発出された。

図1には、クラブが主催（実施）している教室をはじめ事業の開催状況をまとめた。約8割のクラブが教室やイベントをすべて中止、中止した理由にはほとんどのクラブが「施設が使用できない（90.5%）」と回答しており、クラブが検討や判断する以前の状況であったことが窺える。また、総合型クラブの統括団体であるJSPOが全国のクラブに向け事業開催に関する判断基準としてスポーツ庁による「各種スポーツイベントの開催に関する考え方について」の情報提供をおこなったのが2020年3月24日であり、全国的にもスポーツに関連するイベントや活動は「中止する」という流れが濃くなっていた。

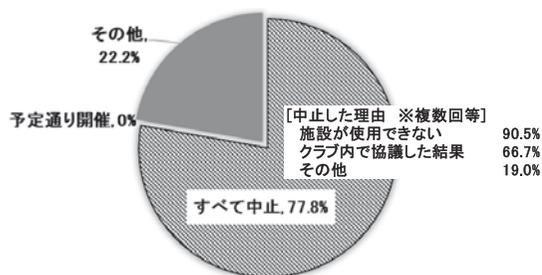


図1 主催事業(教室・イベント)の状況について(n=27)
図および表2以降は調査結果をもとに著者が作成

3.1.2. 自粛期間の雇用（支払い）に関する実態

中止や自粛を求められている期間の雇用状況（主に賃金や謝金の支払い）について表2にまとめた。もっとも多かったのが「中止した分を減額

した（28.6%）」対応で、一部減額を含めると約4割が減額を余儀なくされていた。さらに全額支払えているクラブは2割を切っている状態であった。その他記述を見ると、クラブが先の見えない状況の中で模索している様子が窺える。

表2 雇用（指導者も含む）賃金について

	【中止クラブ n = 21】	
	%	n
中止した分を減額した	28.6%	6
一部減額した	14.3%	3
全額支払った	19.0%	4
国の休業手当制度を活用した	0%	0
その他	66.7%	14

※クラブによっては教室により対応が異なる場合もあり、複数選択

【その他記述】一部抜粋

- ・活動費として払っているので中止分は支払わない
- ・雇用形態により、全額支払いをしたいが……交渉中
- ・クラブマネジャーには全額支給し、指導者には指導分のみ支給
- ・業務委託にてスクール運営を実施しているが委託費は中止した分を減額
- ・支払いが出来ないので、国の休業手当制度を活用したい
- ・クラブマネジャー賃金は時給なので影響なし

3.1.3. 自粛期間に実施しているクラブの感染症対策

自粛期間中に活動を実施しているクラブがおこなっている感染症対策は、参加者（会員）に向けた対応である「参加者への注意喚起（66.7%）」であった（表3）。さらに自由記述（図4）を見ると活動を実施していなくても多くのクラブ事務局が時間と労力をかけて会員に向け外出自粛への徹底、手洗いやうがい、マスク着用の徹底、3密回避等の感染症予防の対策をホームページやあらゆる連絡手段（郵送、SNS等）を活用して実施していた。

表3 活動実施に向けての対策について（複数回答）
【活動クラブ（n = 6）】

	%	n
アルコール消毒の用意	50.0 %	3
マスクの着用	50.0 %	3
参加者への注意喚起	66.7 %	4
同意書の作成	0 %	0
換気の徹底	33.3 %	2
屋内から屋外への変更	0 %	0
その他	33.3 %	2

3.1.4. 今後のクラブの活動についての展望

今後のクラブの活動状況について図2にまとめ、緊急事態宣言期間中ということもあり6割のクラブが「安全が確認されるまで中止（または延期）する（63.0%）」と回答しており、一度目の緊急事態宣言下では、多くのクラブにおいて先が見えず活動再開の目途が立てられない状況であったことが見て取れる。

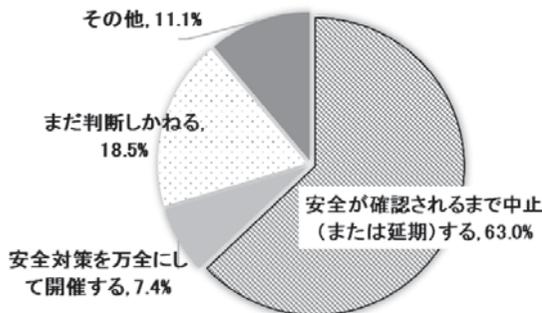


図2 今後の主催事業開催についての展望（n = 27）

3.1.5. COVID-19によるクラブへの影響

COVID-19が総合型クラブの運営に影響を及ぼすかの問いに「現状ではクラブの経営に影響ない（18.5%）」、「ある程度影響するが、クラブの存続を脅かすものではない（33.3%）」と約半数は今後のクラブ運営の不安材料にはなっていないのが分かる。しかし、一方で約3割が自粛の期間次第で状況がどちらにでも変化するような回答、残りの2割弱はクラブの存続にかかわるほど重大な影響を及ぼしていることが明らかとなった（図

3）。

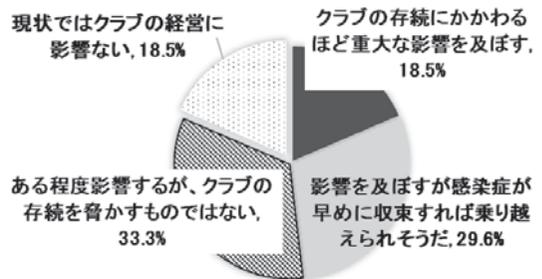


図3 新型コロナウイルス感染症拡大による今後の影響について（n=27）

3.1.6. COVID-19のクラブの対策

緊急事態宣言も初めて、さらに突然活動場所が長期にわたって使用できなくなることも、通常業務が突如としてすべて白紙になる経験もクラブにとって想定外の出来事であり、自由記述から非常に混乱している様子が窺えた。今回自由記述の文章をUserLocalテキストマイニングツール (<https://textmining.userlocal.jp/>) を活用し、テキストデータの視覚化に有効な「ワードクラウド」を作成した（図4）。ワード抽出には一般的な単語の「出現度」による表現ではなく、単語の重要度を加味した「スコア順」を優先しTF-IDF法の統計処理で表現している。単語の大きさがスコア（重要度）の高さを表しており、今回のCOVID-19を表す特徴ワードとして「外出自粛」や「消毒」「三密」「徹底」などがあげられていた。ワードの出現頻度で見ると「連絡（56.3%）」「中止依頼（37.5%）」「会員（25.0%）」「電話（25.0%）」「ホームページ（18.8%）」といった必要に迫られた作業や「消毒（50.0%）」「手洗い・マスク（50.0%）」「徹底（37.5%）」「アルコール（31.3%）」と感染症予防対策に関するワードがあげられていた。

3.2. スポーツ活動再開の兆し時期（調査期間2020年6月13日～22日）の全国クラブの現状

調査は全国にある総合型クラブ関係者の繋がり

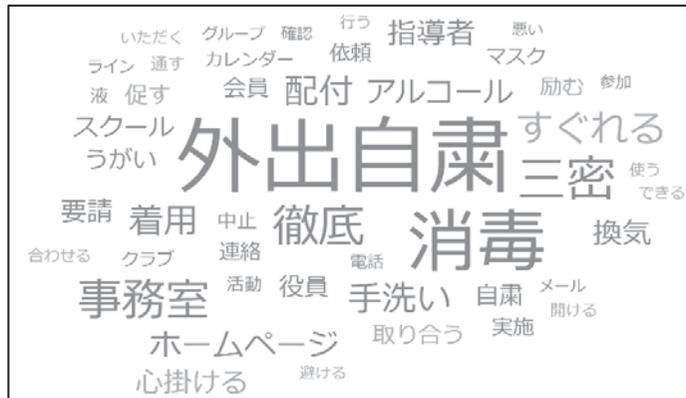


図4 [自由記述] 緊急事態宣言下でクラブの対策によるワードクラウド

でE-mail, Facebook等のSNSを活用して実施され、調査主体は、総合型クラブ関係者有志による「総合型地域スポーツクラブ有志ネットワーク」である。筆者も大阪府内や繋がりのあるクラブへの周知、依頼に携わっていた経緯から調査主体代表者へ連絡を取り、本研究の趣旨を説明、御理解をいただいた上でデータの提供を得た。

3.2.1. 調査対象者の概要

スポーツ庁の「令和2年度総合型地域スポーツクラブ育成状況調査」報告書スポーツ庁 Websiteによると令和2年7月2日現在で総合型クラブは3,594のクラブ数が報告されているが、この数すべてが現在も活発に活動、存在しているか疑問が残る。同報告書にも廃止・統合等となったクラブが413クラブあり、ここ数年で100近いクラブが廃止または統合を余儀なくされていることも考えると実際に活動しているのは約3,000クラブというのが妥当であると考え、今回はその中の1割強である409のクラブの回答を得て分析をおこなう。まず、回答クラブの概要としてNPO法人をはじめ何らかの法人格を取得しているクラブが6割、任意団体が4割であった。スポーツ庁の「令和2年度総合型地域スポーツクラブに関する実態調査結果（以下、R2総合型クラブ活動実態調査と表記）」スポーツ庁 Websiteでは法人格取得率が31.8%であったことを考えると、本調査対象

者は法人格を持ち常日頃から積極的に情報を収集し対応できている比較的良好なクラブが回答していることが示唆できる。活動に多く利用している施設順に「公共の施設（81.6%）」「学校施設（55.1%）」と総合型クラブの主な活動施設は公共の施設（学校施設も含む）が中心であった。回答クラブの事業規模は、もっとも多いのが「100～500万円未満（30.6%）」で、5,000万円以上のクラブも約1割の40クラブあった。

3.2.2. 活動休止（自粛）状況とCOVID-19によるクラブへの影響

総合型クラブの多くが活動休止を求められた時期は、4月がもっとも多く93.2%で次いで5月（90.6%）、3月（84.1%）であった。さらに、連続休止状況を見ると3月～5月の3か月の連続休止が41.1%と最も多く、3月～6月の4か月の連続休止を余儀なくされたクラブが31.9%も存在していた（表5）。表6にCOVID-19によるクラブの影響をまとめた。今後問題なく継続できるクラブがもっとも多く43.0%であったが、一方で「すでに活動を停止（解散）する（1.2%）」といった活動が出来なくなっているクラブも見受けられる。調査時点では「とりあえず再開、影響が残る中は存続が難しい（38.6%）」と回答したクラブが1年半という現在（2021年8月）まで続いている長期の影響に耐えられているかは今後追加調査が必要である。

表4 回答クラブの概要

	n	%
<u>回答クラブの法人格の有無 (n = 403)</u>		
NPO 法人	198	49.1 %
認定 NPO 法人	4	1.0 %
一般社団法人	42	10.4 %
一般財団法人	2	0.5 %
その他法人	3	0.7 %
任意団体 (法人格なし)	154	38.2 %
<u>活動に多く利用している施設 (n = 414 による複数回答)</u>		
公共の施設	338	81.6 %
学校施設	228	55.1 %
民間施設	33	8.0 %
所有施設	28	6.8 %
その他	31	7.5 %
<u>通常時の事業規模 (n = 409)</u>		
0 ~ 100 万円未満	57	13.9 %
100 ~ 500 万円未満	125	30.6 %
500 ~ 1000 万円未満	72	17.6 %
1000 ~ 2000 万円未満	57	13.9 %
2000 ~ 5000 万円未満	58	14.2 %
5000 万円以上	40	9.8 %

表5 活動を休止 (縮小) した時期 (複数回答)

	n	%
2月	12	2.9 %
3月	348	84.1 %
4月	386	93.2 %
5月	375	90.6 %
6月	160	38.6 %
6月以降	12	2.9 %
3~6月の4か月連続休止 (自粛)	132	31.9 %
3~5月の3か月連続休止 (自粛)	170	41.1 %
4・5月の2か月連続休止 (自粛)	37	8.9 %

表6 コロナ禍の影響によるクラブの存続状況 (n = 409)

	n	%
すでに活動を停止 (解散) する	5	1.2 %
とりあえず再開, 影響が残る中は存続は難しい	158	38.6 %
問題なく継続していける	176	43.0 %
その他	70	17.1 %

➡法人格の有無で「コロナ禍の影響」に違いなし

3.2.3. 活動休止 (自粛) による影響

COVID-19により活動休止・自粛により減額になった収入額としてもっとも多かったのが「10~100万円未満 (40.8%)」, 次いで「100~500万円 (33.5%)」であった。少数ではあるが8クラブが1,000万円以上の減収となっていた (表7)。会員数への影響は, 約半数が1割以内の減少となり「影響していない (13.7%)」を加えると会員数の減少に関しては約7割のクラブに大きな影響を及ぼしていないことが分かる。しかし, 全国的に比較的運営が良好なクラブが回答していることを考えると26クラブ (6.4%) で半分以下となっている現状は軽視できることではない (表8)。

表7 活動休止や自粛に伴い減収した額 (n = 409)

	n	%
0～10万円未満	67	16.4%
10～100万円未満	167	40.8%
100～500万円未満	137	33.5%
500～1000万円未満	22	5.4%
1000万円以上	8	2.0%
その他	8	2.0%

表8 今回のコロナ禍による会員数への影響 (n = 409)

	n	%
影響していない	56	13.7%
1割以内の減少	219	53.5%
4～5割程度の減少	48	11.7%
半分以下	26	6.4%
その他	60	14.7%

▶法人格の有無で「コロナ禍の影響」に違いなし

3.2.4. 活動休止（自粛）時の指導者謝金について
活動休止中の指導者謝金の扱いについて表9にまとめた。指導者に謝金を「支払っていない(66.9%)」がもっとも多く、支払っているのは2割に満たなかった。法人格の有無による差異を見ると法人格を有しているクラブは若干ではあるが「これまで同様に支払っている」「これまで同様に支払い、雇用調整助成金申請」が増加し25%前後となる。

表9 休止・自粛中の指導者の謝金について (n = 405)

	n	%
支払っていない	271	66.9%
これまでと同様に支払っている	51	12.6%
これまでと同様に支払い、雇用調整助成金申請(予定も含む)	22	5.4%
その他	61	15.1%

[人格による比較] $\chi^2 = 24.8$ df = 15 p < .05

NPO 法人	認定 NPO法人	一般 社団法人	一般 財団法人	その他 法人	任意団体
58.8%	50.0%	64.3%	100.0%	100.0%	76.6%
13.9%	25.0%	19.0%	0.0%	0.0%	9.1%
9.3%	0.0%	7.1%	0.0%	0.0%	0.6%
18.0%	25.0%	9.5%	0.0%	0.0%	13.6%
n = 198	n = 4	n = 42	n2	n = 3	n = 154

3.2.5. 持続化給付金の申請状況

活動再開を後押しする支援として、活動自粛が求められた早期の段階で「持続可給付金(2020年5月1日申請開始)」の募集が開始された。法人化の有無が問われず総合型クラブも支援対象として間口が開かれており、表10に示すとおり給付決定・申請済み・準備中を含めると4割のクラブが活用している。また、法人化の有無による差異で見ると任意団体が3割に留まっているのに対して、法人格を所有しているクラブは6割強を超える活用をしていることが分かった。

表10 持続化給付金の申請状況 (n = 409)

	n	%
給付が決定(給付済み)	45	11.0%
申請済み(結果未定)	68	16.6%
申請準備中	54	13.2%
申請しなかったが要件に該当しない	51	12.5%
申請したいが手続きが分からない(難航している)	13	3.2%
申請を考えていない	178	43.5%

[人格による比較] $\chi^2 = 161.5$ df = 25 p < .01

NPO 法人	認定 NPO法人	一般 社団法人	一般 財団法人	その他 法人	任意団体
18.2%	0.0%	14.3%	0.0%	33.3%	1.3%
25.3%	50.0%	31.0%	50.0%	0.0%	1.3%
21.2%	50.0%	9.5%	0.0%	0.0%	3.9%
10.1%	0.0%	14.3%	0.0%	33.3%	15.6%
3.5%	0.0%	7.1%	0.0%	0.0%	1.9%
21.7%	0.0%	23.8%	50.0%	33.3%	76.0%
n = 198	n = 4	n = 42	n2	n = 3	n = 154

3.3. スポーツ活動再開期（調査期間 2020年10月9日～23日）の大阪府内クラブの現状

3.3.1. クラブの活動状況

調査対象者は大阪府内の総合型クラブで運営するネットワーク組織「NPO 法人大阪府総合型地域スポーツクラブ連絡協議会」に加盟する27クラブであり、回収率は100%（27クラブ）であった。COVID-19に関する動きとして7月初旬に「スポーツ活動継続サポート事業（スポーツ庁令和2年度第2次補正予算事業）」が実施され、徐々にスポーツ活動再開に向けて動き出した時期である。

図5には、クラブが主催（実施）している教室の開催状況をまとめた。1度目の調査では約8割のクラブが教室やイベントをすべて中止していたが、2020年10月には6割を超えるクラブが活動を再開していた。

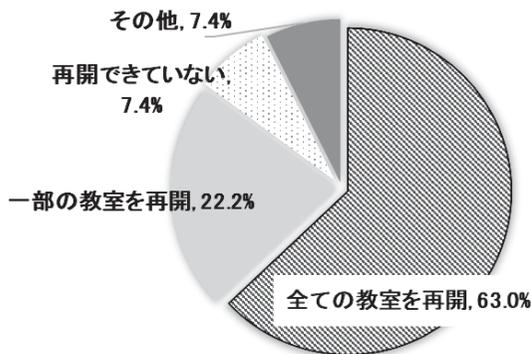


図5 主催事業(教室・イベント)の状況について a(n=27)

3.3.2. 教室実施時の感染症対策

教室実施に向けてクラブがおこなっている感染症対策は、表11に示した。これまで同様の感染対策がより徹底されているのが対策実施率から読み取れる。その他記述において、感染症の予防対策に加えて「種目による再開」「小学校以外の別の施設を使用」などの活動の工夫や「更衣室や送迎バスの使用制限」「教室参加人数制限」等の制限をかけ試行錯誤しながら教室運営をしていることが窺える。

表11 教室実施時の感染症対策 (n = 25 による複数回答)

	%	n
アルコール消毒	100 %	25
参加者への注意喚起	100 %	25
換気の徹底	92.0 %	23
指導者のマスク着用	88.0 %	22
屋内から屋外へ変更	0 %	0
その他	44.0 %	11

【その他記述】一部抜粋

- ・更衣室や送迎バスの使用制限
- ・コロナ対策セットを学校施設に設置
- ・小学校以外の別の施設を使用
- ・教室参加人数の制限、昨年度の1/3の教室もあり
- ・出席名簿による入館者管理と館内マスク着用
- ・大阪コロナ追跡システムの利用要請
- ・密接になる種目の再開はせず、内容も検証しながら工夫

3.3.3. 活動再開に向けた取り組み

COVID-19の救済対策には、数多くの給付金、支援金等が新設され募集された。その中でも総合型クラブがチャレンジした代表的な金銭的支援を表12にまとめた。調査対象の約半数が何らかの支援を活用しており、もっとも活用されていたのが経済産業省による「持続化給付金(75.0%) ※活用クラブ14クラブ中」で次いでスポーツ庁第2次補正予算事業の「スポーツ活動継続サポート事業(58.3%) ※活用クラブ14クラブ中」であった。申請するには助成金や補助金の特有の煩雑な事務処理が軽減されており、これまでチャレンジできないクラブにも間口が開かれているにもかかわらず申請しているクラブの実態は8割が法人格を所有、さらには事務所所有となっていた。

3.3.4. 新たな取り組みとしてオンラインの活用

政府が「新しい生活様式」と掲げ、リモート飲み会やリモート会議、オンライン授業等の非接触ながら社会的な交流を推奨する中で遮断されたクラブネットワークの再構築に向け、オンラインの活用状況を調査した。現状を表13にまとめたが、それを見ると2020年10月時点ではオンラインの活用経験のあるクラブは3割程度に留まっていた。活用場面としてはクラブの会議がもっとも多く

表 12 活動再開に向け申請した（予定も含む）助成金等

	%	n		
持続化給付金	75.0 %	9	14 クラブ	法人格 83.3 % 事務所所有 83.3 %
スポーツ活動継続サポート事業	58.3 %	7		
大阪府休業要請外支援金	41.7 %	5		
雇用調整助成金	33.3 %	4		
家賃支援給付金	16.7 %	2		
その他	8.3 %	1		
申請していない	48.1 %	13	法人格 30.8 % 事務所所有 23.1 %	

66.7 %の活用, 次いで「教室 (55.6 %)」となっていた. 今後のオンラインによる交流希望の調査では, 「参加してみたい (44.0 %)」がもっとも多く, 操作方法などの環境を整えれば約 6 割が交流を希望している結果となった. しかし, 一方でチャレンジする前から「オンラインでの参加は難しい」と拒絶感を抱いているクラブも 3 割強あることが分かった.

表 14 オンラインのクラブ交流(情報交換)の需要(n=25)

	%	n
参加してみたい	44.0 %	11
操作方法を教えてもらえれば参加	12.0 %	3
オンラインでの参加は難しい	36.0 %	9
その他	8.0 %	2

表 13 オンライン (LINE ビデオ・ZOOM) の活用状況

	%	n
活用あり	33.3 %	9
[活用場面 ※複数回等]		
クラブの会議	66.7 %	6
教室	55.6 %	5
その他	22.2 %	2
活用経験なし	66.7 %	18

【その他記述】

- ・大阪府男女参画グループとのリモート会議
- ・Youtube でレッスン動画を配信

3.3.5. クラブの困りごと

徐々にクラブの活動が再開されている 2020 年 10 月, 活動は再開されてもこれまでの日常が戻ってきたわけでもなく 1 度目の調査同様クラブは終わりの見えない不安, 正解が分からない対策と日々向き合い模索していることが自由記述の「困りごと」から見て取れる. 3.1.6 同様に自由記述のテキストデータを図 6 に表した. 単語の重要度で抽出する「スコア順 (図 6)」では, 通常の困りごとと異なる特徴ワードとして「コロナ禍」

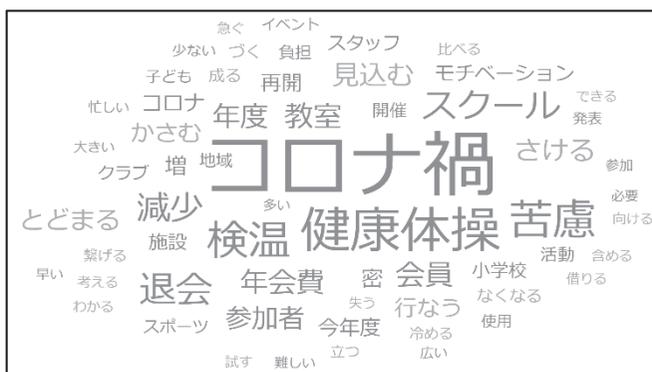


図 6 【自由記述】スポーツ活動再開時期のクラブの困りごとによるワードクラウド

や「健康体操」, 「検温」「苦慮」「退会」「減少」などがあげられていた。ワードの出現頻度で見ると「会員減少(40.7%)」「活動再開(37.0%)」「教室(25.9%)」「開催(18.5%)」「退会(18.5%)」といったクラブの活動自体は再開されたものの、会員減少や退会などマイナスワードがあげられている。

4. 考察

考察に入る前に今回の COVID-19 は突如として私たちの日常生活を大きく変え、誰もが(機関・組織も含む)準備や対策が整わないまま後追いの対応で乗り越えている感は否めない。今回は、地域スポーツの活動が COVID-19 拡大下の中でどの様な状態になっていたのか検証すべく、時期の異なる3つの活動状況調査を分析した。3つの調査を俯瞰的に見ると COVID-19 による社会的な動き、スポーツ活動に対する行動指針が日々変化する中で地域のスポーツ現場の混乱と状況が掴めない手探り状態が長期に亘っていたことが分かる。これは調査後1年経っている今現在もなお続いており、三宅(2021)が指摘しているように現在進行の現象を社会科学的に検証・評価することは困難で、今回は記録的な意味合いで状況をまとめていく。

4.1.1. COVID-19 拡大期の総合型クラブの活動状況

地域のスポーツ活動に自粛の流れが見えはじめたのは、2020年2月28日要請、同3月2日開始の全国すべての小・中・高校と特別支援学校の臨時休校要請(表1)が影響を与えていた。活動をすべて中止した77.8%のクラブのうち、クラブ内で協議をするまでもなく90.5%のクラブが突如活動場所(施設)を閉鎖(図1)され強制的に自粛が求められた。さらには、3月から41.1%のクラブが3か月連続活動休止、31.9%のクラブが4か月連続活動休止を余儀なくされ3月2日の臨

時休校開始とともに地域の総合型クラブの活動は7割以上のクラブが数か月に続く活動の休止状態であった。これは、スポーツ庁 R2 総合型クラブ活動実態調査からも分かるように総合型クラブの活動拠点施設が「公共スポーツ施設(45.9%)」に次いで「学校体育施設(41.3%)」といった地方自治体が所管している公共の施設を活用していることから感染状態やクラブの現状ではなく危機管理を求められる施設所有母体である地方自治体の判断に準じた結果に左右されていたことが窺える。自由記述から比較的早くに自粛を解除できたクラブは、民間施設や屋外スペース、クラブ所有の施設(表4)にて独自の感染症対策を講じ危機管理体制を整備していたことが分かる。調査対象のクラブに限るが休止期間は最長で10月になっても活動を再開できていないクラブ(大阪府内で7.4%)もあり、活動場所の問題だけではなく永谷ら(2020)が指摘する1度目の緊急事態宣言下で3密の代表格のようにターゲットにされたスポーツジムのメディアによる過度の風評が社会的にも「人が集う場, スポーツする場」=危険(3密)な場所として捉えられていたように感じる。さらに有馬(2021)によると今回の自粛による制限は、正式な制限をされていないにもかかわらず、民意による同調圧力により自粛を強化、または求められる社会的弱者への支援について言及しており、「スポーツ活動」という行為も同様な現象が起きていたことは否めない。

4.1.2. COVID-19 拡大期の総合型クラブへの影響

今回の COVID-19 による総合型クラブの具体的な影響として3つの調査結果共通で「収入源」「会員離れ」「雇用維持」などクラブの存続に関わる重大な案件があげられた。7月に実施した全国のクラブを対象にした調査において活動休止や自粛が続く数か月が経っているクラブの現状は、40.8%が100万円未満、33.5%のクラブが100万円以上500万円未満と収入が減少していることが

明らかとなった(表7)。7月といえば少しずつスポーツ活動再開に向けて動き出している時期(表1)ではあるが、突如として休止したクラブがたった数か月で7割を超えるクラブが減収に追い込まれ、約4割のクラブが7月にはとりあえず再開をするが、これまでの様に影響が残る中ではクラブの存続が難しい(表6)と回答している。一方で「問題なく継続していける」と回答したクラブも4割存在し、継続要因に法人格の有無や会員規模による影響はなかった。よって、今後は「存続の危機クラブ」と「問題なく継続できるクラブ」の違いをより詳細に分析する必要があると考える。

次に会員数の減少への影響は、53.5%のクラブが7月時点では1割以内に留まっている現状ではあるが、10月に実施した3つ目の調査においてクラブへの困りごと(自由記述)で40.7%のワード出現率で「会員減少」がトップワードとしてあがっていた。7月時点では活動が徐々にスタートし、会員の方もまだ判断しかねている状態であったことが窺える。10月にはクラブから困りごととしてあがってきていることから、緊急事態宣言や自粛が繰り返し1年半以上続いている今現在においてさらなる現実的な会員数減少が危惧される。

最後に雇用に関する影響として、休止・自粛期間に賃金または謝金の支払いについて66.9%のクラブが支払っていないことが分かった(表9)。さらに法人格を有しているクラブより任意団体のクラブの方が「支払いをしない」と判断したクラブが多かった。法人格の有無によるクラブの運営体制の違いが困難時の判断や危機管理へのフォローに影響を及ぼすことが示唆された。

4.1.3. 活動再開を後押しする支援の活用状況

COVID-19の救済対策には、数多くの給付金、支援金等が新設され募集された(表12)。もっとも活用されていたものが経済産業省による「持続化給付金(大阪府内の調査対象の33.3%)」であった。しかし、ここでも法人格の有無による差異が出ており、任意団体でも申請条件ではクリアするにもかかわらず申請したクラブの8割は法人格を所有しているという結果となった。総合型クラブの統括機関であるJSPOが2020年7月8日からスポーツ関係団体や個人事業主に向けて「スポーツ庁令和2年度第2次補正予算事業スポーツ活動継続サポート事業(スポーツ事業継続支援補助金)」を公募した。大阪府内の調査対象クラブ

表15 スポーツ活動継続サポート事業(スポーツ事業継続支援補助金)交付状況

	交付数	交付額(千円)	1申請あたりの交付額(千円)
【組織・団体】			
総合型地域スポーツクラブ	272	197,949	727.8
スポーツ少年団	164	54,953	335.1
競技団体	429	359,412	837.8
体育・スポーツ協会	51	35,020	686.7
事務局(運営)	1,067	725,763	680.2
① 計	1,983	1,373,097	692.4
【個人】			
アスリート	631	377,718	598.6
インストラクター	1,002	520,496	519.5
公認指導者	136	76,950	565.8
その他(個人)	28	19,913	711.2
② 計	1,797	995,077	553.7
①+② 合計	3,780	2,368,174	626.5

では58.3%が活用していた、全国的に見るとスポーツ庁R2総合型クラブ活動実態調査(2020年10月15日～11月16日)において「申請した」クラブは僅か9.5%に留まっていることが報告されている。これらの結果に至った原因には、クラブの運営体制(法人格の有無や会員規模)だけではなく、地方自治体レベルの総合型クラブへの支援体制(情報提供頻度や作成指南等のサポート)の状況も把握する必要があると考える。表15にスポーツ活動継続サポート事業の交付状況をまとめた。全体で約24億2千万円の予算が交付され活用されている、その中で総合型クラブは全国の設定数の1割にも満たない273のクラブの申請に留まっており、全体の8.3%の活用率であった。総合型クラブが本格的に育成され25年弱、今回の様な非常時の危機回避や最小限に影響を抑えるためにも、総合型クラブが単なる集合体ではなく地域の相互扶助の関係を保ちながら機能的に「マネジメント」する組織、まさにスポーツ庁の第2期スポーツ基本計画(https://www.mext.go.jp/sports/content/1383656_002.pdf)に掲げられている地域のスポーツ環境の基盤となる総合型クラブの質の充実が急務であると考ええる。

5. まとめ

本研究では新型コロナウイルス感染症感染拡大期における地域スポーツの活動実態を把握する上で、総合型クラブの実態を明らかにし、ポストコロナ社会における地域のスポーツ環境整備及びスポーツ活動の促進に寄与する基礎的な知見を得ることを目的とした。

1度目の緊急事態宣言発出から地域におけるスポーツ活動の中心を担う総合型クラブにおいても活動の休止、活動制限がかかる自粛が求められ、実際には2020年4月時点で9割のクラブが活動休止、さらにはそこから4か月連続で活動休止になったクラブが3割を超えていた。これら長期に亘る活動の休止は、クラブの8割が主に活動する

場所として「公共の施設(学校施設も含む)」を利用しており、状況を見て各自で判断できる総合型クラブの「民間(共益)」という組織の特徴を活かせず、施設の所管である公益性に判断をおこなう地方自治体に委ねざる得ない結果が長期活動休止の要因の一つではないかと考える。

COVID-19の影響として「収入源」「会員離れ」「雇用維持」などクラブの存続に関わる重大な案件が3つの調査共通であげられた。調査時期がCOVID-19の2回目の緊急事態宣言前ということもあり、数値的には大きな影響は抑えられていた。しかし、スポーツ活動再開時期の10月に実施した調査結果では自由記述のトップワードに「会員減少」があがっていたことから、クラブへの影響は活動の休止や自粛期間といった混乱期ではなく、スポーツ活動が再開されてからも時間差で及ぼしてくることが予見できる。

総合型クラブ、さらにはスポーツに関わる組織・個人には今回のCOVID-19拡大による救済対策は手厚く準備されていた。しかし、総合型クラブ関係者の活用状況を見ると全体の2～3割程度の活用に留まっているのが現状であった。本調査は、COVID-19拡大初期の現状であり現時点ではさらに状況は悪化していることが考えられる。これからの地域のスポーツ環境を整備していくためにも一つ一つの総合型クラブの質的充実や地域スポーツ振興を担う支援組織・団体の均一的な支援体制強化が望まれる。

最後に、本研究の目的に御理解いただき活動実態調査のローデータを御提供いただきました「公益財団法人大阪府スポーツ協会」「総合型地域スポーツクラブ有志ネットワーク」「NPO法人大阪府総合型地域スポーツクラブ連絡協議会」、COVID-19拡大の混乱期に貴重な声をお聞かせいただきました全国の総合型クラブ関係者の皆様に感謝を申し上げます。

注

- 1) 「新しい生活様式」とは、COVID-19 対策専門会議によって感染拡大を予防するために提言された「行動変容」の具体的な対策。具体的には厚生労働省のホームページに実践例が公表されている。(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html) 2021/8/19.
- 2) 「3密」とは、首相官邸及び厚生労働省が新型コロナウイルスの集団発生防止の啓発の取り組みで掲げた標語。集団感染防止のために避けるべきとされる換気の悪い密閉空間（密閉）・多数が集まる密集空間（密集）・間近で会話や発声をする密接空間（密接）を指す。現在は変異株対策として「ゼロ密」が示されている。(<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>) 2021/8/19.
- 3) 「マスク会食」とは、2020年の年末に会食が増える年末年始に向けて内閣官房 COVID-19 対策推進室より発信された対策の一つ。感染リスクを減らして会食を推進する感染対策。
- 4) 「テレワーク」とは、新型コロナウイルスの感染症拡大防止における在宅勤務等を進める対策の一つ。2020年4月13日に梶山経済産業大臣が、日本商工会議所等の中小企業団体の長に対して要請した。
- 5) 「エクササイズ系」とは、1人で、スポーツ施設を利用しなくても気軽におこなえるエクササイズ（＝運動）で、笹川スポーツ財団「新型コロナウイルスによる運動・スポーツへの影響に関する全国調査（2021年2月調査）」報告書 p. 25 3行目に示した総称。本研究においても同様の結果であったため引用した。
- 6) 「UNIVAS」の正式名称は、一般社団法人大学スポーツ協会（2019年3月1日に創設）で、大学スポーツの振興と参画人口拡大に向けて活動している団体。主な活動は、学生アスリートのデュアルキャリア形成支援事業をはじめ、大学スポーツの安全安心な環境確立事業、ブランド価値向上及びDX推進等、数多くの事業を展開し大学スポーツをさらに大きく発展させるための組織。

参考サイト

公益財団法人日本スポーツ協会「お知らせ」一覧 (<https://www.japan-sports.or.jp/news/tabid92.html>) 2021/8/8.

厚生労働省「遅らせないで！子どもの予防接種と乳幼児健診」(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11592.html) 2021/8/5.

スポーツ庁 a 「令和2年度総合型地域スポーツクラブ育成状況調査」(https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop05/list/detail/1412250_00003.htm) 2021/8/19

スポーツ庁 b 「令和2年度総合型地域スポーツクラブに関する実態調査結果」(https://www.mext.go.jp/sports/content/20210531-spt_kensport01-300000800_1.pdf) 2021/8/19

スポーツ庁 c 「新型コロナウイルス経済対策 スポーツ団体・個人向け支援策・お問合せ一覧」 https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa_00008.html 2021/8.8.

スポーツ庁 d 「With コロナ時代に、運動不足による健康二次被害を予防する為に」(https://sportinlife.go.jp/news/20201118_1.html) 2021/8/5.

スポーツ庁 e 「総合型地域スポーツクラブ」(https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop05/list/1371972.htm) 2021/8/19.

兵庫県西宮市「新型コロナウイルス感染症対策時系列表」(https://www.nishi.or.jp/kurashi/anshin/infomation/k_000120200407.files/kensyuhoukokusyo_itiran.pdf) 2021/8/8.

内閣官房「COVID-19 緊急事態宣言の概要」(https://corona.go.jp/news/news_20200421_70.html) 2021/8/19.

参考文献

有馬恵子（2021）、「新型コロナウイルス感染症と地域コミュニティ—京都市出町榊形商店街における語りの分析から—」『コア・エシックス』(17), 241-253.

大井将生ら（2021）、「COVID-19 が与えた影響による人々の生活意識に関する国際調査：パンデミック時の国際的な集合知のアーカイブを目指して」、『デジタルアーカイブ学会誌5（2）』, 119-124, 2021

笹川スポーツ財団（2021）、「新型コロナウイルスによる運動・スポーツへの影響に関する全国調査」

佃文子（2021）、「新型コロナウイルス感染症とスポーツへの影響について」, びわこ成蹊スポーツ大学研究紀要（18）, 145-148.

永谷稔ら, 2020, 「コロナ禍における本学「スポル

- クラブ」の感染症対策について：スポーツジムおよび総合型地域スポーツクラブの感染対策および再開事例から」, 北翔大学北方圏生涯スポーツ研究センター年報 (11), 115-121.
- 長村佳子, 2021, 「新型コロナウイルス感染症拡大時の大学生の運動・スポーツの実施と空間利用の変化」, ランドスケープ研究 84 (5), 491-494.
- 三宅正伸, 2021, 「ウィズコロナからアフターコロナへ」, 大阪経済法科大学地域総合研究所紀要 (13), 1-10.
- 吉田卓史, 2021, 「コロナ禍における大学スポーツの活動状況に関する一考察」, 福山大学経済学論集 (45), 17-30.

Activity Community Sport in COVID-19: Focusing on Comprehensive Community Sport Clubs

Hitomi Sukesue

Lecturer, Biwako Gakuin University

This study aims to elucidate the actual situation of community sport clubs during the COVID-19 pandemic through a longitudinal observation before and after the resumption of sports activities. A survey was conducted in XXX. We found that more than 90% of sports clubs suspended their activities under the emergency declaration, whereas more than 30% were forced to suspend their activities for four consecutive months. The impact of these suspensions on clubs was non-significant during the early stages of the resumption of sports activities. However, the free descriptions and the time-series results suggested that the effects, which may influence the survival of these clubs, will emerge over time.

Fact-finding surveys, such as that of the current study, will contribute to the literature on the actual activities of community sports in the event of emergencies, as well as to the basic knowledge for a post-COVID-19 society.

Key words: COVID-19, Activity Sport of Community, Community Sport Clubs.

投稿論文

局所的仮説と局所的な一般化可能性に関する試論

——ソーシャルワークにおける局所的理論・モデルの定式化に向けて——

李 政元

関西学院大学総合政策学部教授

● 要約 ●

エヴィデンスの一般性は、実践のアカウントビリティを左右する。アカウントビリティがステークホルダーに対し、実践家の実践の正当化を可能にするならば、「エヴィデンスの一般化」は、ソーシャルワークへの当然の要請である。しかしながら、多様な生活者と流動的な社会を扱うソーシャルワークにとり、仮説・理論と実践効果の一般性を確認することは容易ではないし、その要請へのこだわりはソーシャルワーク研究の活性化を妨げかねない。実践に関する仮説・理論は、要支援者らの個性と彼らの限られた局所生活圏に内在する固有な背景を念頭に構築されるべきであり、実践の臨場と地域固有の背景に基づいた知識の形成を追求しても良いのではなかろうか。本稿では、仮説形成における演繹と帰納の抱える問題を整理し、エヴィデンスの一般化が成り立たないこと、そもそも一般仮説を必要としない合理的理由を整理し、最後に局所的仮説形成の形式的枠組みを示す。

● Key words : ソーシャルワーク研究, 斉一性原理, アブダクション, ベイズ推論, 局所的仮説形成, 認識論

人間福祉学研究, 14 (1) : 123-135, 2021

1. 問題の所在

ソーシャルワークはその実践を手引きする知識、科学的根拠 (scientific evidences), エヴィデンスを必要とする。エヴィデンス, すなわち、科学的に統制された方法により過去、他所において特定の母集団¹⁾の部分集合に対して何らかの処置・処遇が施された結果には、異なる条件下にある他の母集団についても同様の結果を期待できる程度、いわゆる一般性が求められる。エヴィデンスの一般性は、実践のアカウントビリティ (accountability) を左右する。アカウントビリティを、利害関係者 (stakeholders) に対する実践家の意思決定、意図、および行動に関する正当化可

能性 (justifiability) とみれば、ソーシャルワークが常に「知識の一般化」を意識することは当然のことといえる²⁾。しかしながら、多様な生活者と流動的な社会を扱うソーシャルワークが、その実践を下支えするこれまでの経験とそこから導出される仮説・理論・実践モデル、そして実践の効果としてのエヴィデンスなどの知識を生成することは容易ではない。まして「知識の一般化」の要請は、高い壁となってソーシャルワーク研究の活性化を妨げかねないと考える。

実践に関する複数の仮説からなる理論・モデルは、支援対象者らの個性と有限な彼らの生活圏に内在する固有な背景を念頭に構築されるべきである。ならば、ソーシャルワーカーは、実践の臨場

とそれがある地域固有の背景に基づいた知識 (locality-based knowledge) の形成を追求してもよいのではなからうか。ソーシャルワークが対象とする今を生きている人や社会にまつわる問題の多くは、自然科学が宇宙や自然のメカニズムをじっくりと丁寧に解明するという類のものとは異なり、時間的制約のなか解決が期待されるものばかりである。

以上のような問題意識から、本稿では、仮説形成における演繹と帰納の抱える問題を整理し、仮説をはじめとする「知識の一般化」が成り立たないこと、そして、仮説の一般化を必要としない合理的理由 (rational reasons) を整理し、最後に局所的仮説形成の論理的枠組みの提示と、その実際を例証することを目的とする。

2. 仮説形成の問題：演繹，帰納，仮説演繹法，自然の斉一性原理

実証主義者にとって科学的知識は概ね、①問いの設定、②背景的知識の展望、③仮説の設定、④検証 (実験・調査) という一連の「統制された方法」によって生成されると言ってもよい。この「統制された方法」を信じることによって、われわれは科学的知識にその正当性を与えているが、知識の正当化の手続きに関する議論は未だ終息していない。そもそも、仮説形成を支える科学的推論には未解決な問題が存在する。

科学的推論は、演繹と帰納³⁾に負っている。演繹が一般命題から特殊・個別な事実 (に関する命題) を導くのに対して、帰納では個々の特殊・個別な事実の集合から一般命題を導く。何れの一般命題も仮説であり、演繹で導出された結論、すなわち個別事実が観察されれば前提としての一般命題は暫定的に受容されるという検証機構を持つ⁴⁾。但し、前提である一般命題の設定に根拠と説明は必要とされない⁵⁾。

一方、帰納では前提としての複数の特殊・個別事実が既に観察—帰納的証拠とも呼べる—されて

おり、そこから結論、すなわち一般命題が導かれる。しかしながら、帰納で導出された結論の根拠となる前提としての複数の個別事実の集合は、観察される可能性のある特殊・個別の事実の全体集合の部分集合でしかない。よって、任意の時点で観察された事実の集合と同じ個別事実が未来永劫、常に観察される保証は何処にもないという難点、いわゆる「帰納の問題」を抱えているのである⁶⁾。

そもそも、個別・特殊から普遍を導く帰納は、自然が統一ある秩序を保持しているという自然の斉一性原理 (the principle of uniformity of nature) (以下、単に斉一性原理とする) を仮定している⁷⁾。斉一性原理の領域は「空間」、「時間」、そして「認識」に及び、「自然界のある場所と一時点で成立する法則は、他の場所と時点においても成り立ち、それは認識主体 (epistemic agents) の有無とは独立している」という強力なものだ。

さて、帰納が斉一性原理を前提とするのに対して、斉一性原理は帰納により個別事実を全て網羅しなければ完結をみないという循環に陥る。そこで、ハーシェル (Herschell, J.F.W.)⁸⁾ は、帰納の形式的妥当性を補うために、帰納によって導出された仮説、すなわち一般的命題を前提として据えて、そこから結論としての個別事実を演繹し、その個別事実が観察される限り仮説は生き残り、そうでない場合にはそれを反証する演繹と帰納を統合した仮説演繹 (hypothetico-deductive method) を推奨したのである (野家 2008 : 76-84)⁹⁾。しかしながら、推論で据えられる前提としての一般命題は予め可謬が織り込まれているのであるから、仮説演繹法は「帰納の問題」を解決したことにはならない。この未解決の問題を残しつつも、19世紀以降、自然科学は仮説の集合、つまり概念による事実の統括をすることで理論を構築し、理論から観察・実験によってテストできるような帰結や予測を演繹し、これを検証するといった形式的手順を担保しつつ、自然現象の一般

的説明を試みてきた(内井 1995:34-38)。これは何も自然科学に限ったことではなく、「科学」を標榜する人文科学、社会科学、そしてソーシャルワーク学等の実践科学も何らかの現象の一般則の追求に拘ってきた。米国ソーシャルワークの祖のひとりリッチモンド(Richmond, M.)は、医学モデル(medical model)に依拠しつつソーシャルワークの科学性を獲得しようと試みた(Agnew 2004)。そして、医学モデルは、経験主義(empiricism)、つまり、経験・感覚(観測・測定によって得られた)データから一般理論・モデルを見出そうとする帰納の手続きを重視するの言うまでもない。

3. 部分と全体の不一致：科学的根拠の一般性が成立しない

物理学が扱う物質の最小単位である素粒子をはじめ、原子、分子には個性はなく、それらの振舞いは一様である。人は無個性ではない。ところが、人文・社会科学が人を対象に統計を取るとき、人の個性を無視するということが行われる。確かに、ある人の個性や属性を網羅しそれらの中身を記述・定義することは不可能であるため、それらを無視し無数の人を集めた仮想的集団を母集団(population)として、注目する変数の期待値と分散を求めることで人のある状態を記述しようと試みる。しかし、そのようにして集められたデータは全体と部分が必ずしも一致しないことをわれわれは経験的に知っている。

Robinson (1950) は、識字率と貧困の関連について、全体の相関と部分ごとの相関では逆になる現象を見出し、これを生態学的誤謬(ecological fallacy)と呼んだ。つまり、部分の結果と全体の結果は必ずしも一致しないのである。2変数の間に因果関係がある場合とは、2変数の間に確かな因果関係がある場合と、その2変数と因果関係がある第3の変数、交絡変数(confounding variable)の存在が考えられ、2変数間に見出さ

れた相関は疑似相関(spurious correlation)ではない。因果関係を特定するうえで問題となるのは、既知の背景知識が諸々の交絡変数を網羅し尽くしているとは考えにくいことである。

全体での結果と部分ごとの結果は必ずしも一致しないという事態は、実践科学に深刻な課題を突き付ける。科学的根拠に基づく実践(EBP: Evidence Based Practice)では採用する根拠いわゆるエヴィデンスの一般性が高ければよいとされる。RubinとBellamy(2012:57-63)は、EBPが採用する科学的証拠のタイプについてその一般性と信頼性に基づき、①系統的文献展望とメタアナリシス(Systematic review and meta analyses)、②マルチサイト無作為抽出実験(Multisite randomized experiments)、③無作為抽出実験(Randomized experiment)、④疑似実験(Quasi-experiments)、⑤単一事例実験(Single-case experiments)、⑥相関研究(Correlational studies)、そして⑦その他として、逸話による事例報告(Anecdotal case reports)、統制群なしの事前事後比較研究(Pretest/posttest studies without control groups)、要支援者(以下、クライアントとする)の処置中/後経験の質的記述(Qualitative descriptions of clients experiences during or after treatment)、「何が助けになるか」に関するクライアントを対象とした調査(Surveys of clients what they think helped them)、「何が効果的か」に関する支援者を対象とした調査(Surveys of practitioners what they think helped them)の順に序列化している¹⁰⁾。

しかしながら、最上位に位置付けられる系統的文献展望とメタアナリシスの結果により、一般性が高いと判断できそうなエヴィデンスであったとしても、結局のところそれも斉一性原理を前提としている。実験が如何に広範な背景知識のもとで実施されようとも、それは局所的探究に他ならない。つまり、実験が行われる「場所」、「時間」、そして実験に携わる者、つまり、認識主体は限定

される。実験の内的妥当性の担保はもちろんのこと、通常は複数回の追試が行われ、大前提となる斉一性原理を採用して初めて実験結果の一般性が主張される。RubinとBellamy（2012：61）は系統的文献展望、メタアナリシス、そしてマルチサイト無作為抽出実験により一般化可能性の高いエビデンスにアクセスできるとするが、今まさに支援が実施される場面の局所性は、それらエビデンスに付随する「場所」、 「時間」、そして「認識主体」の局所性とどの程度同質なものであるかは不明である。

4. 「驚くべき事実」からの推論：アブダクションによる仮説形成

仮説等の命題の真偽の判定、つまり信念の正当化 (justification of belief) が演繹的手続きによるとすれば、斉一性原理を前提とする帰納が信念としての理論などの知識を正当化することはできない。しかし、Reichenbach (1949：225-246) は、帰納が信念の正当化には不十分であることは認めるが、実践の正当化 (pragmatic justification of induction) までは否定しない¹¹⁾。Hume (= 2011) の言う通り帰納が妥当であるとの論証は不可能であることを認めつつ、仮にさまざまな代替の非帰納的予測方法 (たとえば、直観、神の啓示、透視などの超常的な能力、または反帰納的方法など) が存在し、帰納が全ての利用可能な競合する他の予測方法のなかで「最良の代替手段」であることを示すことができれば、帰納を正当化できるとして、次のように結論付ける。「もしわれわれが将来起こることに関する真理を知っていないとすれば、われわれは真理の代わりにわれわれの最善の措定 (posit) を採用するであろう。措定というものは、真理が得られない場合の、行動の道具である。帰納の正当化とは、帰納がわれわれに知られる限りでの最善の道具である、という点である」 (Reichenbach 1949：242-243)¹²⁾。

Reichenbach は経験、すなわち、観察事実から

学ぶ帰納が推論の最善の道具としてその実践的な効用を示そうと試みた。演繹が前提の正当性を明らかにする一方で、帰納は前提となる観察された事実群のなかに見出される共通の一般則を推論する、つまり、帰納はその前提を拡張する機能を持っている (Misak 2013：47, 米盛 2007：33)。既存の知識の拡張、つまり、われわれがこれまで観察したことのないものへの推論やこれまでに遭遇したことはないけれども、現実にある特定の場所と時間において局所的に観察された驚くべき事実について、われわれは新たな発見へとつながる有力な仮説を必要とする。それには、われわれの世界に対する信念に新たな観念 (new ideas) の導入が必要となるわけであるが、それを可能にする推論法はアブダクション (abduction) に他ならない (Misak 2013：48)。Peirce (1903：231) は、演繹と帰納に代わる仮説形成法であるアブダクションを提唱し、次のように定式化した：

「驚くべき事実」 E は、それを説明する仮説、説明仮説 (explanatory hypothesis) H によって説明可能であれば、 E が起こったのは H であると推測できるというものである¹³⁾。

推論式	翻訳
E	「驚くべき事実 E がある」 (The surprising fact, E , is observed.)
$H \supset E$	「しかし H ならば、 E である」 (But if H were true, E would be a matter of course.)
$\therefore H$	「よって、 H である」 (Hence, there is reason to suspect that H is true.)

たとえば、ある日の夜半、マンションの一室から二人の子どもの泣き声が数時間にわたって響きわたった。泣き声を聞いた住人らは、「二人の子どもの夜半に数時間にわたって泣くこと」 E についてその因果関係について、「二人の子どもの保

護者が数時間にわたって不在であり、そのことに恐怖と不安を感じた二人の子どもが泣いている」 H と仮説を立てる。そして、 H が E を説明できるのであれば H が推測されるという具合である。

推論式	翻訳
E	「マンションの一室から夜半数時間にわたり二人の子どもの泣き声が聞こえる」
$H \supset E$	「保護者が不在ならば、二人の子どもの泣き声が聞こえるのは当然である」
$\therefore H$	「よって、保護者は不在である」

では、説明仮説 H はどのように形成されるのか。Peirce (1877:3)は、「推論の目的とは、われわれが既に知っている事柄の考察から、われわれが未だに知らない事柄を見いだすことである」¹⁴⁾(筆者訳)と述べる。つまり、今現実に行っている出来事 E の因果もしくは機構を説明するような説明仮説 H は、認識主体がそれまでに獲得した「背景知識」(background knowledge)全体の精査によって見出すことなのである。

「背景知識」は「可能知識」¹⁵⁾に対して拡張を続けるものの、それに達することはない。「仮説」は「背景知識」の考察により未知の事柄を見出すことにより生成される。「背景知識」に含まれる個々の知識間の関連や可能な組み合わせから創発される「仮説」は「背景知識」の範疇を超え、検証により知識として受容されれば「背景知識」として組み込まれそれを拡張する資源となる。

アブダクションは、結果から原因を推論する遡及推論であり、これは論理学で言うところの後件肯定の誤謬 (fallacy of affirming the consequent) を犯している。しかしながら、われわれは思いがけない出来事(結果)に出くわした際には、何故そのようなことになったのかその原因に思いを巡らせ、説明可能な仮説を形成する。クライアントの生活問題や危機に端を発し、その背景についてアセスメントを通じて生活問題の原因に関する仮説を形成し介入を行うソーシャ

ルワークは遡及推論を自然に実践へと導入してきた。

5. 経験的証拠による説明仮説の確証：ベイジ主義による学習

確率の遡及的計算は、Peirceのアブダクションが知れ渡る以前の18世紀にはBayes, T.¹⁶⁾によって定式化されていた。Bayesによって示されたベイズ確率は、伝統的な科学的推論における「帰納によって学習する」とは何かを理解するうえで一石を投じた(Sober 2008:20)。科学的推論において経験的証拠(empirical evidence)による仮説の確証作業(confirmation of hypothesis)は最も重要な要素であるが、ベイズ確率は遡及的に経験的証拠から仮説 H の確率を算出できることを次式の通り示した¹⁷⁾。

$$P(H|E) = \frac{P(E|H)P(H)}{P(E)} = \frac{P(E|H)P(H)}{P(E|H)P(H)+P(E|\neg H)P(\neg H)}$$

「夜半、マンションでの子どもの泣き声」の例をさらに拡張し、仮説 H の確率を求める。マンションの管理人は住人からの「子どもの泣き声」に関する苦情を受け、 E ：「夜半に子どもの泣き声がする」という部屋に関する調査を管理人は日誌とマンション玄関に設置した監視カメラのデータ過去100日間に遡って精査した。管理人日誌記録から当該の部屋から「夜半、泣き声がする」 E という苦情が確認できた頻度は20回、監視カメラのデータから当該の部屋の「夜半、親は不在」 H があったのは30回であった。なお、 E の20回のうち5回は親の外出は確認できなかった(すなわち、 $\neg H$ である)。調査の結果、表1の通りの集計表が作成された¹⁸⁾。集計表の周辺確率(marginal probability)の $P(H)$ あるいは E かつ H の同時確率(simultaneous probability)

$P(E \cap H)$ によって説明仮説 H を確証すればよいというものではない。 E のもとでの H の事後確率 P を先の式に基づいて算出する。結果は、 E のもとでの H の事後確率 $P(H|E) = .75$ となり、 E のもとでの H の否定（つまり、 $\neg H$ ）の事後確率 $P(\neg H|E) = .25$, $P(H|E) > P(\neg H|E)$ となる。本来、仮説 H の確率 $P(H) = .3$ であったから E のもとでの H の事後確率 $P(H|E) = .75$ は 2.5 倍高いことになる。これにより、マンションの管理人は再び「夜半、泣き声がする」 E に出くわした際には、それを深刻に受け止め、「夜半、親は不在」 H について $\neg H$ よりも高い確証を得ることになる¹⁹⁾。

表1 HとEの分割表

	H	¬H	計
E	15 (.15)	5 (.05)	20 (.2)
¬E	15 (.15)	65 (.65)	80 (.8)
計	30 (.3)	70 (.7)	100 (1)

() 内は相対頻度

6. 局所的仮説形成とその局所的一般化

斉一性原理が成り立たない以上、われわれに残された対処は科学的仮説の一般化を放棄し、斉一性原理の及ぶ領域である「空間」, 「時間」, そして「認識」に局所的制約を課すことである。つまり、「無限空間」(infinite space) は「有限空間」(finite space) に、「無限時間」(infinite time-period) は「有限時間」(finite time-period) に、そして「あらゆる認識主体」は「有限時空に存在する認識主体」にその範囲を限定、局所化(localization)することである²⁰⁾。図1に「空間」 S , 「時間」 T , 「認識」 A の関係を示した。

認識主体の全体集合 A (図1後方の大きな平行四辺形) は、 T と S とによって張り出される「時空」($T \cap S$: 「 T かつ S 」) に依存する。ある認識主体 a_i は有限な「時空」でしか存在できない。つまり、前提条件である有限時空 $P(T[t_a, t_b] \cap$

$S[s_a, s_b])$ のもとで認識主体の部分集合 a_i は $\{a_i \in A \mid P(T[t_a, t_b] \cap S[s_a, s_b])\}$ (つまり、有限時空に存在する a_i は図1後方小さな平行四辺形) と表現でき、図1の認識主体 a_i の認識対象である世界——有限時間 $a \leq T \leq b$ と有限空間 $a \leq S \leq b$ によって張り出されている平行四辺形——局所的時空 (LST: local space-time) は $\{T[t_a, t_b] \cap S[s_a, s_b] \in S \cap T \mid P(a_i \in A)\}$ (図1手前小さな平行四辺形) と表現でき、この二つの空間の積からなる空間 (図1の中央の立方体) を局所的認識空間 (LES: local epistemic space) と呼ぶこととする²¹⁾。

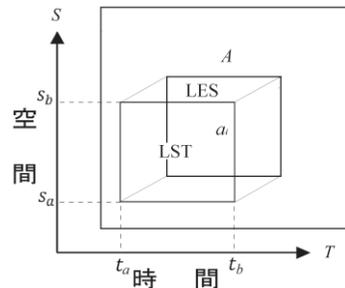


図1 局所的時空と局所的認識空間

当然のことながら、ある認識主体 a_i が遭遇する「驚くべき事実」 E とそれを説明する仮説 H も LES に拘束される。つまり、「驚くべき事実」 E は、局所時空 LST で起こり、それを目撃もしくは経験できるのは LST に存在する認識主体 a_i だけである。これをアブダクションの推論式に当てはめると次の通りである。

推論式	翻訳
$E \cap C$	「時間 $(t[a, b])$, 空間 $(s[a, b])$, 認識者 (a_i) のもとで、 E が観察された。」
$H \supset E \cap C$	「しかし H ならば、 C のもとで E である」
$\therefore H$	「よって、 H である」

なお、前提条件(Conditions) $C = \{T[t_a, t_b] \cap S[s_a, s_b]\} \cap a_i$ とする。

なお、前提条件 C に拘束されている E に関する

る仮説 H の事後確率は、

$$P(H|E \cap C) = \frac{P(E|H \cap C)P(H|C)}{P(E|C)}$$

$$= \frac{P(E|H \cap C)P(H|C)}{P(E|H \cap C)P(H|C) + P(E|\neg H \cap C)P(\neg H|C)}$$

で求めることができる²²⁾。

「夜半、マンションでの子どもの泣き声」の例に則して LST における仮説形成の実際を追うと、まず「二人の子どもの泣き声」 E は局所的時空 LST (ある日の夜半のあるマンション) で起こる。次に、 E を経験（「二人の子どもの泣き声」を聴くこと）ができるのは、その日のその時間に同じマンションに居た住人らだけと考えられる²³⁾。泣き声を聞いた住人は、利害関係者（マンション管理者や他のマンション住人など）と E 問題について共有し、 E について H が説明に成功すれば、LST にいる複数の認識主体の内輪で H は正当化されるのである²⁴⁾。ここには、「認識論的共同体」もしくは「知識共同体」(epistemic community) と呼べるような共同体が形成される。

推論式	翻訳
$E, [LST \cap a_i]$	「ある夜半にマンション (LST) の一室から二人の子どもの泣き声を住人 a_i が聞いた」
$H \supset E$	「保護者が不在 (H) ならば、二人の子どもの泣き声が聞こえる (E) のは当然である」
$\therefore H$	「よって、保護者は不在である H 」

説明仮説 H は E を説明するために形成されたものでありそれ以上のものではない。しかしながら図2のように、認識主体 a_i は LST 内で E と条件の相当 (conditional equivalence) な E_i に遭遇することはありうる²⁵⁾。認識主体 a_i は、過去に説明仮説 H が E の説明に成功したことを知っているので E_i の説明仮説の候補として H を立てるのは自然である。そして、仮に H が LST 内で一般化可能性が増すとすれば、Reichenbach の枚举

的帰納による H の局所的な正当化を援用し、局所的一般化可能性 (local generalizability) を追求することは認識主体 a_i においてのみ可能となる。

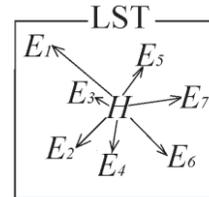


図2 仮説 H と E_i

「夜半、マンションでの子どもの泣き声」の例が示すように、LST は認識主体 a_i が存在できる時間幅の制約下における特定の施設、場所、地域、国、そして組織や集団のように人からなる標本空間でもかまわない。要するに、時間的に有限な存在である人間の限られた生活圏で起こる E は、そもそも LST 内という特殊な状況下で起こり、それを説明する H が他所にも及ぶと推測する根拠は何処にもない。 E の説明仮説 H は、局所的なものでかまわないのである。

以上を整理すると、

- (1) E は、時間幅 $T[t_a, t_b]$ と空間幅 $S[s_a, s_b]$ かならなる局所的時空 LST の存在する認識主体 a_i によってのみ発見される。
- (2) E の説明仮説 H は、 $T [t_a, t_b]$, $S [s_a, s_b]$, そして認識主体 a_i の3条件に拘束される。
- (3) 複数の認識主体 a は、知識共同体を形成する。
- (4) LST において、認識主体 a に発見された E に似ている事象 E_i について、説明仮説 H が説明可能性 (accountability) を持つことは否定されない。つまり LST において認識主体 a_i が H の検証を逐次試行し、 H が E とそれに似ている事象 E_i の説明に成功するほど、LST 内での H の局所的一般性は増す。

7. ソーシャルワーク研究における局所的仮説形成の認識とそのアプローチ

ソーシャルワークは、「その使命と実践家の優先順位を方向づける一連の基本的な価値体系に深く根ざしている」(Reamer 2013: 3)²⁶⁾のであり、認識論的・方法論的論争を超越する方針を見出す動機付けが既に与えられていると考える。しかしながら、米国におけるソーシャルワークの介入研究 (intervention research) に注目するならば、実証主義に依って立つ EBP 研究が台頭しており、これでも満足できない Brekke (2012: 456) は、「ソーシャルワークの科学化」は、精神医学と心理学に比して大きく水をあけられており、その失敗の原因は、ソーシャルワーク関連の査読付き雑誌の数の少なさとそのインパクトファクター (impact factors) の貧弱さにあると現況を憂いているほどである。

Garrow と Hasenfeld (2015: 2-5) は米国のこの状況について、ソーシャルワーク本来の使命と相反する事態であると警告する。ソーシャルワークの使命とは、抑圧、搾取、不平等の原因を特定しこれと闘い、生活者に困難をもたらす諸条件を社会から取り除き、社会権を擁護することであるにもかかわらず、政府が助成する研究は、研究課題と採用が期待される研究設計と研究法を限定してしまうという懸念を孕んでいる (Garrow and Hasenfeld 2015: 1)。たとえば、公的扶助依存について、助成主体の政府自らがこれを定義し、公的扶助依存の研究に助成するということが行われている。公的扶助を必要とする背景には、抑圧、搾取、不平等の背景に政治的要素が含まれているにもかかわらず、政府助成による研究ことはそもそもソーシャルワーク本来の使命とどのようにして折り合いをつけることができるのかという批判である (Garrow and Hasenfeld 2015)。

さて、局所的仮説形成は、帰納推論の一形態であるアブダクションにコミットしている一方で、同時に斉一性原理を否定するため、一般性を追求

する実証主義の構想には与しない。つまり、仮説の確証・反証が示すのは、実証主義の「仮説の正当性を示すこと」とは異なり、確証されたかのようにみえる仮説であっても「それ (知識) は誤りを孕んでいる」という可能性を排除しない可謬主義 (fallibilism)²⁷⁾ に立つのであって、「誤り」とは仮説が実在と対応しないことを指す。「誤り」が仮説そのものに見いだされることがある一方で、仮説の確証作業の手続きとしての研究設計とそれに含まれる、実験を含む量的方法、質的方法、混合研究法等の方法論やデータ収集・分析等の手法に由来することもある。

局所的仮説形成に依って立つ仮説の確証・反証についての判断は、科学者のみならず科学知識の門外漢である他の利害関係者との合意を要請する。提出された証拠とそれが見出されたプロセスと証拠能力を検討する責任は全ての利害関係者にあり、当事者の訴えと了解を重視するソーシャルワークはこの要請を当然受け入れるべきである。そして、科学者と当事者の間にある科学に関する知識の格差、つまり、知識量の非対称性を理由に提出された証拠の評価とそれに基づく判断と意思決定において当事者を排除しないという原則に立つのであれば、仮説の確証・反証作業では一意的に基礎づけられ、同時にその使用が強制される一元的方法とアプローチであるよりも多元的であることが望ましい。

Rubin と Bellamy (2012) は、EBP が採用する証拠について、それら証拠の証拠能力としての一般性・信頼性を評価しているわけであるが、それら証拠がもたらす研究設計と研究手法について特定のものを排除しているわけではない。そもそも、研究設計と研究手法の選択は、研究課題の性質と研究者自身の個人的経験や研究対象者に基づくものである (Creswell and Creswell 2018: 3)。つまり、どの方法とアプローチが提出した証拠がより妥当で信頼できるかの判断は、利害関係者ら認識主体間の批判的検討と合意によって決着すると考える²⁸⁾。

この合意の決着は、局所的な一般性と密接に関わるものである。斉一性原理は、誰もそれを確認できないという事実において、「(永遠なる)神は存在する」という形而上学的命題と同等である。よって、われわれが証拠の一般性を語る時、それは認識主体が経験できる時空の範囲を限定する他ない²⁹⁾。しかしながら、自然科学の殆どの領域で一般性追求は放棄されていない。一部、情報科学など局所性 (locality) 解析を推奨する向きもあるが、局所的な仮説もしくは理論として当初から一般性の放棄を謳うアプローチは皆無に等しい。

ある事象の相対頻度の極限值を確率と見做す Reichenbach の構想は、斉一性原理の破綻とともに崩れる。しかしながら、局所的な時空における認識主体の経験、つまり、試行とその結果に対する解釈と判断は有限回に留まる一方、それを経験可能な確からしき、たとえば確率に置き換えるならば常に更新が許される相対頻度ということができる。ある仮説に関するある証拠に対抗する証拠は複数同時に存在する可能性は常にあるものの、やはり、それら証拠群について利害関係者による批判的検討と合意により決着する他ないのであり、援助に資することを目的とする実践科学としてのソーシャルワークには当然向き合うべき課題なのではなかろうか。

8. 結語：局所的仮説から局所実践理論へ

国際ソーシャルワーカー連盟 (IFSW : International Federation of Social Workers) はグローバルソーシャルワークの定義³⁰⁾のなかで、「[……] 従来のソーシャルワーク理論 (theories of social work), 社会科学 (social sciences), 人文科学 (humanities) そして特定地域住人にまつわる固有の知識 (indigenous knowledge) によって支えられる」(筆者訳) とし、ソーシャルワークの学際色豊かな背景知識を示した。注目したいのは、多様性の重要性が広く共有される今のソーシャルワーカーには特定地域住人にまつわる固有

の知識の利用を要請していることである。

ソーシャルワークに限らず、実践あるところには「現場固有の知」はつきものであり、それなりの長い歴史を持つ現場には、実践にまつわる暗黙に使用・共有・継承される知識群が存在する。実践の成否という経験から、実践のどの要素が有効か否か、ある程度の時間をかけて蓄積され、その習熟がその現場における職人、エキスパートを育てるのである。「現場固有の知」にそのような利がある一方で、それらは透明性と説明可能性に乏しいアート (arts), スキル (skills), そしてテクニク (technics) に過ぎず、決して科学的知識といえるものではない。

「現場固有の知」に言語化と仮説 (命題) 化を施し、統制された方法によりそれを検証し、科学的知識へと精錬する必要がある。ここで言う統制された方法とは、より信用度 (たとえば、客観性) の高い方法ということではなく、秘匿性の解消された透明性のある方法と手続き (transparent methods and procedures) を指す³¹⁾。

「現場固有の知」が科学的知識として昇華されるまでの一連の過程、つまり、①実践現場で経験される事実としての質的・量的データの収集、②データ分析と結果の解釈から得られる有意味な情報の抽出、③その情報を利用する利害関係者らが共通に認識・理解に到達するまでの作業が外からも見通せる限りにおいて、常に特定の方法を採用するというのではなく、それぞれの実践現場のコンテキストに照らして利害関係者らによる批判的議論と合意のうえ決定されるべきである。そうすることで、「知識の一般化」を放棄したとしても、現場という局所的な時空で発生する現象を理解するための仮説形成を促し、ひいてはより有効な実践を導く実践理論・モデルの構築へとつながると考える。

注

- 1) 母集団とは、科学が対象とする事物の全体の集団である。

- 2) Reichenbach (= 1954 : 3-4) は, (1)「知識の本質は一般化にある」, (2)「一般化は, 科学である」, (3)「一般化, 説明ということの本質である」と述べる.
- 3) 広義には類推 (analogy), アブダクション (abduction) も帰納法に分類されることがある. アブダクションを提案したパースはこれを否定している (米盛 2007 : 85).
- 4) 観察された個別事実によって前提である一般命題が暫定的に真とされるが, このような経験的事実の積み重ねが一般命題の正当化を可能にするならば, それは帰納法と機構を取り込んでいることともいえる.
- 5) たとえば, 特殊相対性理論の光速不変の原理について説明が要請されることはないし, 全ての観測系から光速が不変なのか解明されていない.
- 6) Hume (= 2011) 第3部6節で「帰納の問題」が論じられている.
- 7) 前掲書で Hume は, 「自然の斉一性」にも言及している. 斉一性については, 上田 (1956) が詳しい.
- 8) Hershel (1830) にとって科学の目的は, まず現象の説明を与えること, すなわちその原因を明らかにすることであり, それが無理な場合にはそれと類似する他の現象とともにある法則へと一般化することであるとしている.
- 9) 野家啓一 (2008) が詳しい.
- 10) ②から⑥はいわゆる量的研究 (quantitative research) を指しており①は原則それら量的研究の系統的文献展望とメタアナリシスによる証拠を指す.
- 11) Reichenbach は, 枚挙による帰納法 (enumerative induction) の正当化を試みた. 確率をある事象の相対頻度の極限值とし, それ自体は観察できないものの, とりあえず枚挙による帰納法によって推測を行いそれがわれわれ認識主体からみて上手くいけばそれでよいとする.
- 12) 「措定」とは, ある命題を, 推論によらず任意の仮定として直接的に肯定すること.
- 13) 遡及推論, リトロダクション (retroduction) ともいう. 遡及推論は, アリストテレスの分析論前書に紹介されているがパースがそれを典拠としたかは不明である.
- 14) 原文: 'The object of reasoning is to find out, from the consideration of what we already know, something else which we do not know.'
- 15) 可能知識とは, 認識主体がこれまでに獲得した背景知識に加え, 未来獲得する可能性のある未得の知識を含む. よって, 可能知識 > 背景知識という関係になる.
- 16) ベイズ定理 (Bayes Theorem) を発見した英国長老派の牧師. 彼の死後にリチャード・プライス (Price Richard) によってベイズの定理は世に発表された. その仕事は Laplace, P. によって受け継がれた (Stiger 1986 : 98-103). しかしながら, 確率論・統計学においては頻度主義 (frequentism) が大勢を占め 20 世紀に入るまで正当な評価を受けてこなかった.
- 17) $P(H)$ は H の事前確率, $P(E|H)$ は尤度である. 多くの場合, 事前確率 $P(H)$ が予め判明していない. より一般的に,

$$P(H_i | E_j) = \frac{P(E_j | H_i)P(H_i)}{\sum_{i=1}^k P(E_j | H_i)P(H_i)}$$
と表記されることもある.
- 18) \neg は否定を表し, $\neg H$ は「夜半, 親は在室」, $\neg E$ は「夜半, 子どもの泣き声はしない」を示す.
- 19)
$$P(H | E) = \frac{\frac{15}{30} \times \frac{30}{10}}{\frac{20}{10}} = \frac{.5 \times .3}{.2} = .75$$
- 20) 有限時間 (の閉区間) $a \leq T \leq b = T[t_a, t_b]$ かつ有限空間 (の閉区間) $a \leq S \leq b = S[s_a, s_b]$ からなる有限時空 $T[t_a, t_b] \cap S[s_a, s_b]$ に局所化し, その時空においてのみ存在する認識主体 (の部分集合) を $\{a \in A | P(T[t_a, t_b] \cap S[s_a, s_b])\}$ と限定する (なお, $a \in A$ は「 a は集合 A の元」, $P(a)$ は a の確率ではなく「前提条件 (a)」を, \cap は「かつ」を表す). 時空の1点は空間的位置と時刻によって特定される. 空間は3次元空間であるが便宜的に1次元で表現している.
- 21) 時空は, 認識主体によって認識される対象である. 特に, LST は認識主体 a_i による局所化によって定義される時空である.
- 22) 証明: $P(H) \neq 0$ のとき, $P(E|H) = P(E \cap H) / P(H)$ である. よって, $P(H | (E \cap C)) = P(H \cap (E \cap C)) / P(E \cap C)$ である. $P(H \cap (E \cap C)) = P((H \cap E) \cap C) = P(G)P(H \cap E | C) = P(C)P(E | C)P(E | H \cap C)$ と変形できるので, $P(E \cap C)$ も $P(C)P(E | C)$ と変形できる.
- 23) そもそも, 認識主体 a_i の存在なしに E が起こったことを誰も知ることができない.
- 24) ここには, 「認識論的共同体」もしくは「知識共同体」 (epistemic community) と呼べるような共同体が形成される. Haas (1992 : 3) は「知識

共同体」を, [An epistemic community is] “a network of professionals with recognised expertise and competence in a particular domain and an authoritative claim to policy relevant knowledge within that domain or issue-area.” (Haas 1992 : 3) と定義し専門家集団のネットワークに限定した. Muller と Fox (2001) は, ある知識 (ここでは問題解決に関する事柄) の進行と正当化のプロセスの様は共同体間で異なり, それは各共同体の置かれた状況とそれに対する固有な社会的習慣・実践 (social practice) に依るとしている.

- 25) E と条件的相当な E_i とは, 同じ LST 内で同じ認識主体 a_i によって発見された, 似たような事象を指す. LST 内で起こる E と E_i は, 時間 ($t[a, b]$), 空間 ($s[a, b]$), そして認識主体 a_i の条件を同様に満たしていることを示す. H が E を説明可能であれば, H の E_i に対する説明可能性も否定できない.
- 26) 原文は, “Social Work is deeply rooted in a fundamental set of values that ultimately shapes the profession’s mission and its practitioners’ priorities.”
- 27) Popper, K. R. の専ら反証に重きを置く反証主義を支える可謬主義とは異なり, 確証 (confirmation) を認めるものである.
- 28) Peirce は科学者の合意によって収束するという楽観的な考えを持っていた (Peirce 1878 : 139).
- 29) 多宇宙説 (multiverse) では宇宙ごとに異なる物理定数, 素粒子の種類が存在すると予測する.
- 30) IFSW によるグローバルソーシャルワーク (global social work) の定義は次の URL で各国の言語で確認できる. <https://www.ifsw.org/what-is-social-work/global-definition-of-social-work/>
- 31) 秘匿性に主観 (的作業) は含めない. 頻度主義による統計的仮説検定の有意水準の設定も, 質的・量的データ分析の結果から有意な情報を抽出する作業としての解釈からも主観を排除することは困難であり, 主観の導入について実用的説明をするほかない. 可謬主義に立てば, 推論における前件肯定の前提も, 結果から遡及される結論も実在を正しく描像しているという保証は何処にもない. 知識生成における主観の導入は, 暫定的に認識主体の認識力不足を補う機能を持つのであって, その用いられ方は, 新たな証拠の登場によって常に修正される.

引用・参考文献

- Agnew, Elizabeth N. (2004) *From Charity to Social Work: Mary E. Richmond and the Creation of an American Profession*, University of Illinois Press.
- Αριστοτέλης (?) *Αναλυτικων πρότερον*. (= 2014, 内山勝利・神崎繁・中畑正志編『分析論前書 分析論後書 (新版 アリストテレス全集 第2巻)』岩波書店.)
- Brekke, John S. (2012) Shaping a Science of Social Work, *Research on Social Work Practice*, 22 (5), 455-64.
- Creswell, John W. and Creswell, John D. (2018) *Research Design: Qualitative, Quantitative, and Mixed Methods Approaches*, SAGE Publications.
- Garrow, Eve E. and Hasenfeld, Y. (2015) The Epistemological Challenges of Social Work Intervention Research, *Research on Social Work Practice*, 27 (4), 1-9.
- Haas, Peter M. (Winter 1992). “Introduction: Epistemic Communities and International Policy Coordination”. *International Organization*, 46 (1): 1-35.
- Herschel, J.F.W. (1830) *A Preliminary Discourse on the Study of Natural Philosophy*, Routledge/Thoemmes Press Reprint 1996.
- Hugh, Miller T. and Fox, Charles J. (2001) ‘The Epistemic Community,’ *Administration & Society*, 32 (6), 668-685.
- Hume, D. (1739) *A Treatise on Human Nature*. (= 2011, 木曾好能訳『人間本性論 (第1巻) 知性について』法政大学出版局.)
- 伊佐敷隆弘 (2011) 「自然の斉一性について」『宮崎大学教育文化学部紀要 : 人文科学』24, 1-24.
- Misak, Cheryl (2013) *The American Pragmatists* (The Oxford History of Philosophy), Oxford University Press.
- 野家啓一 (2008) 『パラダイムとは何か—クーンの科学史革命』講談社学術文庫.
- Peirce, Charles S. (1931) *The Collected Papers of Charles Sanders Peirce*, Volume I-VI. Harvard University Press, Cambridge, Mass.
- Peirce, Charles S. (1877) The Fixation of Belief, *Popular Science Monthly*, 12, 1-15. (= 2014, 植木豊訳「第6章 信念の確定の仕方」『パース, ジェイムズ, デューイ プラグラマティズム古

- 典集成』作品社。)
- Peirce, Charles. S. (1878) How to Make Our Ideas Clear, Nathan Houser and Chritian Klosel ed. The Essential Peirce Volume I, Indiana University Press, 124-141.
- Peirce, Charles. S. (1903). Pragmatism as the Logic of Abduction, the Peirce Edition Project. ed. The Essential Peirce Volume II, Indiana University Press, 226-241.
- Reamer, Frederic G. (2013) *Social Work Values and Ethics, 4th Edition*, Columbia University Press.
- Reichenbach, Hans (1949). *The Theory of Probability: An Inquiry into the Logical and Mathematica Foundations of the Calculus of Probability*, University of California Press.
- Reichenbach, H. (1951) *The Rise of Scientific Philosophy*, University of California Press. (= 1954, 市井三郎訳『科学哲学の形成』みすず書房。)
- Robinson, W. S. (1950) Ecological correlations and the behavior of individuals. *American Sociological Review*, 15, 351-57.
- Rubin, Allen and Bellamy, Jenifer (2012) *Practitioner's Guide to Using Research for Evidence-Based Practice 2nd Edition*, Wiley.
- Sober, E. (2008) *Evidence and Evolution: The Logic and Behind the Science*, Cambridge University Press, Cambridge.
- Stiger, Stephen M. (1986) *The History of Statistics: The Measurement of Uncertainty before 1900*, Belknap Press.
- 上田大介 (1956) 「自然界は一様であるか？」『科学基礎論研究』2 (2), 29-33.
- 内井惣七 (1995) 『科学哲学入門：科学の方法・科学の目的』世界思想社。
- 米盛裕二 (2007) 『アブダクション：仮説と発見の論理』勁草書房。

A Study on formalizing local hypotheses and its local generalizability: Toward the formulation of local theories and models in Social Work

Jung Won LEE

School of Policy Studies, Kwansai Gakuin University

The extent to which evidence can be generalized affects the accountability of the practice. If accountability allows stakeholders to justify a practitioner's practice, "generalizing evidence" is a natural demand for social work. However, we never know how to confirm the generalization of hypotheses/theories and the effects of practices in social work that work with diverse clients and deal with fluid societies. Insisting on the demand for "generalizing evidence" might hinder the activation of social work research. Hypotheses and theories about social work practice should be derived from the individuality of those needing support and the unique backgrounds inherent in their limited local sphere of living, and based on the actual situation of practice and the background unique to the region, which leads to the formation of knowledge on practice. In this paper, by sorting out the basic problems of deduction and induction in hypothesis formation, the reasons why the generalization of evidence does not hold, and the rational reasons why general hypotheses are not necessary in the first place, we aim to show the framework of local hypothesis formation and its concrete examples.

Key words: social work research, uniformity, abduction, Bayesian inference, local hypotheses, epistemology

書評

西崎緑著

『ソーシャルワークはマイノリティをどう捉えてきたのか—制度的人種差別とアメリカ社会福祉史』

A5判／292頁／定価5,000円＋税／勁草書房，2020年

陳 礼美

横浜市立大学教授

1. はじめに

アメリカのソーシャルワーク史では、慈善組織協会（COS）やセツルメント運動による専門的支援、障がい者の権利やノーマライゼーションへの功績、社会変革への闘いといった項目が挙げられるが、本書は、こうした支援者の歴史ではない、支援される当事者の視点に立った斬新な内容となっている。ソーシャルワークが黙殺した、主に黒人に対する制度的人種差別を解説し、その理由を膨大な史料を用いて解明した貴重な研究書である。

2. 歴史を通して黒人への制度的差別を知る

アメリカでの黒人への暴力に関するニュースは、日本でも頻繁に取り上げられている。2013年、「ブラック・ライブズ・マター」のハッシュタグ・キャンペーンにより、制度的人種差別への反対運動が広がった。2012年にトレイボン・マーティンさんが自警団員のジョージ・ジーマーマンに射殺され、ジーマーマンが正当防衛を理由に無罪となったことへの糾弾として始まった運動である。警官による黒人への暴力も続いており、2020年にミネアポリスで白人警官デレク・ショーヴィンが、ジョージ・フロイド氏の首を押さえつけて殺害した事件は記憶に新しい。

こうした黒人への不正と暴力は、今に始まったわけではない。本書の著者は、「偏見・差別によって自由・平等の市民権が実質化されないばかりか、生命の危険にさえ晒されたマイノリティの人々は、植民地時代から今日まで形を変えながら存在している」（p. 10）と「序章」で述べている。

第1章では、1619年、オランダ人からヴァージニア入植者に労働力として20人の黒人が売られて以来、制度的差別が根付いたことが説明されている。また、「キリスト教は神の前での平等をその教義としているが、植民地時代から今日まで大多数の米国人は、神の前での平等はこの世での平等を意味するものではない、という考えを受け入れてきた」（p. 14）。このため、黒人奴隷は「神に仕えるのと同様、地上の主人に忠実であれ」（p. 18）と白人の主人に仕えるよう求められた。

連邦政府からの離脱を求める南部州の阻止が目的だった南北戦争では、北部州は、民衆の支持を得るために奴隷解放を大義名分として掲げた。最終的にリンカーンが奴隷解放宣言を発布したものの、黒人に対する暴力は終わらなかった。

第2章では、初期のソーシャルワークが黒人への不当な扱いを黙認した様子、その理由が説明されている。ソーシャルワークの萌芽期は19世紀後半、中欧・南欧系移民の増加に伴い、労働・生

活環境の改善を目指してCOSやセツルメント運動が生まれた時代であるが、黒人への支援はほとんどなかった。黒人が「救済や慈善を与えてもその価値を理解できない」(p. 47)と考えられていたためである。

もう一つ、ソーシャルワークの成立過程にも問題があった。1915年、全米慈善矯正会議で、A.フレクスナー博士による「ソーシャルワークは専門職か?」という講演があったが、ここで目標とされたソーシャルワークは、科学的研究に基づいた「権威ある専門職」(p. 55)で、移民家族の窮状や子どもの問題のみを扱い、黒人やアジア系移民のような集団への憎悪、暴力を取り扱うものではなかった。

第3章では、大恐慌を機に、福祉国家形成に向けて連邦政府が大きく動いた時代について記述されている。ニューディール事業の一環として、1935年には社会保障法が成立し、ソーシャルワークにも、公的扶助を支援する専門的技術やスキル向上が求められた。第一次大戦中の兵士やその家族の支援、中流階級家庭のケアや支援も求められるようになり、専門領域が拡大された。

ただ、ここでも黒人は対象とならなかった。連邦緊急救済局内に黒人専門課が設置され、黒人向け社会事業学校の校長、フォレスター・ワシントンが任務についたが、白人と同じ就労機会、黒人向けの学校や医療機関の改善を求めた彼の提案が受け入れられることはなく、黒人の多くは失業保険制度や年金保険制度で対象外のままだった。

第4章で概説される冷戦期には、経済が発展し、中流層が拡大する中、一方では核戦争や共産主義の恐怖が国民に緊張を与えていた。第二次大戦中には、南部から多くの黒人が北西部の都市へ移住したが、戦後、最初に失業したのが彼らだった。職が見つからず、公的扶助に頼らざるをえなかったが、それを批判する白人も多く、黒人母子家庭が公的扶助を不正受給していると烙印を押す白人もいた。そうした状況の黒人家庭をソーシャルワーカーが守ろうとしなかったことが、1960

年代後半の福祉権運動で批判的となった。

第5章では、黒人社会が立ち上がった1960年代が取り上げられる。主要機関や団体から排除されていることに不満を覚えていた黒人のソーシャルワーカーが、全米黒人ソーシャルワーカー協会を立ち上げ、「如何なる手段を用いても」闘う姿勢を貫くブラック・パワーの考え方が推進された。白人も共闘するようになり、1970年代には、ソーシャルワークの組織にも影響が見られた。倫理綱領には人種差別根絶への取り組みが織り込まれ、専門職のカリキュラムでは、黒人学生が自らのイメージと能力を肯定的に捉えられるよう、黒人についての正しい歴史的認識や文化をテーマとする授業が設けられた。

3. 制度的差別に関わるソーシャルワーク

「ソーシャルワークの原罪は黒人を奴隷にし、経済的搾取を永遠に可能にする社会体制を構築し、それを当時の人々が当然のこととみなしたところにある」(p. 35)と著者が述べるとおり、米国のソーシャルワークは、制度的人種差別主義を基盤にしている。COSは「自作農のコミュニティーを理想とした自己コントロール可能な社会に復帰させること」(p. 23)を目指したもので、セツルメント運動も、「中流家庭をモデルとした『健全な家庭生活』を移民に学ばせよう」(p. 46)とするものだった。

ただ、制度的人種差別がソーシャルワークに限らず、多くの組織に浸透していたのも事実である。また、誰もが暴力にさらされる時代において、ソーシャルワークが黒人への差別と暴力に立ち向かえたかどうか不明である。クー・クラックス・クランが、黒人のみならず、マイノリティーを支援する白人にも危害を加えた時代に、残酷な光景を常に目にしていた当時のソーシャルワーカーには、できることが限られていた可能性もある。

さらに、ソーシャルワーカーの多くは女性であったため、彼女たち自身も制度的差別の対象

だった。女性参政権が認められたのは1920年であり、女性が家事労働と子どもの養育を行うことが当然とされていた時代、女性の公での発言や活動は許されておらず、富も政治的権力もすべてを男性が握っていた。

この時代の代表者は、セツルメント運動の先駆者ジェーン・アダムズである。アダムズは社会改良が社会統制により可能になると信じており、父親の不在が見られる黒人家庭の場合、家庭から始まる社会統制が無理だと考えていた (p. 48)。そのため、1930年代まで、彼女が建てたハル・ハウスでは人種分離が行われており、これについては非難されている。また、1901年の書簡「法の遵守」では、黒人へのリンチが法と秩序に反した、更なる暴力を迎合するものだと非難しながらも、リンチを受けた黒人がそれなりの犯罪（白人女性へのレイプ）を犯したのではないかと述べている。黒人について、当時の革新派の白人同様、当時の社会進化論や文明史論（文明の進化は野蛮人から教養人までの文化的な発展がある）のパラダイムを用いていたのである (Muhammad, 2010: 122-126)。

ただ、事業の運営管理面、黒人対象のサービスが困難を極めたことは看過できない。寄付や助成の獲得が難しく、白人利用者からも支援に反対があったからである (Hounmenou, 2012: 650-651)。また、アダムズは全米黒人地位向上協会の創設に積極的に関わり、黒人参政権や黒人女性の地位向上のためにも闘っている。アイダ・B・ウェルズやW・E・B・デュボイスなど、多くの黒人社会運動家たちとも友情を育んだ。

Crocker (1992) は、インディアナポリスの黒人コミュニティに建てられたセツルメント、フラナー・ハウスの分析で、「社会的統制や社会改革、抑圧やエンパワーメントなどの二元論は不十分であり、実際にはもっと複雑な状況だった」(p. 364) と述べている。実際、こうした複雑な状況の結果、黒人コミュニティでのレジスタンス文化が集団的アイデンティティーとして形成された。

こうして、制度的人種差別に対して、マイノリティー自らが闘ってきたわけだが、黒人やほかのマイノリティーに対する差別は続いている。トランプ政権時代にみたように、白人の特権 (white privilege) を守るためにマイノリティーへの抑圧が白人によって続けられている。本書では、white supremacy または白人至上主義という言葉を使っていないが、制度的人種差別は、白人から始まり、今もなお白人によって生かされ続けていることに問題の原点が見えてこない。マイノリティーのエンパワーメントも確かに重要だが、当事者ばかりが闘うのではなく、白人ソーシャルワーカー自らが責務を担う覚悟を示さなければならない。

この点は、日本のソーシャルワークを考える上でも参考となる。男性中心の日本の制度において、女性や外国人はパワーを奪われている。制度的差別は人種だけの問題ではなく他のマイノリティーも抑圧してきた。ソーシャルワークが自らの罪を問い直すためには、肌の色ではなく資源へのアクセスや政治的な影響力などで表される特権とパワーの比重を主な視点とすることだと考える。

本書は、アメリカ、そして日本の社会福祉全体について、ソーシャルワークの功罪と、当事者を中心とした今後の実践への道筋を示してくれる貴重な一冊である。アメリカではソーシャルワーク養成のカリキュラムに歴史的研究は重要だと位置づけられているが、実際に教えられている歴史は支援者の歴史のみに留まっており、当事者の声に耳を傾けてこなかった。これは、アメリカのアカデミアにおける就職やテニユア（昇進）で歴史的研究に対する評価が低いため、そのような研究を扱う研究者が少ない。著者のような研究者を多く輩出することがソーシャルワークにとって過去の功罪と向き合うことになるとも考える。

引用文献

Crocker, R. H. (1992) *Social Work and Social Order: The Settlement Movement in Two Industrial*

Cities, 1889-1930. University of Illinois Press, p. 364.

Hounmenou, C. (2012) Black settlement houses and oppositional consciousness. *Journal of Black Studies*, 43 (6), 646-666.

Muhammad, K. G. (2010) *The Condemnation of Blackness: Race, Crime and the Making of Modern Urban America*. Harvard University Press, p. 380.

リプライ

『ソーシャルワークはマイノリティをどう捉えてきたのか—制度的人種差別とアメリカ社会福祉史』 —書評に込えて—

熊本学園大学社会福祉学部教授 西崎 緑

最初に拙著を書評欄で取り上げてくださった『人間福祉学研究』編集委員の先生方と、丁寧な書評をご執筆くださった陳先生に心より感謝申し上げます。

さて本書は、アメリカ社会の人種差別、特に制度的に強固に存在してきた人種差別とソーシャルワークの関係をテーマとして、1968年までの歴史を執筆したものである。これまで日本の社会福祉研究者のアメリカへの関心は、ソーシャルワークの具体的方法論に関するもの、あるいはニューディール期以後の社会保障政策に関するものが多く見られるが、本書はアメリカのソーシャルワークを総体的に捉えて、その性格を把握しようと試みた。それは、1970年代に社会福祉を学んだ私自身の学習内容を再評価する意味でもあった。確かに科学的分析と現実的实践を得意とするアメリカのソーシャルワークの方法は、当時の私には魅力的であったが、それと同時に、日本での実践には今一つ馴染まない点があるとも感じてきた。そして、実際にアメリカでソーシャルワークはどの

ような機能を果たしたのか、誰にとって有効であったのか、それについて確かめたいと思ってきた。

以下に陳先生からのご指摘事項についてリプライを試みる。

(1) 誰もが暴力にさらされる時代においてソーシャルワークが黒人への差別と暴力に立ち向かえたのか？

アメリカ社会に現れる暴力については、先住民への攻撃、為政者への異議申し立て手段、集団間の暴力抗争、秩序維持の暴力など様々な意味で解釈される¹⁾。しかし陳先生の仰る「暴力」とは、おそらくリンチを筆頭にイメージされたものではないだろうか。確かに本書が中心的に扱った時代(20世紀前半)の南部社会では、映画化された小説『アラバマ物語』に描かれたように、黒人の味方をする白人への圧力、制裁、嫌がらせが見られたことは事実である²⁾。しかしソーシャルワーカーたちは、果たして暴力のために口を噤んでいたのだろうか。そもそもソーシャルワーカーたちが、黒人の置かれた社会的境遇を不正なものとして捉えていたのか、という点に疑問を感じる。

(2) ソーシャルワーカーの多くが女性であり、彼女たち自身も制度的差別の対象であった。

陳先生からのご指摘のように、アメリカ社会における制度的差別の対象は人種だけではなく、女性も制度的差別を受けていた。19世紀のヴィクトリア朝的価値観は20世紀になっても根強く、女性の社会進出を阻んできたからである。それゆえ、高学歴女性も教師や看護師やソーシャルワーカーという限定的な職業しか選択できなかった。しかし一方で、女性が1920年代から参政権を行使できたのに対して、黒人の参政権は実質的に1960年代半ばまで実現しなかった。その意味では、女性が遭遇していたのは制度的というよりはむしろ社会慣行上の差別であり、黒人が遭遇していたのは社会慣行と制度的差別の両方であったと

言える。このような不条理に対して、白人女性ソーシャルワーカーは、本当に無力であったのだろうか？黒人女性ソーシャルワーカーと共闘して、あらゆる差別撤廃に努力することもできたのではないか。しかし現実には、そうはならなかった³⁾。

(3) 白人至上主義によって生かされ続ける制度的人種差別は、白人ソーシャルワーカー自身が責務を負う覚悟をすべきではないか？

NASWは、本書が刊行された2020年には、過去のメンバーによる人種差別的実践について公式に謝罪することはなかった。しかし、ミネアポリスで犠牲になった、ジョージ・フロイド氏の事件をきっかけに、遅まきながらではあるが、2021年6月17日、NASWは以下のような公式謝罪を發表している。

「長く続いてきた残虐で組織的な人種差別が全国的に知られるに至り、全米ソーシャルワーカー協会(NASW)は、我々ソーシャルワーク専門職とこの協会が、すべての人に対して社会的正義を追求する使命を、これまで十分に全うしてきたとは言えないことを認める。NASWは、有色人種に対して危害を加えた政策と活動を支持してきたことを謝罪する。(中略)NASWは引き続きコミュニティで反人種差別訓練を行い、暴力を非難し、反人種差別政策への変更を提唱していくが、差別的なシステムやプログラムをソーシャルワーク専門職が何十年にもわたって支援したことも認めなければならない。」⁴⁾

その謝罪対象の具体例としてNASWは、次のように述べている。

- 革新時代に人種別のセツルメントを建設したこと
- 黒人が有権者登録を行うことを阻止したこと
- 指導的立場のソーシャルワーカーが優生学を支持したこと
- 悪名高いタスキギー梅毒実験に黒人男性を参加させるのを助けたこと⁵⁾

- アメリカ先住民の子どもを家族から引き離して寄宿学校に入れる役割を担ったこと
- 第二次世界大戦中に日系人を強制収容所に送る役割を担ったこと
- 専門職としてスタートしたときから、有色人種に対して医療、精神科治療、社会サービスの提供を限定的にしかなかったこと

この謝罪の実効性については、今後の結果を見ていく必要があるが、アメリカ社会の根幹に今も存在する白人至上主義をどのようにソーシャルワーカーたちが克服していくのか、ようやくその端緒についたと言えるだろう。

注

- 1) 例えば、古谷旬・山田史郎(2007)『権力と暴力』ミネルヴァ書房では、アメリカ社会の政治権力の安定性と多種多様な暴力紛争の二面性について分析している。
- 2) 『アラバマ物語』の原作は、Lee, Harper (1960) *To Kill a Mockingbird*. J. B. Lippincott & Co. であり、1930年代の南部で人種差別と闘う弁護士を主役に描いた小説である。
- 3) 例えば、Carlton-LaNey, Iris (1994) *The Career of Birdye Henrietta Haynes, a Pioneer Settlement Worker*. *Social Service Review* 68(2) 254-273 には、黒人ソーシャルワーカーへの差別的取り扱いが描かれている。
- 4) National Association of Social Workers (NASW) (<https://www.socialworkers.org/News/News-Releases/ID/2331/NASW-apologizes-for-racist-practices-in-American-social-work>) 2021/10/7. (筆者訳)
- 5) 米国公衆衛生局(Public Health Service: PHS)は、アラバマ州タスキギー郡とメイコン郡に住む黒人男性を対象に、本人に知らせることなく「治療をせずに放置した場合の梅毒の影響」を調べる実験を行った。1932年から40年間に渡り実施されたこの実験では、約600人が被験者とされ、1972年に事実が明るみに出るまでに少なくとも100人ほどが、梅毒が原因で死亡していた。1997年に当時のクリントン大統領が公式謝罪を行っている。

◆ 『人間福祉学研究』 編集内規 ◆

1. 「人間福祉学研究」(以下、本誌という)は原則として、当該年度中に1回発行する。
2. 本誌の企画、編集、発行は人間福祉学部研究会「人間福祉学研究」編集委員会が行う。
3. 本誌に掲載される原稿の種類は以下に掲げるものとする。
 - ①原著論文
 - ②研究ノート
 - ③学部および人間福祉学部研究会の主催、共催の講演会の講演原稿
 - ④書評、内外の学術研究、学術集会の動向の紹介
 - ⑤その他編集委員会が必要と認めた記事
4. 本誌への投稿資格は人間福祉に興味・関心がある者とする。
5. 原稿の執筆に際しては、以下に従うものとする。
 - ①原著論文ならびに研究ノートについては、原則としてワープロ原稿で、図表・写真・注・引用文献を含めて20,000字以内とする。
 - ②図表・写真は1点につき600字換算とする。ただし、1頁全体を使用する図表については1,600字換算とする。
 - ③投稿原稿の長さが①の規定を超過するものについては、1文字以上～2,000字未満は2,000円、2,000字以上は加えて1,000字ごとに1,000円の印刷追加料金を徴収する。ただし、32,000字を超える論文については字数に関わらず受け付けない。
 - ④図表、写真等はキャプション、説明を含め別紙に記載するとともに、本文中に挿入する箇所を本文欄外に指示すること。写真等の費用は執筆者の負担とする。
 - ⑤原稿の提出については、完全原稿を和文要旨とチェック済みの英文アブストラクトとともに提出するものとする。
6. 原著論文および研究ノートは、編集委員会の査読制により、指名された査読者の意見に基づいて採否を決定する。掲載を可とされた原稿について、掲載する巻・号および掲載順序の決定は、編集委員会が行う。なお、原稿は返却しない。
7. 本誌に発表する原稿は未発表のものに限り、他誌等への二重投稿は認めない。また、既発表の外国語原稿と本質的な部分において異なる日本語原稿は、既発表原稿とみなし受理しない。ただし、学会や研究の予稿集、科学研究費補助金の研究成果報告書に掲載されたもの、並びに未公刊の修士論文・博士論文の一部は、その旨を記載することを条件に投稿可能とする。
8. 外国語による原稿については編集委員会において審議のうえ、掲載するものとする。なお、分量については日本語原稿に準ずるもの(4,000ワード程度)とする。
9. 原稿校閲および謝礼について
 - ①英文アブストラクトの原稿校閲については、執筆者本人により校閲を依頼し、事後「人間福祉学研究英文アブストラクト原稿校閲に関する報告書」(所定用紙による)を提出する。
 - ②外国語で論文を掲載する場合の校閲(ネイティブ・チェック)については、依頼論文を除き、執筆者本人が費用負担するものとする。
 - ③編集委員会が依頼した外国語原稿を日本語に翻訳して掲載する場合には、その翻訳者に対し翻訳料を支払うものとする。その金額については研究会運営委員会で定めるものとする。
10. 本誌に掲載された論文等の著作権は学校法人関西学院に帰属する。論文等は、電子化並びに関西学院大学・同大学外のデータベースなどのサイト上での公開を行うものとする。また、執筆者がすでに外国語または日本語で発表した論文等を日本語または外国語に翻訳して掲載を希望する場合には、編集委員会において審議のうえ、掲載の是非を決定する。ただし、この場合、著作権処理に関する責任は全て執筆者が負うものとし、翻訳料は支払わない。
11. 本誌の執筆者に対して、人間福祉学部研究会会員の場合は、本誌1部と抜刷50部を無料で配付し、それ以上の抜刷を希望する時は、その実費を本人が負担するものとする。会員外の場合は、本誌1部を無料で配付するとともに希望部数の抜刷を実費で配付する。

◆ 『人間福祉学研究』 投稿規程 ◆

【投稿資格】

1. 投稿者は人間福祉に関心のある者とする。

【投稿原稿の種類および使用言語】

2. 投稿原稿の種類は、原著論文、研究ノート、書評とする。（詳細は本誌編集内規（以後「編集内規」と表記）を参照のこと）
3. 投稿者は当該原稿がいずれの種類のものであるか明示するものとする。
4. 本誌に掲載する原稿は未発表のものに限る。詳細は編集内規を参照のこと。

【審査】

5. 投稿原稿は、編集委員会が指定する2名の査読者が査読のうえ、その意見に基づき編集委員会で採否を決定する。投稿者は投稿原稿の採否決定以前に当該原稿を他の場所で公刊してはならない。

【執筆要領】

6. 「原著論文、研究ノートおよび書評等の執筆要領」を参照のこと。

【投稿料】

7. 投稿料は5,000円とする。ただし、関西学院大学人間福祉学部研究会会員及び購読費納入者は不要とする。
8. 投稿原稿の長さが内規の規定を超過するものについては、1文字以上～2,000字未満は2,000円、2,000字以上は加えて1,000字ごとに1,000円の印刷追加料金を徴収する。ただし、32,000字を超える論文については字数に関わらず受け付けない。
9. 投稿料の支払いは、編集委員会より送付する振込依頼書により行う（投稿申込書を受領後に事務局より送付する）。投稿者は、振込依頼書を受領後、所定の期日までに投稿料を振り込むものとする。

【投稿申込】

10. 所定の期日までに、『人間福祉学研究』投稿申込書（所定用紙）を提出するものとする。
提出物：『人間福祉学研究』投稿申込書（所定様式） 1部
提出期日：毎年1月末日
提出先：『人間福祉学研究』編集委員会

【提出原稿・書類等】

11. 投稿申込期日後、『人間福祉学研究』編集委員会からの連絡を受け、以下の提出物を所定の期日までに提出するものとする。
提出物：

審査用原稿	1部
コピー	2部
要旨（和文・英文とも）	2部
電子媒体（CD-ROM）	1部

「人間福祉学研究英文アブストラクト原稿校閲に関する報告書」（所定様式） 1部
提出期日：毎年2月末日
提出先：『人間福祉学研究』編集委員会

◆ 原著論文，研究ノートおよび書評等の執筆要領 ◆

1. ソフトウェア環境

(1) 文章

文章はMS-WordのWord文書形式（推奨）およびテキスト形式で作成してください。特定のワードプロセッサに依存するフォーマットで保存されている場合は受けつけることができません。文章中には、図表の貼りつけはしないでください。

本文では原則として、数字は全て半角を用いてください。

(2) 図表・写真

図表・写真は、本文とは別に作成してください。本文では図表・写真の挿入位置のみ示してください。

グラフなどの図表はできるだけMS-Excelで作成してください。その際、使用するシートがわかるようにシート名をつけてください。それぞれのタイトルは、表の場合は上に、図の場合は下に記載してください。

説明図等については、MS-Excelもしくは、専用のグラフィックソフト（Adobe Photoshop, Illustrator など）で作成してください。

2. タイトル・要約・キーワード

以下のものを日本語と英語の両方で表記してください。ただし、英語論文の場合は、要約とキーワードは英語のみで足りります。

- (1) 表題・副題 (title ; sub-title)
- (2) 著者名 (author)
- (3) 所属機関名 (office)
- (4) 要約 (abstract) (日本語で400字まで、英語で300 words程度まで)
- (5) キーワード (key words) (5語程度)

3. 表記法・体裁

(1) 言語・文字

言語は、日本語または英語とします。ただし、単語であれば、ドイツ語、フランス語などの使用は可能です。

横書き、新仮名遣い、新字体使用を原則とします。機種依存文字は避けてください。句読点は、カンマ（,）ピリオド（.）を使用してください。引用文にはカギ括弧（「 」, 『 』）を使用して、他の部分と区別してください。

(2) 数字

数字は、原則として半角のアラビア数字を使用してください。年は原則として西暦で表記してください。

(3) 章立て

章立ては、下記の要領をお願いします。

(例) 1. インパクト・アナリシス

1.1. 方法

1.1.1. ステップA 非営利セクター全体の特質についての調査

1.1.2. ステップB サブフィールドでの特質についての調査

1.2. 仮説

1.2.1. 公共サービスを提供する機能

1.2.2. アドボカシー機能

4. 注

本文中での注は、MS-Wordの「脚注」機能を使用してください。ナンバリングは、「自動脚注番号」(1, 2, 3…)を使用してください。MS-Word以外のワープロソフトをお使いの場合、あるいはテキスト形式の場合には、単純に、本文のあとに番号順に並べてください。注の数は最小限にとどめてください。単に引用文献を示すだけであれば、注を用いず、6.の例にしたがって、本文中の()内に示してください。

5. 参考文献

論文の末尾に、参考文献リストを添えてください。参考文献としてあげることができるのは、本文中に引用した文献に限ります。これを筆頭筆者の姓に基づき、日本語文献と外国語文献を区別せず、アルファベット順にソートしてください。

【日本語雑誌】

著者名(発行年)「タイトル」『雑誌名』巻(号)、ページ

(例) 田中弥生(1999)「市民社会による自己決定メカニズム」『公益法人』28(12)、2-12.

同じ著者の文献が複数ある場合：発行年のあとに、アルファベットをつけ、区別する。

(例) 田中敬文(2000a)「NPO発展の鍵を握る実務と研究教育との連携」…

田中敬文(2000b)「NPOの国際的多様性と日本のNPO」…

共著の場合：著者名を「・」でつなぐ。

(例) 本間正明・出口正之(1990)「見識ある自己利益の原理に立て」『中央公論』1990年6月号、414-425.

【日本語単行本】

著者名(発行年)『書名』出版社。

(例) NPO研究フォーラム(1999)『NPOが拓く新世紀』清文社。

【外国語雑誌】

著者名(出版年)タイトル[最初とコロンの直後の単語を大文字で始める]。記載[イタリックで、各単語を大文字で始める]、巻(号)、ページ。

(例) Alhian, Armen and Demsetz, Harold (1972) Production, information costs and economic organization. *American Economic Review*, 62(5), 777-795.

(例) Mosley, Paul ; Hudson, John & Horrel, Sara (1987) Aid, the public sector and the market in less development countries. *Economic Journal*, 97(4), 616-641.

【外国語単行本】

著者名（出版年）書名 [イタリックで、各単語を大文字で始める]。出版社。

(例) Hansmann, Henry (1996) *The Ownership of Enterprise*. Harvard University Press.

【外国語単行本の日本語版】

著者名（出版年）、書名 [イタリックで、各単語を大文字で始める]。出版社（訳者姓名（出版年）『書名』出版社）。

(例) Coase, Ronald H. (1988) *The Firm, the Market, and the Law*. University of Chicago Press (宮沢健一・後藤 晃・柴垣萌文訳 (1992) 『企業・市場・法』東洋経済新聞社)。

(例) James, Estell ; Rose-American, Susan (1986) *The Nonprofit Enterprise in Market Economies*. Harwood Academic Publishers (田中敬文訳 (1993) 『非営利団体の経済分析－学校、病院、美術館、フィランソロピー』多賀出版)。

【ホームページ】

サイト名（ホームページアドレス）アクセスした日付。

(例) 大阪大学大学院国際公共政策研究科 (<http://www.osipp.osaka-u.ac.jp/>) 2001/12/31.

【外国語文献の著者名の表記ルール】

外国語文献における著者の First name は、イニシャルではなく、フルネーム表記でお願いいたします。ただし、原典がイニシャル化してあり、フルネームがわからない場合などは例外的にイニシャルの使用を認めます。Middle name はイニシャル化してください。(例: Salamon, Lester M.)

著者が複数の場合は、すべての著者を連記してください。その場合、Last name, First name ; Last name, First name and Last name, First name のように表記してください。

(例) Cnaan, Ram A. ; Hndy, Femida and Wadsworth, Margaret (1996)

ただし、本文中で引用する際、著者が2人の場合は姓を連記し、3人以上の場合は2人目からは姓を et al. で代用してください。

(例) Cnaan, et al. (1996)によれば…

6. 文中での引用文献の明示方法

・著者の姓（出版年：ページ）、ただしページ番号については省略可とします。

(例1) 出口 (1999 : 28-29) によれば…

(例2) いくつかの位置づけが考えられる (Hopkins, 1991 : 31)

訳書のある原書から引用する場合、本文での言及は、原書の著者および年とその引用ページを記載してください。なお、ページ番号については省略可とします。

また、姓のみを用い、フルネームにしないでください。

(×本間正明 (1999) によれば…)

・ホームページサイト名 (website)

(例) 大阪大学大学院国際公共政策研究科 (website) によれば…

7. 図表

図表の点数は特に指定しませんが、文中で言及するもののみにしてください。また、文中に図表の挿入位置を指示してください。

図表番号・タイトル・出所は忘れずに記入してください。図表、写真などを他の文献よりそのまま

引用する場合は、著者自身が事前に著作権者より許可を得て、必ず出典を明示してください。著者自身が作図した場合は、その旨明記してください。図表番号は、図、表、写真それぞれ別に1から付番してください。

(日本語例) 図1, 図2, 図3, …

表1, 表2, 表3, …

写真1, 写真2, 写真3, …

(英語例) Figure 1, Figure 2, Figure 3, …

Table 1, Table 2, Table 3, …

Photo 1, Photo 2, Photo 3, …

『人間福祉学研究』 投稿原稿募集のお知らせ

本誌は、2008年に創刊した査読制の研究雑誌です。研究者等に対し学術論文等の発表の機会を供するために、投稿原稿を広く募集しています。投稿希望者は投稿規程および編集内規等を確認のうえ、ふるって投稿してください。

【STEP1】 投稿申込

『人間福祉学研究』投稿申込書（所定様式）を所定の期日までに提出してください。

- 提出物：『人間福祉学研究』投稿申込書（所定様式） 1部
- 提出期日：毎年1月末日
- 提出先：〒662-8501

兵庫県西宮市上ヶ原一番町 1-155
関西学院大学人間福祉学部内
「人間福祉学研究」編集委員会 宛
TEL：0798-54-6844 FAX：0798-54-6845

【STEP2】 原稿等の提出

投稿申込期日（毎年1月末日）後、『人間福祉学研究』編集委員会から投稿申込者に投稿受付の可否について連絡いたします。編集委員会からの連絡を受けたら、以下①～⑤の提出物を所定の期日までに提出してください。

- 提出物：①審査用原稿 1部
- ②コピー 2部
- ③要旨（和文・英文とも） 2部
- ④電子媒体（CD-ROM） 1部
- ⑤「人間福祉学研究英文アブストラクト原稿校閲に関する報告書」（所定様式） 1部
- 提出期日：毎年2月末日
- 提出先：〒662-8501

兵庫県西宮市上ヶ原一番町 1-155
関西学院大学人間福祉学部内
「人間福祉学研究」編集委員会 宛
TEL：0798-54-6844 FAX：0798-54-6845

『人間福祉学研究』 投稿申込書

所 属
職 名
氏 名
連 絡 先



勤務先 ・ 自宅 (どちらかに○を)

〒

TEL

FAX

e-mail

次のとおり『人間福祉学研究』に投稿いたします。

種類 (いずれかに○を)	1. 原著論文	2. 研究ノート	3. 書評	4. その他 ()
表題				
概要				
共同執筆者	No.	所属・職名	氏名	
	例 1	〇〇大学△△学部・教授	□ □ □ □	
	例 2	〇〇大学大学院博士課程後期課程	□ □ □ □	
	例 3	〇〇病院△△相談室・室長	□ □ □ □	
	1			
	2			
	3			
	4			
	5			
	6			

A4判に拡大コピーしてご利用ください。または、関西学院大学人間福祉学部ホームページから様式をダウンロードしてください。

年 月 日

「人間福祉学研究」編集委員会 御中

所 属 _____

氏 名 _____ 印

『人間福祉学研究』英文アブストラクト原稿校閲に関する報告書

下記のとおり原稿校閲をいたしましたので報告いたします。

記

タイトル：

執筆者：

以上

【注意事項】

1. ネイティブ・チェックができるのは、英語を第一言語とする人です。また、可能な限り、社会科学、人文科学、言語学などのバックグラウンドを持っておられる人に依頼してください。
2. 専門業者に依頼した場合、その業者が発行する証明書を提出することによって本紙の提出に代えることは可能です。

A4判に拡大コピーしてご利用ください。または、関西学院大学人間福祉学部ホームページから様式をダウンロードしてください。

編集 後記

多くの人々の協力により『人間福祉学研究』第14巻第1号が刊行出来ましたこと感謝申し上げます。

今回は「コロナ禍」における課題ということで特集を組みました。昨春から、大学はオンライン授業が主流となり、キャンパスから学生が消え、閑散とした大学の風景に寂しい思いがしていました。学生不在のキャンパスは懐かしい昔日の郷愁かもしれませんが、やはり対面で肉声を聞き、議論し、友と語り合っただけの従来を思い出します。

5年前、芝野先生に2年間だけと岡本民夫先生の後を引き受け、編集委員長として内外の先生方のご協力のもと、当初、予想だにできなかったのですが、何とか重責を果たさせていただきました。この間、編集においても、いくつか問題も出てきましたが、編集委員の先生方、とりわけ山先生には学部との連絡をとっていただき、解決していただき感謝申し上げます。また学内外の編集委員の先生方、学部事務室、関学出版会からも多大の示唆と協力をいただきました。

とりわけこの5年間は「貧困」「価値」「地域」「トラウマ」「コロナ禍」といった人間福祉学の基礎となるような特集の設定をもうけて、毎回、数人の分野の違う先生方に執筆いただきました。今後は更に投稿論文が増えていくことを期待しております。そのための良き方法も考えていく必要もありましょう。加えて査読者も新しい分野も含めて増やしていくことも課題です。研究誌は学部や研究科だけでなく、関係学問領域にとっても「生命」です。そしてこの雑誌は内外にも開かれた研究誌です。今後ともよろしくお祈りいたします。

第15巻から編集委員長は才村純先生にバトンタッチいたします。ますます良い研究誌になることを祈念いたしております。

(室田記)

●編集委員長

室田 保夫 関西学院大学名誉教授

●編集委員

赤松 喜久 大阪教育大学教育学部教授
石川久仁子 大阪人間科学大学人間科学部准教授
渡部 律子 元日本女子大学人間社会学部教授
山 泰幸 関西学院大学人間福祉学部教授
今井小の実 関西学院大学人間福祉学部教授
河鱒 一彦 関西学院大学人間福祉学部教授
林 直也 関西学院大学人間福祉学部教授

人間福祉学研究

Japanese Journal of Human Welfare Studies

第14巻 第1号 / 2021年12月31日発行

発行 関西学院大学人間福祉学部研究会

〒662-8501 兵庫県西宮市上ヶ原一番町1-155

TEL: 0798-54-6844 FAX: 0798-54-6845